

# 道路管理施設等点検整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 道路管理施設等点検整備標準要領（案）

## 内 訳

- トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領(案)
- 消融雪設備点検・整備標準要領(案)
- 道路排水設備点検・整備標準要領(案)
- 共同溝付帯設備点検・整備標準要領(案)
- 機械式駐車場設備点検・整備標準要領(案)
- 車両重量計設備点検・整備標準要領(案)
- 車両計測設備点検・整備標準要領(案)
- 道路用昇降設備点検・整備標準要領(案)
- 参考資料（点検・整備の解説）

# トンネル換気設備・非常用施設

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省

総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	2
第3条 用語の定義 -----	6
第4条 点検・整備 -----	7
第5条 記 錄 -----	7
第2章 点 檢 -----	8
第6条 点検の種類 -----	8
第7条 月 点 檢 -----	8
第8条 年 点 檢 -----	8
第9条 管理運転 -----	9
第10条 臨時点検 -----	9
第3章 整 備 -----	10
第11条 整備の種類 -----	10
第12条 定期整備 -----	10
第13条 保全整備 -----	10
第4章 点検・整備内容 -----	11
第14条 点検・整備内容 -----	11
第15条 点検・整備記録 -----	11
第5章 維持管理 -----	12
1. 保 管 -----	12
第16条 予 備 品 -----	12
第17条 工 具 類 -----	12
第18条 図 書 及 び 記 録 類 -----	12
2. 記 錄 -----	13
第19条 設 備 履 歴 簿 -----	13
第20条 運 転 記 録 -----	13
第21条 故 障 記 録 -----	13
第22条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	13
付表1 点検・整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、トンネル換気設備・非常用施設を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. トンネル換気設備は常用稼働設備であり、トンネルの利用者に対して通行の安全や快適な環境を確保するもので、走行する車両の種類と交通量により連続的又は断続的に稼働することが要求される。

トンネル非常用施設はトンネル内において火災及び事故等が発生した場合に、その被害を最小限度にするために使用される緊急用のものであることから、緊急時に設備が確実に機能を発揮できることが要求される。

トンネル換気設備・非常用施設が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領はトンネル換気設備・非常用施設で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、それらの環境に応じた内容を本標準要領に準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

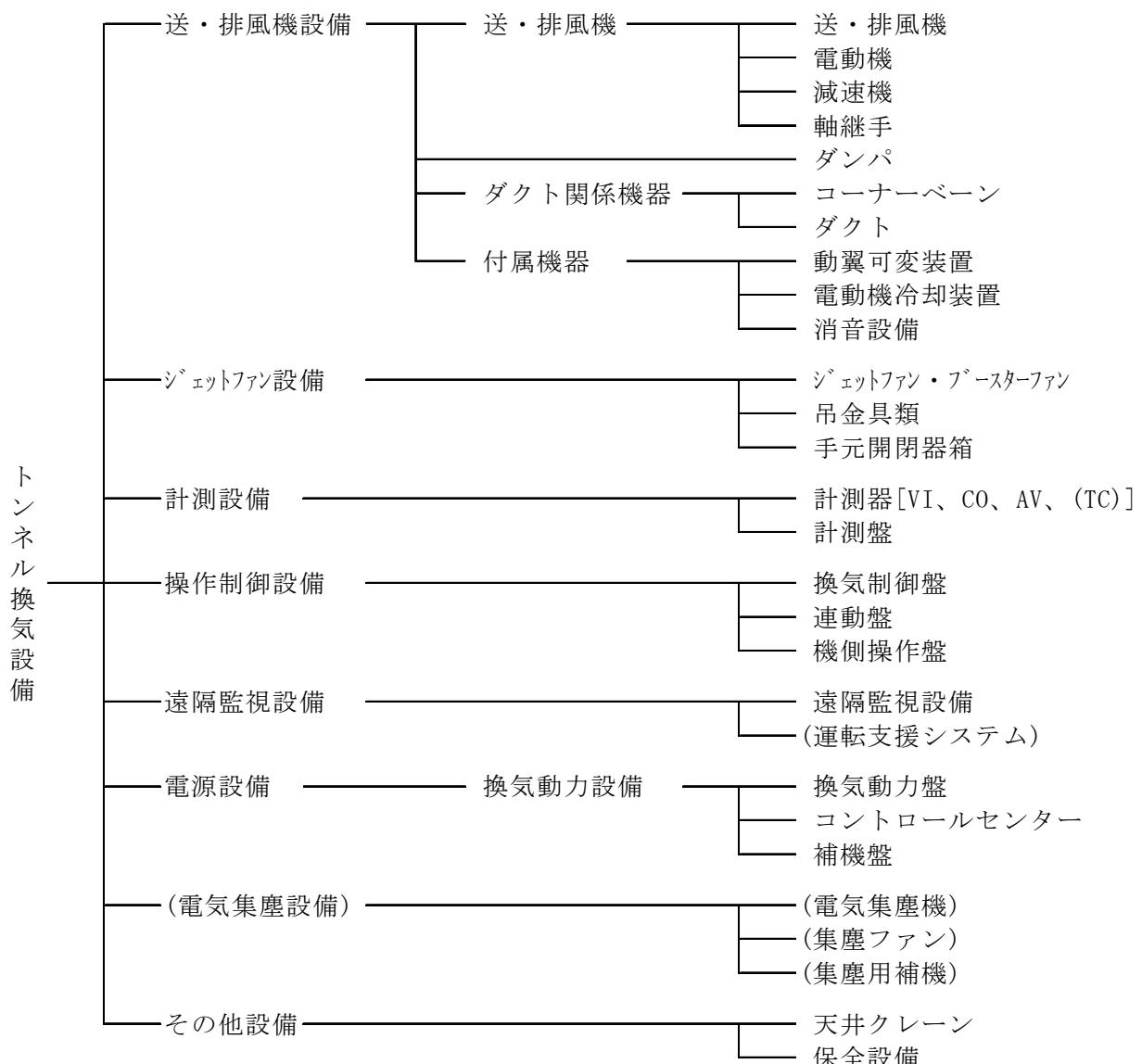
また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

**( 適用範囲 )**

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としてのトンネル換気設備・非常用施設の点検・整備に適用する。

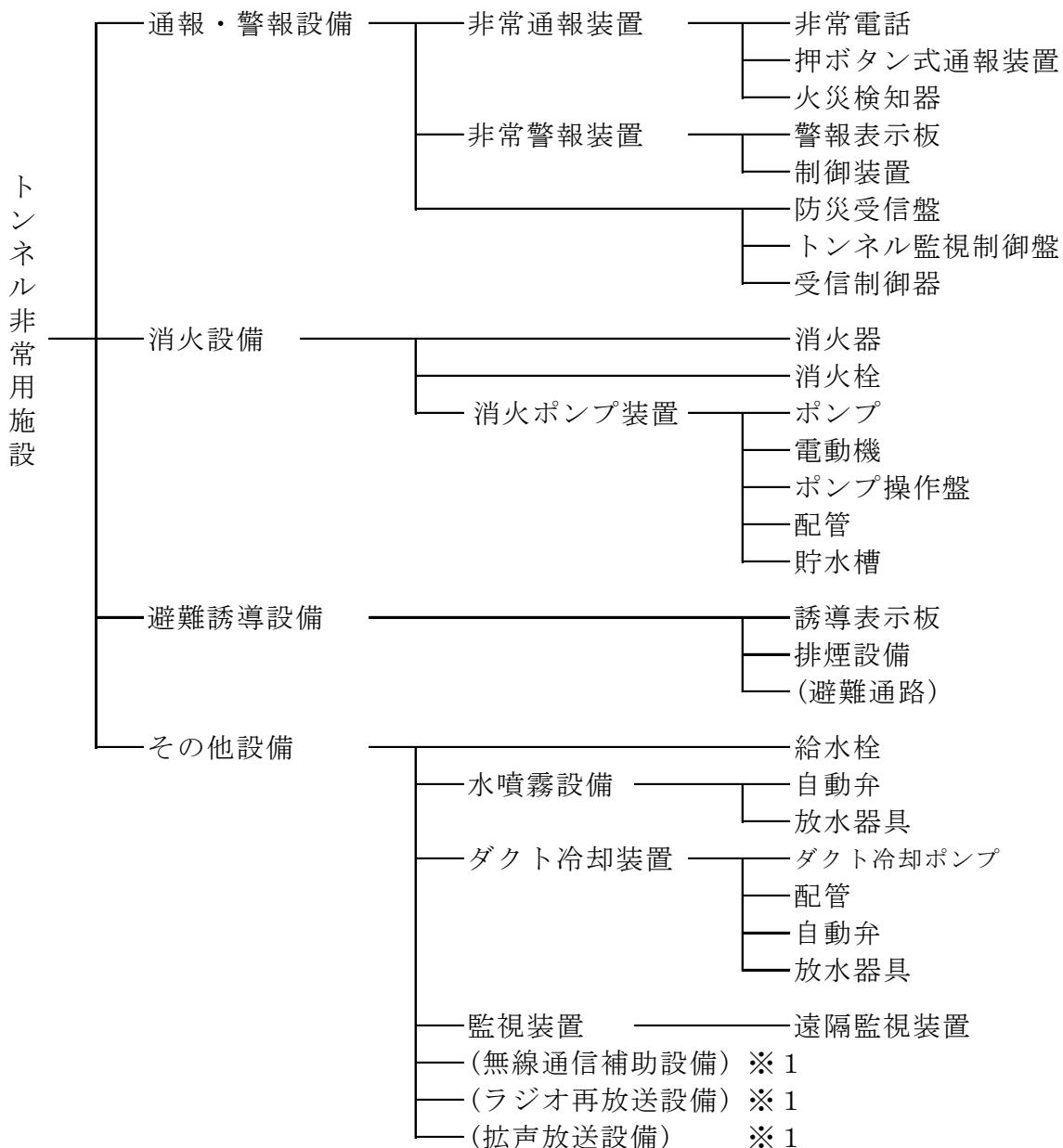
**【解説】**

1. 本標準要領は、トンネルの利用者に対して通行の安全や快適な環境を確保するために設けられるトンネル換気設備（ジェットファン設備、送・排風機設備等）、トンネル内において火災及び事故が発生した場合に、その被害を最小限度にするためのトンネル非常用施設（通報・警報設備、消火設備、避難誘導設備、その他の設備）を対象とする。
2. 図1-1～図1-3にトンネル換気設備・非常用施設の設備区分と構成例を示す。
3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。
4. トンネル換気設備・非常用施設は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。
5. 点検・整備に当たっては、「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に準拠するものとする。



(注) ( ) の設備は、一般的の設備では設けられていることが少ないため、標準的な設備を対象としている点検整備チェックシートでは省略する。

図 1 - 1 トンネル換気設備の設備区分と構成例

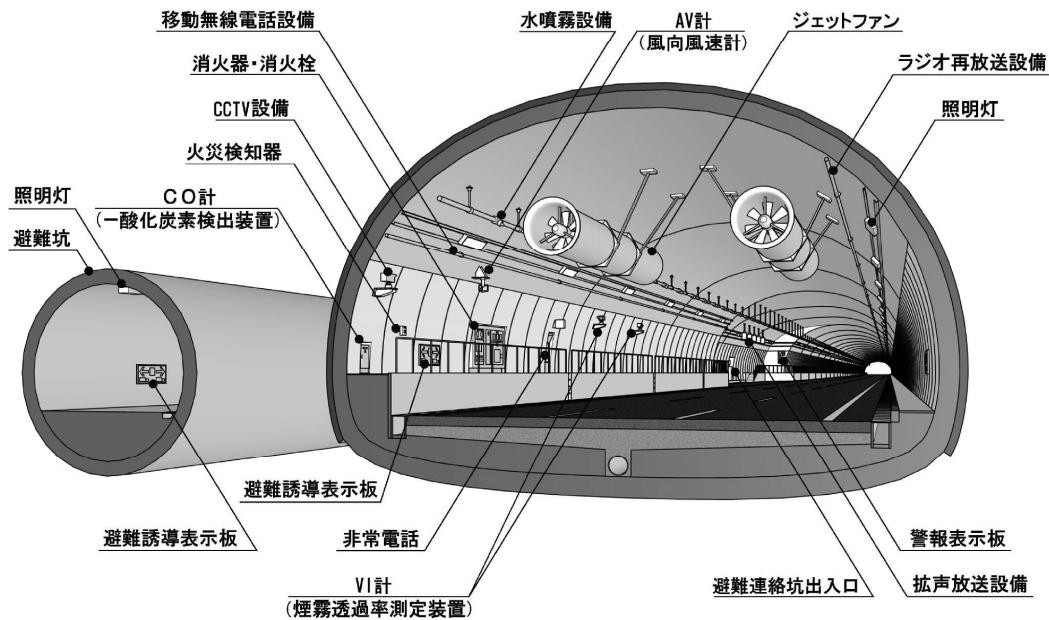


(注) ( ) の設備は、一般的の設備では設けられていることが少ないため、標準的な設備を対象としている点検整備チェックシートでは省略する。

※1 無線通信補助設備、ラジオ再放送設備、拡声放送設備等は、電気通信施設点検基準（案）による。

図 1－2 トンネル非常用施設の設備区分と構成例

## トンネル換気設備・非常用施設



## トンネル換気設備(送風機)

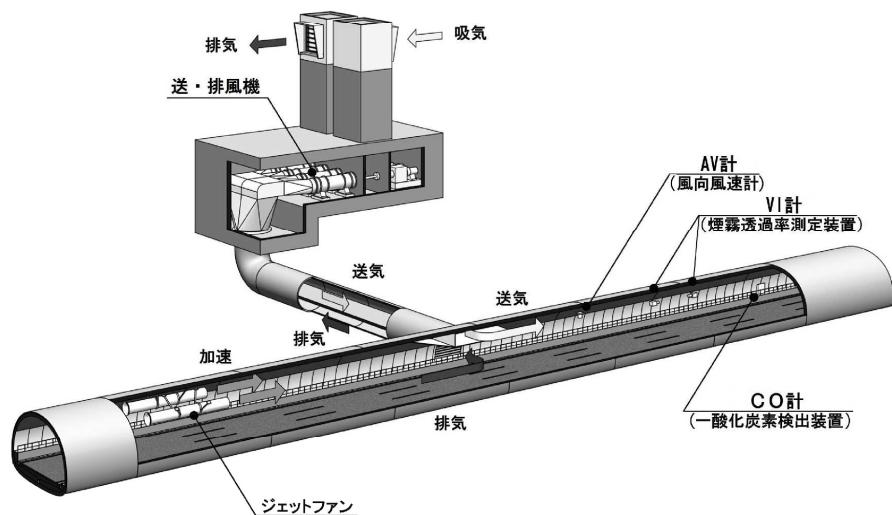


図 1－3 トンネル換気設備・非常用施設の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を目的に行う実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

( 点検・整備 )

**第4条** トンネル換気設備・非常用施設の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

【 解 説 】

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無、機器等の取付け状況等の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

( 記 録 )

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

【 解 説 】

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータのうち、機器の経年劣化（変化）の把握、あるいは不具合事象の予測を行うために有効な項目（傾向管理項目）については、継続的に計測値をグラフ化し、管理基準値と比較する等データ変化の傾向を把握することが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。  
また、定期点検は月点検と年点検とを区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、月点検と年点検に区分する。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 月点検 )

**第7条** 月点検は、原則として月1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 月点検は、トンネル換気設備・非常用施設を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持、落下防止の観点から機器の整備状況や取付け状況、作動確認、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 月点検では各部機能が損なわれていないかを主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 月点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。
4. 月点検は月1回が原則であるが、設備の機能・目的、構造等により必要に応じた点検周期に設定することができるものとする。なお、月点検の項目の周期を延長する検討を行うにあたっては、過去の点検整備の実績と不具合の内容と傾向から判断し、月点検周期を延ばしても設備の信頼性確保に問題ないと認められる場合に限り可能とする。なお、その場合は維持管理計画にその理由を明記すること。

### ( 年点検 )

**第8条** 年点検は、適切な時期に年1回実施するものとする。  
なお、年点検を実施した月の月点検は省略できる。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保、落下防止を目的として、運転時間の累積による劣化・損傷等の発見、取付け状況の確認及びトンネル換気設備・非常用施設全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

**( 管理運転 )**

**第9条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

**【 解 説 】**

定期点検時には、原則として管理運転を実施する。

特に非常用施設は、通常の運用ではほとんど運転されることがないことから、信頼性を確保するため定期的に管理運転を行い、機器が正常に動作することを確認しておくことが重要である。

**( 臨時点検 )**

**第10条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

**【 解 説 】**

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

### 第3章 整 備

#### ( 整備の種類 )

**第11条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. トンネル換気設備・非常用施設は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

#### ( 定期整備 )

**第12条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【解説】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、月点検や年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、その実施する時期の選定について配慮する必要がある。

#### ( 保全整備 )

**第13条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【解説】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、燃料、冷却水等の補給、各部の清掃、作動調整等を行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第14条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持、落下防止のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備は各トンネル換気設備・非常用施設の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第15条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表2「点検・整備総括表」、別表3「点検・整備記録表」、別表4「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保 管

#### ( 予備品 )

**第16条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【 解 説 】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第17条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【 解 説 】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第18条** トンネル換気設備・非常用施設の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【 解 説 】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第19条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表(例)

記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	月点検	年点検			
点検・整備総括表	○	○	○	○	○
点検・整備記録表	○	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	△	△	△	△	△
故障記録表	△	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成    △…必要に応じて作成

### (運転記録)

**第20条** 運転記録は、トンネル換気設備・非常用施設の運転状況を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の運転に際しては、可能な限り運転の状況のデータを収集・記録し、以降の点検・整備の計画に資するものとする。詳細な運転の記録が不可能な場合には、少なくとも経年的な運転時間を記録し、点検・整備の計画の基礎資料とする。

運転記録表の一例を付表2記録表の別表1「運転記録表」に示す。

### (故障記録)

**第21条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表5「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第22条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表6「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 1

### 点検・整備チェックシート

1. 一般事項
2. 用語の定義
3. 送・排風機設備
4. ジェットファン設備
5. 計測設備
6. 操作制御設備
7. 遠隔監視設備
8. 換気動力設備
9. 非常用施設

## 1. 一般事項

本点検・整備チェックシートは、「トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 定期整備の周期は設備の状況を十分考慮しつつ決定する必要がある。
- 3) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられた場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

- |             |  |
|-------------|--|
| X [ 取 替 ]   | 主に経時的に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。   |
| C [ 清 掃 ]   | 点検時に必要に応じて当該箇所を分解して付着物の除去をするものである。換気設備のジェットファンや計測設備は、道路に凍結防止剤を散布するトンネルでは、塩害により錆の発生の原因になるので、塵埃が堆積しさらに水分を含み固化しないようする。また、フィルタ、スイッチ類等についても塵埃が付着することによって機能障害を起こしやすいので清掃をする。 |
| W [ 分 解 ]   | 容易には内部の点検ができないが、経時的に塵埃などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断をする）ものである。  |
| E [ 目 視 ]   | 目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。  |
| A [ 調 整 ]   | 計器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。  |
| M [ 測 定 ]   | 機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（機付の計器がある場合はそれ以外の計器）を用いて確認するものである。   |
| T [ 増 締 ]   | 締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認を兼ねて所要のトルクで締めることも含む。   |
| H [ 指触・打診 ] | 機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認したり、テストハンマ等で打撃を加えて割れやゆるみなどの異常を確認するものである。   |
| D [ 動作確認 ]  | 手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。  |
| S [ 聴 覚 ]   | 機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。   |

点検・整備チエックシート

名 備 言

目次

目次

点検・整備の種類										良否の判定	
点検指示事項											
X	取替	C	清掃	W	分解	E	H	I	強	○	良好
A	調整	M	測定	T	トレンチ	D	常温	ドライ	指触・打診	△	異常傾向有り
D	動作確認	S	暖管	T	修理	W	温	潤滑	機能正常	×	故障又は機能不全有り

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果									
	点検項目	点検内容	点検の目的 点検箇所 点検方法			定期点検 月 点 検 点 検 管 理			臨時 点 検 點 検			定期 期 間 整 備			原因を調査し対処する。	不良時の処置 の方針 及び 判定基準	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
全般	運転確認	運動、単独操作での運転ができるかを確認する。	D	D	(D)	-	運	起動条件の確立、運動運転、単独運転ができること。	E,H,S	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	羽根車の回転、振動、騒音など、異常がないこと。				
運転状況	正常な運転がされているかを確認する。	D	D	(D)	-	運	運	運	E,H,S	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	羽根車の回転、振動、騒音など、異常がないこと。				
据付状況	据付基礎にひび等はないか、基礎ボルトに緩みなどはないかを確認する。	E	E	(E)	-	運	運	運	E,H,S	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	前回から変化のないこと、ハーマリング等によりボルトの緩みがないこと。				
ケーシング	異物の侵入がないかを確認する。	E	E	(E)	-	運	運	休	E,S	E,S	E,S	(E,S)	-	異物の侵入、断続音、異音が停止し原因調査の上、異物の除去。				
外観	ケーシング外面、フランジ溶接面、脚部溶接部等の外観を確認する。	E	E	(E)	-	休	休	W	E,H,M	E,H,M	E,H,M	(E,H,M)	-	汚損、塗装の剥離、劣化、異常な腐食、亀裂がないこと。				
振動	開塞や回転体の異常がないことを確認する。	O	O	(O)	-	運	運	W	S,M(S)	S,M(S)	S,M(S)	(S)	-	振動が基準値以下であること。増加傾向にないこと。				
騒音	開塞や回転体の異常がないことを確認する。	O	O	(O)	-	運	運	W	E,H,S	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	騒音が基準値以下であること。増加傾向にないこと。				
羽根車	羽根車の表面の腐食状況、ダストの堆積、湿潤状況を確認する。	E	E	(E)	-	休	休	W	E	E	E	(E)	-	腐食、ダストの堆積がないこと。				
羽根車	羽根取付状況、可変翼の動作状況を確認する。	E	E	(E)	-	運	運	W	E	E	E	(E)	-	ガタツキがないこと。動きがスマートであること。				
中間軸	外観を確認する。	E	E	(E)	-	休	休	W	E	E	E	(E)	-	腐食、亀裂・損傷、変形等がないこと。				
送・排風機・機器備	絶縁抵抗	O	O	(O)	-	M	M	M	M	M	M	(M)	M	-	基準値以下に低下していないこと。			
送・排風機・機器備	接地	接地線の状態を確認する。	E	E	(E)	-	休	休	E	E	E	(E)	-	接地線が正常に結線されていること。				
電圧	正常であることを確認する。	E	E	(E)	-	運	運	W	M	M	M	(M)	M	-	電圧が基準値以内であること。			
電流	電流値により、送風機の運転が正常であることを確認する。	E	E	(E)	-	運	運	W	M	M	M	(M)	M	-	定格電流値以下であること。増加傾向にないこと。			
温度	機側盤の計器にて、固定子温度に異常はないかを確認する。	E	E	(E)	-	M	M	M	M	M	M	(M)	M	-	温度が基準値以下であること。増加傾向にないこと。			

（上表では、気象庁の震度階級が4以上の中震に見舞われた例を示す。）

運転中の休憩時間は、運転検査の記述が必須な項目については別表-4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

送・排風機設備(2/3)

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診
		D	動作確認	S	聽覚	○	○	○	トレンジ管理(推奨)

点検・整備		定期点検と点検方法				点検結果				備考
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法		定期点検 月 年 点検 点検 管理		臨時点検 時 点検 点検		定期 定期 整備 整備 機器		不良時の処置 の方針
		点検内容	振動	E	M	-	M	運	原因を調査し対処する。	
送・排風機	軸受	軸受の振動により、機器の状態、潤滑状態等を確認する。	振動	○	E	M	-	M	振動が基準以下でないこと。 増加傾向にないこと。	基準( $\mu\text{m}$ )
送・排風機	温度	機側盤の計器にて軸受温度を確認する。	温度	○	E	M	-	M	温度が基準以下でであること。 増加傾向にないこと。	測定値(℃)
送・排風機	軸継手	軸継手の取付状態を確認する。	取付状況	-	E	-	E	休	接続部に緩みがないこと。 軸受を取替えする。	基準
送・排風機	減速機	軸受の振動による機器の状況、潤滑状態等を確認する。	振動	-	H	H	-	運	異常振動がないこと。	原因を調査し対処する。
送・排風機	音	異音はないか確認する。	音	S	S	-	W	運	異音のないこと。	原因を調査し対処する。
送・排風機	潤滑装置	潤滑装置の各機器の動作状況、性能を確認する。	潤滑装置	D,E	D,E	-	運	各機器が正常に動作すること。 清掃、部品取替、又は油脂取替え。	原因を調査し対処する。	
送・排風機	ダンパー	コントロールモータの動作	ダンバー	-	D	-	休	全開、全閉に動作できること。	原因を調査し対処する。	
送・排風機	軸受損傷	動作時に軸受けから異音等がないかを確認する。	ダンパー	-	S,D	-	休	軸受、羽根の動作時に異音がないこと。	調整又は取替える。	
送・排風機	ダンパー	翼の変形の変形状況、翼の変形がないかを確認する。	変形	E	E,D	-	休	翼の変形がないこと。	修理又は取替える。	
送・排風機	外観	外観を確認する。	外観	E	E	-	休	異常な腐食、損傷、発錆がないこと。	異物を除去、修理、又は取替える。	
ダクト	音	異常な気流音や空気漏れ音を確認する。	ダクト	-	S	-	運	うなり音等の異音がないこと。	原因を調査し対処する。	
ダクト	外観	ダクト、継ぎ手等に腐食が発生していないかを確認する。	外観	-	E	-	C,T	異常な腐食、発錆がないこと。	塗装、修理又は取替える。	
ダクト	異物	風路内にゴミ、異物が堆積していないかを確認する。	異物	-	E	(E)	休	風路内のダスト異物の堆積がないこと。	清掃又は除去する。	
ダクト	異物	車道や換気塔の吸排気口に異物はないかを確認する。	異物	-	E	(E)	運	鳥の巣やビニールシートなどの異物がないこと。	清掃又は除去する。	

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診	△ 異常傾向有り
		D	動作確認	S	聽覚	○	○	○	○	× 故障又は機能不全

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

送・排風機設備(3/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	T 増縮	H 指触・打診	○ レンジド管理(推奨)
A 調整	M 検定	S 脳観	○					△ 異常傾向有り
D 動作確認								× 故障又は機能不全有り

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法				不良時の処置 の方針	点検結果	備考
	点検項目	点検内容	定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検 管理	臨時点検 時 点検 点検 管理	定期整備 月 点検 点検 点検 管理			
送・排風機設備	コーナーベーンダクト機器	取付状況	ボルトの緩みがないかを確認する。	—	E,H,S	—	運び休	打音テストでボルトの緩みがないこと。	
		外観	外観を確認する。	—	E	—	C,T休	破損、腐食がないこと。	
	動翼可変装置	可変機構異常	可変機構の動作状況を確認する。	—	D,E	—	運び休	翼が正常に動作すること。	
		油圧(空圧)装置	ポンプ、フィルタ、弁、調圧装置、タンク類の動作を確認する。	E,D	E,D	—	W	可変機器、油圧又は空圧装置の調査。	
	電動機冷却装置	運転状況	ファンが正常状態で運転されているかを確認する。	E,D	E,D	—	W	各機器が正常に動作すること。	
		振動	異常な振動が発生していないか、を確認する。	—	E,H	—	運	正常に運転されていること。	
	付属機器	外観	外観を確認する。	E	E,C	—	運び休	原因を調査し対処すること。	
		音	異音がないかを確認する。	S	S	—	運	異常振動がないこと。	
	消音設備	外観	消音器本体、架台の外観を確認する。	—	E	—	X休	原因を調査し対処すること。	
		天井クレーン	動作確認	横行、走行状況を確認する。	—	D(D)	—	異常なく動作すること。	
その他									

\*臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いいる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

ジエットファン設備(1/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項					
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 検定 S 脳対応	W 分解 T 増縮 O レンダ管理(推奨)	E 目視	H 指触・打診	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能不全	良否の判定

点検・整備		点検周期と点検方法						点検結果		
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		定期整備	点検条件	不良時の処置 の方針	良否の判定 と提案事項の記述	備考
		月	年	月	年					
ジエットファン設備	運転確認	運転操作での運動ができるかを確認する。	D	D	(D)	-	運	起動条件の確立、運動運転、原因を調査し対処する。		
羽根車	運転状況	正常な運転がされているかを確認する。	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	運	羽根車の回転、振動、騒音などで、異常がないこと。		
ジエットファン設備	据付状況	軸体のひび、基礎ボルトの緩みがないかを確認する。	E	E,H,S	(E)	-	運及び休	前点検と比較して、状況に変化がないこと。		
ジエットファン設備	外観	破損、部品の脱落がないかを確認する。	E	E	(E)	-	運及び休	破損、部品の脱落がないこと。		
ジエットファン設備	音	異音がないかを確認する。	S	S,M	(S)	-	運	異音がないこと。		
ジエットファン設備	外観	ケーシングの腐食、塗装の剥離等を確認する。	E	E,C	-	休	異常な腐食、塗装の剥離、劣化がないこと。			
ジエットファン設備	構成部品破損	部品の破損、落下がないかを確認する。	E	E,H	-	W	休	当てキズ、亀裂等の破損がないこと。		
ジエットファン設備	振動	ケーシングの外側から振動計により振動を確認する。	○	-	M	-	運	振動が基準値以下であること。増加傾向がないこと。		
羽根車	異物	羽根車のダスト等堆積状況を確認する。	-	E,C	-	W	休	異物の付着がないこと。		
羽根車	外観	羽根車が破損していないかを確認する。	-	E	-	W	休	破損、亀裂がないこと。		
多孔鋼板吸音材	外観	外観を確認する。	-	E	-	W	休	腐食や破損、グラスファイバーの飛出しがないこと。		

点検・整備		点検指示事項						点検結果		
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		定期整備	点検条件	不良時の処置 の方針	良否の判定 と提案事項の記述	備考
		月	年	月	年					
ジエットファン設備	運転確認	運動、単独操作での運動ができるかを確認する。	D	D	(D)	-	運	起動条件の確立、運動運転、原因を調査し対処する。		
羽根車	運転状況	正常な運転がされているかを確認する。	E,H,S	E,H,S	(E,H,S)	-	運	羽根車の回転、振動、騒音などで、異常がないこと。		
羽根車	据付状況	軸体のひび、基礎ボルトの緩みがないかを確認する。	E	E,H,S	(E)	-	運及び休	前点検と比較して、状況に変化がないこと。		
羽根車	外観	破損、部品の脱落がないかを確認する。	E	E	(E)	-	運及び休	破損、部品の脱落がないこと。		
羽根車	音	異音がないかを確認する。	S	S,M	(S)	-	運	異音がないこと。		
羽根車	外観	ケーシングの腐食、塗装の剥離等を確認する。	E	E,C	-	休	異常な腐食、塗装の剥離、劣化がないこと。			
羽根車	構成部品破損	部品の破損、落下がないかを確認する。	E	E,H	-	W	休	当てキズ、亀裂等の破損がないこと。		
羽根車	振動	ケーシングの外側から振動計により振動を確認する。	○	-	M	-	運	振動が基準値以下であること。増加傾向がないこと。		
羽根車	異物	羽根車のダスト等堆積状況を確認する。	-	E,C	-	W	休	異物の付着がないこと。		
羽根車	外観	羽根車が破損していないかを確認する。	-	E	-	W	休	破損、亀裂がないこと。		
多孔鋼板吸音材	外観	外観を確認する。	-	E	-	W	休	腐食や破損、グラスファイバーの飛出しがないこと。		

\*臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いいる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中止する。)

\*点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
		D	動作確認	S	聽覚	○	○	○	トレンジダ管理(推奨)
ジエントファン	電動機	外観	外観を確認する。	○	—	E	—	休	腐食、破損がないこと。 基準値以下にいかないことを。 修理する。
ジエントファン	接地	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	○	—	M	—	W	休 休
ジエントファン	電圧	手元開閉器において接地の状態を確認する。	正常であることを確認する。	—	E,T	—	—	休	接地線が正常に結線されていること。 修理する。
ジエントファン	電流	電流値により、送風機の運転が正常であることを確認する。	○	E	M	(M)	M	運	電圧が基準値以内であること。 原因を調査する。
ジエントファン	吊り金具ターンバッフル	外観	外観を確認する。	E	E	—	—	休	原因を調査する。
ジエントファン設備	支持装置	取付状況(ボルト、ナット)	ボルト等に緩みなどないかを確認する。	—	E,H,S	—	W	休	ハーマーリング等により、ボルト、ナットに緩み、ガタツキがないこと。 修理又は取替える。
ジエントファン設備	荷重	取付状況(ターンバッフル)	緩み、ガタツキがないかを確認する。	—	E,T	—	—	休	ターンバッフルに緩み、ガタツキがないこと。 修理又は調整する。
ジエントファン設備	トネル本体	荷重	荷重の異常監視装置にて、當時監視を行う。	○	M	M	—	運	荷重の異常な兆候がないこと。 原因を調査し対処する。
ジエントファン設備	その他の設置設備	配線	据付箇所にクラック等はないかを確認する。	E	E	—	—	休	据付箇所に、漏水やクラックがないこと。 修理又は調整する。
ジエントファン設備	外観	配線	配線の接觸にゆるみがないこと。	—	E,T	—	X	休	修理又は取替える。

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能不全有り

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法				点検条件	不良時の処置の方針	点検結果		備考
		定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検 管理	臨時点検 時 点検 点検 管理	定期整備 月 点検 点検 管理			良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
ジエントファン	電動機	外観	外観を確認する。	○	—	E	—	休	腐食、破損がないこと。 基準値以下にいかないことを。 修理する。	基準値(MΩ) 测定値(MΩ)
ジエントファン	接地	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	○	—	M	—	W	休 休	基準値(N)V 测定値(V)
ジエントファン	電圧	手元開閉器において接地の状態を確認する。	正常であることを確認する。	—	E,T	—	—	休	電圧が基準値以下であること。 修理する。	基準値(A) 测定値(A)
ジエントファン	電流	電流値により、送風機の運転が正常であることを確認する。	○	E	M	(M)	M	運	定格電流値以下であること。 増加傾向にないこと。 修理する。	基準値(V) 测定値(V)
ジエントファン	吊り金具ターンバッフル	外観	外観を確認する。	E	E	—	—	休	腐食や破損がないこと。 修理又は取替える。	年点検ではリフター車使用
ジエントファン設備	支持装置	取付状況(ボルト、ナット)	ボルト等に緩みなどないかを確認する。	—	E,H,S	—	W	休	ハーマーリング等により、ボルト、ナットに緩み、ガタツキがないこと。 修理又は調整する。	リフター車使用
ジエントファン設備	荷重	取付状況(ターンバッフル)	緩み、ガタツキがないかを確認する。	—	E,T	—	—	休	ターンバッフルに緩み、ガタツキがないこと。 修理又は調整する。	"
ジエントファン設備	トネル本体	荷重	荷重の異常監視装置にて、當時監視を行う。	○	M	M	—	運	荷重の異常な兆候がないこと。 原因を調査し対処する。	荷重検出器が取り付けられている場合
ジエントファン設備	その他の設置設備	配線	据付箇所にクラック等はないかを確認する。	E	E	—	—	休	据付箇所に、漏水やクラックがないこと。 修理又は調整する。	詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。
ジエントファン設備	外観	配線	配線の接觸にゆるみがないこと。	—	E,T	—	X	休	修理又は取替える。	

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運=運転中 休=休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

計測設備(1/4)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
計測設備	受光部BOX外観、取付状態	X	-	-	-	-	-	○	トレンジダム有り
	BOX内	-	-	-	-	-	-	-	異常傾向有り
	配線の状態	-	-	-	-	-	-	-	故障又は機能不全有り
	電圧	-	-	-	-	-	-	-	良好
	受光部外観、取付状態	-	-	-	-	-	-	-	良好
	箱内	-	-	-	-	-	-	-	良好
	光源	-	-	-	-	-	-	-	良好
	レンズの清掃	-	-	-	-	-	-	-	良好
	電圧	-	-	-	-	-	-	-	良好
	予備品	-	-	-	-	-	-	-	良好

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法				点検条件	良否の判定方法 及ぶ 判定基準	不良時の処置 の方針		点検結果		備考
		定期点検 月	定期点検 年	臨時点検 月	定期点検 年			運	運	運	運	
受光部BOX外観、取付状態	外観を確認する。	E	E	-	-	発錆、汚損、破損がないこと。	清掃、修理、又は取替える。					
BOX内	外観を確認する。	-	-	E	-	清損、異物、水の浸入がないこと。	清掃、異物の除去、又はバッキン取替え。					
配線の状態	配線の接続状況を確認する。	-	-	E,H	-	端子、端子台の緩み、配線の損傷がないこと。	増し締め又は修理する。					
電圧	端子一次側電圧が正常であることを確認する。	-	-	M	-	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。					
受光部外観、取付状態	外観を確認する。	E	E	(E)	-	発錆、汚損、破損がないこと。	修理、清掃、又は取替える。					
箱内	外観を確認する。	-	-	E	-	清損、異物がないこと。	清掃、異物の除去。					
光源	異音がないかを確認する。	-	-	S	-	水の進入がないこと。	原因を調査し対処する。					
レンズの清掃	投光部光源ランプに異常がないかを確認する。	E	E	-	-	内部からの異音がないこと。	原因を調査し対処する。					
電圧	レンズ面を清掃する。	-	-	C	-	受光部側から見て光が出ていないこと。	原因を調査する、又は光源ランプの取替え。					
予備品	端子電圧が正常であることを確認する。	-	-	M	-	自動校正ステップが40～50となるっていないこと。	レンズ面を柔らかい布で清掃する。					
	予備品を確認する。	-	-	E	-	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。					
	予備品数量	-	-	-	-	予備品に欠品がないこと。	補充する。					

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

計測設備(2/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						
	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	T 増結	H 指触・打診	○ トレンド管理(推奨)
区分	点検項目	A 調整	M 検定	S 脳対	○			△ 異常傾向有り
CO計	外観、取付状態 内部機器	外観を確認する。 外観を確認する。	E	E	運	発錆、汚損、破損、吸引口に異物のないこと。	清掃、修理、取替え、異物を除去する。	
配管	配管のつまりはないかを確認する。	—	E	—	運	汚損、異物がないこと。 水の進入がないこと。	清掃、異物の除去、又はバッキンを取り替える。	
一般機器	運転状態に異常がないかを確認する。	—	E	—	休	配管の緩み、つまりがないこと。	清掃、調整。	
スパンガス校正	スパンガスにより校正する。	—	S	—	運	動作音があること。異音のないこと。	モータを取り替える。	
消耗品取替	半年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	A	—	W 休	動作音があること。	校正用スパンガスにより校正する。	
消耗品取替 (半年)	半年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	X	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	校正用スパンガスにより校正する。	
消耗品取替 (1年)	1年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	X	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	指定の消耗部品を取替える。	
故障表示	故障表示灯が点灯していないかを確認する。	—	E	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	指定の消耗部品を取替える。	
電圧	端子一次側電圧が、正常であることを確認する。	—	M	—	運	本体故障表示が点灯していないこと。	原因を調査し対処する。	
予備品	予備品数量	予備品を確認する。	—	E	—	予備品に欠品がないこと。	原因を調査し対処する。	
						補充する。		

点検・整備の種類		点検指示事項						
	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	T 増結	H 指触・打診	○ トレンド管理(推奨)
区分	点検項目	A 調整	M 検定	S 脳対	○			△ 異常傾向有り
CO計	外観、取付状態 内部機器	外観を確認する。 外観を確認する。	E	E	運	発錆、汚損、破損、吸引口に異物のないこと。	清掃、修理、取替え、異物を除去する。	
配管	配管のつまりはないかを確認する。	—	E	—	運	汚損、異物がないこと。 水の進入がないこと。	清掃、異物の除去、又はバッキンを取り替える。	
一般機器	運転状態に異常がないかを確認する。	—	E	—	休	配管の緩み、つまりがないこと。	清掃、調整。	
スパンガス校正	スパンガスにより校正する。	—	S	—	W 休	動作音があること。異音のないこと。	モータを取り替える。	
消耗品取替	半年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	A	—	休	動作音があること。	校正用スパンガスにより校正する。	
消耗品取替 (半年)	半年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	X	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	校正用スパンガスにより校正する。	
消耗品取替 (1年)	1年周期に必要な消耗部品を取替える。	—	X	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	指定の消耗部品を取替える。	
故障表示	故障表示灯が点灯していないかを確認する。	—	E	—	休	取替周期を過ぎていないこと。	指定の消耗部品を取替える。	
電圧	端子一次側電圧が、正常であることを確認する。	—	M	—	運	本体故障表示が点灯していないこと。	原因を調査し対処する。	
予備品	予備品数量	予備品を確認する。	—	E	—	予備品に欠品がないこと。	原因を調査し対処する。	
						補充する。		

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中止した地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

計測設備(3/4)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
計測盤	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法		定期点検と点検方法		点検条件		不良時の処置 の方針	
	点検項目	点検内容		定期点検	臨時点検	定期整備	定期整備	判定基準	判定基準
	変換器BOX	外観、取付状態	外観を確認する。	E	H	-	運	発錆、汚損、破損がないこと。	修理、清掃又は取替える。
	BOX内	外観を確認する。	-	E	-	運	汚損、異物がないこと。 水の進入がないこと。	清掃、異物の除去、又はハッキン取替え。	
	故障表示	故障表示灯が点灯していないか を確認する。	-	E	-	W	本体故障表示が点灯していない いこと。	原因を調査し対処する。	
	電圧	端子一次側で電圧が、正常であ ることを確認する。	-	M	-	休	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。	
	プローブ	外観、取付状態	外観を確認する。	E	H	-	X	発錆、汚損、破損、異物の付着 がないこと。	修理、清掃、取替、又は異物 を除去する。
	盤面	外観	外観を確認する。	E	E	-	E	発錆、汚損がないこと。	修理又は清掃する。
	扉	扉の開閉、施錠	保安面と機能面を確認する。	H	H	E	H	部品に緩みがないこと。開閉、 施錠、開錠が容易なこと。	調整し締めする。必要に より鍵の取替え。
	フィルタ	盤吸気、排気フィルタに異常が ないかを確認する。	E	C	-	X	運	盤吸気、排気フィルタの目詰ま りがないこと。	清掃又は取替える。
計測器具	盤内	外観	外観を確認する。	-	E	-	E	汚損、異物がないこと。	清掃、異物の除去。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	-	M	休	規定値以下に低下していない こと。	原因を調査し対処する。
	接地	接地線の状態を確認する。	-	E,T	-	E,T	休	接地線が正常に結線されてい ること。	
	計測盤	取付状態	取付状態を確認する。	E	H	(E)	E,H	盤内機器の取付、筐体に緩み がないこと。	増し締め、又は修理する。
	配線の状態	配線の接続状況を確認する。	-	E,H	-	E,H	運	端子、端子台に緩みはないか。 配線に破損はないか。	増し締め。破損の場合は修 理する。
	端子	端子台の状態	外観を確認する。	-	E,H	-	E,H	異物・埃の付着、緩み、加熱に よる変色のないこと。	清掃、増し締め、又は原因を 調査し対処する。
	端子符号の脱落	端子符号の脱落	-	E	-	E	運	脱落、読みとり不良のないこ と。	取替える。

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診	× 故障又は機能不全	△ 支障有り

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)  
 \*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

点検・整備チェックシート

計測設備(4/4)	
X 取替	C 清掃
A 調整	M 分解
D 動作確認	S 感覚
D 動作確認	○ トレンダ管理(推奨)

点検・整備の種類		点検指示事項							
X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	T 増縮	H 指触・打診	○ トレンダ管理(推奨)	△ 異常傾向有り	× 故障又は機能不全有り	○ 良好

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法				不良時の処置の方針		点検結果		備考
		定期点検 月	定期点検 年	臨時点検 点検	定期整備 点検	点検条件	良否の判定方法 及び 判定基準	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
操作スイッチ	動作確認	動作状況に問題ないかを確認する。	-	D -	D 運	誤動作はないか。	調整又は取替える。			
表示器 表示灯	取付状態、汚損	外観を確認する。	E,H -	E,H 運	E,H 運	汚損、ガタがないこと。	清掃又は修理する。			
電源ユニット	点灯確認	点灯、消灯の状態と取付け状況を確認する。	E,H (E)	E,H (E)	E,H 運	点灯状態、取付け状態に異常はないか。	取替える。			
V/I処理 ユニット	取付状態 汚損	外観を確認する。	E,E -	E,E 運	E,E 運	汚損、ガタがないこと。	清掃又は修理する。			
電源ランプ	電圧	電圧が正常であることを確認する。	E,M (E)	E,M (E)	E,W 運	電圧が基準値以内であること。	電源、電源ユニットを調査し対処する。			
校正動作	電源ランプを確認する。	電源ランプが点灯していること。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	電源ランプが点灯していること。	原因を調査し対処する。			
故障表示	指示値	指示値に異常ないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	異常な指示値を表示していないこと。	V/I計本体を調査し対処する。			
校正ステップ	故障表示	故障表示灯が点灯していないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	故障表示が表示されていないこと。	V/I計本体を調査し対処する。			
CO処理 ユニット	校正動作	自動校正が動作しているかを確認する。	E,E -	E,E -	E,W 運	自動校正が規定値以下であること。	自動校正ステップが規定値以下であることを調査し対処する。			
AV処理 ユニット	指示値	指示値に異常ないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	自動校正が正常に行われていること。	手動にて指示値上げ下げの動作確認。			
故障表示	故障表示	故障表示灯が点灯していないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	異常な指示値を表示していること。	原因を調査し対処する。			
AV処理 ユニット	指示値	指示値に異常ないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	故障表示が表示されていないこと。	CO計本体を調査し対処する。			
故障表示	故障表示	故障表示灯が点灯していないかを確認する。	E,E (E)	E,E (E)	E,W 運	異常な指示値を表示していること。	原因を調査し対処する。			

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運、運転中、休、休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

操作制御設備(1/3)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
操作制御設備	動作確認	D	動作確認	S	感覚	○	○	○	○
	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台の状態								
	配線の状態								
	取付状態								
	シーケンス動作確認								
	接地								
	絶縁抵抗								
	盤内								
全般	外観								
	扉の開閉、施錠								
	フィルタ								
	外観を確認する。								
	外観を確認する。								
	実信号で運転制御が確実に行えることを確認する。(運転を伴う)								
	配線の接続状況を確認する。								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台の状態								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
一般	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								
	取付状態、汚損								
	動作確認する。								
	外観を確認する。								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
操作制御設備	動作確認	D	動作確認	S	感覚	○	○	○	○
	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								
	取付状態、汚損								
	動作確認する。								
	外観を確認する。								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
全般	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								
	取付状態、汚損								
	動作確認する。								
	外観を確認する。								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
操作制御設備	動作確認	D	動作確認	S	感覚	○	○	○	○
	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								
	取付状態、汚損								
	動作確認する。								
	外観を確認する。								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
全般	動作状態								
	端子符号の脱落								
	端子、端子台								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								
	取付状態、汚損								
	動作確認する。								
	外観を確認する。								
	動作状況に問題ないかを確認する。								
	動作状態								

区分	点検項目	定期点検と点検方法				不良時の処置				点検結果	備考
		月	年	定期点検	定期整備	月	年	定期点検	定期整備	不良時の処置	
盤面	外観	E	E	—	E	H	H	運	運	修理、又は清掃する。	
	扉の開閉、施錠									部品の緩みがないこと。扉を開閉、必要により鍵を取り替える。	
	フィルタ									盤吸気、排気フィルタの目詰まりがないこと。	
	外観	—								清掃、又は異物を除去する。	
	絶縁抵抗	—								原因を調査し対処する。	
	接地	—								原因を調査し対処する。	
	シーケンス動作確認	—								修理、又は清掃する。	
	配線の状態	—								原因を調査し対処する。	
	取付状態	—								修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態、汚損									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態、汚損									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。									修理、又は清掃する。	
	外観を確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状況に問題ないかを確認する。									修理、又は清掃する。	
	動作状態									修理、又は清掃する。	
	取付状態									修理、又は清掃する。	
	動作確認する。		</td								

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(2/3)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
全般	指示計	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
	表示器 表示灯	A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
機械側操作盤	変換器	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
	タイマー	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
操作制御設備	PLC	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
	タッチパネル	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
換気制御盤	無停電電源	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
	設定値	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視

点検・整備		点検定期と点検方法				不良時の処置の方針				点検結果	
区分	点検項目	定期点検	臨時点検	定期點検	定期整備	点検条件	良否の判定方法及び判定基準	点検結果	良否の判定	備考	
		月	年	点検	管理					運	運
指示計	動作確認 (零点、指示) 取付状態 汚損	X	-	E	-	E	零点及び指示計値が正常なこと。	調整又は取替える。	○	良好	良否の判定
表示器 表示灯	外観を確認する。 点灯、消灯の状態と取付け状況 を確認する。	-	E	-	E	休	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	△	異常傾向有り	点検結果と提案事項の記述
変換器	外観を確認する。 故障表示が出ていないかを確認する。	E	E,H	(E)	E,H	運	点灯状態、取付け状態に異常がないこと。	部品を取替える。	×	故障又は部品を取替える。	備考
タイマー	入出力信号を確認する。 正常動作することを確認する。	-	E	-	E	運	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	○	良好	良否の判定
PLC	動作確認 設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。	-	D	-	D	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	○	良好	良否の判定
タッチパネル	動作確認 ケーブル接続状況を確認する。	入出力信号を確認する。	-	D	-	D	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	○	良好	良否の判定
換気制御盤	ケーブル接続状態 操作入力画面 の清掃	操作入力に異常はないかを確認する。	-	E,X	(E)	E,X	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	○	良好	良否の判定
無停電電源 確認	無停電電源の 状態を確認する。	操作入力信号を確認する。	-	D	-	D	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	○	良好	良否の判定
設定値	設定値の確認	操作入力に異常はないかを確認する。	-	E,H	-	E	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	○	良好	良否の判定

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)  
 \*点検条件の記号は、運:運動中 休:休止 中:中止  
 \*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(3/3)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
ボンブ 操作盤	変換器	動作状態 入出力信号	故障表示が出ていないかを確認する。 正常動作することを確認する。	故障表示が出ていないかを確認する。 正常動作することを確認する。	運	運	運	運	運
	タイマ	動作確認 設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	休	休	休	休	休
PLC	動作確認 内蔵電池	故障表示が出ていないかを確認する。 入出力信号	故障表示が出ていないかを確認する。 入出力信号を確認する。	運	運	運	運	運	運
	リレー回路	動作確認 入出力信号	リレーの動作状態を確認する。 故障表示の有無を確認する。	運	運	運	運	運	運
運動盤	タイマ	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運
	変換器	動作状態 入出力信号	故障表示が出ていないかを確認する。 入出力信号を確認する。	休	休	休	休	休	休
無停電電源	無停電電源の 確認	無停電電源の 確認	無停電電源の 状態を確認する。	運	運	運	運	運	運

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
操作制御設備	操作盤	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運
	運動盤	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
操作制御設備	操作盤	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運
	運動盤	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運

区分	点検項目	点検・整備周期と点検方法				不良時の処置の方針				点検結果	備考
		定期点検 月	定期点検 年	臨時点検 点検	定期整備 点検	定期点検 月	定期点検 年	故障表示が出ていないこと。 信号が正常に入出力されてい ること。	原因を調査し対処する。		
操作制御設備	変換器	動作状態 入出力信号	故障表示が出ていないかを確認する。 正常動作することを確認する。	運	運	運	運	運	運	○ 良好	良否の判定
	タイマ	動作確認 設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	休	休	休	休	休	△ 異常傾向有り	異常傾向有り
	PLC	動作確認 内蔵電池	故障表示が出ていないかを確認する。 取替時期がきていないこと。	運	運	運	運	運	運	× 故障又は機能不全有り	故障又は機能不全有り
	リレー回路	動作確認 入出力信号	入出力信号を確認する。	運	運	運	運	運	運	○ 良好	良否の判定
	タイマ	動作確認 設定値の確認	リレーの動作状態を確認する。 故障表示の有無を確認する。	運	運	運	運	運	運	○ 良好	良否の判定
	運動盤	動作確認 設定値の確認	正常動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認する。	運	運	運	運	運	運	○ 良好	良否の判定
	変換器	動作状態 入出力信号	故障表示が出ていないかを確認する。 入出力信号を確認する。	休	休	休	休	休	休	○ 良好	良否の判定
	無停電電源	無停電電源の 確認	無停電電源の 状態を確認する。	運	運	運	運	運	運	○ 良好	良否の判定

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
•詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

名 儀

実施年月日

点検・整備チエックシート

点検・整備の種類							点検指示事項			良否の判定		
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視		O	良好		
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触・打診		△	異常傾向有り		
D	動作確認	S	確認	O	○	トレンジ管理(伴焼)			X	故障又は機能不全有り		

実施年月日

遠隔監視設備 (1/3)

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果		備考
	点検項目	点検内容	定期点検 月 点検 点検 点検 箇所 方法	定期点検 年 点検 点検 点検 方法	臨時 点検 点検 点検 方法	定期 整備 施錠 備	定期 整備 施錠 備	不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準	良否の 判定 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
遠隔監視設備 全般	盤面	外観	外観を確認する。	-	E	-	E	運	発錠、汚損がないこと。	修理又は清掃する。	
		扉の開閉、施錠	保安面と機能面を確認する。	-	H	-	H	運	部品の緩みがないこと。開閉、施錠、開錠が容易なこと。	調整し締めする。必要により鍵を取替える。	
	フィルタ	盤吸気、排気フィルタを確認する。	-	C	-	X	運	盤吸気、排気フィルタの目詰まりがないこと。	清掃又は取替える。		
		外観	外観を確認する。	-	E	-	E	運	汚損、異物がないこと。	清掃又は異物を除去する。	
	接地	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	-	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。	
		接地線の状態	接地線の状態を確認する。	-	E,T	-	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	増し締め、又は修理する。	
	シーケンス確認	事宣言で運動制御が確実に行えることを確認する。(運転を伴う)	-	D	(D)	D	運	管理運動を行へ、運動動作に渋滞、誤動作のないこと。	原因を調査し対処する。		
		取付状態	配線の接続状況を確認する。	-	E,H	(E)	E,H	運	盤内機器の取付、筐体に緩みのないこと。	増し締めする。	
	盤内器具	配線の状態	端子を確認する。	-	E,H	-	E,H	休	端子、端子台に緩みはないか。配線に破損はないか。	増し締め。破損の場合は修理する。	
		端子の状態	端子台の状態	-	E,H	-	E,H	休	異物、埃の付着緩み、又は取替える。	清掃、増し締め、又は取替える。	
操作スイッチ 指示計	端子符号の脱落	端子台	外観を確認する。	-	E,H	-	E,H	休	端子、端子台に緩みはないか。配線に破損はないか。	増し締め。破損の場合は修理する。	
	動作確認	動作状況に問題ないか。	-	E	-	E	運	誤動作のないこと。	取替える。		
	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	D	-	D	運	誤動作のないこと。	調整又は取替える。		
	動作確認(警点、指示)	動作するのを確認する。	-	E,H	-	E,H	運	汚損、ガタがないこと。	清掃、又は修理する。		
	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	-	E	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整又は取替える。		

（上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。）

休：休止中  
點検条件の記号は、運転中にいつでも必要となる項目について記入する

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
		D	動作確認	S	感覚	○	○	○	トレンジド管理(推奨)
遠隔監視操作盤	表示器 ・全般	点灯確認 取付状態 汚損	点灯、消灯の状態と取付け状況 外観を確認する。	（点灯・指示） 動作状態 取付状態 汚損、損耗	定期点検 月 点検 管理	定期点検 年 定期 点検	定期 点検	定期 点検	定期 点検
遠隔監視操作車	PLC	動作確認 設定値の確認 動作確認 内蔵電池 入出力信号	点灯確認 故障表示が出ていないかを確認 する。 入出力信号を確認する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検
遠隔監視装置	ディスプレイ ・接続状態	表示状態 ケーブルの接 続状態 表示面の清掃	画面表示状態を確認する。 ケーブル接続状況を確認する。 ほこりを除去する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検
	操作入力装置	動作確認 ケーブルの接 続状態 操作入力部の 清掃	マウス、キーボードなどの操作入 力装置に異常はないかを確認す る。 マウス、キーボード可動部隙間に 入った汚れや異物を除去する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検

点検・整備		点検・整備周期と点検方法								点検結果		
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法		定期点検 月 定期 点検		臨時点検 年 定期 点検		定期 点検		不良時の処置 の方針	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
		ト レ ン ジ ド 管 理	監 視 操 作	E,H	(E)	E,H	(E)	E	運			
遠隔監視操作盤	表示器 ・全般	点灯確認 取付状態 汚損	点灯、消灯の状態と取付け状況 外観を確認する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	部品を取替える。 修理又は部品を取替 える。	○ △ ×	良好 異常傾向有り 故障又は機能不 <sup>良</sup>
遠隔監視操作車	PLC	動作確認 設定値の確認 動作確認 内蔵電池 入出力信号	点灯確認 故障表示が出ていないかを確認 する。 入出力信号を確認する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	修理又は部品を取替 える。	○ △ ×	良好 異常傾向有り 故障又は機能不 <sup>良</sup>
遠隔監視装置	ディスプレイ ・接続状態	表示状態 ケーブルの接 続状態 表示面の清掃	画面表示状態を確認する。 ケーブル接続状況を確認する。 ほこりを除去する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	修理又は部品を取替 える。	○ △ ×	良好 異常傾向有り 故障又は機能不 <sup>良</sup>
	操作入力装置	動作確認 ケーブルの接 続状態 操作入力部の 清掃	マウス、キーボードなどの操作入 力装置に異常はないかを確認す る。 マウス、キーボード可動部隙間に 入った汚れや異物を除去する。	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	定期点検 月 定期 点検	定期点検 年 定期 点検	修理又は部品を取替 える。	○ △ ×	良好 異常傾向有り 故障又は機能不 <sup>良</sup>

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ △ ×	
遠隔監視設備		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診	○ △ ×	
		D	動作確認	S	感覚	○	○	○	トレンジド管理(推奨)	○ △ ×	

\*臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の場合に見舞われた設備の例を示す。)  
 \*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診
監視・操作車	プリント	動作確認	紙詰まり、給紙に異常はないかを確認する。	—	D,C	—	D,C	運	紙詰まり、給紙に異常がないこと。 印字にムラ、カスレがないこと。
	印字状態	印刷用紙のテスト印字状態を確認する。	—	E	—	E	休	休	印字にムラ、カスレがないこと。 コネクターの緩み、配線の破損がないこと。
監視・操作車	ケーブルの接続状態	ケーブル接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	休	コネクターの緩み、配線の破損がないこと。 電源ランプが点灯していること。
	電源ランプの確認	電源ランプを確認する。	—	E	(E)	E	休	休	電源ランプが点灯していること。 原因を調査し対処する。又はランプを取替える。
監視・操作車	ハードディスクの動作確認	動作状況に問題ないかを確認する。	—	D	—	X	休	休	使用時に異音、故障がないこと。 原因を調査し対処する。
	外部記憶装置の動作確認	動作状況に問題ないかを確認する。	—	D	—	X	休	休	使用時に異音、故障がないこと。 原因を調査し対処する。
変換器	ケーブルの接続状態	ケーブル接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	休	コネクターの緩み、配線の破損がないこと。 故障表示が出でないこと。
	動作状態	故障表示が出ていないかを確認する。	—	E	—	E	運	運	故障表示が出でないこと。 原因を調査し対処する。
伝送装置	入出力信号	入出力信号を確認する。	—	D	—	D	運	運	信号が正常に入出力されていること。
	動作状態	動作状況に問題ないかを確認する。	—	E,X	(E)	E,X	運	運	故障表示がないこと。 原因を調査する。又は電池を取替える。
伝送装置	入出力信号	入出力信号を確認する。	—	D	—	D	運	運	信号が正常に入出力されていること。 原因を調査し対処する。
	ケーブルの接続状態	ケーブル接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	休	コネクターの緩み、配線の破損がないこと。 原因を調査し対処する。
無停電電源の確認	無停電電源の確認	無停電電源の状態を確認する。	—	E	—	E,X	運	運	故障表示が出ていないこと。 取替時期が来でないこと。 バッテリーを取替える。

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診
遠隔監視設備	動作確認	動作確認	—	D	—	○	○	△	△
	動作確認	動作確認	—	D	—	○	○	△	△

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診
遠隔監視設備	動作確認	動作確認	—	D	—	○	○	△	△
	動作確認	動作確認	—	D	—	○	○	△	△

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

換気動力設備(1/3)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
盤面	外観								
	扉の開閉、施錠 フィルタ								
盤内	外観								
	絶縁抵抗								
換気動力盤・ 盤内器具	接地								
	シーケンス確認								
配線の状態	取付状態								
	端子台の状態								
操作スイッチ	動作状態								
	取付状態、汚損								
指示計	動作確認 (零点、指示)								
	取付状態 汚損								

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診	× 故障又は機能不全	故障又は機能不全
盤面	外観									○ 良好	△ 異常傾向有り
	扉の開閉、施錠 フィルタ									×	故障又は機能不全
盤内	外観									○ 良好	△ 異常傾向有り
	絶縁抵抗									×	故障又は機能不全
換気動力盤・ 盤内器具	接地									○ 良好	△ 異常傾向有り
	シーケンス確認									×	故障又は機能不全
配線の状態	取付状態									○ 良好	△ 異常傾向有り
	端子台の状態									×	故障又は機能不全
操作スイッチ	動作状態									○ 良好	△ 異常傾向有り
	取付状態、汚損									×	故障又は機能不全
指示計	動作確認 (零点、指示)									○ 良好	△ 異常傾向有り
	取付状態 汚損									×	故障又は機能不全

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法				点検条件	不良時の処置 の方針	点検結果		備考
		定期点検 月	定期点検 年	臨時点検 点検	定期整備 点検			点検結果と 提案事項の記述	良否の 判定	
盤面	外観					E	運	発錆、汚損がないこと。	修理、又は清掃する。	
扉の開閉、施錠 フィルタ	保安面と機能面を確認する。 盤吸気、排気フィルタを確認する。	H	H	—	H	運	部品の緩みがないこと。開閉、施錠、開錠が容易なこと。	調整し増し締めする。必要により鍵を取り替える。		
盤内	外観					E	運	盤吸気、排気フィルタの目詰まりがないこと。	清掃、又は取替える。	
換気動力盤・ 盤内器具	絶縁抵抗	—	—	E	休	運	汙損、異物がないこと。	清掃、又は異物を除去する。		
配線の状態	接地線の状態を確認する。 実信号で運動制御が確実に行えることを確認する。(運転を伴う)	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	増し締め、又は修理する。		
端子台の状態	外観を確認する。	E	E,H	(E)	D	運	管理運転を行いや、運動動作に影響、誤動作のないこと。	原因を調査する。		
操作スイッチ	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	盤内機器の取付、筐体に緩みのないこと。	端子、端子台に緩みはないか。配線に破損はないか。		
端子台の状態	取付状態	E	E,H	(E)	E,H	運	端子、端子台に緩みはないか。配線に破損はないか。	増し締め。破損の場合は修理する。		
端子符号脱落	外観を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	異物、埃の付着緩み、加熱による変色のないこと。	脱落、詰みとり不良がないこと。取替える。		
動作スイッチ	動作状況に問題ないかを確認する。	—	E	—	E	運	誤動作のないこと。	調整又は取替える。		
動作状態	動作状況に問題ないかを確認する。	—	D	—	D	運	誤動作のないこと。	調整又は取替える。		
取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E,H	—	E,H	運	汚損、カタがないこと。	清掃、又は修理する。		
指示計	動作確認 (零点、指示)	—	E	—	E	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整又は取替える。		
取付状態 汚損	外観を確認する。	—	E	—	E	休	汙損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。		

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運、運動中、休、休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

名 儀

実施年月日

点検・整備チエックシート

点検・整備の種類							点検指示事項			良否の判定		
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	△	異常傾向有り	×
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触・打診	○	正常	△	故障又は機能不全	×
D	動作確認	S	遮音	O	トレンド管理(推奨)							

実施年月日 \_\_\_\_\_

換気動力設備 (2/3)

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法				点検条件	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果		備考
	点検項目	点検内容	定期点検 月 点検	定期点検 年 点検	臨時点検	定期整備				点検結果の内容と 提案事項の記述		
表示器 表示灯	点灯確認 取付状態 汚損	点灯、消灯の状態と取付け状況 を確認する。 外観を確認する。	E	E,H	(E)	E,H	運	点灯状態、取付け状態に異常 がないこと。	部品を取替える。 清掃、修理、又は部品を取替 える。			
運転時間計	動作状態 取付状態 汚損	運転時間を確認する。 外観を確認する。	E	E	—	E	運	運転時間計が動作していること。	調整又は取替える。			
配線用遮断機	取付状態、污 損 変色	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	—	E	休	取付部の緩み、汚損、破損が ないこと。	増し締め、清掃、又は取替 える。			
開閉動作確認	動作することを確認する。	動作することを確認する。	—	E	—	E,X	休	取付部の緩み、汚損、変色、破 損がないこと。	増し締め、清掃、又は取替 える。			
接続部	取付状態、污 損 変色	外観を確認する。 外観を確認する。	—	D	—	D	休	手動及びテストボタンで遮断す ること。	取替える。			
電磁接触機	取付状態、污 損 音	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	—	T	休	端子に緩みがないこと。	増し締めする。			
換気装置 ・補助機盤 ・コントロールセントラル	動作確認	音の発生状況により異常を確認 する。	—	E	—	E,X	休	動作音に異音がないこと。	取替える。			
接觸面の状態	動作状態を確認する。	動作状態を確認する。	—	D	—	D	運	動作不良、誤動作がないこと。	取替える。			
接続部	外観を確認する。	外観を確認する。	—	E	—	E	休	接触面にあれがないこと。	荒れが著しければ取替え る。			
			—	E	—	T	休	端子、端子台に緩みがないこ と。	増し締めする。			

（上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた場合の例を示す。）

・点検条件の記号は、運転中休：休止

• 詳細の記述が必要な項目について

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

換気動力設備(3/3)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
換気動力盤・補機盤・換気動力設備	配線用漏電遮断器	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
	ヒューズの異常	A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診

点検・整備		定期点検と点検方法				不良時の処置				点検結果	
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		定期點検		良否の判定	備考
		月	年	月	年	月	年	月	年		
接続部	配線用漏電遮断器	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	-	E	休	取付部の緩み、汚損、変色、破損がないこと。	増し締め、清掃、又は取替える。	
接続部	開閉動作確認	動作することを確認する。	外観を確認する。	-	E	-	E,X	休	変色がないこと。	取替える。	
接続部	計器用変成器	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	D	-	D	休	手動及びテストボタンで遮断すること。	取替える。	
接続部	ヒューズの異常	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	-	T	休	端子、端子台に緩みがないこと。	端子、端子台に緩みがないこと。	
接続部	音	発生状況により異常を確認する。	外観を確認する。	-	E	-	E	休	取付部の緩み、汚損、変色、破損がないこと。	増し締め、清掃、又は取替える。	
接地	接地線の状態を確認する。	音の発生状況により異常を確認する。	外観を確認する。	-	S	-	S	運	動作音に異音がないこと。	ヒューズボルダの緩み、ヒューズ切れがないこと。	
接地	接地	接地線の状態を確認する。	外観を確認する。	-	E	-	T	休	端子、端子台に緩みがないこと。	増し締め、清掃、又は取替える。	
接地	進相用コンデンサ	外観、取付状態	外観を確認する。	-	E	-	E	休	接地線が正常に結線されていないこと。	接地線が正常に結線されていないこと。	
接地	音	音の発生状況により異常を確認する。	音の発生状況により異常を確認する。	-	S	-	S	運	動作音に異音がないこと。	増し締め、又は修理する。	
接地	接地	接地線の状態を確認する。	接地線の状態を確認する。	-	E,T	-	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	接地線が正常に結線されていること。	
接地	接地	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	-	E	休	取付部の緩み、汚損、変色、破損がないこと。	増し締め、清掃、又は取替える。	
				-	E	-	E	休	動作音に異音がないこと。	取替える。	
				-	E,T	-	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	増し締め、又は修理する。	
				-	E	-	E	休	緩みがないこと。	増し締めする。	

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用い。 (上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

非常用施設(1/7)

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
		D	動作確認	S	感覚	○	○	○	トレンジ管理(推奨)
区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検	定期點檢 月 年 點檢 點檢 管理	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢
区分 全般	点検項目 連携動作確認	関連設備との運動動作が、確実に行われるなどを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備の運動動作が正常動作するか確認する。不良箇所は修理する。	原因を調査する。不良箇所は修理又は部品を取替える。
	連転確認	各設備が確実に単独運転できることを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備が単独動作すること。	
	灯具	灯具の汚れ、球切れ、バッテリー容量を確認する。	E,C	E,C	—	X,A	運	汚れ、球切れがないこと。バッテリー容量があること。	清掃、ランプ、バッテリーを取り替える。
	誘導表示板	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	配線の状態	配線が機器の機能に支障を来す程度かを確認する。	—	D	—	—	運	押ボタンスイッチの操作で通報が良好であること。	動作不良の場合は原因を調査する、又は修理する。
	腐食	配線の接続状況を確認する。	E	E	—	E,H	休	腐食により、機能に問題がないこと。	
	配線の状態	配線が機器の機能に支障を来す程度かを確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	—	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査する。
	接地	接地線の状態を確認する。	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	接地線が正常に結線されていない場合取替える。
	フレキシガラス	破損の状況を確認する。	E	E	—	E	休	ガラスの破損、変形、脱落がないこと。	ガラスの破損、変形、脱落がない場合取替える。
非常用施設 通報・警報装置	火災検知器	運動動作確認	D	D	—	—	運	動作及び防災受信盤、管理所等への通報が良好であること。	動作不良の場合は原因調査し、修理。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	—	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査する。
	接地	接地線の状態を確認する。	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	接地線が正常に結線されていない場合取替える。
	配線の状態	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	ガラスの破損	受光窓の汚れ破損状況を確認する。	E	E,C	—	E,C	休	汚損、破損がないこと。	清掃又は部品を取替える。

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検	定期點檢 月 年 點檢 點檢 管理	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢
区分 全般	点検項目 連携動作確認	関連設備との運動動作が、確実に行われるなどを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備の運動動作が正常動作するか確認する。不良箇所は修理する。	原因を調査する。不良箇所は修理又は部品を取替える。
	連転確認	各設備が確実に単独運転できることを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備が単独動作すること。	
	灯具	灯具の汚れ、球切れ、バッテリー容量を確認する。	E,C	E,C	—	X,A	運	汚れ、球切れがないこと。バッテリー容量があること。	清掃、ランプ、バッテリーを取り替える。
	誘導表示板	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	配線の状態	配線が機器の機能に支障を来す程度かを確認する。	E	E	—	E,H	休	腐食により、機能に問題がないこと。	
	腐食	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	—	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査する。
	接地	接地線の状態を確認する。	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	接地線が正常に結線されていない場合取替える。
	フレキシガラス	破損の状況を確認する。	E	E	—	E	休	ガラスの破損、変形、脱落がないこと。	ガラスの破損、変形、脱落がない場合取替える。
	火災検知器	運動動作確認	D	D	—	—	運	動作及び防災受信盤、管理所等への通報が良好であること。	動作不良の場合は原因調査し、修理。

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検	定期點檢 月 年 點檢 點檢 管理	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢	定期點檢 月 年 點檢 點檢
区分 全般	点検項目 連携動作確認	関連設備との運動動作が、確実に行われるなどを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備の運動動作が正常動作するか確認する。不良箇所は修理する。	原因を調査する。不良箇所は修理又は部品を取替える。
	連転確認	各設備が確実に単独運転できることを確認する。	D	D	(D)	D	運	各設備が単独動作すること。	
	灯具	灯具の汚れ、球切れ、バッテリー容量を確認する。	E,C	E,C	—	X,A	運	汚れ、球切れがないこと。バッテリー容量があること。	清掃、ランプ、バッテリーを取り替える。
	誘導表示板	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	配線の状態	配線が機器の機能に支障を来す程度かを確認する。	E	E	—	E,H	休	腐食により、機能に問題がないこと。	
	腐食	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の緩め。破損の場合は修理する。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	—	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査する。
	接地	接地線の状態を確認する。	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	接地線が正常に結線されていない場合取替える。
	フレキシガラス	破損の状況を確認する。	E	E	—	E	休	ガラスの破損、変形、脱落がないこと。	ガラスの破損、変形、脱落がない場合取替える。
	火災検知器	運動動作確認	D	D	—	—	運	動作及び防災受信盤、管理所等への通報が良好であること。	動作不良の場合は原因調査し、修理。

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

非常用施設(2/7)

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	H 指触・打診	○ トレンジ管理(推奨)	△ 異常傾向有り	× 故障又は機能不支障有り

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法					不良時の処置 の方針	点検結果		備考
		定期点検 月点検	定期点検 年点検	臨時点検	定期整備	点検条件		良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
非常用電報・警報装置	非常電話	通話状況	通話試験を行う。	-	D	-	運	管理所等との通話が可能、良好であること。		
	衛食	腐食が機器の機能に支障を来たす程度かを確認する。	E	E	-	X	休	異常な腐食がないこと。正常に機能していること。		
	照明状況	ボックス内照明の状況を確認する。	E	E	-	運	運	ボックス内の存在が確認ができる程度に明るいこと。		
	盤面	外観を確認する。	E	E	-	E	運	発錆、汚損がないこと。		
	扉	扉の開閉、施錠	H	H	-	H	運	部品の緩みがないこと。開閉、施錠、開錠が容易なこと。		
	フィルタ	盤吸気、排気フリタを確認する。	E	C	-	X	運	盤吸気、排気フリタの目詰まりがないこと。		
	盤内	外観	外観を確認する。	-	E	-	E	運	汚損、異物がないこと。	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	-	M	休	規定値以下に低下していないこと。		
	接地	接地線の状態を確認する。	-	E,T	-	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。		
	シーケンス動作確認	塞信号で運転制御が確実に行えることを確認する。(運転を伴う)	-	D	(D)	D	運	管理運転を行い、運動動作に伴う停滞、誤動作がないこと。		
非常用受信盤	取付状態	外観を確認する。	E	E,H	(E)	E,H	運	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。		
	配線の状態	配線の接続状況を確認する。	-	E,H	-	E,H	運	端子、端子台の緩み、配線の破損がないこと。		
	端子、端子台の状態	外観を確認する。	-	E,H	-	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の破損がないこと。		
端子符号の脱落	端子符号の脱落	外観を確認する。	-	E	-	E	運	異物、埃の付着、緩み、加熱による変色がないこと。		
	滑							清掃、滑し締め、又は取替える。		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

非常用施設(3/7)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
非常用施設	動作確認	D	動作確認	S	触覚	○	○	○	○
	動作確認(推奨)								

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
非常用施設	動作確認	D	動作確認	S	触覚	○	○	○	○
	動作確認(推奨)								

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法				点検条件	良否の判定方法 及ぶ 判定基準	不良時の処置 の方針		点検結果	備考
		定期点検 月 点検 点検 管理	定期点検 年 点検 点検	臨時点検 時 点検	定期整備 月 点検 点検			運	運		
非常用施設	操作スイッチ	動作状態	動作状況に問題ないか。	-	D	-	D	運	調動作のないこと。	調整又は取替える。	
	取付状態、汚損	外観を確認する。		E,H	-	E,H	-	運	汚損、ガタがないこと。	清掃、又は修理する。	
	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。		-	E	-	E	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整又は取替える。	
	取付状態	外観を確認する。		-	E	-	E	休	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	
	汚損	点灯確認	点灯、消灯の状態と取付け状況	E	E,H	(E)	E,H	運	点灯状態、取付け状態に異常がないこと。	部品を取替える。	
	表示器	点灯確認	を確認する。	-	E	-	E	運	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	
	表示灯	取付状態	外観を確認する。	E	E	-	E	運	動作に問題ないこと。	原因を調査し対処する。	
	汚損	火災検知器試験回路	火災検知器試験回路にて検知器からの通報動作を確認する。	D	D	(D)	D	運	試験動作に問題ないこと。	防災受信盤の原因を調査し対処する。	
	火災検知器試験回路	試験	試験が問題なく行えるかを確認する。	D	D	(D)	D	運	試験動作に問題ないこと。	防災受信盤の原因を調査し対処する。	
	起因する事象)	試験状態									

・臨時点検を行うときは、臨時点検欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

設備名:

実施年月日

非常用施設(4/7)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 検定 S 脳対応	W 分解 T 増縮 ○ トレンド管理(推奨)	E 目視 H 指触・打診 ○ 故障又は機能不支障有り				良否の判定	

								○ 良好	
								△ 異常傾向有り	
								×	故障又は機能不支障有り

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法				不良時の処置の方針		点検結果	備考
	定期点検 月 点検 管理	定期点検 年 点検 管理	臨時点検 月 点検 管理	定期点検 年 点検 管理	定期整備 月 点検 管理	定期整備 年 点検 管理	定期點検 月 点検 管理	定期點検 年 点検 管理	定期點検 月 点検 管理	
非常用施設	消火器 数量 兼用 外観	収納状態、数量を確認する。 薬剤に劣化状況を確認する。 外観を確認する。	E E E	E E E	— — —	— — X	— — —	規定数量が納められていること。 消火器の対応期限がすぎていないこと。 使用に支障の出る変形などが	不足の場合補充する。 期限切れになる前に消火器を取替える。	
	製造年	製造年を確認する。	—	E	—	—	—	—	取替時期を過ぎていがないこと。	
	表示・標識	表示板に損傷はないかを確認する。	—	E	—	—	—	—	損傷・変形がないこと。	取替える。
	消防栓	ホースの収納 弁、ホースリール、ノズル、ホース等の内 部収納品の収納及び損傷状況を確認す る。	—	E	—	E	休	内部収納品が規定どおり収納され、損傷がないこと。	修理又は取替える。	
	配線の状態	配線の接続状況を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	端子、端子台の緩み、配線の 破損があること。	修理又は取替える。	
	操作試験	操作する上で問題がないかを確 認する。	—	D	—	D	休	扉の開放やホースの引出しが 容易であること。	修理する。	
	ポンプ連動運転確認	ポンプ起動スイッチによりポンプ 運転を確認する。	—	D	—	D	運	ポンプ起動スイッチでポンプが 正常に放水されること。(規定 圧以上)	修理する。	
	放水試験	消防栓開放による放水試験。	—	D	—	D	運	原因を調査し対処する。	修理する。	
	表示	表示板に損傷はないかを確認す る。	—	E	—	E	—	損傷・変形がないこと。	取替える。	
	外観	外観を確認する。	E	E	—	E	休	腐食、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
	送水管	外観・取付状 態 水漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	(E)	休	損傷等がないこと。 連結部に緩みがないこと。 水漏れがないこと	修理、又は取替える。	

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。  
・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

## 点検・整備チエックシート

名備設

目次

目次

点検指示事項					
X	取替	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴覚	O	レンジ管理(推奨)

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能不支障有り

この物語は、冒頭電車に登場する「電車店」の設備の例を示す。この書では、気象用具を販売する店舗に占める割合が大きい。

・占檢条件の記号は運転中の点検結果を示す。

原細の記述が該項目に該する旨を別表-1に記入する。

設備名:

実施年月日

非常用施設(6/7)

### 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
		D	動作確認	S	触覚	○	○	○	トレンジ管理(推奨)

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
		X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診	△ 異常傾向有り
										× 故障又は機能不全有り

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法				不良時の処置の方針		点検結果	
	定期点検	点検条件	月	年	臨時点検	定期整備	点検条件	良否の判定方法及び判定基準	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述
盤面	外観	外観を確認する。	E	E	—	E	運	発錆、汚損がないこと。	修理、又は清掃する。	
扉の開閉、施錠	外観	保安面と機能面を確認する。	H	H	—	H	運	部品の緩みがないこと。開閉、施錠、開錠が容易なこと。	調整し増し締めする。必要により鍵を取り替える。	
盤内	外観	外観を確認する。	—	E	—	E	運	汚損、異物がないこと。	清掃、又は異物を除去する。	
絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	—	M	休	規定値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。		
接地	接地線の状態を確認する。	—	E,T	—	E,T	休	接地線が正常に結線されていること。	原因を調査し対処する。		
シーケンス動作確認	実信号で運転制御が確実に行えることを確認する。(運転を伴う)	—	D	(D)	D	運	管轄重転を行い、重転動作に異常が無く、誤動作がないこと。	増し締め、又は修理する。		
盤内器具	取付状態	外観を確認する。	E	E,H	(E)	E,H	運	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	原因を調査し対処する。	
配線の状態	配線の接続状況調査。	—	E,T	—	E,T	休	端子、端子台に緩みはないか。	増し締め。破損の場合は修理する。		
端子符号の脱落	端子を確認する。	—	E	—	E	運	脱落、読みとり不良がないこと。	取替える。		
端子台の状態	外観を確認する。	—	E,H	—	E,H	休	異物、埃の付着、緩み、又は取替える。	清掃、又は取替える。		
動作確認	動作状況に問題ないか。	—	D	—	D	運	誤動作がないこと。	調整又は取替える。		
操作スイッチ	動作確認	外観を確認する。	E	E,H	—	E,H	運	汚損、ガタがないこと。	清掃、又は修理する。	
	取付状態、汚損									

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いよう。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表-4に記入する。

名 値

日月年施美

点検・整備チエックシート

実施年月日  
非常用施設(7/7)

点検指示事項						
X	取替	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増結	H
D	動作確認	S	聯管	○	トランジスト	打診
						推理(推奨)

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能障有り

区分	点検整備		点検の目的		定期点検		定期整備		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果	
	点検項目	点検内容	月点検 点検所 点検方 法	年点検 点検所 点検方 法	月点検 点検所 点検方 法	年点検 点検所 点検方 法	月点検 点検所 点検方 法	年点検 点検所 点検方 法	定期整備	定期整備	点検条件	点検結果	備考	
消防ポンプ制御盤	指示計	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	—	E	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整又は取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
表示器表示灯	取付状態汚損	外観を確認する。	—	E	—	E	休	運	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
給水栓	点灯確認	点灯、消灯の状態と取付け状況を確認する。	E	E,H	(E)	E,H	運	点灯状態、取付け状態に異常がないこと。	部品を取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
配線	取付状態汚損	外観を確認する。	E	E	—	E	運	汚損、ガタ、破損がないこと。	清掃、修理、又は部品を取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
機能運動動作確認	放水試験	配線の接続状況を確認する。	E	E,T	—	E,T	休	端子、端子台の緩み、配線の壊れ。端子、端子台の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の壊れ。端子、端子台の緩みがないこと。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
標識	ポンプ起動スイッチによるポンプ運動を確認する。	給水栓を開放して標準アカルからの放水状況を確認する。	—	D	—	D	運	給水栓を開放したこと。	給水栓を開放したこと。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
その他水噴霧装置、ダクト冷却装置	自動弁動作確認	ポンプ起動スイッチによるポンプ運動を確認する。	—	D	—	D	運	ポンプ起動スイッチを操作したこと。	ポンプ起動スイッチを操作したこと。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
	損傷、汚損、取付状態を確認する。	損傷、汚損、取付状態を確認する。	—	E	—	E	—	損傷、汚損、緩みがないこと。	修理、清掃、又は増締めをする。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
	配線の接続状況を確認する。	配線の接続状況を確認する。	E	E,T	—	E,T	休	端子、端子台の緩み、配線の壊れ。端子、端子台の緩みがないこと。	端子、端子台の緩み、配線の壊れ。端子、端子台の緩みがないこと。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
	自動弁動作確認	遠隔及び手動操作による自動弁の開放テスト、時間測定。	—	D	—	D	運	遠隔、現場手動で弁が時間内に開放できること。	遠隔、現場手動で弁が時間内に開放できること。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
	放水ヘッド	放水ヘッドの方向及び角度を確認する。	—	E,M	—	W	休	放水ヘッドの取付方向、角度が正常であること。	放水ヘッドの取付方向、角度が正常であること。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			
	配管、ストレーナ	配管内のストレーナ等に目詰まりはないかを確認する。	—	E,C,X	—	体	休	目詰まりがないこと。	清掃、又はストレーナを取替る。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述			

臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に記入する。(上表では、気象庁の震度階級が4以上での地震に見舞われた設備の例を示す。)

休止中運転中の運転条件の記号は、運転中必要な項目については、別表-4に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 運 転 記 錄 表

別表 2. 点 檢 ・ 整 備 総 括 表

別表 3. 点 檢 ・ 整 備 記 錄 表

別表 4. 点 檢 ・ 整 備 詳 細 記 錄 表

別表 5. 故 障 記 錄 表

別表 6. 設 備 の 改 良 ・ 更新 記 錄 表

<別表1>

## 運転記録表

トンネル名:記入例

点検箇所		点検項目 点検内容												年 平成											
構成区分 箇所名称		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日		
1号機	全般	外観	一	良	良	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日		
		異音	一	良	良																				
		運転状態	一	良	良																				
		運転電圧(V)	415	417	417																				
		運転電流(A)	100	90	91																				
		累計運転時間(h)	—	150	180																				
		運転時間(h)	—	20	30																				
		軸受温度(負)	100	52	52																				
		軸受温度(反負)	100	52	52																				
		巻線温度(R)	120	65	67																				
2号機	送・排風機	巻線温度(S)	120	67	68																				
		巻線温度(T)	120	67	67																				
		振動(V)	40	8	7																				
		振動(H)	40	8	8																				
		振動(A)	40	5	8																				
		運転電圧(V)	415	417	417																				
		運転電流(A)	100	90	91																				
		累計運転時間(h)	—	155	185																				
		運転時間(h)	—	25	30																				
		軸受温度(負)	100	52	52																				

表括総備・整檢点

整理番号

別表3

## 点検・整備記録表

### トシネル名：記入例

「要調査△」「異常×」となつた項目について本表にまとめ記載し、対策が完了するまで管理する。  
別表4「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表4>

点検・整備詳細記録表

トンネル名:記入例

平成 年 月 日				整理番号	責任者	記録者
No.	区分	機器	内容	内 容 状 況	処置(整備)内容・考察・対策案等	
1	ジェットファン	JF-1	消音胴外板の発錆が激しく、ハシマリングの結果穴があく箇所が2箇所発生しています。	除錆の上、さび止めタッチアップを塗装しましたが、早期の外板取替が必要です。		

写真等の資料添付 有・無

写真等の資料添付 有・無

<別表5>

故障記録表

上シネル名:

平成 年 月 日

整理番号

責任者	記録者

故障発生年月日	故障発生までの運転時間	修理完了年月日
設備故障・発生箇所	故障対策内容	写真等の資料添付 有・無
故障状況	改良要望事項等	受注者
原因・推定要因	写真等の資料添付 有・無	

別表6

## 設備の改良・更新記録表

## トネル名：

平成年月

# 消融雪設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 消融雪設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	2
第3条 用語の定義 -----	6
第4条 点検・整備 -----	7
第5条 記 錄 -----	7
第2章 点 檢 -----	8
第6条 点検の種類 -----	8
第7条 降雪期前点検 -----	8
第8条 降雪期中点検 -----	8
第9条 降雪期後点検 -----	9
第10条 管理運転 -----	9
第11条 臨時点検 -----	9
第3章 整 備 -----	10
第12条 整備の種類 -----	10
第13条 定期整備 -----	10
第14条 保全整備 -----	10
第4章 点検・整備内容 -----	11
第15条 点検・整備内容 -----	11
第16条 点検・整備記録 -----	11
第5章 維持管理 -----	12
1. 保 管 -----	12
第17条 予 備 品 -----	12
第18条 工 具 類 -----	12
第19条 図 書 及 び 記 録 類 -----	12
2. 記 錄 -----	13
第20条 設 備 履 歴 簿 -----	13
第21条 運 転 記 録 -----	13
第22条 故 障 記 録 -----	13
第23条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	13
付表1 点検整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 消融雪設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 消融雪設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、消融雪設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 消融雪設備は、車道、歩道、横断歩道橋等の積雪を除去又は凍結を防止するためのものであり、万一機能が損なわれた場合には、地域に与える社会的影響が大きいため、確実に運転できることが要求される。

消融雪設備が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を降雪期間中にわたって十分に発揮するためには、設備の維持管理を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領は消融雪設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、その環境に応じた内容を本標準要領準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

( 適用範囲 )

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての消融雪設備の点検・整備に適用する。

【解説】

1. 本標準要領は、車道、歩道、横断歩道橋等の積雪を除去又は凍結を防止するために設置する  
消雪設備（散水）及び融雪設備（無散水）を対象とする。
2. 図1－1に消融雪設備の分類、図1－2～図1－5に消融雪設備の設備区分と構成例を示す。
3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器  
や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。
4. 消融雪設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、  
それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、  
追加・修正し運用しなければならない。
5. 点検・整備に当たっては、「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に準拠するものとする。  
なお、ヒートポンプ設備において、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法等の関係法令により  
点検等が定められているものがあるので注意すること。

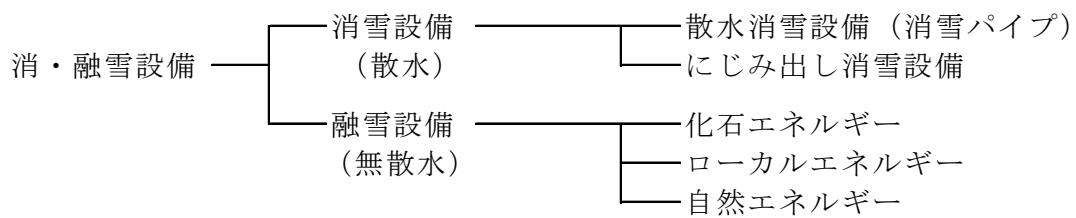


図 1－1 消・融雪設備の分類

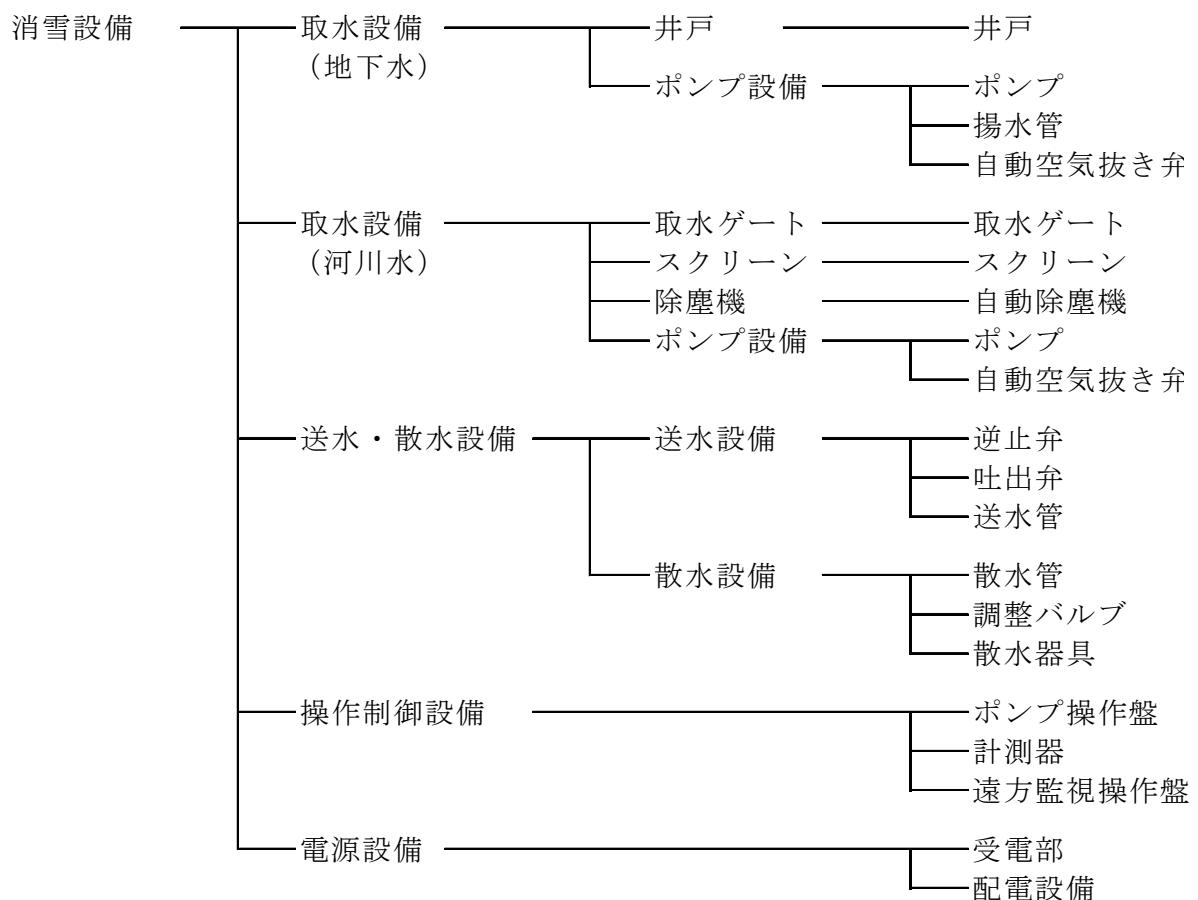


図 1－2 消雪設備の設備区分と構成例

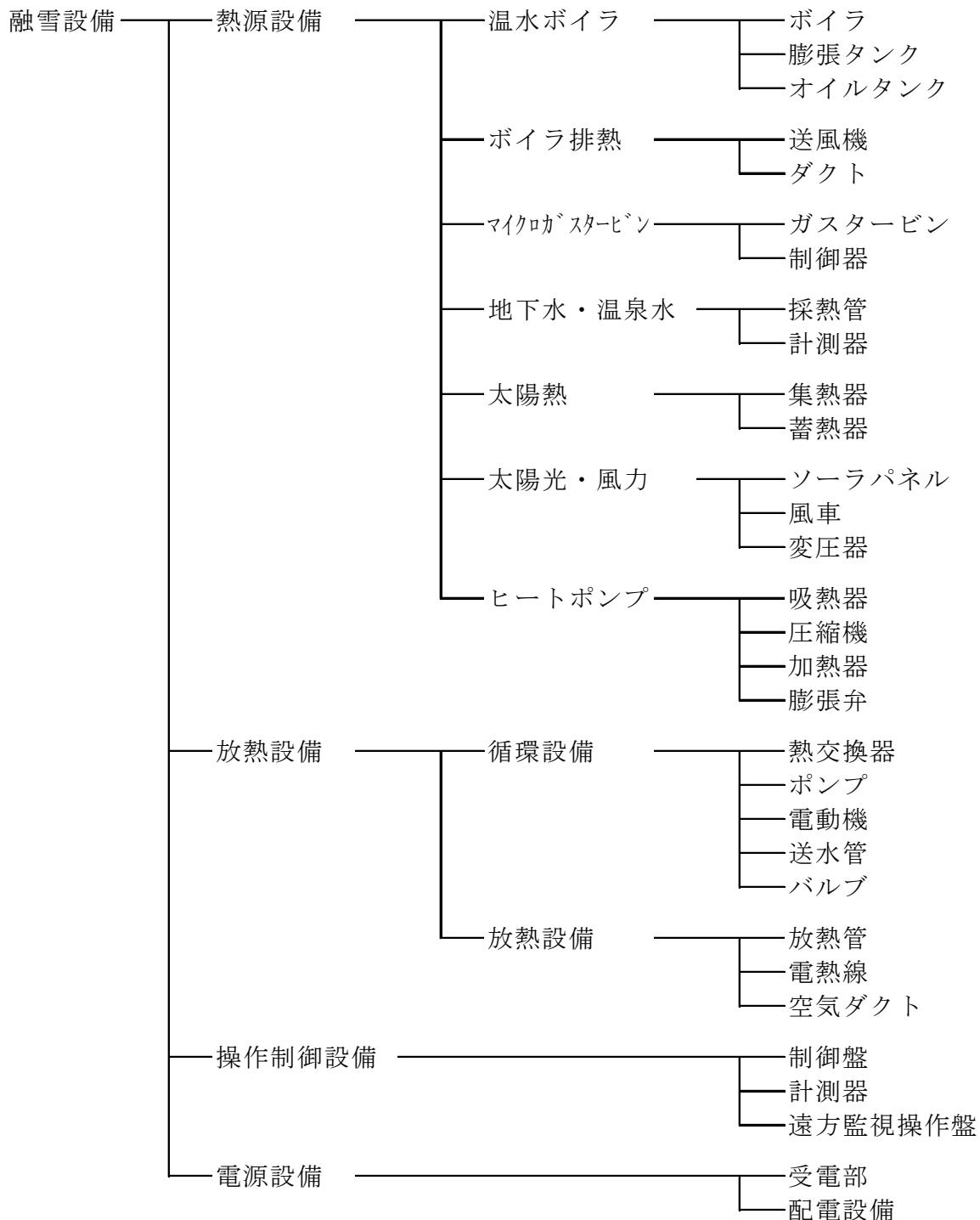


図 1－3 融雪設備の設備区分と構成例

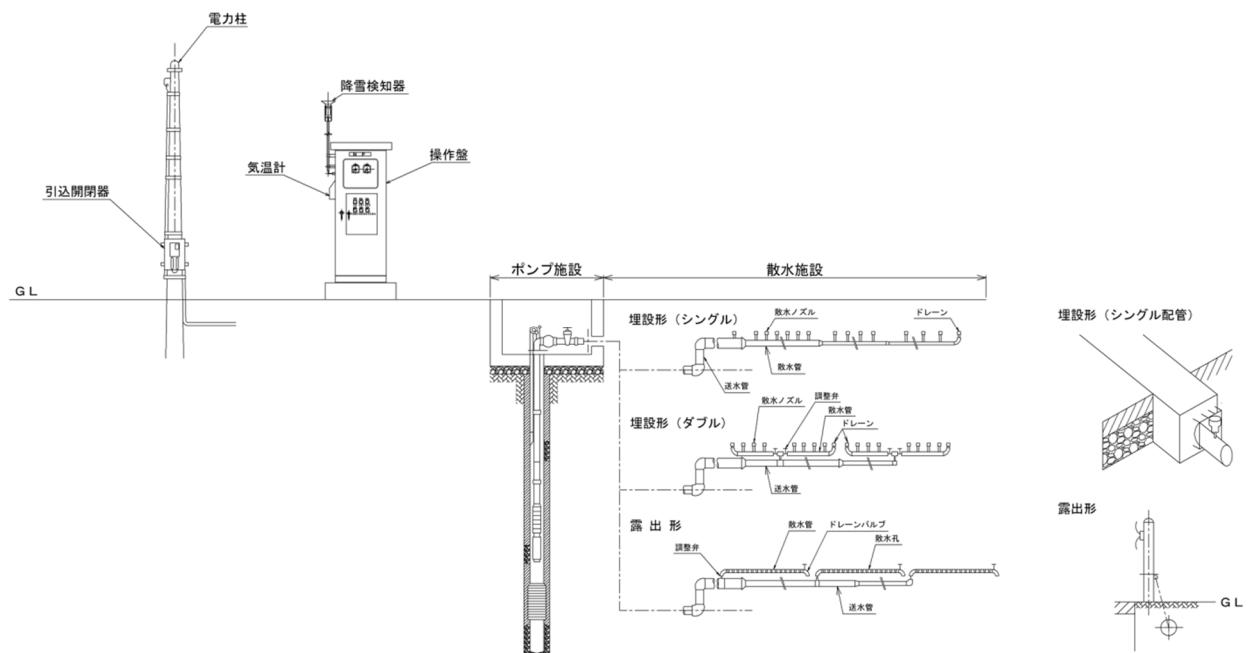


図 1-4 消雪設備の設備区分と構成例

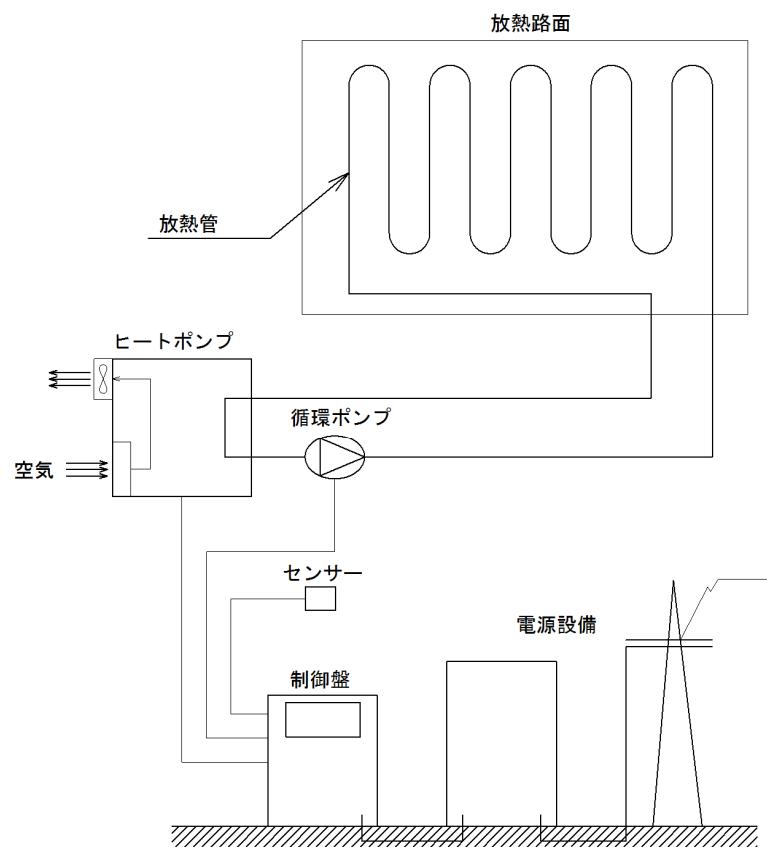


図 1-5 融雪設備の設備区分と構成例（空気熱源ヒートポンプ方式の例）

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を目的に行う実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 消融雪設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【 解 説 】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記 録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。

なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【 解 説 】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータのうち、機器の経年劣化（変化）の把握、あるいは不具合事象の予測を行うために有効な項目（傾向管理項目）については、継続的に計測値をグラフ化し、管理基準値を比較する等データ変化の傾向を把握することが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。

また、定期点検は降雪期前点検、降雪期中点検、降雪期後点検に区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、降雪期前点検、降雪期中点検、降雪期後点検に区分する。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雪、異常低温等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 降雪期前点検 )

**第7条** 降雪期前点検は、降雪期間前の適切な時期に1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 降雪期前点検は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として、運転時間の累計による劣化・損傷等の発見並びに消融雪設備全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 降雪期前点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 降雪期前点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 降雪期前点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

### ( 降雪期中点検 )

**第8条** 降雪期中点検は、原則として降雪期間中の適切な時期に実施するものとする。

#### 【解説】

1. 降雪期中点検は、消融雪設備を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持の観点から機器の整備状況、作動確認、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 降雪期中点検では各部機能が損なわれていないかを主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 降雪期中点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。
4. 降雪期中点検の実施は、降雪期間中の降雪日でかつ設備が実稼働中に行うことが望ましいが稼動中の点検が困難な場合や、巡回、モニターによる運転状況の確認により稼働状況が把握できる場合についてはこの限りではない。

**( 降雪期後点検 )**

**第9条** 降雪期後点検は、必要に応じて年1回実施するものとする。

**【解説】**

1. 降雪期後点検は、降雪期間中に点検を行った結果を基に、必要と認められる箇所について、修繕の必要箇所の発見を主眼におき実施する。
2. 降雪期後点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、次の降雪期までに修繕が完了するよう速やかに整備を実施する。

**( 管理運転 )**

**第10条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

**【解説】**

定期点検時には、原則として管理運転を実施し、機器が正常に動作することを確認しておくことが重要である。

**( 臨時点検 )**

**第11条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雪、異常低温等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

**【解説】**

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて実施する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第12条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【 解 説 】

1. 消融雪設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第13条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【 解 説 】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、降雪期前点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、降雪期中点検や降雪期前点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、次の降雪期までに完了できるよう実施時期について配慮する必要がある。

### ( 保全整備 )

**第14条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【 解 説 】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、各部の清掃、作動調整等行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第15条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備に際しては各消融雪設備の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第16条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れのないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表1「点検・整備総括表」、別表2「点検・整備記録表」、別表3「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保 管

#### ( 予備品 )

**第17条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第18条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第19条** 消融雪設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは補修等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第20条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表の一例を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表(例)

記録	点検・整備	定期点検			臨時点検	定期整備	保全整備
		降雪期前点検	降雪期中点検	降雪期後点検			
点検・整備総括表	○	○	○	○	○	○	○
点検・整備記録表	○	○	○	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	△	△	△	△	△	△	△
故障記録表	△	△	△	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	△	-	-	△	○	○	○

○…必ず作成 △…必要に応じて作成

### (運転記録)

**第21条** 運転記録は、消融雪設備の運転状況を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の運転に際しては、可能な限り運転の状況のデータを収集・記録し、以降の点検・整備の計画に資するものとする。詳細な運転の記録が不可能な場合には、少なくとも経年的な運転時間を記録し、点検・整備の計画の基礎資料とする。

### (故障記録)

**第22条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表4「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第23条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表5「設備の改良・更新記録表」に示す。

付表 1  
点検・整備項目表  
(消融雪設備)

1. 一般事項  
2. 用語の定義

<消雪設備>

1. 取水設備
2. 送水・散水設備
3. 操作制御設備
4. 電源設備
5. 付属設備
6. 遠隔監視設備

<融雪設備>

1. 热源設備
2. 放熱設備
3. 操作制御設備
4. 電源設備
5. 遠隔監視設備

## 1. 一般事項

本点・検整備チェックシートは、「消融雪設備点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。

## 2. 用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられる場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

X [ 取 替 ]	主に経時に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。
C [ 清 掃 ]	フィルタ、フロートスイッチ、レベルスイッチ等ではスケールや水垢等が付着することによって機能の障害が起きやすいので、降雪期前点検等において当該箇所を分解（点検のために合わせて必要な程度に）して付着を除去するなどの清掃をする。
W [ 分 解 ]	容易には内部の点検ができないが、経時に塵埃などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次の分解サイクルまで、性能劣化が有るか否かの判断を要する）ものである。
E [ 目 視 ]	目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。 原則として、管理運転前に機側にて異常の有無を確認した上で管理運転中の異常の有無を確認し、異常あれば「目視」以外の手法によって確認を行う。なお、暗くて見にくい箇所は投光器を使用したり、必要に応じ見やすい場所から双眼鏡等を使用して確認する。
A [ 調 整 ]	計器、動作機器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために付属の計器等の一部を動かす（調整する）作業である。
M [ 測 定 ]	機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（付属の計器がある場合においても、それ以外の計器の使用が望ましい）を用いて確認するものである。
T [ 増 締 ]	締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認をかねて所用のトルクで締め付けることも含む。
H [ 指触 ]	機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認するものである。
D [ 動作確認 ]	手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。
S [ 聴 覚 ]	機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備) (1/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△	異常傾向有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)			×	故障又は機能に支障有り	

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果	
	点検項目	点検内容	ト レ ン ド 管 理	定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	定期点検 降雪期 後点検	点検条件	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考	
取水設備 (地下水)	井戸本体 井戸蓋	軸体 外観	外側を確認する。	E	-	-	休	二ンクリートのクラック、損傷、剥離がないこと。				
		井戸本体 井戸蓋	外観	外観を確認する。	E	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。				
		取付状態	外観を確認する。	E,T	-	-	休	ガタツキ、緩みがないこと。				
		井戸水位 (水位測定で きる場合)	自然水位 運転水位	水位を確認する。 水位を確認する。	M	-	休	適正であること。				
		井戸水	運転水位	水位を確認する。	M	M	運	適正であること。				
		水質	水温	水温を測定する。	M	-	運	施工時と大きく変化していないこと。				
			揚砂・濁り	揚砂の混砂の状況、濁りを目視 確認する。	-	-	運	施工時の水質と変化がないこと。				
		取水ポンプ ボンブ ポンプ設 備	全般 振動	水温 流量	E	E	運	施工時の水質と変化がないこと。				
			外観、異音・ 揚程	外観を確認する。 流量を確認する。	○	M	-	著しい損傷、劣化がないこと と。異音、異常振動がないこと と。流量の低下がないこと				
				揚程を確認する。	○	M	-	揚程の低下がないこと				
		電動機	電流 電圧	入力電流により運転が正常であ ることを確認する。 正常であることを確認する。	○	M	-	定格電流値以下であること。 電圧が基準値以内であるこ と。				
			絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	○	M	-	基準値以下に低下していな いこと。				

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備)(2/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮 H 指触	E	F 目視	G トレンチド管理(推進)	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検条件 トレンチド管理 降雪期 前点検 中点検 後点検	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果		備考
	点検項目	点検内容	E	-	-	休				点検結果の内容と 提案事項の記述		
取水ポンプ ボンブ ポンプ 設備 (地下水)	水中ケーブル 曲管	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	損傷、亀裂のないこと。 新しい発錆、変形、損傷がないこと。 新しい損傷、発錆、変形、損傷がないこと。	取替える。 修理、又は取替える。 修理、又は取替える。			
圧力計	外観	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい損傷、発錆、変形、損傷がないこと。 新しい発錆、変形、損傷がないこと。 新しい損傷、発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。			
動作確認 (零点指示)	動作確認	動作することを確認する。	E	-	-	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。				
全般	全般	土砂・枯葉の堆積	土砂の堆積、落葉の堆積等がないか確認する。	E,C	E	休	休	著しい土砂堆積、ゴミ集積が無いこと。 著しい発錆、変形、損傷がないこと。	土砂、ゴミを除去する。			
全般	全体	外観	外観を確認する。	-	E	E	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。			
主要部材	主要部材	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。			
水密ゴム	水密ゴム	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	劣化・損傷のないこと。	取替える。			
吊金具	吊金具	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。			
戸当り	戸当り	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。			
開閉装置	本体	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。			
異音・振動	異音・振動	過荷重	異音や異常振動がないか確認する。 動作することを確認する。	H,S	-	-	運	異音・異常振動がないこと。 スムーズに操作できること。	原因を調査し対処する。 原因を調査し対処する。			

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 設 備 名 :

実施年月日

消雪設備(取水設備) (3/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮 H 指触 O レンチ管理(推進)	E	目視	不良時の処置 の方針	点検結果	備考	

区分	点検整備		点検目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法		点検条件 ト レ ン ド 管 理	良否の判定方法 及び 判定基準		点検結果 の内容と 提案事項の記述	良否の 判定
	点検項目	点検内容		定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検		定期点検 降雪期 後点検	不良時の処置 の方針		
取水設備(河川水)	開閉装置 ゲート 水ゲート 止水ゲート	スピンドル ・ラック等 取水ボルト等	外観 クリース 架台	外観 外観	外観を確認する。 給油状態を確認し、補給する。	E	-	-	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 クリースが固化、欠乏してい、補給する。	
	吊金具 扉	主要部材 水密ゴム	外観 外観	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 ガタツキ・緩みのないこと。	
	戸当り 戸当り	戸当り シーブ	外観 外観	外観を確認する。 外観を確認する。	E,T	-	-	休	ガタツキ・緩みのないこと。 増し締めする。	
	開閉装置	本体 ワイヤロープ	異音・振動 異音・振動	異音や異常振動がないか確認する。 異音や異常振動がないか確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 異音・異常振動がないこと。	
		架台	外観	外観を確認する。	H,S	-	-	運	異音・異常振動がないこと。 原因を調査し対処する。	
		アンカボルト等	取付状態	外観を確認する。	E,H	-	-	休	ワイヤの登錆、变形、素線の断線、乱巻きがないこと。グリースの固化、欠乏がないこと。 著しい発錆、損傷、脱落がないこと。	
					E,T	-	-	休	ゆるみ・ガタツキがないこと。 増し締めする。	

点検条件の記述は、運:運転中 休:休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備)(4/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向あり
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	故障又は機能に支障あり
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				
止水ゲート(ゴム堰)	全体	外観 清掃	外観を確認する。	-	E,C	E	休	河床に流木、流石のないこと。 塵芥の引つ掛けり・土砂の堆積がないこと。	清掃する。
取水設備(河川水)	袋体	外観 清掃	外観を確認する。	E,C	-	-	休	損傷や著しい劣化がないこと。 土砂の着い堆積がないこと。	
	土砂堆積	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	損傷や著しい劣化がないこと。 土砂の着い堆積がないこと。	補修する。
	ボルトナット	取付状態	外観を確認する。	E,T	-	-	休	ガタツキ・緩みがないこと。 増し締めする。	
	取付金具	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	着しい発錆、変形、損傷が無いこと。	
	送風機	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	損傷がないこと。	
	操作装置	ベルト調整	ベルトの張り具合を確認する。	A	-	-	休	ベルトのゆるみ・過剰な緊張がないこと。	補修、又は交換する。
		異音・振動	異音や異常振動がないか確認する。	H,S	-	-	休	異音・異常振動がないこと。	原因を調査し対処する。
		給油	油量を確認する。	E	-	-	休	給油が十分であること。	給油する。
	微圧計	圧力確認	動作時の圧力を確認する。	M	-	-	運	圧力が適正値であること。	原因を調査し対処する。
	軸受	異音・振動・発熱	異音や異常振動、発熱がないか、確認する。	H,S	-	-	休	異音・異常振動・発熱がないこと。	原因を調査し対処する。

点検・整備期間と点検方法		点検結果		備考	
トーションド管	定期点検	点検条件	不良時の処置	点検結果の内容と提案事項の記述	良否の判定
点検項目	点検内容	判定方法及び判定基準	方針		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	点検条件	点検結果	不良時の処置	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	備考
	点検項目	点検内容							
止水ゲート(ゴム堰)	全体	外観	外観を確認する。	-	E,C	E	休		
取水設備(河川水)	袋体	外観 清掃	外観を確認する。	E,C	-	-	休		
	土砂堆積	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	土砂の着い堆積がないこと。	
	ボルトナット	取付状態	外観を確認する。	E,T	-	-	休	ガタツキ・緩みがないこと。	
	取付金具	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	着しい発錆、変形、損傷が無いこと。	
	送風機	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	損傷がないこと。	
	操作装置	ベルト調整	ベルトの張り具合を確認する。	A	-	-	休	ベルトのゆるみ・過剰な緊張がないこと。	補修、又は交換する。
		異音・振動	異音や異常振動がないか確認する。	H,S	-	-	休	異音・異常振動がないこと。	原因を調査し対処する。
		給油	油量を確認する。	E	-	-	休	給油が十分であること。	給油する。
	微圧計	圧力確認	動作時の圧力を確認する。	M	-	-	運	圧力が適正値であること。	原因を調査し対処する。
	軸受	異音・振動・発熱	異音や異常振動、発熱がないか、確認する。	H,S	-	-	休	異音・異常振動・発熱がないこと。	原因を調査し対処する。

•点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備) (5/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△ 異常傾向有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)			×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法		点検条件 ト レ ン ド 管 理	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針		点検結果 の内容と 提案事項の記述	備考
	点検項目	点検内容		定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検			運	運		
止水ゲート(ゴム堰) 操作装置	電動機	異音・振動・発熱 電圧	異音や異常振動、発熱がないか、確認する。 正常であることを確認する。	H,S	-	-	異音、異常振動、発熱がないこと。	原因を調査し対処する。			
取水設備(河川水)	電流	入力電流による車輪が正常であることを確認する。	M	-	-	運	正常範囲であること。				
絶縁抵抗	絶縁劣化がないことを盤面にて測定する。	M	-	-	運	定格電流値以内であること。	原因を調査し対処する。				
自動倒伏装置	動作状況、空気漏れ	動作することを確認する。	D	-	-	休	基準値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。			
倒伏水位	動作する水位	動作することを確認する。	E	-	-	運	空気漏れが無く、円滑に動作していること。	原因を調査し対処する。			
過給気防止装置	動作状況、空気漏れ	動作することを確認する。	D	-	-	運	水位が適正值であること。	原因を調査し対処する。			
バルブ	動作状況、空気漏れ	動作することを確認する。	D	-	-	運	円滑に回転していること。	原因を調査し対処する。			
配管	取付状態 ボルトナット	外観を確認する。	E,T	-	-	休	空気漏れが無く、円滑に動作していること。	原因を調査し対処する。			
	配管	損傷・変形、空気漏れ	E,H	-	-	休	ガタツキ・緩みのないこと。 損傷・変形が無く、空気漏れのないこと。	増し締めする。			

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備) (6/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	× 故障又は機能に支障有り
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)				

点検・整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検結果		備考	
区分	点検項目	点検内容	定期点検		不良時の処置 の方針		基準値(V)	測定値(V)	
			降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	正常範囲であること。 基準値以下に低下していない いこと。			
機械操作盤 止水ゲート(ゴム堰) 取水設備(河川水)	全般	電圧 絶縁抵抗 3E)レー	正常であることを確認する。 絶縁劣化がないことを盤面にて測定する。	M	-	-	休	休	
補助繼電器	開閉確認	動作することを確認する。		D	-	-	休	トリップテストを行い、確実に動作すること。	
端子・配線	外観 異音・振動・発熱	外観を確認する。 異音や異常振動、発熱がないか、確認する。	E	-	-	休	接觸部分に発錆、荒れがな いこと。		
表示灯	取付状態 点灯状態	外観を確認する。 点灯することを確認する。	E,T	-	-	休	異音、異常振動、発熱がな いこと。		
盤面	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	ガタツキ、緩みがないこと。 ランプテストで正常に点灯す ること。		
盤内部	異音、異臭	異音、異臭が無いか確認する。	E,S	-	-	休	着しい発錆、変形、損傷がな いこと。塗装の剥れがないこ と。		

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	× 故障又は機能に支障有り
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)				

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備) (7/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	× 故障又は機能に支障有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				

点検・整備		点検目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果	
区分	点検項目	点検内容	定期点検		点検条件		定期点検		点検結果の内容と 提案事項の記述	備考	
			降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	休	休	休			
取水設備 (河川水)	全体	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい腐食、損傷がないこと。 著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理する。		
	バー・ネット	外観	外観を確認する。	E	E	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 ガタツキ・緩みがないこと。	修理する。		
	取付ボルト	取付状態	外観及び指触により確認する。	E	-	-	休	異音、異常振動がないこと。	増し締めする。		
	全般	外観、異音・ 振動	外観を確認する。	E	E	-	運	揚程の低下がないこと	原因を調査し対処する。		
	ポンプ	流量	流量を確認する。	M	-	-	運	流量の低下がないこと	原因を調査し対処する。		
	ポンプ	揚程	揚程を確認する。	○	M	-	運	揚程の低下がないこと	原因を調査し対処する。		
	吸込ストレーナ り、清掃	外観、土砂詰 り、清掃	外観を確認する。	E,C	-	-	休	著しい変形、損傷、目詰り・ 土砂の堆積がないこと	土砂、ゴミを清掃する。修理 又は取替える。		
	ポンプ 設備	電流	入力電流により運転が正常であることを確認する。	○	M	-	運	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。		
	電圧	絶縁抵抗	正常であることを確認する。	M	-	-	運	電圧が基準値以内であるこ と。	原因を調査し対処する。		
	水中共用	外観	絶縁抵抗値を測定する。	○	M	-	休	基準値以下に低下していない こと。	原因を調査し対処する。		
	圧力計	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	損傷、亀裂がないこと	取替える。		
		動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。	E	-	-	運	零点及び指示計値が正常な こと。	修理、又は取替える。		

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	× 故障又は機能に支障有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備)(8/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△ 異常傾向有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)			×	故障又は機能に支障有り

点検・整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		良否の 判定	
区分	点検項目	点検内容	定期点検		点検条件		定期点検		不良時の処置 の方針	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	備考	
			降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	中点検	運	休					
取水ボンブ設 備(河川水)	配管	外観 漏れ	外側を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。				
	配管	外観	外観を確認する。	E	E	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。				
	配管支持金具	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。				
	吐出弁 吐出弁	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	塗装、修理、又は取替える。				
	開閉状態	目視で開閉状態を確認する。	E,A	-	-	休	運	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。				
	逆止弁 逆止弁	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	開閉であること	開にする。				
	閉塞	閉塞状態を外部より確認する。	E	E	-	休	運	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	塗装、修理、又は取替える。				
	空気弁 空気弁	外観	外観を確認する。	E	-	-	運	水流の異常な減少や振動がないこと。 異物の除去、又は取替える。	修理、又は取替える。				

\*点検条件の記号体、運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

備 設 名 :

実施年月日

点検・整備チエックシート

実施年月日 消雪設備(取水設備) (9/11)

点検・整備の種類								点検指示事項							
X	取替	C	清畠	W	分解	E	目視	X	調整	M	測定	T	増結	H	指触
A	動作確認	S	瞳掌	O		L	レゾード管理(推進)	D							

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検条件 良否の判定 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果 の記述	備考				
	点検項目	点検内容	定期点検		降雪期 中点検 後点検	修理								
			降雪期 前点検	降雪期 後点検										
取水設備機器（河川水）	全般	外観	外観を確認する。	E	E	休	著しい発錆、変形、損傷、塗装の劣化、剥離がないこと。	修理又は塗装する。						
除塵機	異音・振動	異音や異常振動がないか確認する。	H,S	-	-	運	異音、異常振動がないこと。	原因を調査し対処する。						
除塵機能	単独操作、自動操作	動作確認する。	D	-	-	休	正常に動作すること。	原因を調査し対処する。						
設定値(差圧・タイマー)	動作確認	動作することを確認する。	D	-	-	休	正常に動作すること。	原因を調査し対処する。						
エレベント	設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。	E,A	-	-	休	所定の設定値にセットされていること。	調整する。						
排塵機能	塵芥の付着、差圧	塵芥の付着、目視で外観と差圧を確認する。	E	-	-	休	塵芥の付着がないこと。 差圧が適正値であること。	清掃する。						
本体	排水	ドレンの流出を目標確認する。	E	-	-	運	排塵ドレンの水が流出するごと。	原因を調査し対処する。						
本体・電動ハーブ	外観を確認する。	E	-	-	休	水漏れがないこと。		修理、又は取替える。						
手動ハーブ	動作確認	動作することを確認する。	D	-	-	休	円滑に動作していること、潤滑油が不足していないこと。	修理、又は取替える。						
空気抜き弁	動作確認	動作することを確認する。	D	-	-	休	円滑に動作していること、潤滑油が不足していること。	修理、又は取替える。						
差圧計	動作確認(零点・指示)	動作することを確認する。	E,D,A	-	-	休	円滑に動作していること、ゴミのないこと。	零点及び指示計値が正常な調整、又は取替えること。						

・点検条件の記号は、運転中休止中に別表3に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(取水設備) (10/11)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	F I	G J	H K	I L	J M
				○ 良好	△ 異常傾向有り	×	△ 故障又は機能に支障有り		

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	F I	G J	H K	I L	J M
				○ 良好	△ 異常傾向有り	×	△ 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	トランジスタ点検	定期点検	不良時の処置	方針	
除水設備(河川水)	本体機器 ・洗浄ノズル類	動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。	E	-	-	噪音点及び指示計値が正常なこと。
	圧力計	目詰り、動作確認	目視で動作確認する。	E,C	-	-	目詰りの無いこと。噴射・回転が正常であること。
	減速機	動作確認、給油	目視で動作確認する。	E	-	-	円滑に動作していること。潤滑油が不足していないこと。
	電動機	異音、振動	異音や異常振動がないか確認する。	H,S	-	-	異音、異常振動がないこと。
	電圧	電圧	正常であることを確認する	M	-	-	原因を調査し対処する。
	電流	電流	入力電流により運転が正常であることを確認する。	M	-	-	原因を調査し対処すること。
	絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	M	-	-	定格電流値以内であること。
	ボルトナット	取付状態	外観を確認する。	E,T	-	-	原因を調査し対処すること。
	制御盤	外観	外観を確認する。	E	-	-	基準値以下に低下していること。
	盤面	内部	異音、異臭、漏水	E,S	-	-	休止中運転による原因を調査し対処すること。
							原因を調査し対処すること。

\*点検条件の記号は運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

名備設

实施年月日

## 点検・整備チェックシート

実施年月日 消雪設備(坂水設備) (11/11)

点検指示事項							
点検・整備の種類	X	C	W	E	H	目視	指触(推奨)
	取替	清掃	分解				
A	調整	測定	T	増縮	O	トヘノド管理	
D	動作確認	S	聴覚				

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検・整備・周期と点検方法						点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	点検の目的			点検箇所			不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準		
			定期点検	定期点検	降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検					
ボンブ ポンプ 設備 (河川水 設 備)	全般	外観、異音・振動	外観を確認する。	E	E	-	-	運	異音、異常振動がないこと。 原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(m'/min)測定値(m'/min)
	ポンプ	流量	流量を確認する。	M	-	-	-	運	流量の低下がないこと	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(m)測定値(m)
	揚程	揚程を確認する。	○	M	-	-	-	運	揚程の低下が無いこと	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(m)測定値(m)
	吸込ストレーナ	外観、土砂詰り、清掃	外観を確認する。	E,C	-	-	-	休	著しい変形、損傷、目詰り・土砂詰りを清掃する。修理又は取替える。	土砂詰りを清掃する。修理又は取替える。	土砂詰りを清掃する。修理又は取替える。	基準値(A)測定値(A)
電動機	電流	入力電流により運転が正常であることを確認する。	○	M	-	-	-	運	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(V)測定値(V)
	電圧	正常であることを確認する。	○	M	-	-	-	運	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(MΩ)測定値(MΩ)
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	○	M	-	-	-	休	基準値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。	原因を調査し対処する。	基準値(MΩ)測定値(MΩ)
水中ケーブル	外観	外観を確認する。		E	-	-	-	休	損傷、亀裂がないこと	取替える。	修理、又は取替える。	
圧力計	外観	外観を確認する。		E	-	-	-	休	著しい損傷、発錆がないこと	取替える。	修理、又は取替える。	
	動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。		E	-	-	-	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。	調整、又は取替える。	

・点検条件の記号は、運転中休止時に該細の説明が必要な項目については、別表3に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(送水・散水設備) (1/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮 H 指触	E	目視	目視	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法		点検条件 トランジ ンド管 理	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針		点検結果 の良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考
	点検項目	点検内容		定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検			運	休			
送水・散水設備	配管	外観 洩れ	外側を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	休	修理、又は取替える。			
送水・散水設備	配水管	外観	外観を確認する。	E	E	-	水漏れがないこと。	運	修理、又は取替える。			
送水・散水設備	配管支持金具	外観	外観を確認する。	E	-	-	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	休	修理、又は取替える。			
送水・散水設備	吐出弁	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	休	修理、又は取替える。			
送水・散水設備	吐出弁	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	E	-	水漏れがないこと。	運	修理、又は取替える。			
送水・散水設備	閉開状態	目視で閉開状態を確認する。	E,A	-	-	水漏れがないこと。	休	修理、又は取替える。	開閉であること	修理、又は取替える。		
送水・散水設備	逆止弁	外観 漏れ	外観を確認する。	E	-	-	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	休	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。	
送水・散水設備	逆止弁	外観 漏れ	外観を確認する。	E	E	-	水漏れがないこと。	運	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。	
送水・散水設備	閉塞状態	目視で閉塞状態を確認する。	E	-	-	水漏れがないこと。	休	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。		
送水・散水設備	空気弁	外観	閉塞状態を外部より確認する。	E	-	-	水漏れがないこと。	運	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。	
送水・散水設備	流量計	外観 動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。	E	-	-	水漏れがないこと。	休	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。	
送水・散水設備	流量計	外観 動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。	E	-	-	水漏れがないこと。	運	修理、又は取替える。	閉閉であること	修理、又は取替える。	

\*点検条件の記号は 運:運転中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

消雪設備(送水・散水設備) (2/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	H	目視	○ 良好	
A 調整	M 測定	T 増縮	S 脳覚	○ トレンチド管理(推奨)	△ 異常傾向有り	×	故障又は機能に支障有り		
D 動作確認									

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検条件 トレンチド管理 降雪期 前点検	不良時の処置 の方針	点検結果 良否の判定	備考
	点検項目	点検内容	外観	外観を確認する。	定期点検 降雪期 中点検	後点検 降雪期				
送水・散水設備	配管	外観 洩れ	外観を確認する。	外観を確認する。	E	-	休	著しい発錆、変形、損傷がな いこと。	修理、又は取替える。	
散水設備	配管	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	E	E	-	水洩れがないこと。	修理、又は取替える。	
散水・散水設備	配管支持金具	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	E	-	休	著しい発錆、変形、損傷がな いこと。	修理、又は取替える。	
散水・散水設備	調整バルブ	外観・漏水	外観・漏水	外観を確認する。	E	-	-	運	修理、又は取替える。	
散水・散水設備	バルブボック	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	E	-	-	運	修理、又は取替える。	
散水ノズル	散水ノズル	損傷・孔詰ま り・固着	外観を確認する。	外観を確認する。	E	E	E	運	修理、又は取替える。	
散水ノズル	角度調整器 (ある場合)	損傷・固着・角 度	外観を確認する。	外観を確認する。	E	E	-	運	修理、又は取替える。	
ドレン	ドレン・ハブル	破損・固着	外観を確認する。	外観を確認する。	E	-	E	運	修理、又は取替える。	
保護コングリート	保護コングリート	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	E	E	E	運	修理、又は取替える。	
流末	側溝	清掃	外観を確認する。	外観を確認する。	E,C	E,C	-	休	土砂・ゴミの堆積がないこと	清掃する。
	集水井	清掃	外観を確認する。	外観を確認する。	E,C	E,C	-	休	土砂・ゴミの堆積がないこと	清掃する。

・点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 消雪設備(操作制御設備) (1/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向あり
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	× 故障又は機能に支障あり
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				

点検・整備		点検目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果	
区分	点検項目	点検内容	定期点検		点検条件		運	運	休	休	運
			降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	運					
盤面	外観	外側を確認する。	E,H	-	E	著しい発錆、変形、損傷がな いこと、盤面表示が正常のこ と。	運	運	休	休	運
盤の内部	外観	異音、異臭がないか確認する。	E,S	-	E,S	異音、異臭、漏水、ゴミがな いこと。	運	運	休	休	運
チャンネルベース	外観	外観を確認する。	E,H	-	-	ガタツキのないこと、緩みがない こと、著しい発錆変形、損傷が ないこと。	運	運	休	休	運
漏電遮断器	開閉確認	動作することを確認する。	D	D	-	リップテストを行い、確実に 動作すること。	運	運	休	休	運
電磁開閉器	外観	外観を確認する。	E	-	-	接触部分に発錆、荒れがな いこと。	運	運	休	休	運
操作盤	異音・振動・発熱	異音や異常振動がないか確認 する。	E,H,S	-	-	異音、異常振動、異常発熱 がないこと。	運	運	休	休	運
	開閉確認	動作することを確認する。	D	-	-	スイッチをON-OFFし、確実 に投入一遮断できること。	運	運	休	休	運
	3E)レー	開閉確認	D	-	-	リップテストを行い、確実に 動作すること。	運	運	休	休	運
配線用遮断器	開閉確認	動作することを確認する。	D	-	-	スイッチをON-OFFし、確実 に投入一遮断できること。	運	運	休	休	運
補助繼電器	外観	外側を確認する。	E	-	-	接觸部分に発錆、荒れがな いこと。	運	運	休	休	運
操作制御設備	異音・振動・発熱	異音や異常振動がないか確認 する。	E,H,S	-	-	異音、異常振動、異常発熱 がないこと。	運	運	休	休	運
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	M	-	-	基準値以下に低下しない こと。	運	運	休	休	運
表示灯	点灯状態	点灯することを確認する。	E	E	-	ランプテストで正常に点灯す ること。	運	運	休	休	運
切替開閉器	開閉確認	動作することを確認する。	D	-	-	修理、又は取替える。	運	運	休	休	運

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向あり
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	× 故障又は機能に支障あり
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				

・点検条件の記述は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、&lt;別表3&gt;に記入する。

## 設備名：

実施年月日

消雪設備(操作制御設備) (2/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M S	W 分解 H	E 増縮 T	F 目視 ○	G トレンチ管理(推進)	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	トレンチ 管 理	定期点検	トレンチ 管 理	定期点検	トレンチ 管 理	定期点検	トレンチ 管 理	
操作制御設備	ボンブ操作盤	操作開閉器 スペースヒータ動作確認	動作することを確認する。	動作することを確認する。	動作することを確認する。	D	-	-	休	休	正常に動作すること。	修理、又は取替える。	
	盤内照明	点灯状態	点灯することを確認する。			D	-	-	休	休	通電し保温すること。	原因を調査し対処する。	
	配線、端子	取付状態	外観を確認する。			E	-	-	休	休	正常に点灯すること。	取替える。	
	接地	接地	接地線の状態を確認する。			E,T	-	-	休	休	カタツキ、緩みがないこと。	増し締めする。	
	運転時間計	運転時間	運転時間を記録する。			E	-	-	休	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	
計	降雪測器	全般	外観	外観を確認する。		E	-	E	休	休	積算 年	-	
	投・受光器	レンズの清掃	外観を確認する。			E,C	-	-	休	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
	受雪板	光遮断試験、 感度調整	動作確認・調整			D	-	-	休	休	レンズに汚れ・ゴミの付着が無いこと。	清掃する。	
	ヒータ	動作確認	外観を確認する。動作することを確認する。			E,D	-	-	休	休	センサー部に光を遮断すること。	原因を調査し対処する。	
		設定確認	設定値が正常であることを確認する。			A	-	-	運	運	表示灯が消灯すること。	原因を調査し対処する。	
		動作確認	動作することを確認する。			D	-	-	休	休	設定温度が適切であること。	調整する。	
	出力開始延タイム	設定確認	設定値が正常であることを確認する。			D,A	-	-	休	休	発熱部に異常な発熱がないこと。	原因を調査し対処する。	
	降雪検知信号 出力試験	総合試験	動作することを確認する。			D,A	-	-	休	休	設定条件で動作すること。	調整する。	
												原因を調査し対処する。	

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

点検・整備チェックシート

实施年月日

实施年月日

実施年月日	点検・整備の種類	点検指示事項					
		X	取替	C	清掃	W	分解
	A 調整	X		M	測定	T	H
	D 動作確認		S	監査		O	レンジ管理(推奨)

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果	
	点検項目	点検内容	定期点検			点検条件			不良時の処置 の方針	点検結果の内容と 提案事項の記述
			降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	トレンチ管 管理	良否の判定方法 及び 判定基準			
操作制御機器	路面凍結対策装置測器	設定確認 動作確認	設定値が正常であることを確認する。	D	-	-	休	設定温度が適切であることを確認する。	修理、又は取替える。	
操作制御機器	路面温度スイッチ感知器	動作確認	動作することを確認する。	E,D	-	-	休	スイッチ投入後運転することを確認する。	修理、又は取替える。	
外気温計	温度感知器	温度確認	動作することを確認する。	D	-	-	休	正常に動作すること。	原因を調査し対処する。	
外気温計	設定温度	設定確認	設定値が正常であることを確認する。	E	-	-	休	所定の設定値にセットされていないこと。	修理、又は取替える。	
路面温度計	温度感知器	温度確認	動作することを確認する。	D	-	-	休	正常に動作すること。	原因を調査し対処する。	
路面温度計	設定温度	設定確認	設定値が正常であることを確認する。	E	-	-	休	所定の設定値にセットされていないこと。	修理、又は取替える。	
水位計	ポート	外観・動作	動作することを確認する。	E	-	-	休	ケーブルのつれがないこと、取付位置に端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。	
電極棒	動作確認	動作確認	動作することを確認する。	E	-	-	休	ケーブルのつれがないこと、取付位置に端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。	
外観	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	電極棒に付着物がないこと、動作位置に端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。		
ケーブル	外観	露出部の外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
電線管	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
ボックス類	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
周辺設備	照明器具	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。点灯すること。	修理、又は取替える。		

（注）京懇柔件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 設備名:

実施年月日

消雪設備(電源設備) (1/1)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	故障又は機能に支障有り
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)				

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	ト レ ン チ 管 理	定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	後点検 降雪期	運	運	運	運	運	運	運
柱引込柱	電柱・補助支柱	外観	外側を確認する。		E	-	E	-	E	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと	修理する。	
柱引込盤	盤面	外観	外側を確認する。		E	-	E	-	E	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと あること	修理する。	
盤の内部	盤の内部	外観	外側を確認する。		E	-	E	-	E	運	異音、異臭、漏水がないこと	修理する。	
電源設備配分電盤	盤面	外観	外側を確認する。		E	-	E	-	E	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと あること	修理する。	
	盤の内部	外観	外側を確認する。		E	-	E	-	E	運	異音、異臭、漏水がないこと	修理する。	
	電圧	電圧	正常であることを確認する		M	-	-	-	E	運	定格電流値以内であること。	原因を調査し対処する。	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。		M	-	-	-	E	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。	
	接地	接地	接地線の状態を確認する。		E	-	-	-	E	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	
	内部計器	動作確認 (零点・指示)	動作することを確認する。		E	-	-	-	E	運	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。	

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

消雪設備(付属設備、遠隔監視設備)  
(1/2)

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E 指触 H 接地	目視 ○ レンダ管理(推進)		○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	ト レ ン ド 管 理	定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	定期点検 降雪期 後点検	点検条件	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
付属設備	扉、窓、 屋内照明	外観、開閉の 動作を確認する。 点灯	動作を確認する。 点灯	D	-	-	休	汚損がないこと。円滑に開閉 できること。	修理する。	取替える。			
周辺状況	看板 フェンス	外観	点灯することを確認する。	E	-	-	休	球切れがなく正常に点灯す ること。					
貯水槽	軸体 全般	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	汚れ、破損がなく、判読でき ること。	清掃、又は取替える。				
貯水槽	取水槽 全般	外観	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい破損、絆縛がないこ と。	修理、又は取替える。				
貯水槽	取水槽 全般	土砂の堆積	土砂の堆積状況を確認する。	E	-	-	休	コンクリートのクラック、損傷、 剥離がないこと。	修理する。				
遠隔監視装置	盤面 装置内部	外観	土砂の堆積 外観を確認する。	E	-	-	休	取水槽、水路に土砂の異常 堆積がないこと。	土砂、ゴミを除去、清掃す ること。				
遠隔監視装置	配線接続部 リレー	外観	外観を確認する。	E	-	-	運	散水槽に土砂の堆積がない こと。	土砂、ゴミを除去、清掃す ること。				
アレスタ	接地	外観	外観を確認する。	E,H,S	-	-	休	変形・損傷がないこと盤面の 表示が正常であること	修理、又は取替える。				
		接地	接地線の状態を確認する。	E	-	-	休	異音・異臭がないこと	修理、又は取替える。				

- 点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

消雪設備(付属設備、遠隔監視設備)  
(2/2)

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定		
区分	点検項目	点検内容	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	
			A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△ 異常傾向有り	
遠隔監視装置	スイッチ類	動作確認	点検の目的 点検箇所 点検方法		点検条件 トランジスト 降雪期 前点検		点検方法 定期点検 降雪期 中点検		不良時の処置 の方針 及び 判定基準		点検結果 良否の判定 と 提案事項の記述	
	運転表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。		D	-	-	休	正常に動作すること。 ボンブなどの運動状態が正常に表示されること。		取替える。 原因を調査し対処する。	
	故障表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。		E	-	-	運	故障項目が正常に表示され る。		原因を調査し対処する。	
	気象表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。		E	-	-	運	降雪・温度データが正常に表示される。		原因を調査し対処する。	
	状態表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。		E	-	-	運	電源などの状態項目が正常に表示される。		原因を調査し対処する。	
	全体	音	異音がないことを確認する。		S	-	-	運	異音がないこと。		修理、又は取替える。	
	電源装置	表示灯	点灯することを確認する。		E	-	-	運	正常に点灯すること。		修理、又は取替える。	
	入力スイッチ	試運転	動作することを確認する。		D	-	-	休	正常に動作すること。		修理、又は取替える。	
	監視メータ	表示	正常であることを確認する		E	-	-	運	電圧が正常に表示されるこ と。		原因を調査し対処する。	
	電圧	入力電圧 (AC)	正常であることを確認する		M	-	-	運	正常範囲であること。		原因を調査し対処する。	
	出力電圧 (DC)	正常であることを確認する		M	-	-	運	正常範囲であること。		原因を調査し対処する。		
送信装置伝 バメモリ用	試運転	動作することを確認する。		D	-	-	運	レベルが基準値以内である こと。		修理、又は取替える。		
	表示灯	外観を確認する。		E	-	-	運	バッテリエラーLEDが消灯し ていること。		修理、又は取替える。		
	余寿命	設置年月を確認する		E	-	-	運	機器の寿命まで余裕がある こと。		取替える。		

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名：

実施年月日

融雪設備(熱源設備) (1/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮 H 指触	E 目視 ○ トレンド管理(推進)	目視 ○ 故障又は機能に支障有り	△ 異常傾向有り	○ 良好		

点検・整備定期と点検方法		点検・整備定期と点検方法		点検結果		備考	
区分	点検項目	点検目的 点検箇所 点検方法		点検条件 トランジ ンド管 理	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	良否の 判定
		降雪期 前点検	降雪期 中点検				
地下 熱 水 源 設 備	井戸 蓋	軸体 ケーシング・ ストレーナ 人	外観 破損・土砂浸 入	水中カメラにより確認する。	E - -	休 二重クリートのクラック、損傷、剥離がないこと ケーシングやストレーナに孔 が開いていないこと。	
		井戸蓋	外観	外観を確認する。	E - -	休 着しい発錆、変形、損傷がな いこと	
		取付状態	外観を確認する。	E,T - -	休 ガタツキ、緩みがないこと。		
		井戸水位 (水位測定で きる場合)	自然水位	水位を目視確認する。	M - -	休 適正であること	
		運転水位	運転水位	水位を目視確認する。	M M -	運 適正であること	
		水質	水温	水温を測定する。	M M -	運 施工時と大きく変化していな いこと。	
		揚砂・攪拌	揚砂の混砂の状況、濁りを目視 確認する。	- - -	運 施工時の水質と変化がない こと。		
		取水管	外観	外観を確認する。	E - -	休 着しい損傷、変形がないこ と。	
		漏水	外観を確認する。	E - -	運 水漏れがないこと。		
		フロート 電極棒	外観・動作	動作することを確認する。	E - -	休 ケーブルのものつれがなく 位置、端子部が正常であること、取付 動作に支障のある浮遊物がないこと	
水位 計		動作確認	動作することを確認する。	E - -	休 正常に動作すること。		
		外観	外観を確認する。	E - -	休 電極棒に付着物がないこと、取付 位置、端子部が正常であること、動 作に支障のある浮遊物がないこと		
		ケーブル	露出部の外観を確認する。	E - -	休 着しい損傷がないこと。		

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮 H 指触	E 目視 ○ トレンド管理(推進)	目視 ○ 故障又は機能に支障有り	△ 異常傾向有り	○ 良好		

## 設備名:

実施年月日

融雪設備(熱源設備) (2/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	F I	G J	H K	I L	J M
				○	△	△	○	△	×

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聽覚	W 分解 T 増縮	E H	F I	G J	H K	I L	J M
				○	△	△	○	△	×

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法		点検箇所		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	トランジスト点検	定期点検	点検条件	不良時の処置	点検結果	良否の判定	
熱源設備	ヒートパイプ 地中熱交換 空気熱源	ヒートパイプ 外観 漏水	外側を確認する。 外観を確認する。	E - -	E - -	休	著しい損傷、変形がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。	
	圧縮機	外観	外観を確認する。	E - -	E - -	運	著しい腐食、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
	過熱	異音、異常振動	異音や異常振動がないか確認する。 指触により確認する。	H,S -	H,S 運	休	異音・異常振動がないこと。	修理、又は取替える。	
	油量、油漏れ	油量、油漏れ	油量、油漏れを目視確認する。	E - -	E - -	運	油量が正常であること。 油漏れがないこと。	修理又は、給油する。	
	高圧受液器	冷媒量	冷媒量を目視確認する。	E - -	E - -	休	冷媒量が正常範囲であること。	原因を調査し対処する。	
	電動機	異音、異常振動	異音や異常振動がないか確認する。 指触により確認する。	E,H,S -	E,H,S 運	休	異音・異常振動がないこと。	修理又は原因を調査し対処する。	
	電流	過熱	入力電流により運転が正常であることを確認する。	M - -	M - -	運	過熱がないこと。	原因を調査し対処する。	
	電圧	絶縁抵抗値	正常であることを確認する。	○ M	M - -	運	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。	
	弁類	動作確認	動作することを確認する。	M - -	M 休	D 休	電圧が基準値以内であること。 基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。	
							基準値(A) 测定値(A)	基準値(V) 测定値(V)	
							基準値(MΩ) 测定値(MΩ)		

- \*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

融雪設備(熱源設備) (3/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定		
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	目視 指触	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り	トロンド管 理	定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	定期点検 降雪期 後点検
ヒートポンプ式空気熱源設備	ヒートポンプ式空気熱源設備	動作確認 (零点・指示)	動作確認 動作することを確認する。	D - D 休	設定値を下げて動作するこ と。 運	修理、又は取替える。				

点検・整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果	
区分	点検項目	点検目的			良否の判定方法			不良時の処置 の方針	点検結果の内容と 提案事項の記述
		点検箇所	点検方法	点検条件	判定基準	判定			
ヒートポンプ式空気熱源設備	ヒートポンプ式空気熱源設備	動作確認 動作確認 (零点・指示)	動作確認 動作することを確認する。	E - E 運	零点及び指示計値が正常な こと。	修理、又は取替える。			
安全弁	安全弁	動作確認 動作確認	動作確認する。	D - D 休	設定値を下げて動作するこ と。	修理、又は取替える。			
装置全体	装置全体	動作圧力 異音・異常振動	動作圧力を確認する。 異音や異常振動がないか確認 する。	M - M 休	正常値であること。	修理、又は取替える。			
温度調節器	表示部 配線、端子の緩み	外観 外観を確認する。 外観を確認する。	H,S - H,S 運	異音・異常振動がないこと。 汚損がないこと。	原因を調査し対処する。				
センサー	センサー	取付状態 外観	ゆるみが無いか確認する。 外観を確認する。	E,T - E,T 休	ゆるみ・ガタツキがないこと。 正常に動作すること。	清掃、又は修理する。			
換気ファン	換気ファン	動作確認 動作確認	動作することを確認する。 動作することを確認する。	D - D 休	ゆるみ・ガタツキがないこと。 正常に動作すること。	原因を調査し対処する。			
ファン用電動機	ファン用電動機	外観 異音・異常振動	外観を確認する。 異音や異常振動がないか確認 する。	E,T - E,T 休	著しい発熱、変形、損傷がない こと。	修理、又は取替える。			
制御器	制御器	動作確認	動作することを確認する。	D - D 休	正常に動作すること。	原因を調査し対処する。			

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定		
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	目視 指触	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り	トロンド管 理	定期点検 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	定期点検 降雪期 後点検

\*点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

設備名:

実施年月日

融雪設備(放熱設備) (1/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項					
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)		
放熱交換器循環設備	熱交換器本体 ポンプ	点検目的 点検箇所 点検方法	外観 水漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	トレンチド管理 降雪期 前点検	定期点検 降雪期 中点検	点検条件 及び 判定基準
放熱交換器循環設備	ポンプ	外観、異音・ 振動	外観異常、異音や異常振動が ないか確認する。	E	-	-	不良時の処置 の方針
電動機	電動機	外観、異音・ 振動	外観異常、異音や異常振動が ないか確認する。	E,H,S	-	-	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
電動機	電動機	電流	電力電流により運転が正常であ ることを確認する。	E,H,S	-	-	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
電圧	電圧	電圧	正常であることを確認する。	M	-	-	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値を測定する。	M	-	-	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。

点検・整備周期と点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検結果		備考	
区分	点検項目	点検内容	点検条件 及び 判定基準	点検結果の内容と 提案事項の記述	点検結果の内容と 提案事項の記述		
放熱交換器循環設備	熱交換器本体 ポンプ	外観 水漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	休	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
電動機	電動機	外観 絶縁抵抗	外観異常、異音や異常振動が ないか確認する。 外観異常、異音や異常振動が ないか確認する。	E,H,S	-	運	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
電圧	電圧	電圧	正常であることを確認する。	M	M	運	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。
絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値を測定する。	M	-	運	修理、又は取替える。 修理、又は取替える。

良否の判定	
○ 良好	△ 異常傾向有り
△ 故障又は機能に支障有り	

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
\*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 設備名:

実施年月日

融雪設備(放熱設備) (2/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	× 故障又は機能に支障有り
放熱循環設備	配管	外観 漏れ	外側を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
	送水管	外観 漏れ	外観を確認する。	E	E	-	運	水漏れがないこと。	修理、又は取替える。		
	吐出弁	外観 漏れ	外観を確認する。 開閉状態を目視確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
	バルブ	外観 漏れ	外観を確認する。 開閉状態を目視確認する。	E	-	-	運	水漏れがないこと。	修理、又は取替える。		
	逆止弁	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
	空気弁	外観	外観を確認する。	E	E	-	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。		
	取納ボックス	外観 漏れ	外観を確認する。	E	-	-	休	著しい変形、ガタツキ、土砂の混入がないこと。	修理、又は取替える。		
	放熱管 放熱設備	外観 漏れ	外観を確認する。 外観を確認する。	C,E,T	-	-	休	著しい変形、損傷がないこと。 水漏れがないこと。	修理、又は取替える。		
	保温材	外観	外観を確認する。	E	E	-	運	保温材に著しい変形がないこと。	修理、又は取替える。		
				E	-	-	休	保温材に著しい変形がないこと。	修理、又は取替える。		

\*点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

融雪設備(操作制御設備) (1/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	故障又は機能に支障有り
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)				

区分	点検整備		点検目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	運	E,H	-	E	運	E,S	-	E,S	運
操作制御盤	盤面	外観	外側を確認する。											
操作制御設備	盤の内部	異音、異臭、漏水	異音、異臭がないか確認する。											
漏電遮断器	外観	外観を確認する。					E,S	-	E,S	運	E,H	-	休	
電磁開閉器	開閉確認	動作することを確認する。					D	D	-	休	D	-	休	
3E)レー	開閉確認	動作することを確認する。					E	-	-	休	E,H,S	-	-	
配線用遮断器	開閉確認	動作することを確認する。					D	-	-	休	D	-	休	
補助繼電器	外観	外側を確認する。					E	-	-	休	E,H,S	-	-	
絶縁抵抗	異音・振動・発熱	異音や異常振動がないか確認する。					M	-	-	休				
表示灯	点灯状態	点灯することを確認する。					E	E	-	休				
切替開閉器	動作確認	動作することを確認する。					D	-	-	休				

・点検条件の記号は、運転中 休、休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

融雪設備(操作制御設備) (2/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M S	W 分解 H 聴覚	E 増縮 T ○	F 目視 トレンチ管理(推奨)	G 指触 D,A	H 故障又は機能に支障有り		
								○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り	

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法		不良時の処置		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	トランジスタ点検	定期点検	点検条件	判定基準	方針	原因を調査し対処する。	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	
操作制御盤	操作開閉器 スペースヒータ動作確認	開閉確認	動作することを確認する。	D - -	休	正常に動作すること。	修理、又は取替える。				
操作制御設備	盤内照明 配線、端子	動作確認	動作することを確認する。	D - -	休	通電し保温すること。	原因を調査し対処する。				
	点灯状態 取付状態	点灯確認	点灯することを確認する。	E - -	休	正常に点灯すること。	取替える。				
	外観 運転時間計	外観確認	外観により確認する。	E,T - -	休	カタツキ、緩みがないこと。	増し締めする。				
	接地	接地	接地線の状態を確認する。	E - -	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。				
	運転時間計	運転時間	運転時間を記録する。	E - E	休	積算 年	-				
計	全般	外観	外観を確認する。	E - E	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。				
計	降雪測器	投・受光器 レンズの清掃	外観を確認する。	E,C - -	休	レンズに汚れ・ゴミの付着がないこと。	清掃する。				
	光遮断試験、 感度調整	動作確認・調整	動作確認する。動作することを確認する。	D - -	休	センサー部に光を遮断すること。	原因を調査し対処する。				
	受雪板	動作確認	外観を確認する。動作することを確認する。	E,D - -	休	表示灯が消灯すること。	原因を調査し対処する。				
ヒータ	設定確認 動作確認	動作確認	設定値が正常であることを確認する。	A - -	運	水分電極に水分を含ませ、雪温センサーを設定値にすることにより感知すること。	原因を調査し対処する。				
	出力開始遅延 タイム	動作確認	動作することを確認する。	D - -	運	設定温度が適切であること。	調整する。				
	降雪検知信号 出力試験	設定確認 総合試験	設定値が正常であることを確認する。	D,A - -	休	絶熱部に異常な発熱がないこと。	原因を調査し対処する。				
					設定時間 min		調整する。				
							原因を調査し対処すること。				

・点検条件の記述が必要な項目については、運・運転中 休・休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、  
 <別表3>に記入する。

## 融雪設備(操作制御設備) (3/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△	異常傾向有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)			×	故障又は機能に支障有り	

点検・整備		点検目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果	
区分	点検項目	点検内容	設定確認	ト レンド 管理	定期点検	降雪期 前点検	降雪期 中点検	降雪期 後点検	設定温度が適切であること	調整する。	点検結果の内容と 提案事項の記述
操作制御設備	路面凍結対策 温度スイッチ 制御部本体 センサ 温湿度計	路面温度スイッチ 動作確認	設定値が正常であることを確認する。 動作することを確認する。	D	-	-	-	休	設定温度が適切であること	調整する。	
		動作確認	動作することを確認する。	E,D	-	-	-	休	スイッチ投入後運転すること	修理、又は取替える。	
		感度確認	動作することを確認する。	D	-	-	-	休	正常に動作すること。	修理、又は取替える。	
		設定温度	設定値が正常であることを確認する。 動作することを確認する。	E	-	-	-	休	所定の設定値にヒットされていること。	修理、又は取替える。	
		温湿度計	設定値が正常であることを確認する。 動作することを確認する。	D	-	-	-	休	正常に動作すること。	修理、又は取替える。	
		路面温度計	設定値が正常であることを確認する。 動作することを確認する。	E	-	-	-	休	所定の設定値にヒットされていること。	修理、又は取替える。	
		電極棒	動作確認	E	-	-	-	休	ケーブルのもつれがないこと、取付位置、端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。	
		水位計	動作確認	E	-	-	-	休	ケーブルの端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。	
		ケーブル	動作確認	E	-	-	-	休	電極棒に付着物がないこと、取付位置、端子部が正常であること、動作に支障のある浮遊物がないこと。	修理、又は取替える。	
		電線管	外観	E	-	-	-	休	著しい損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
周辺設備	ボックス類	外観	露出部の外観を確認する。	E	-	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
	照明器具	外観、点灯	外観を確認する。	E	-	-	-	休	著しい発錆、変形、損傷がないこと。	修理、又は取替える。	
									点灯すること。		

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	△	異常傾向有り	
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンド管理(推進)			×	故障又は機能に支障有り	

•点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、別表3に記入する。

## 設備名：

実施年月日

融雪設備（電源設備・遠隔監視設備）  
(1/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触	×	故障又は機能に支障有り
D	動作確認	S	聽覚	○	トレンチド管理(推進)				

区分	点検整備		点検目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		良否の判定方法 及び 判定基準		不良時の処置 の方針		点検結果		備考
	点検項目	点検内容	ト レ ン チ ド 管 理	定期点検 降雪期 前点検	中点検 降雪期 後点検	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと	著しい発錆、変形、損傷がないこと	修理する。	運	著しい発錆、変形、損傷がないこと	修理する。	
電源設備	支柱込柱	電柱・補助支柱	外観	外観を確認する。		E	-	E	運				
	盤面	盤面	外観	外観を確認する。		E	-	E	運				
	引込盤	盤の内部	外観	外観を確認する。		E	-	E	運				
	盤面	盤面	外観	外観を確認する。		E	-	E	運				
	盤の内部	盤の内部	外観	外観を確認する。		E	-	E	運				
	電圧	電圧	電圧	正常であることを確認する		M	-	-	休	定格電流値以内であること。	原因を調査し対処する。		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。		M	-	-	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。		
	接地	接地	接地	接地線の状態を確認する。		E	-	-	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。		
	内部計器	動作確認 (零点・指示)	動作確認	動作することを確認する。		E	-	-	休	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。		
	監視装置	盤面	外観	外観を確認する。		E	-	-	運	表示が正常であること	修理、又は取替える。		
遠隔監視設備	装置内部	装置内部	外観	外観を確認する。		E	-	-	運	異音・異臭がないこと	修理、又は取替える。		
	配線接続部	配線接続部	ラッピング・締付	外観を確認する。		E,H	-	-	休	ラッピングの剥離がないこと	修理、又は取替える。		
	リレー	リレー	異音・振動・発熱	指触・目視により確認する。		E,H,S	-	-	運	配線取付ボルトのゆるみがないこと。	修理、又は取替える。		
	アレスタ	アレスタ	外観	外観を確認する。		E	-	-	休	変色・焼損がないこと。	取替える。		

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 設備名：

実施年月日

融雪設備（電源設備・遠隔監視設備）  
(2/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
		X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定 S 聴覚	W 分解 T 増縮	E H	目視 ○ トレンチ管理(推奨)	指触 △	異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り	○ 良好	△ 異常傾向有り	

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
	点検項目	点検内容	点検条件	良否の判定方法	不良時の処置	方針	点検結果の内容と提案事項の記述				
遠隔監視装置	接地	接地	接地線の状態を確認する。	E - - -	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。				
スイッチ類	動作確認	動作することを確認する。	D - - -	休	正常に動作すること。	取替える。					
運転表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。	E - - -	運	ボンブなどの車両状態が正常に表示されること。	原因を調査し対処する。					
故障表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。	E - - -	運	故障項目が正常に表示されること。	原因を調査し対処される。					
気象表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。	E - - -	運	降雪・温度データが正常に表示されること。	原因を調査し対処される。					
状態表示	画面表示	表示状況外を目視確認する。	E - - -	運	電源などの状態項目が正常に表示されること。	原因を調査し対処される。					
電源装置	全体 音 表示灯	異音がないことを確認する。 点灯することを確認する。	S - - -	運	異音がないこと。 正常に点灯すること。	修理、又は取替える。					
入力スイッチ	試運転	動作することを確認する。	D - - -	休	正常に動作すること。	修理、又は取替える。					
監視メータ	表示	正常であることを確認する。	E - - -	運	電圧が正常に表示されること。	原因を調査し対処する。					
電圧	入力電圧 (AC)	正常であることを確認する。	M - - -	運	正常範囲であること。	原因を調査し対処する。					
	出力電圧 (DC)	正常であることを確認する。	M - - -	運	正常範囲であること。	原因を調査し対処する。					
信号伝送装置	試運転 表示灯	動作することを確認する。 外観を確認する。	D - - -	運	レベルが基準値以内であること。	修理、又は取替える。					
リバーメモリテリモリ用	余寿命	設置年月を確認する。	E - - -	運	バッテリエラーLEDが消灯していること。	修理、又は取替える。					
				運	機器の寿命まで余裕があること。	取替える。					

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 点検・整備総括表

別表 2. 点検・整備記録表

別表 3. 点検・整備詳細記録表

別表 4. 故障記録表

別表 5. 設備の改良・更新記録表

別表1

表 括 總 備 整 檢 点

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

分類	降雪期前点検		降雪期中点検	降雪期後点検	臨時点検	設置年月日
	定期整備(年)		点検結果による整備			
作業期間	開始	終了			備考	設置年月日
作業内容					部品交換実施(部品名: ) , 未実施	設置年月日
土木建築構造物の点検所見(必要に応じ写真を添付)						
考						
立会者						
作業責任者						
作業者						
受注者						
察						

點檢・整備記録表

設備名 平成年月日

点検指示事項				
X	取替	C	清掃	W
A	音調整	M	測定	T
D	動作確認 動作確認	S	聴覚	O

良否の判定	
○	良好
△	異常傾向有り
×	故障又は機能に支障有り

責任者	記録者

点検・整備チェックシートにおいて、「要調査△」「異常×」となつたもののみまとめ本表に記載する。本表に記載できない詳細を記録するときは、「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表3>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内 容 状 況	処 置 結 果
(記入例)				
(1)	(送水設備)	(送水管)	(配管接合部の水漏れあり)	(バルト増し締め)
(2)				

写真等の添付資料

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

## &lt;別表4&gt;

故障記録表

設備名	平成 年 月 日			修理完了年月日	修理完了年月日	故障対策内容	写真等の資料添付 有・無	改良希望事項等	受注者
	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	故障状況						
故障発生設備・箇所									

<別表5>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備・機器名と概要					
処置内容					
改良理由					
改良・更新前後の写真等の資料添付 有 無 無					
改良・更新前の写真等の資料添付 有 無 無					

# 道路排水設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年 3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 道路排水設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	4
第4条 点検・整備 -----	5
第5条 記 錄 -----	5
第2章 点 檢 -----	6
第6条 点検の種類 -----	6
第7条 月 点 檢 -----	6
第8条 年 点 檢 -----	6
第9条 管理運転 -----	7
第10条 臨時点検 -----	7
第3章 整 備 -----	8
第11条 整備の種類 -----	8
第12条 定期整備 -----	8
第13条 保全整備 -----	8
第4章 点検・整備内容 -----	9
第14条 点検・整備内容 -----	9
第15条 点検・整備記録 -----	9
第5章 維持管理 -----	10
1. 保 管 -----	10
第16条 予 備 品 -----	10
第17条 工 具 類 -----	10
第18条 図 書 及 び 記 録 類 -----	10
2. 記 錄 -----	11
第19条 設 備 履 歴 簿 -----	11
第20条 運 転 記 録 -----	11
第21条 故 障 記 録 -----	11
第22条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	11
付表1 点検整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 道路排水設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 道路排水設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、道路排水設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 道路排水設備は、一旦雨水等が流入し稼働することが必要となると、確実に運転できることが要求される。

道路排水設備が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領は道路排水設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、それらの環境に応じた内容を本標準要領に準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての道路排水設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

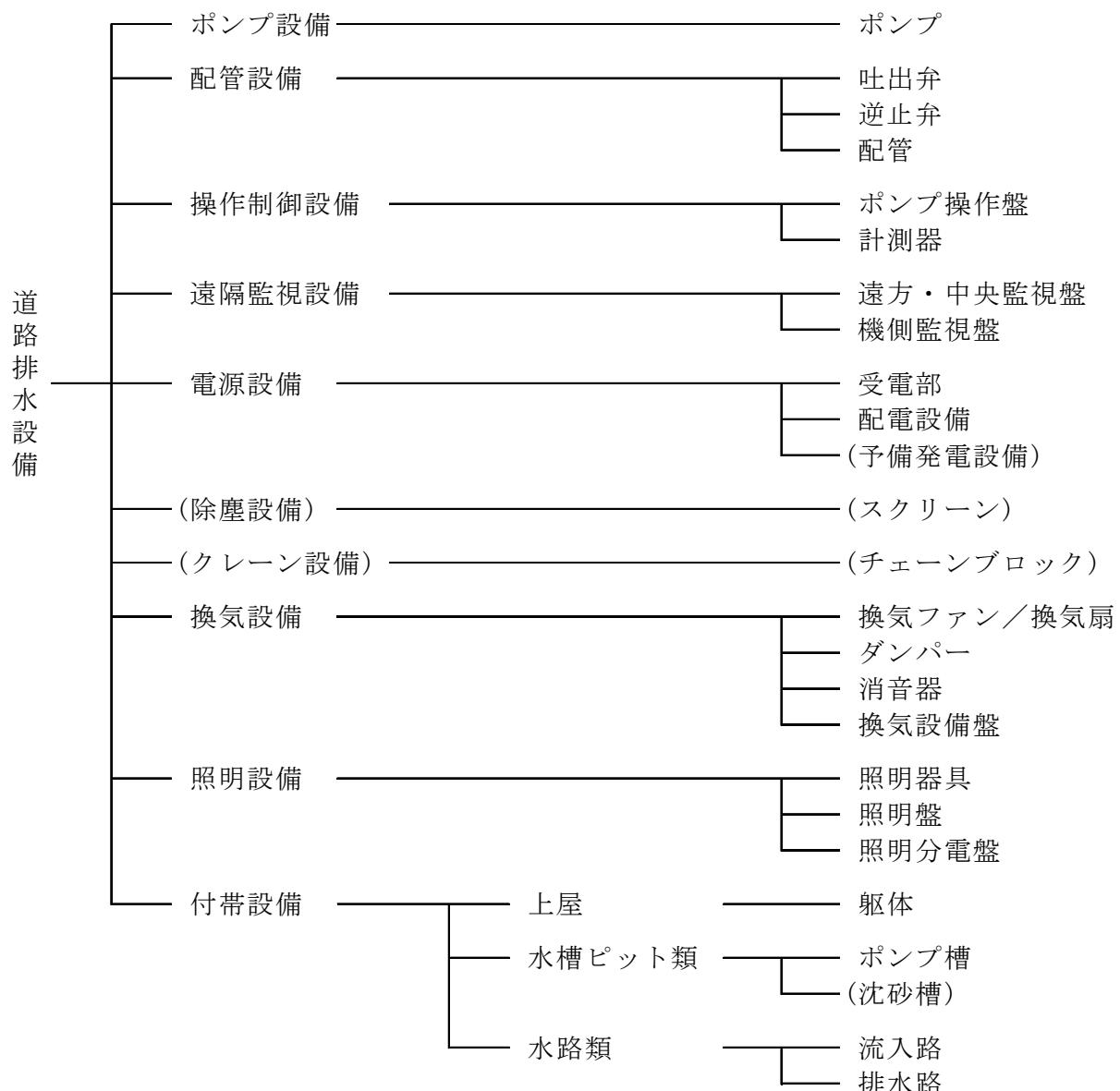
1. 本標準要領は、道路の雨水、融雪水、地下水などを排出するために設ける施設であって、地下横断歩道排水設備やアンダーパス排水設備、その他強制排水が必要な箇所の排水設備を対象とする。

2. 図1-1及び図1-2に道路排水設備の設備区分と構成例を示す。

3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。

4. 道路排水設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。

5. 点検・整備に当たっては、「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に準拠するものとする。



(注) ( ) の設備は、一般的の設備では設けられていることが少ないため、標準的な設備を対象としている点検整備チェックシートでは省略する。

図 1－1 道路排水設備の設備区分と構成例

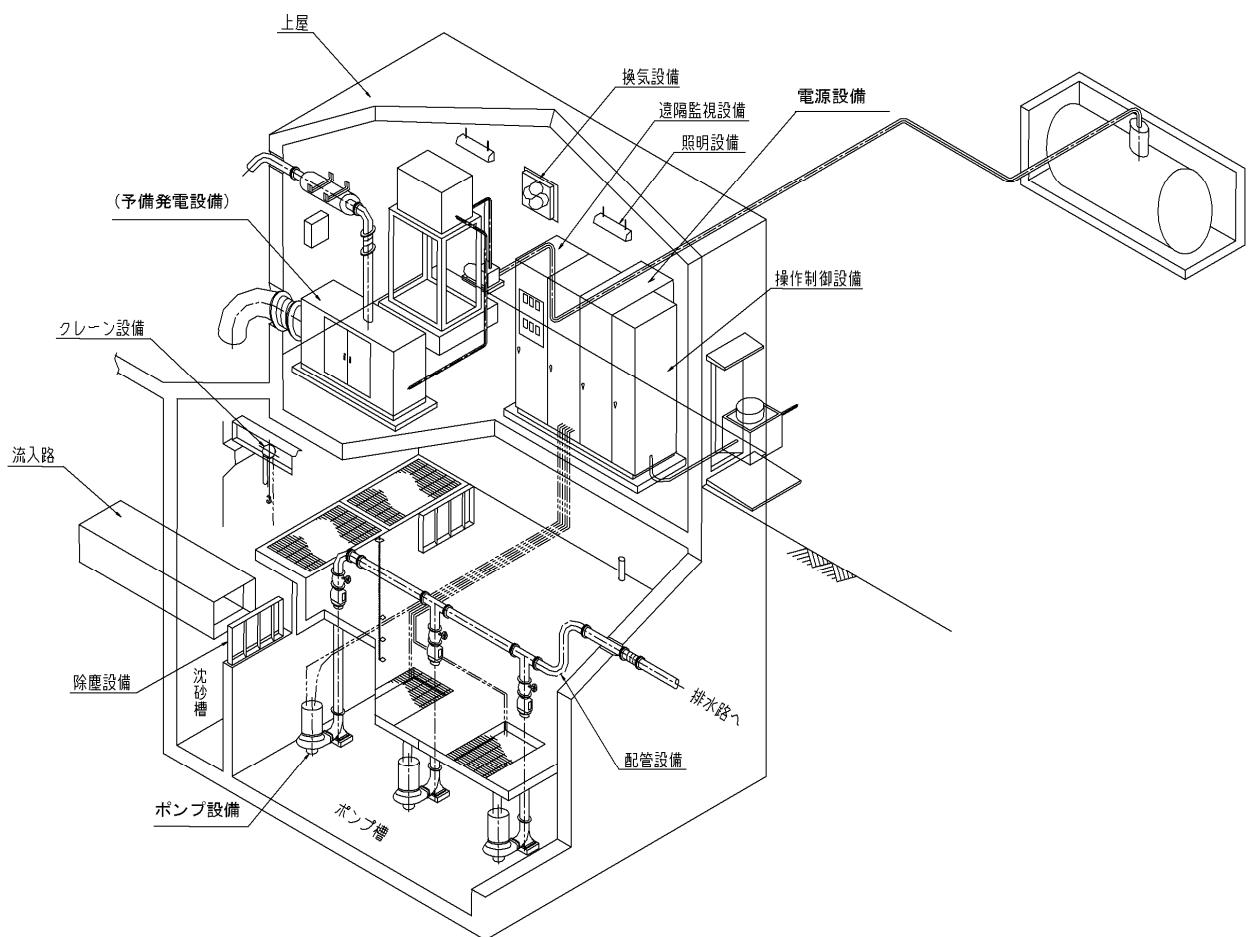


図 1－2 道路排水設備の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を目的に行う実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連續運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 道路排水設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【解説】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【解説】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータのうち、機器の経年劣化（変化）の把握、あるいは不具合事象の予測を行うために有効な項目（傾向管理項目）については、継続的に計測値をグラフ化し、管理基準値と比較する等データ変化の傾向を把握することが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。

また、定期点検は月点検と年点検とを区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、月点検と年点検に区分する。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 月点検 )

**第7条** 月点検は、原則として月1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 月点検は、道路排水設備を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持の観点から機器の整備状況、作動確認、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 月点検では各部機能が損なわれていないかを主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 月点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。
4. 月点検は月1回が原則であるが、設備の機能・目的、構造等により必要に応じた点検周期に設定することができるものとする。なお、月点検の項目の周期を延長する検討を行うにあたっては、過去の点検整備の実績と不具合の内容と傾向から判断し、月点検周期を延ばしても設備の信頼性確保に問題ないと認められる場合に限り可能とする。なお、その場合は維持管理計画にその理由を明記すること。

### ( 年点検 )

**第8条** 年点検は、適切な時期に年1回実施するものとする。

なお、年点検を実施した月の月点検は省略できる。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として運転時間の累積による劣化・損傷等の発見並びに道路排水設備全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性（梅雨や台風等の季節など）及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

**( 管理運転 )**

**第9条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

**【解説】**

定期点検時には、原則として管理運転を実施する。

月点検では、運転用の水の不足等により連続運転が困難なときでも吐出弁を閉とするなどして少なくとも寸動運転は行うこと。

年点検においては、数分間程度の短時間であっても連続運転を行うこと。

**( 臨時点検 )**

**第10条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

**【解説】**

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。

2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、排水設備に関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第11条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【 解 説 】

1. 道路排水設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第12条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【 解 説 】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、月点検や年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、その実施する時期の選定や突発的な出水への対処などについて配慮する必要がある。

### ( 保全整備 )

**第13条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【 解 説 】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、燃料、冷却水等の補給、各部の清掃、作動調整等を行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第14条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備に際しては各道路排水設備の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第15条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表2「点検・整備総括表」、別表3「点検・整備記録表」、別表4「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保管

#### ( 予備品 )

**第16条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第17条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第18条** 道路排水設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第19条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表(例)

記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	月点検	年点検			
点検・整備総括表	○	○	○	○	○
点検・整備記録表	○	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	△	△	△	△	△
故障記録表	△	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成     △…必要に応じて作成

### (運転記録)

**第20条** 運転記録は、道路排水設備の運転状況を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の運転に際しては、可能な限り運転の状況のデータを収集・記録し、以降の点検・整備の計画に資するものとする。詳細な運転の記録が不可能な場合には、少なくとも経年的な運転時間と記録し、点検・整備の計画の基礎資料とする。

運転記録表の一例を付表2記録表の別表1「運転記録表」に示す。

### (故障記録)

**第21条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況については、可能な限り写真等による記録を残すように留意する。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表5「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第22条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表6「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 1

### 点検・整備チェックシート

1. 一般事項
2. 用語の定義
3. ポンプ設備
4. 配管設備
5. 電源設備
6. 操作制御設備
7. 遠隔監視設備
8. 換気設備
9. 照明設備
10. その他の
11. 付帯設備

## 1. 一般事項

本点検・整備チェックシートは、「道路排水設備点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 定期整備の周期は設備の状況を十分考慮しつつ決定する必要がある。
- 3) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられた場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

X [ 取 替 ]	主に経時的に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。
C [ 清 掃 ]	ストレーナ、水位検知器、水槽、水路等ではゴミや水垢等が堆積したり付着することによって機能の障害が起きやすいので、点検等において当該箇所を分解（点検の目的に合わせて必要な程度に）して付着物を除去するなどのものである。
W [ 分 解 ]	容易には内部の点検ができないが、経時的に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断をする）ものである。
E [ 目 視 ]	目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。
A [ 調 整 ]	計器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。
M [ 測 定 ]	機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（機付の計器がある場合はそれ以外の計器）を用いて確認するものである。
T [ 増 締 ]	締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認を兼ねて所要のトルクで締めることも含む。
H [ 指触・打診 ]	機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認したり、テストハンマ等で打撃を加えて割れやゆるみなどの異常を確認するものである。
D [ 動作確認 ]	手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。
S [ 聴 覚 ]	機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。

設備名：

実施年月日

ボンブ設備(1/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	定期点検				点検条件				不良時の処置 の方針	良否の 判定
		月	年	定期 点検	臨時 点検	定期 整備	定期 整備	測定	分解	E	H
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。											

区分	点検整備	点検・整備周期と点検方法										点検結果	
		定期点検		臨時点検		定期整備		定期整備		点検結果		備考	
点検の目的 点検箇所 点検方法	月 点 検 理	年 点 検 理	休	(E)	休	(E)	休	(E)	不良時の判定方法 および 判定基準	点検結果	良否の 判定		
全般 水中ポンプ (口径 65mm 以上) 設備	外観 流れ	外観を確認する。 接合部の緩みやシール部の損傷のないことを確認する。	E	E	(E)	(-)	E	(-)	汚損、塗装の剥離、劣化がないこと。	清掃、又は修理する。	○ 良好		
	振動 音	閉塞や回転体の異常がないことを確認する。 の確認のため実施する。	E	E	(-)	E,H	運	(-)	異常な振動がないこと。 異音がないこと。	修理、又は取替える。	△ 異常傾向有り		
	水流	閉塞や回転体の異常がないことを確認するために実施する。	S	S	(-)	S	運	(-)	水流の著しい減少がないこと。	原因を調査し対処する。	×		
	ポンプの機能低下(羽根車損耗など)がないことの確認のため行う。	E	E	(-)	E	運	(-)	M	締切揚程が低下傾向にない	原因を調査し対処する。	○ 故障又は機能に支障有り		
	締切揚程 吊り金具 着脱装置・ ガイド	ポンプの機能低下(羽根車損耗など)がないことの確認のため行う。 有無と損耗の程度を確認する。	○	-	M	(-)	M	運	締切揚程が低下傾向にない	原因を調査し対処する。	○ 故障又は機能に支障有り		
	吸込ストレーナー・ケーシング・羽根車 外観	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	(-)	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。	着しい場合は、取替える。	○ 良好		
	メカニカル シール	外観又は分解時に確認する。 ゴミの詰まり	E	E	(-)	C	休	(-)	損傷、腐食、脱落がないこと。 ストレーナ部等、吸込部にゴミの詰まがないこと。	修理、又は取替える。	△ 異常傾向有り		
	油量、質	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	W	休	(-)	異常な腐食、摩耗がないこと。	修理、又は取替える。	×		
	摩耗	ポンプ分解時に確認する。	-	-	-	(-)	E	休	異常な摩耗がないこと。	取替える。	○ 良好		

・臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運・運転中、休・休止中
- ・水中ポンプは、そのポンプの構造や入手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径65mm以上のものと、分解整備をしない前提の口径50mm以下のものとで取扱いを分けている。
- ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

ボンブ設備(2/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項												
区分	点検項目	点検箇所 点検箇所 方法	定期点検		臨時点検		分解 E	目視 H	指触・打診 T	増結 T	測定 M	清掃 C	取替 X	
			月	年	点検 管理	点検 休								
水中ポンプ 設備	電動機 ポンプ (口径 以上) ボンブ	絶縁抵抗 接地	○	-	M	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。				
		接地線の状態を確認する。		-	E	(-)	E	休	接地線が正常に接続されていること。	修理する。				
		腐食	ボンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な腐食がないこと。	修理する。				
		電流	電流値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。				
		電圧	電圧値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。				
		軸受	正常であることを確認する	E	M	(M)	M	M	電圧と運転	原因を調査し対処する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	異常な摩耗がないこと。	修理、又は取替える。				
		摩耗	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な摩耗がないこと。	修理する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		水中ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	露出部の外観を確認する。 結線等切れていなきことを確認する。 結線等切れていなきことを確認する。	-	E	(E)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	露出部の外観を確認する。 導通チェックし動作すること。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				
			結線等切れていなきことを確認する。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				

点検・整備の種類		点検指示事項												
区分	点検項目	点検箇所 点検箇所 方法	定期点検		臨時点検		分解 E	目視 H	指触・打診 T	増結 T	測定 M	清掃 C	取替 X	
			月	年	点検 管理	点検 休								
ボンブ設備	電動機 ポンプ (口径 以上) ボンブ	絶縁抵抗 接地	○	-	M	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。				
		接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	接地線が正常に接続されていること。	修理する。					
		腐食	ボンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な腐食がないこと。	修理する。				
		電流	電流値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。				
		電圧	電圧値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。				
		軸受	正常であることを確認する	E	M	(M)	M	M	電圧と運転	原因を調査し対処する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	異常な摩耗がないこと。	修理、又は取替える。				
		摩耗	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な摩耗がないこと。	修理する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		水中ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	露出部の外観を確認する。 導通チェックし動作すること。	-	E	(E)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	導通チェックし動作すること。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				
			結線等切れていなきことを確認する。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				

点検・整備の種類		点検指示事項												
区分	点検項目	点検箇所 点検箇所 方法	定期点検		臨時点検		分解 E	目視 H	指触・打診 T	増結 T	測定 M	清掃 C	取替 X	
			月	年	点検 管理	点検 休								
ボンブ設備	電動機 ポンプ (口径 以上) ボンブ	絶縁抵抗 接地	○	-	M	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。				
		接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	接地線が正常に接続されていること。	修理する。					
		腐食	ボンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な腐食がないこと。	修理する。				
		電流	電流値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。				
		電圧	電圧値によりポンブの運転が正常であることを確認する	○	E	M	(M)	M	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。				
		軸受	正常であることを確認する	E	M	(M)	M	M	電圧と運転	原因を調査し対処する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	異常な摩耗がないこと。	修理、又は取替える。				
		摩耗	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	W	休	異常な摩耗がないこと。	修理する。				
		軸	ポンブ分解時に確認する。	-	-	(-)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		水中ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	露出部の外観を確認する。 導通チェックし動作すること。	-	E	(E)	E	休	著しい損傷・劣化がないこと。	修理、又は取替える。				
		ケーブルホルダ サーマルプロテクタ 浸水検知器	導通チェックし動作すること。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				
			結線等切れていなきことを確認する。	-	M	(-)	M	休	導通チェックし動作すること。	取替える。				

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運転・運転中、休止中

\*水中ポンプは、そのポンプの構造や入手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径65mm以下のものと、分解整備をしない前提の口径50mm以下のものとで取扱いを分けている。

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート

ボンブ設備(3/4)	
------------	--

区分	点検整備	点検・整備の種類										点検指⽰基準						良否の判定	
		点検項目		点検箇所		定期点検		臨時点検		定期整備		点検条件		良否の判定方法		不良時の処置		点検結果	
		点検項目	点検内容	外観	点検箇所	月	年	月	年	休	休	方針	判定基準	おおよび 判定基準	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の 判定	点検結果	良否の 判定	備考
ポンブ設備 (口径50mm以下)	全般	外観	外観を確認する。	流れ	接合部の緩みやシール部の損傷がないことを確認する。	E	E	(E)	E	休	休	汚損、塗装の剥離、劣化がないこと。	清掃、又は修理する。						
	振動	外観	閉塞や回転体の異常がないことを確認する。	音	閉塞や回転体の異常がないことを確認するために実施する。	E	E	(-)	E	運	運	異常な振動がないこと。	修理、又は取替える。						
	水流	外観	ポンプの機能低下(引根車損耗など)がないことの確認のため行う。	締切揚程	ポンプの機能低下(引根車損耗など)がないことの確認のため行う。	S	S	(-)	S	運	運	異音がないこと。	原因を調査し対処する。						
	吊り金具	外観	有無と損耗の程度を確認する。	着脱装置・ガイド	有無と損耗の程度を確認する。	E	E	(-)	E	運	運	水流の著しい減少がないこと。	原因を調査し対処する。						
	吸込ストレーナ・ケーン	外観	コミの詰まり	外観	コミを確認する。	-	E	(-)	M	運	運	締切揚程が低下していないこと。	原因を調査し対処する。						
	メカニカルシール部	外観	外観を確認する。	外観	外観を確認する。	E	E	(-)	E	休	休	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。	著しい場合は、取替える。						
	メカニカルシール部	外観	ドレンから油をとり確認する。	外観	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	E	休	休	損傷、腐食、脱落がないこと。	修理、又は取替える。						
	メカニカルシール部	外観	ドレンから油をとり確認する。	外観	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	E	休	休	異常な油の変質・減少がないこと。	取替える。						
	メカニカルシール部	外観	ドレンから油をとり確認する。	外観	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	E	休	休	異常な油の変質・減少がないこと。	取替える。						
	メカニカルシール部	外観	ドレンから油をとり確認する。	外観	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	E	休	休	異常な油の変質・減少がないこと。	取替える。						

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、「運・運転中」(休止中)、分解整備をする前提の口径65mm以上のものと、分解整備をしない前提の口径50mm以下のものとで取扱いを分けている。  
 ・水中ポンプは、そのポンプの構造や入手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径65mm以上のものと、分解整備をしない前提の口径50mm以下のものとで取扱いを分けている。  
 ・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

点検・整備チェックシート

名 備 設 :

年份目次

ホンダ®設備(4/4)

点検・整備の種類										良否の判定			
点検指示事項													
X 取替		C 清掃		W 分解		E 指触・打診		H トレンード管理(推奨)		○ 良好			
A 調整		M 測定		T 増減		H 指触・打診		△ 異常傾向有り		× 故障又は機能に支障有り			
D 動作確認		S 聴覚		○ トレンード管理		○ 排水設備を交換とする。		※トレンド管理は、アンダーバス排水設備を交換とする。					
点検・整備周期と点検方法													
区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検条件		不良時の処置 の方針		点検結果				
	点検項目		点検内容		定期点検 月点検		定期整備 年点検		良否の判定方法 判定基準				
水中ポンプ設 備(口径50mm以下)	電動機	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。		○ - M (-) M 休		基準値以下に低下していないこと。		良否の判定 判定基準				
			接地線の状態を確認する。		- E (-) E 休		接地線が正常に結線されていること。		原因を調査し対処する。				
	電流	入力電流によりポンプの運転が正常であることを確認する。	○ E M (M) M 運		定格電流値以下であること。		修理する。		原因を調査し対処する。				
			電圧		E M (M) M 運		電圧が基準値以内であること。		原因を調査し対処する。				
	水中ケーブルホルダ ケーブル	外観	露出部の外観を確認する。		- E (E) E 休		著しい損傷、劣化がないこと。		原因を調査し対処する。				
			動作することを確認する。		- E (-) E 休		通常に比べて異常な指示が取替える。		取替える。				
	運成計	指示	動作することを確認する。		- E (-) E 休		通常に比べて異常な指示が取替える。		通常に比べて異常な指示が取替える。				
			零指針		指示が故障していることの目安として確認する。		指針は零を指していること。		零を指していない場合には取替える。				
	水位検知器	動作	接点が正常に動作することを確認する。		D D (-) A 休		動作が正常であること。		調整、又は修理する。				
			外観		E E (-) C 休		損傷、ゴミなどのからみ付きがないこと。		ゴミを除去・清掃する。				

（例）運転中休止中・臨時点検を<sup>行なう</sup>ときには、運転者に点検方手法を記入し用意する。（上表では、乗客子の運転者に點検方手法を記入し用意する。）

・水申ボンチは、そのボンチの構造や入手性、経済性などの面

点検・整備チェックシート

名：備設

卷之三

### 点検・整備の種類

点検・整備の種類										点検指示事項						良否の判定	
区分	点検・整備			点検・整備周期と点検方法			点検条件			不良時の処置の方針			点検結果		備考		
	点検項目		点検内容	定期点検			月	年	定期整備	定期点検	月	年	分解	E	目視	○ 良好	
	X	取替	C	清掃	W	分解	T	増築	H	指触・打診	△ 異常傾向有り	×	故障又は機能に障害有り				
配管・弁箱・止止め弁・配管・設備	A	調整	M	測定	S	瞳寛	○	トレンド管理(推奨)									
※トレンド管理は、アンターハス排水設備を対象とする。																	
弁箱	外観	外観	外観を確認する。	−	E	(−)	E	休	運	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。						
弁体	開閉操作	外観	グランピング等外観を確認する。	−	D	(−)	D	休	動作が円滑で全閉すること。	修理、又は取替える。							
逆止弁	外観	外観	開閉操作し確認する。	−	E	(E)	E	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。							
弁箱	外観	外観	外観を確認する。	−	D	(−)	D	休	動作が円滑で全閉すること。	修理、又は取替える。							
弁体	閉塞	外観	閉塞状態を外部より確認する。	−	E	(E)	E	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。							
逆止弁	外観	外観	閉塞状態を外部より確認する。	−	D	(−)	D	休	水流の異常な減少や振動がないこと。	異物の除去、修理又は取替える。							
配管本体	閉塞	外観	閉塞状態を外部より確認する。	−	E	(−)	E	休	水流の異常な減少や振動がないこと。	異物を除去し、問題あれば修理する。							
配管・管類	外観	外観	外観を確認する。	−	E	(E)	E	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。							
配管・弁箱・止止め弁・配管・設備	外観	外観	外観を確認する。	−	E	(E)	E	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。							
取付具	員数や取付状態を確認する。	−	E	(−)	E	休	運		水洩れがないこと。	修理、又は取替える。					所要のものを取付ける、又は増設めする。		

（上表では、気象庁の震度階級が4以上地震に見舞われた設備の例を示す。）

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名 :

実施年月日

電源設備(1/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項									
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視						良否の判定
		A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診						○ 良好
		D 動作確認	S 聴覚	O トレンジ管理(推奨)						△ 異常傾向有り	×
		※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法		点検条件		点検結果		点検結果		備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	不良時の判定方法 および 判定基準	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
電源受電部	引込柱	汚れ、ひび割れ 傾斜	外観を確認する。	—	E (E)	休	汚損、ひび割れがないこと。 修理、又は清掃する。	修理、又は清掃する。	○	良好	
		腕金発錆、 変形、腐食	外観を確認する。	—	— (E)	休	傾斜、転倒の恐れがないこと。 修理する。		△	異常傾向有り	
		硝子の汚損、 ひび割れ	外観を確認する。	—	E (E)	休	硝錆、変形、腐食がないこと。 修理、又は取替える。		×	故障又は機能的に支障有り	
	支持クリップ	外観を確認する。 の脱落	外観を確認する。	—	— (E)	休	汚損、ひび割れがないこと。 修理する。	清掃する。ひびわれがあれ ば取替える。	○	良好	
		支持の緩み	外観を確認する。	—	— (H)	休	緩みがないこと。 修理する。		△	異常傾向有り	
	電線支持物	電線の高さ及び 他工作物離れた の離隔距離	外観を確認する。	—	— (E)	休	接触の恐れがないこと。 十分な離隔距離をとる。		×	故障有り	
		標識、保護柵 の状況	外観を確認する。	—	— (E)	休	汚損、破損がないこと。 修理、又は清掃する。		○	良好	
	支線クリップ	外観を確認する。 の脱落	外観を確認する。	—	— (E)	休	脱落がないこと。 脱落部にクリップを取付け る。		△	異常傾向有り	
		電柱、阪木、硝 子、支線、保護 柵等の損傷、腐 食の状況	外観を確認する。	—	— (E)	休	損傷、腐食がないこと。 修理、又は取替える。		×	故障有り	
	ケーブル	外観	外観を確認する。	—	E (E)	休	亀裂、損傷がないこと。 修理、又は取替える。		○	良好	
		絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M (−)	休	基準値以下に低下していない こと。 原因を調査し対処する。		△	異常傾向有り	
							基準値( $\mu\text{m}$ ) 测定値( $\mu\text{m}$ )				

- 臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)
- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

電源設備(2/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視				
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診						
D 動作確認	S 聴覚	O ハーネス管理(推奨)							

点検・整備		点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考	
区分	点検項目	点検内容	定期点検		定期整備	点検条件		不良時の処置 の方針	良否の判定		
			月	年		定期点検	臨時点検				
電源設備	盤面	外観	外観を確認する。		E	E	(E)	修理、又は清掃する。			
	盤内	扉の開閉、施錠	保安面ヒジ機能面を確認する。		H	H	(H)	部品の緩みがないこと。扉施錠・開錠が容易であること。	調整、増縮め、又は取替える。		
		外観	外観を確認する。		E	E	(E)	汚損、異物、小動物等の侵入、結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。		
		絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。		—	M	(—)	雨水の侵入、結露がないこと。	原因を調査し対応する。		
		接地	接地線の状態を確認する。		—	E	(—)	基準値以下に低下していること。	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	測定値(MΩ)	
		接続部	外観を確認する。		—	E	(E)	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増縮めする。		
		保護絶電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。		—	D	(—)	設定値での動作が正常なこと。	修理する。		
		配線工具	外観を確認する。		—	E	(E)	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	取替える。		
		取付状態	外観を確認する。		—	E	(E)	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	増縮めする。		
		配線状態	外観を確認する。		—	E	(E)	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	増縮めする。		
		端子、端子台の状態	外観を確認する。		—	E	(E)	異物・塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。	清掃、増縮め、又は原因を調査し取替える。		
		主回路導体の状態	動作することを確認する。		—	E	(—)	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、増縮め、又は取替える。		
		端子符号の脱落	外観を確認する。		—	E	(—)	脱落、読取不良がないこと。	取替える。		
		操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(—)	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。		
		取付状態、汚損	外観を確認する。		—	E	(—)	取付部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	原因を調査し取替える。		

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視						
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診								
D 動作確認	S 聴覚	O ハーネス管理(推奨)									

※トレンド管理はアンターバス排水受槽を対象とする。

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運・運転中 休・休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名 :

実施年月日

電源設備(3/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
電源設備	計器	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	および 判定基準	調整、又は取替える。 こと。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバー の劣化、破損がないこと。		
		切換開閉器の 動作	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	
		表示器・表示 灯	正常に点灯することを確認す る。	—	D	(D)	D	休	ランプテストで正常に点灯す ること。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	増締め、清掃、又は取替え る。	
	警報装置	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
電源設備	計器	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	および 判定基準	調整、又は取替える。 こと。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバー の劣化、破損がないこと。		
		切換開閉器の 動作	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	
		表示器・表示 灯	正常に点灯することを確認す る。	—	D	(D)	D	休	ランプテストで正常に点灯す ること。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	増締め、清掃、又は取替え る。	
	警報装置	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
電源設備	計器	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	および 判定基準	調整、又は取替える。 こと。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバー の劣化、破損がないこと。		
		切換開閉器の 動作	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	
		表示器・表示 灯	正常に点灯することを確認す る。	—	D	(D)	D	休	ランプテストで正常に点灯す ること。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	増締め、清掃、又は取替え る。	
	警報装置	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
電源設備	計器	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	および 判定基準	調整、又は取替える。 こと。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバー の劣化、破損がないこと。		
		切換開閉器の 動作	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	
		表示器・表示 灯	正常に点灯することを確認す る。	—	D	(D)	D	休	ランプテストで正常に点灯す ること。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	増締め、清掃、又は取替え る。	
	警報装置	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。	

•臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

•点検条件の記号は、「運転中」体、休止中  
•詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

操作制御設備(1/3)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E	目視	良否の判定		
	A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診			○ 良好	△ 異常傾向有り	
	D 動作確認	S 聴覚	O トレンチ管理(推奨)				×	× 故障又は機能的に支障有り	
※トレンド管理はアンターバス排水受槽を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果			備考	
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	不良時の判定方法 および 判定基準	点検条件		
操作ボンブア盤内	盤面	外観	外観を確認する。 扉の開閉、施錠	E	E	(E)	休	焼錆・汚損がないこと。	修理、又は清掃する。		
	盤内	外観	保安面ヒジ能面を確認する。	H	H	(H)	休	部品の緩みがないこと。開閉、施錠・開錠が容易であること。	調整、増締め、又は取替える。		
		絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	E	E	(E)	休	汚損、異物、小動物等の侵入、結露がないこと。	清掃、除去、乾燥させる。		
		接地	接地線の状態を確認する。	-	M	(-)	M	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。	基準値(MΩ) 测定値(MΩ)	
		シーケンス チェック	連転制御が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	運動、単独操作を行い滞滑、誤動作がないこと。機械入力し正しく動作すること。	原因を調査し不良部品類を取替える。		
		保護继電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	設定値での動作が正常なこと。	修理する。		
		盤内器具	動作確認する。	-	E	(-)	E	接地線が正常に結線されていること。	修理する。		
		取付状態	外観を確認する。	-	E	(E)	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	修理する。		
		配線状態	外観を確認する。	-	E	(E)	E	運動、亀裂、接続部の緩みがないこと。	修理する。		
		端子、端子台の状態	外観を確認する。	-	E	(E)	E	異物、塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。	清掃、増締め、又は原因を調査し取替える。		
		端子符号の脱落	外観を確認する。	-	-	-	-	脱落、読取不良のないこと。	取替える。		
		操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。	
		取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	動作部の緩み、汚損、変色、がないこと。	取付部の緩み、汚損、又は原因を調査し取替える。		
指示計	(零点、指示)	動作確認	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	接点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。		
		取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	修理する。		

\*臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- 点検条件の記号は、運・運転中、休・休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

実施年月日

操作制御設備(2/3)

## 点検・整備チェックシート

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法						点検結果			備考	
			定期点検		臨時点検		定期整備		不良時の方針 および 判定基準	点検結果 の内容と 提案事項の記述			
			月	年	月	年	点検	整備					
操作ボンブア盤制御設備	表示灯	点検内容	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	良否の判定	
	A 調整		A 調整	M 清掃	T 分解	H 増結	○ 打診	△ 異常傾向有り	△ 故障又は機能的に支障有り				
	D 動作確認	S 聴覚					○ トレンジ管理(推奨)						
			※トレンド管理はアンターバス排水受槽を対象とする。										

点検・整備の種類		点検指示事項					

区分	点検項目	点検内容	点検条件						点検結果 の内容と 提案事項の記述	良否の判定	備考
			定期点検	臨時点検	定期整備	点検	整備	方針			
操作ボンブア盤制御設備	表示灯	正常に点灯することを確認する。 外観を確認する。	-	D (D)	D 休	ランプテストで正常に点灯すること。	取替える。				
	取付状態、汚損	動作することを確認する。	-	E (-)	E 休	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	増結め、清掃、又は取替える。				
	運転時間計	指示状態	E E	E (-)	E 運	運転時間に正確に追随していること。	調整、又は取替える。				
	タイム	動作状態	外観を確認する。	-	E (-)	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	増結め、清掃、又は取替える。				
	断線用遮断器	取付状態、汚損	動作することを確認する。	-	D (-)	休	設定時間で正常に動作する。	取替える。			
	変色	外観を確認する。	-	E (E)	E 休	所定の設定値にセットされていないこと。	調整する。				
	開閉動作	動作することを確認する。	-	D (-)	D 休	取付部に緩みがないこと。	増結め、又は清掃する。				
	接続部	外観を確認する。	-	E (E)	T 休	変色がないこと。	著しく変色していれば取替える。				
	電磁接触器	取付状態、汚損	-	E (E)	T 休	手動及びテストボタンで遮断する。	取替える。				
	変色	外観を確認する。	-	E (E)	休	緩みがないこと。	増結めする。				
	音	音の発生状況に上り異常を確認する。	-	S (-)	S 運	取付部に緩みがないこと。	増結め、又は清掃する。				
	動作状態	動作することを確認する。	-	D (-)	D 運	破裂がないこと。	着しく変色していれば取替える。				
	接触面の状態	外観を確認する。	-	E (-)	E 休	閉路中に異音がないこと。	分解調整、又は取替える。				
						動作不良、誤動作がないこと。	動作不良、誤動作がないこと。				
						接触面に荒れがないこと。	荒れが著しい場合は取替える。				

・臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運・運転中、休・休止中、  
・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

操作制御設備(3/3)

## 点検・整備チェックシート

区分	点検整備		点検・整備固期と点検方法						点検結果				備考	
	点検項目	点検内容	点検の目的		定期点検		臨時点検		定期整備		不良時の処置			
			月	年	月	年	点検	休	判定方法	おおよび 判定基準	方針	良否の判定		
操作制御設備	電磁接触器 配線用漏電遮断器	接続部 外観を確認する。 取付状態、 汚損	-	E	(E)	T	休	緩みがないこと。	緩めする。	緩め、又は清掃する。				
	変色	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	取付部に緩みがないこと。	取付部に緩みがないこと。	緩め、又は清掃する。				
	開閉動作	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休	変色がないこと。	変色がないこと。	著しく変色していれば取替える。				
接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	T	休	休	緩みがないこと。	手動及びテストボタンで遮断する。	取替える。				
	計器用変成器外観	外観を確認する。	-	-	(E)	E	休	汚損、外観、過熱による変色がないこと。	汚損は清掃する。腐食、変色は取替える。					
ヒューズの 異常	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	ヒューズホルダの緩み、 ヒューズ切れがないこと。	ヒューズホルダの緩み、 ヒューズ切れがないこと。	緩め、調整、又は取替える。				
音	音の発生状況により異常を確認する。	-	S	(-)	S	運	休	異音がないこと。	異音がないこと。	原因を調査し取替える。				
接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	T	休	休	緩みがないこと。	緩めする。	増結め調整する。				
接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	接地線が正常に結線されて	接地線が正常に結線されて	修理する。				
	進相用コンデンサ	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	いること。	いること。	修理する。				
	音	音の発生状況により異常を確認する。	-	-	(E)	E	休	汚損、油漏れ、振動、変形、 過熱による変色がないこと。	汚損、油漏れ、振動、変形、 過熱による変色がないこと。	清掃、又は原因を調査し取替える。				
接地	接地線の状態を確認する。	-	S	(-)	S	休	休	異音がないこと。	異音がないこと。	原因を調査し取替える。				
	接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	T	休	接地線が正常に結線されて	接地線が正常に結線されて	修理する。				
								緩みがないこと。	緩みがないこと。	増結めする。				

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	H	I	F
A	調整	M	測定	T	増結	I	F	目視	指触、打診
D	動作確認	S	聴覚	O	トレンジ管理(推奨)				
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

点検指⽰事項										良否の判定	
										○ 良好	△ 異常傾向有り
										× 故障又は機能的に支障有り	
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。											

- ・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)
- ・点検条件の記号は、運・運転中 休・休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

## 遠隔監視設備(1/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項									
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	目視					
		A 調整	M 測定	T 増結	H 指触・打診						
		D 動作確認	S 聴覚	O トレンジ管理(推奨)							

		※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									
--	--	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法			点検条件 定期点検 月 年 点 検 管 理	定期 整備 休	臨 時 点 検 休	不良時の処置 方針	点検結果		備考	
			X 点 検 外 観	C 清 掃	W 分 解					E 良 否 の 判 定 基 準	良 否 の 判 定 基 準		
遠隔監視設備	盤面	外観	外観を確認する。	－	E (E)	－	H (H)	休	修理、又は清掃する。	修理、又は取替える。	修理、又は取替える。		
遠隔監視設備	盤内	扉の開閉、施錠	保安面ヒジ機能面を確認する。	－	H (E)	－	H (E)	休	部品の緩みがないこと。開閉施錠・開錠が容易であること。	調整、増結め、又は取替える。	調整、増結め、又は取替える。		
遠隔監視設備	盤内	外観	外観を確認する。	－	E (E)	－	M (－)	休	汚損、異物、小動物等の侵入、雨水の浸入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。	清掃、除去、又は乾燥させる。		
遠隔監視設備	盤内	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	－	M (－)	－	E (－)	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。	原因を調査し対応する。		
遠隔監視設備	盤内	接地	接地線の状態を確認する。	－	E (－)	－	E (－)	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	修理する。		
遠隔監視設備	盤内	シーケンス チェック	連転制御が確実に行えることを確認する。	－	D (－)	－	D (－)	運	運動、単独操作を行い滑滞・誤動作がないこと。機械入力し正しく動作すること。	原因を調査し不良好部品類を取替える。	原因を調査し不良好部品類を取替える。		
遠隔監視設備	盤内	配線状態	機器の保護が確実に行えることを確認する。	－	D (－)	－	D (－)	休	設定値での動作が正常なこと。	取替える。	取替える。		
遠隔監視設備	盤内器具	取付状態	動作確認する。	－	E (E)	－	E (E)	休	盤内機器の取付、筐体に継続がないこと。	増結めする。	増結めする。		
遠隔監視設備	盤内	配線状態	外観を確認する。	－	E (E)	－	E (E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、増結めする。	清掃、取替え、増結めする。		
遠隔監視設備	盤内	端子、端子台の状態	外観を確認する。	－	E (E)	－	E (E)	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩め、過熱による変色がないこと。	清掃、増結め、又は原因を調査し取替える。	清掃、増結め、又は原因を調査し取替える。		
遠隔監視設備	盤内	端子符号の脱落	外観を確認する。	－	－	－	－	休	脱落、読取不良のないこと。	取替える。	取替える。		
遠隔監視設備	盤内	操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	－	D (－)	－	D (－)	休	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。	調整、又は取替える。	
遠隔監視設備	盤内	取付状態、汚損	外観を確認する。	－	E (－)	－	E (－)	休	取付部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	増結め、清掃、又は原因を調査し取替える。	増結め、清掃、又は原因を調査し取替える。		
遠隔監視設備	盤内	指示計	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。	－	E (－)	－	E (－)	休	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。	調整、又は取替える。	
遠隔監視設備	盤内	取付状態、汚損	外観を確認する。	－	E (－)	－	E (－)	休	取付、接続部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	清掃、増結めする。汚損は取替える。	清掃、増結めする。汚損は取替える。		

良否の判定

良好

異常傾向有り

故障又は機能的に支障有り

・臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)  
 ・点検条件の記号は、運・運転中、休・休止中、  
 ・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

遠隔監視設備(2/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	目視			
		A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診				
		D 動作確認	S 聴覚	O レンズ管理(推奨)					
※トレンド管理はアンターバス排水設備を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果			備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
遠隔監視設備	表示器・表示灯	点灯確認 正常に点灯することを確認する。 外観を確認する。 取付状態、汚損	-	D	(D)	休	ランプテストで正常に点灯すること。			
遠隔監視設備	中央監視盤	動作状態 (点灯・指示) 点灯・指示値が正しいか確認する。 外観を確認する。	-	E	(-)	休	取付、接線部の緩み、汚損、又は取替える。 取付がないこと。 表示、指示値が正しいこと。			
遠隔監視設備	ゲラフイクハネル	動作状態 取付状態 汚損	-	D	(-)	休	表示、指示値が正しいこと。 修理、又は取替える。			
PLC	タイマ	動作状態 設定値の確認 設定値が正常であることを確認する。	-	E	(-)	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。			
PLC	電源電圧	動作するることを確認する。 設定値が正常であるかを確認する。 電源が正常であるかを確認する。	-	D	(-)	休	設定時間で正常に動作する。 所定の設定値にセットされて調整する。 電圧が基準値以内であること。			
内蔵電池	入出力信号	電源電圧 電源を保持しているかを確認する。 入出力信号を確認する。	-	E	(-)	休	信号が正常に入出力されて原因を調査し対処する。 電圧が基準値以下であること。			
変換器	電源電圧	機能を保持しているかを確認する。 電源が正常であるかを確認する。	-	M	(-)	休	容量があること 電圧が基準値以下であること。			
記録計	入出力信号	入出力信号を確認する。 動作することを確認する。	-	M	(-)	休	信号が正常に入出力されて原因を調査し対処する。 電圧が基準値以下であること。			
	取付状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	取付に緩みがないこと。 増締めする。			

- 臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)
- 点検条件の記号は、運転中: 休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

遠隔監視設備(3/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	H	指触・打診		
		A 調整	M 測定	T 増結	T	○ トレンチ管理(推奨)			
		D 動作確認	S 聴覚						
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

点検・整備		点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考	
区分	点検項目	点検内容	点検の目的		定期点検		定期整備		不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
			月	年	月	年	月	年			
遠隔監視装置	盤面	外観	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	修理、又は清掃する。		
機側監視装置	盤内	扉の開閉、施錠	保安面ヒジ能面を確認する。	—	H	(H)	H	休	部品の緩みがないこと。閉鎖、施錠が容易であること。		
監視装置	外観	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	休	清掃、除去、又は乾燥させる。		
保護装置	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	(-)	M	休	休	基準値以下に低下している。		
接地	接地線の状態を確認する。	—	E	(-)	E	休	休	接地線が正常に結線されていること。	原因を調査し対応する。		
シーケンスチェック	運転制御が確実に行えることを確認する。	—	D	(-)	D	運	運動、単独操作を行い滑滞・誤動作がないこと。機械入力し正しく動作すること。		原因を調査し不良部品類を取替える。		
保護装置	機器の保護が確実に行えることを確認する。	—	D	(-)	D	休	休	設定値での動作が正常なこと。	設定値での動作が正常なこと。		
盤内器具	取付状態	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	取替える。		
配線状態	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	休	清掃、取替え、又は増結めする。			
端子、端子台の状態	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	取替える。		
端子符号の脱落	外観を確認する。	—	—	(-)	E	休	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。	清掃、増結め、又は原因を調査し取替える。		
操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作がないこと。	取替える。		
取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	休	動作不良、誤動作がないこと。	取替える。		
指示計	動作確認 (零点及び指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	休	動作不良、誤動作がないこと。	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	取替・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	
取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	休	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。		

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	H	指触・打診	○ 良好	△ 異常傾向有り	×	
		A 調整	M 測定	T 増結	T	○ トレンチ管理(推奨)		○ 故障又は機能的に支障有り			
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。											

・臨時点検を行つときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運・運転中、休・休止中
- ・水中ポンプは、そのポンプの構造や入出手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径50mm以下のものと、しない前提の口径65mm以下のものとで取扱いを分けている。
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

遠隔監視設備(4/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		定期整備		点検結果	
		点検箇所	点検方法	月	年	月	年	定期整備	方針	不良時の処置	方針
遠隔監視設備	表示器・表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	-	D	(D)	D	運転	ランプテストで正常に点灯すること。	取替える。	○ 良好
		取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休止	取付、接続部の緩み、汚損、又は取替えること。	取替える。	△ 異常傾向有り
運転時間計	指示状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	運転	取付、接続部の緩み、汚損、又は取替えること。	運転時間に正確に追随して調整、又は取替える。	× 故障又は機能的に支障有り
		取付状態	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休止	取付、接続部の緩み、汚損、又は取替えること。	取替える。	
タイム	動作状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	D	(-)	M	休止	設定時間で正常に動作すること。	取替える。	
		設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。	-	E	(-)	E	休止	所定の設定値にセットされていること。	調整する。	
PLC	電源電圧	電源が正常であるかを確認する。	電源が正常であるかを確認する。	-	M	(-)	M	休止	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。	
	入出力信号	入出力信号を確認する。	入出力信号を確認する。	-	D	(-)	D	休止	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	
内蔵電池	機能を保持しているかを確認する。	機能を保持しているかを確認する。	-	-	(-)	X	休止	寿命があること。	取替える。		
変換器	電源電圧	電源が正常であるかを確認する。	電源が正常であるかを確認する。	-	M	(-)	M	休止	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。	
	入出力信号	入出力信号を確認する。	入出力信号を確認する。	-	D	(-)	D	休止	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。	
記録計	動作状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休止	動作不良、誤動作のないこと。	調整、又は取替える。	
	取付状態	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休止	取付に緩みがないこと。	増締めする。	

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		測定		分解		E	
		X 取替	C 清掃	M 測定	S 聴覚	T 増結	H 指触	F 打診	○ トレンチ管理(推奨)	目視	
遠隔監視設備	動作確認										※トレンド管理はアンターバス排水設備を対象とする。

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		測定		分解		E	
		X 取替	C 清掃	M 測定	S 聴覚	T 増結	H 指触	F 打診	○ トレンチ管理(推奨)	目視	
遠隔監視設備	動作確認										良否の判定
											○ 良好
											△ 異常傾向有り
											×

\*臨時点検を行うときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運：運転中 休：休止 中：中止

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

換気設備(1/5)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		分解		E	F	G
		月	年	月	年	T	T	H	指触・打診	○トレンチ管理(推奨)
※トレンド管理はアンターバス排水設備を対象とする。										

点検・整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検定期と点検方法		点検条件		点検結果		備考
区分	点検項目	点検内容		定期点検 月	定期点検 年	臨時点検 月	臨時点検 年	不良時の処置 の方針	良否の判定 および 判定基準	良否の判定
		X	C	清掃	W	分解	E	F	G	
※トレンド管理はアンターバス排水設備を対象とする。										
全般	外観	外観を確認する。	音	-	E	(E)	休	塗装の剥離、劣化のないこと。	修理する。	
換気ファン・換気扇	振動	運転に異常がないことを確認する。	組立部の緩みやシール等の漏れがないことを確認する。	-	S	(-)	運	異常な振動がないこと。	原因を調査し対処する。	
ケーシング	性能状況	ファンの機能が低下していないことを確認する。	油量、質	-	H	(-)	運	緩みや漏れがないこと。	修理する。	
羽根車	軸受	分解時に確認する。	絶縁抵抗値を測定する。	-	E	(-)	運	風量の著しい低下がないこと。	原因を調査し対処する。	
電動機	接地	接地線の状態を確認する。	電流	-	E	(-)	休	異常な油の変質・減少がないこと。	取替える。	
		電流によりファンの運転が正常であることを確認する。	電流	-	M	(-)	休	基準値以下に低下していること。	修理する。	
		電流によることが確認する。	電流	-	M	(M)	運	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	
		電流によることが確認する。	電流	-	M	(M)	運	定格電流値以下であること。	原因を調査し対処する。	
		電流によることが確認する。	電流	-	M	(M)	運	基準値(A) 测定値(A)	基準値(A) 测定値(A)	

・臨時点検を行ったときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

換気設備(2/5)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	H	T 増結	T 测定	目視
		A 調整	M						△ 故障・打診
		D 動作確認	S 聴覚	○ トレンジ管理(推奨)					×
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果			備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
換気設備 ダンパ モータ ケーシング	全般 外観 振動	外観を確認する。 動作に異常がないことを確認する。	-	E	(E)	休	鑽・汚損がないこと。 異常な振動がないこと。	修理する。		
	コントロール モータ	順調に動作することを確認する。	-	-	(-)	H	運	原因を調査し対応する。		
	音	内部への異物の侵入、堆積の有無を判断する。	-	S	(-)	S	異音がないこと。			
	翼	開閉操作とシール部及び翼本体の変形のないことを確認する。	-	D	(-)	D	開閉操作が円滑で異常な漏れがないこと。		異物を除去し、問題あれば修理する。	
	軸受	異常な損傷がないか、どうか、動作時に観察する。	-	-	(-)	E	動作が円滑であること。	調整、又は取替える。		
	全般 外観	外観を確認する。	-	E	(-)	E	剥離、劣化がないこと。		原因を調査し対応する。	
	盤面 換気装置 盤	外観を確認する。	-	E	(E)	休	絶縁・汚損がないこと。	修理、又は取替える。		
	扉 鍵	扉の開閉、施錠・開錠が容易であること。	-	H	(H)	H	部品の緩みがないこと、開閉、施錠・開錠が容易であること。	調整、増結め、又は取替える。		
	盤内 外観	外観を確認する。	-	E	(E)	休	汚損、異物、小動物等の侵入、雨水の浸入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	M	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。		
	接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	接地線が正常に結線されていること。	修理する。		
	シーケンス チェック	運転制御が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	管理運動を行い、汎滞・誤動作がないこと。	原因を調査し不良好部品類を取替える。		
	保護遮電器 動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	設定値での動作が正常なこと。	取替える。		

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運・運転中 休・休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

換気設備(3/5)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
		X 取替	C 清掃	W 分解	E	H	指触:打診		
		A 調整	M 測定	T 増縮	I	J	K	O トレンジ管理(推奨)	
		D 動作確認	S 聴覚	○ トレンジ管理(推奨)					
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検結果				備考
			定期点検 月	定期点検 年	臨時点検	定期整備	不良時の処置 方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
換気設備盤	盤内器具 点検項目	取付状態 外観を確認する。 配線状態	-	E	(E)	E	休	および 判定基準	点検結果の内容と 提案事項の記述	良否の判定	
		外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	盤内機器の取付、筐体に緩 みがないこと。			
		端子、端子台 の状態	-	E	(E)	E	休	汚損、亀裂、接続部の緩み がないこと。			
		端子符号の 脱落	-	-	(-)	E	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩 み、過熱による変色がないこと。 脱落、説明書が増縮め、又は原因を 調査し取替える。			
		操作スイッチ 動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	動作不良、誤動作がないこ と。	調整、又は取替える。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	取付部の緩み、汚損、変色、 接続部の荒れがないこと。	清掃、又は原因を 調査し取替える。		
指示計	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	零点及び指示計値が正常な こと。	調整、又は取替える。		
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	取付部の緩み、目盛板、カバー の汚損、破損がないこと。	清掃、又は原因を 調査し取替える。		
		点灯状態	正常に点灯することを確認す る。	-	D	(D)	D	運転	取付部の緩み、目盛板、カバー の汚損、破損がないこと。	清掃、又は原因を 調査し取替える。	
		取付状態、 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	運転	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	清掃、又は原因を 調査し取替える。	
連転時間計	指示状態	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	運転時間に正確に追随して いること。	運転時間に正確に追隨して 調整、又は取替える。		
		取付状態	外観を確認する。	-	E	(-)	E	運転	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	清掃、又は原因を 調査し取替える。	
		設定値の確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	M	休	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	設定時間で正常に動作す る。	
タイマ	動作状態	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	所定の設定値にセットされて いること。	取替える。		
		設定値の確認	設定値が正常であることを確認 する。	-					調整する。		

・臨時点検を行うときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

換気設備(4/5)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項									
区分	点検項目	定期点検				点検条件				点検結果	備考
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	X 取替基準	判定方法	不良時の処置	方針		
換気設備盤	配線用遮断器	取付状態 外観	外観を確認する。	- E	(E)	休	汚損がないこと。	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		○ 良好
	開閉動作	動作することを確認する。	- D	(-)	D	休	汚損、変色がないこと。	手動及びテストボタンで遮断	着しく変色していれば取替える。		△ 異常傾向有り
	接続部	外観を確認する。	- E	(E)	T	休	緩みがないこと。		増締めする。		× 故障又は機能的に支障有り
電磁接触器	取付状態、 汚損	外観を確認する。	- E	(E)	E	休	取付部に緩みがないこと。	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
	変色	外観を確認する。	- E	(E)	E	休	変色がないこと。		着しく変色していれば取替える。		
	音	音の発生状況に上り異常を確認する。	- S	(-)	S	運	開路中に異音がないこと。		分解調整、又は取替える。		
	動作状態	動作することを確認する。	- D	(-)	D	運	動作不良、誤動作がないこと。	接触面に荒れがないこと。	荒れが著しければ取替える。		
	接触面の状態	外観を確認する。	- E	(-)	E	休	緩みがないこと。		増締めする。		
	接続部	外観を確認する。	- E	(E)	T	休	取付部に緩みがないこと。	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
重線用漏電 遮断器	取付状態、 汚損	外観を確認する。	- E	(E)	E	休	汚損がないこと。	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
	変色	外観を確認する。	- E	(-)	E	休	変色がないこと。		着しく変色していれば取替える。		
	開閉動作	動作することを確認する。	- D	(-)	D	休	手動及びテストボタンで遮断	手動及びテストボタンで遮断	取替える。		
	接続部	外観を確認する。	- E	(E)	T	休	緩みがないこと。		増締めする。		

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	定期点検				点検条件				点検結果	備考
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	X 取替基準	判定方法	不良時の処置	方針		
	A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	打診					○ 良好	
	D 動作確認	S 聴覚	O トレンジ管理(推奨)							△ 異常傾向有り	
										×	故障又は機能的に支障有り

\*トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

換気設備(5/5)

## 点検・整備チェックシート

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果						備考	
	点検項目	点検内容	定期点検			臨時点検			定期整備			不良時の処置				
			月	年	点検	月	年	点検	E	F	G	H	I	J		
換気設備盤	計器用変成器 外観 ヒューズの 異常	外観を確認する。	-	-	(E)	E	-	休	汚損、腐食、過熱による変色 がないこと。	汚損は清掃する。 腐食、変色は取替える。						
※トレンド管理はアンターバス排水設備を対象とする。																
接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	休	S	(-)	S	運	ヒューズカッタの緩み、 ヒューズ切れがないこと。 異音がないこと。	ヒューズカッタの緩み、 ヒューズ切れがないこと。 異音がないこと。	原因を調査し取替える。				
接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(E)	休	(-)	E	休	緩みがないこと。	緩みがないこと。	原因を調査し取替える。	原因を調査し取替える。				
進相用コンデンサ	外観を確認する。	-	-	(E)	E	E	T	休	接地線が正常に結線されて いること。	接地線が正常に結線されて いること。	修理する。					
音	音の発生状況により異常を確認する。	-	S	(-)	S	(-)	E	休	汚損、油漏れ、振動、変形、 過熱による変色がないこと。	汚損、油漏れ、振動、変形、 過熱による変色がないこと。	修理する。					
接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	(-)	E	休	異音がないこと。	異音がないこと。	原因を調査し取替える。					
接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	T	E	T	休	緩みがないこと。	緩みがないこと。	修理する。					

・臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運転中:休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート

照 明 設 備 (1/4)	
---------------	--

区分	点検整備	点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
		点検項目	点検内容	X 取替	C 清掃	W 分解	E	目視	○ 良好	点検結果の内容と提案事項の記述	
				A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診	△ 異常傾向有り	× 故障又は機能的に支障有り		
※トレンド管理はアンターバス排水受槽を対象とする。											
区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月 点 検 管 理	定期點檢 年 點 檢 管 理	臨時 點 檢 管 理	定期整備 運	点検条件 の方針	不良時の処置 の方針	良否の判定 および 判定基準	点検結果	備考
照明器具 設備	器具本体 (点灯)	正常に点灯することを確認する。 外観を確認する。	-	D	(D)	D	点灯確認。	取替える。			
	接続部	外観を確認する。	-	E	(-)	E	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	増縮のみ、調整、清掃、又は取替える。			
	配線	絶縁抵抗値を測定する。 外観を確認する。	-	T	(E)	T	緩みがないこと。	増縮めする。			
	盤面 照明盤	外観を確認する。 扉の開閉、施錠	-	M	(-)	M	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。			
		外観	-	E	(E)	E	汚損、亀裂がないこと。	清掃、又は取替える。			
		外観	-	E	(E)	E	塗錆、汚損がないこと。	修理、又は清掃する。			
		扉の開閉、施錠	-	H	(H)	H	部品の緩みがないこと、開閉、施錠・開錠が容易であること。	調整、増縮め、取替え、又は清掃する。			
		絶縁抵抗	-	E	(E)	E	雨水の浸入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。			
		接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。			
		保護遮電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	接地線が正常に結線されていること。	修理する。			
				-	D	(-)	整定値での動作が正常なこと。	取替える。			

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運転中 休・休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

照明設備(2/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定		
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		分解		E	F	G
		点検箇所	点検方法	月	年	月	年	T	H	I	J	
照明盤	盤内器具 照 明 設 備	取付状態 配線状態	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	および 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果
操作スイッチ	端子、端子台 の状態	端子、端子台 の状態	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	点検結果
指示計	動作確認 (零点、指示)	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	運	運	および 判定基準	点検結果	点検結果
表示器・ 表示灯	点灯状態 汚損	取付状態、 外観を確認する。 正常に点灯することを確認す る。	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	点検結果
電磁接触器	取付状態、 汚損	取付状態、 外観を確認する。 外観を確認する。	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	点検結果
	変色	音	音の発生状況により異常を確認 する。	-	S	(-)	S	運	運	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	点検結果

点検・整備と点検方法		点検・整備と点検方法								点検結果		
区分	点検項目	定期点検		臨時点検		定期整備		臨時点検		定期整備		備考
		月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	
照明盤	盤内器具 照 明 設 備	X	取替	C	清掃	W	分解	E	F	G	H	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能的に支障有り
	A 調整	M 测定	S 聴覚	T 増縮	H 指触:打診	O トレンジ管理(推奨)						
	D 動作確認											

※トレンド管理はアンダーバス排水受槽を対象とする。

点検・整備		点検指示事項								良否の判定		
区分	点検項目	点検内容		定期点検		臨時点検		分解		E	F	
		月	年	月	年	月	年	T	H	I	J	
照明盤	盤内器具 照 明 設 備	X	取替	C	清掃	W	分解	E	F	G	H	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能的に支障有り
	A 調整	M 测定	S 聴覚	T 増縮	H 指触:打診	O トレンジ管理(推奨)						
	D 動作確認											

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震時に見舞われた設備の例を示す。)  
 ・点検条件の記号は「運:運動中 休:休止 中:中止」  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

照明設備(3/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	点検内容	X 取替	C 清掃	W 分解	E	目視	良否の判定	
			A 調整	M 測定	T 増結	H 指触・打診	O トレンチ管理(推奨)	○ 良好	△ 異常傾向有り
※トレンド管はアンターバス排水受槽を対象とする。									

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法				点検条件 定期点検 月 点検 管理	点検結果	
			定期点検 月 点検 管理	臨時 点検 管 理	定期 整備 点 檢	不良時の処置 の方針		良否の判定 および 判定基準	良否の 判定
照明盤 内 部 電 盤	電磁接触器	動作状態 動作することを確認する。 接触面の状態 外観を確認する。	-	D	(-)	運 じ。	動作不良、誤動作がないこと。 接触面に荒れがないこと。	取替える。 荒れが著しければ取替える。	
	接続部	外観を確認する。	-	E	(-)	休	接触面に荒れがないこと。		
	盤面 照 明 分 電 盤	外観を確認する。 扉の開閉、施 錠	-	E	(E)	休	発錆・汚損がないこと。	修理、又は清掃する。	
		外観 扉の開閉、施 錠	-	H	(H)	休	部品の緩みがないこと。開閉、 施錠・開錠が容易であること。	調整、増結め、取替え、又は 清掃する。	
	内 部 電 盤	外観を確認する。	-	E	(E)	休	発損、異物、小動物等の侵入や結露がないこと。 雨水の浸入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。	
		絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	休	基準値以下に低下していない 基準値以下に低下したこと。	原因を調査し対処する。	
	接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	休	接地線が正常に結線されて いること。	修理する。	
		保護装置の動作 動作	-	D	(-)	休	整定値での動作が正常なこ と。	取替える。	
	盤内器具	機器の保護が確実に行えること を確認する。	-	E	(E)	休	盤内機器の取付、筐体に緩 みがないこと。	修理する。	
		取付状態 外観を確認する。	-	E	(E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩み がないこと。	取替え、又は増結めする。	
		配線状態 外観を確認する。	-	E	(E)	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩 み、過熱による変色がないこと。	清掃、増結め、又は原因を 調査し取替える。	
	端子、端子台 の状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	脱落、説明不適ないこと。	取替える。	
	盤内器具 端子符号の 脱落	端子符号の 脱落	-	-	(-)	休			

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、&lt;別表4&gt;に記入する。

設備名：

実施年月日

照明設備(4/4)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定			
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		分解		E	F	G	
		点検箇所	点検方法	月	年	点検	定期整備	T	H	指触・打診	○ 良好	△ 異常傾向有り	
照明分電盤	操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	運	調整、又は取替える。				
		外観を確認する。 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	取付の緩み、汚損、変色、接点部の端部ががないこと。	清掃、又は原因を調査し取替える。			
	指示計	動作確認 (零点、指示)	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。			
		外観を確認する。 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバーに汚損、破損がないこと。	清掃、又は取替える。			
表示器・表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	正常に点灯することを確認する。	-	D	(D)	D	運	ランプテストで正常に点灯すること。	取付部の緩め、汚損、破損は取替える。			
		取付状態、 汚損	取付状態、 汚損	-	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	増結め、清掃、又は取替える。			
	支持部	支持材料の 脱落	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	脱落がないこと。	修理、又は取替る。			
配線類 その他	ケーブル	外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	汚損がないこと。 腐食、亀裂、損傷がないこと。	清掃、又は取替る。			
		絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。			
										基準値(MΩ)	測定値(MΩ)		

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定		
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		分解		不良時の処置 の方針	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
		点検箇所	点検方法	月	年	点検	定期整備	T	H			
※トレンド管理はアンターバス排水受槽を対象とする。												

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定		
区分	点検項目	点検の目的		定期点検		臨時点検		分解		不良時の処置 の方針	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述
		点検箇所	点検方法	月	年	点検	定期整備	T	H			

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震時に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

付帯設備(1/2)

## 点検・整備チェックシート

区分	点検整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果			備考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備		不良時の方針	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
			月	年	月	年	定期整備	定期整備					
付帯屋根等	天井、壁、床	外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	著しい損傷や水漏れがないこと。	修理する。			
付帯屋根等	清掃状況	外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	有害なものや汚損がないこと。	清掃する。			
戸、窓	開閉、施錠	保安面と機能面を確認する。	-	H	(H)	H	休	休	開閉が円滑で施錠が容易なこと。	修理、又は取替える。			
	外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	破損や錆びがないこと。	修理、又は取替える。			
感知器類、警報器類	動作	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休	休	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。			
標識	取付部	外観を確認する。	-	-	(-)	E	休	休	取付、接続部に緩みがないこと。	増結め、固定する。			
	外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	汚損、破損がないこと。	清掃、又は取替える。			
水槽	土砂の堆積	ポンプ槽内の流路に土砂が異常に堆積していないことを確認する。	E	E	(-)	C	休	土砂等が流路に障害となるほど堆積していないこと。	流路に大量に堆積しているようであれば清掃する。				
	ゴミの堆積、滞留	ポンプ槽内に有害なゴミの堆積や帶留がないかを確認する。	E	E	(-)	E	休	休	大形、多量のゴミの堆積、滞留がないこと。	堆積、滯留しているゴミを除去する。			
水位	ポンプの排水が正常であること	ポンプの排水が正常であることを確認する。	E	E	(-)	E	休	休	運転範囲内(HWL~LWL)に水位があること。	原因を調査し対処する。			
スクリーン	損傷、腐食、汚れを確認する。堆積物の有無・水位差を確認する。	損傷、腐食、汚れを確認する。堆積物の有無・水位差を確認する。	E	E	(-)	E	休	休	損傷、腐食、汚れがないこと。	修理、又は清掃する。			
	床面グレーチング・蓋	損傷、腐食、汚れを確認する。	-	E	(-)	E	休	休	損傷、腐食、汚れがないこと。	修理、又は清掃する。			

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
A 動作確認	X 取替	C 測定	W 視覚	T 分解	E 指触	H 打診	O トレンチ管理(推奨)	△ 異常傾向有り	○ 故障又は機能的に支障有り
※トレンド管理はアンダーバス排水設備を対象とする。									

- 臨時点検を行つときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中地震に見舞われた設備の例を示す。)
- 点検条件の記号は、運・運転中 休・休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート

付 帯 設 備 (2/2)
---------------

区分 水路類 付 帶 設 備	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法		点検条件		点検結果		備 考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備 月 点 検 管 理	不良時の処置 方針	良否の判定 および 判定基準	点検結果の内容と 提案事項の記述		
			月	年	点 検	休						
付 水 路 類	流入路	土砂やゴミの 堆積、詰り クラック、破損 異常な水の流出や外部からの 異物の侵入がないこと。	E	E	(-)	C	休	流路に堆積、詰りのないこ と。	清掃、又は除去する。			
排 水 路 類	排水路	土砂やゴミの 堆積、詰り クラック、破損 異常な水の流出や外部からの 異物の侵入がないこと。	-	E	(E)	E	休	流体の流下に支障がないこ と。	修理、又は更新する。			

\*臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

\*点検条件の記号は、運転中：運転中、休止中：休止中。

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 運 転 記 錄 表

別表 2. 点 檢 ・ 整 備 総 括 表

別表 3. 点 檢 ・ 整 備 記 錄 表

別表 4. 点 檢 ・ 整 備 詳 細 記 錄 表

別表 5. 故 障 記 錄 表

別表 6. 設 備 の 改 良 ・ 更新 記 錄 表

## 運転記録表(1/3)

設備名

平成 年 月 日

(注)本表は、点検時に作成する記録表の例を示す。

点検箇所		点検項目		点検内容		平成 年												備考			
区分	名称			(記入例)	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
1号機	水中ポンプ	ポンプ	締切揚程	(m)	( 15 )																
	電動機	サーマルプロテクタ	絶縁抵抗	(MΩ)	( 2.0 )																
		浸水検知器	電流	( A )	( 60 )																
		累計運転時間	電圧	( V )	( 200 )																
		運転時間	導通	( Ω )	( 0 )																
			導通	( Ω )	( 0 )																
			累計運転時間	(h r)	( 1850 )																
			運転時間	(h r)	( 10 )																
			ポンプ	締切揚程	(m)	( 15 )															
			電動機	絶縁抵抗	(MΩ)	( 1.8 )															
2号機			電流	( A )	( 62 )																
			電圧	( V )	( 200 )																
			導通	( Ω )	( 0 )																
			導通	( Ω )	( 0 )																
			累計運転時間	(h r)	( 1500 )																
			運転時間	(h r)	( 10 )																
			ポンプ	締切揚程	(m)	( 15 )															
			電動機	絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )															
			電流	( A )	( 61 )																
			電圧	( V )	( 200 )																
3号機			導通	( Ω )	( 0 )																
			導通	( Ω )	( 0 )																
			累計運転時間	(h r)	( 1300 )																
			運転時間	(h r)	( 10 )																
			1号機	駆動機	絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )														
			2号機	駆動機	絶縁抵抗	(MΩ)	( 21 )														
			3号機	駆動機	絶縁抵抗	(MΩ)	( 19 )														
			受電部	ケーブル	絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )														
			配電設備	盤内	絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )														

別表1

重転記録表(2/3)

整理番号

責任者	記録者
-----	-----

日 月 年 月 年 設備名

## 運転記録表(3/3)

設備名 平成 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検内容	(記入例)			平成 年			備考		
区分	名称			月	日	月	日	月	日	月	日	
照明器具、	配線	絶縁抵抗	(MΩ)	( 21 )								
照明盤	盤内	絶縁抵抗	(MΩ)	( 22 )								
照明分電盤	盤内	絶縁抵抗	(MΩ)	( 22 )								
配線類	ケーブル	絶縁抵抗	(MΩ)	( 15 )								

整理番号	責任者	記録者

表括總備整檢點

## 点検・整備記録表

設備名 平成 年 月 日

点検指示事項							良否の判定		責任者	記録者
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診	△	異常傾向有り	
D	動作確認	S	聴覚	○	トレンジ管理(推奨)			×	故障又は機能に障障有り	

本表に記載できない詳細を記録するときは、「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表4>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内容状況	処置結果
(記入例) (1)	(ポンプ設備)	(排水設備)	(ポンプ外面塗装が剥離)	(補修塗装)
(2)	(ポンプ設備)	(排水設備)	(ケーシング入口にゴミの詰り)	(清掃・ゴミ除去)

写真等の添付資料

有

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

<別表5>

故障記録表

設備名	平成 年 月 日			修理完了年月日	修理完了年月日	写真等の資料添付 有・無	受注者
	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	故障対策内容				
故障発生設備・箇所							
故障状況							
原因・推定要因							

<別表6>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備・機器名と概要					
処置内容					
改良・更新理由					
改良・更新前後の写真等の資料添付 有・無 改良・更新前の写真等の資料添付 有・無					

# 共同溝付帯設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年 3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 共同溝付帯設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	4
第4条 点検・整備 -----	5
第5条 記 錄 -----	5
第2章 点 檢 -----	6
第6条 点検の種類 -----	6
第7条 月 点 檢 -----	6
第8条 年 点 檢 -----	6
第9条 管理運転 -----	7
第10条 臨時点検 -----	7
第3章 整 備 -----	8
第11条 整備の種類 -----	8
第12条 定期整備 -----	8
第13条 保全整備 -----	8
第4章 点検・整備内容 -----	9
第14条 点検・整備内容 -----	9
第15条 点検・整備記録 -----	9
第5章 維持管理 -----	10
1. 保 管 -----	10
第16条 予 備 品 -----	10
第17条 工 具 類 -----	10
第18条 図 書 及 び 記 録 類 -----	10
2. 記 錄 -----	11
第19条 設 備 履 歴 簿 -----	11
第20条 運 転 記 録 -----	11
第21条 故 障 記 録 -----	11
第22条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	11
付表1 点検整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 共同溝付帯設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 共同溝付帯設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、共同溝付帯設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 共同溝付帯設備は、共同溝を維持管理するために必要な排水、換気、給水、照明、防災安全などを目的として設けられた設備で、設置された環境下で機能を保持し、自動運転が確実にできることが要求される。

共同溝付帯設備が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領は共同溝付帯設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、その環境に応じた内容を本標準要領準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての共同溝付帯設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

1. 本標準要領は、共同溝を維持管理するために必要な排水、換気、給水、照明、防災安全などを目的として設けられた設備（排水設備、換気設備、給水設備、操作制御設備等）を対象とする。

2. 図1－1及び図1－2に共同溝付帯設備の設備区分と構成例を示す。

3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。

4. 共同溝付帯設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。

5. 点検・整備に当たっては、「機械設備点検・整備共通仕様書（案）」に準拠するものとする。

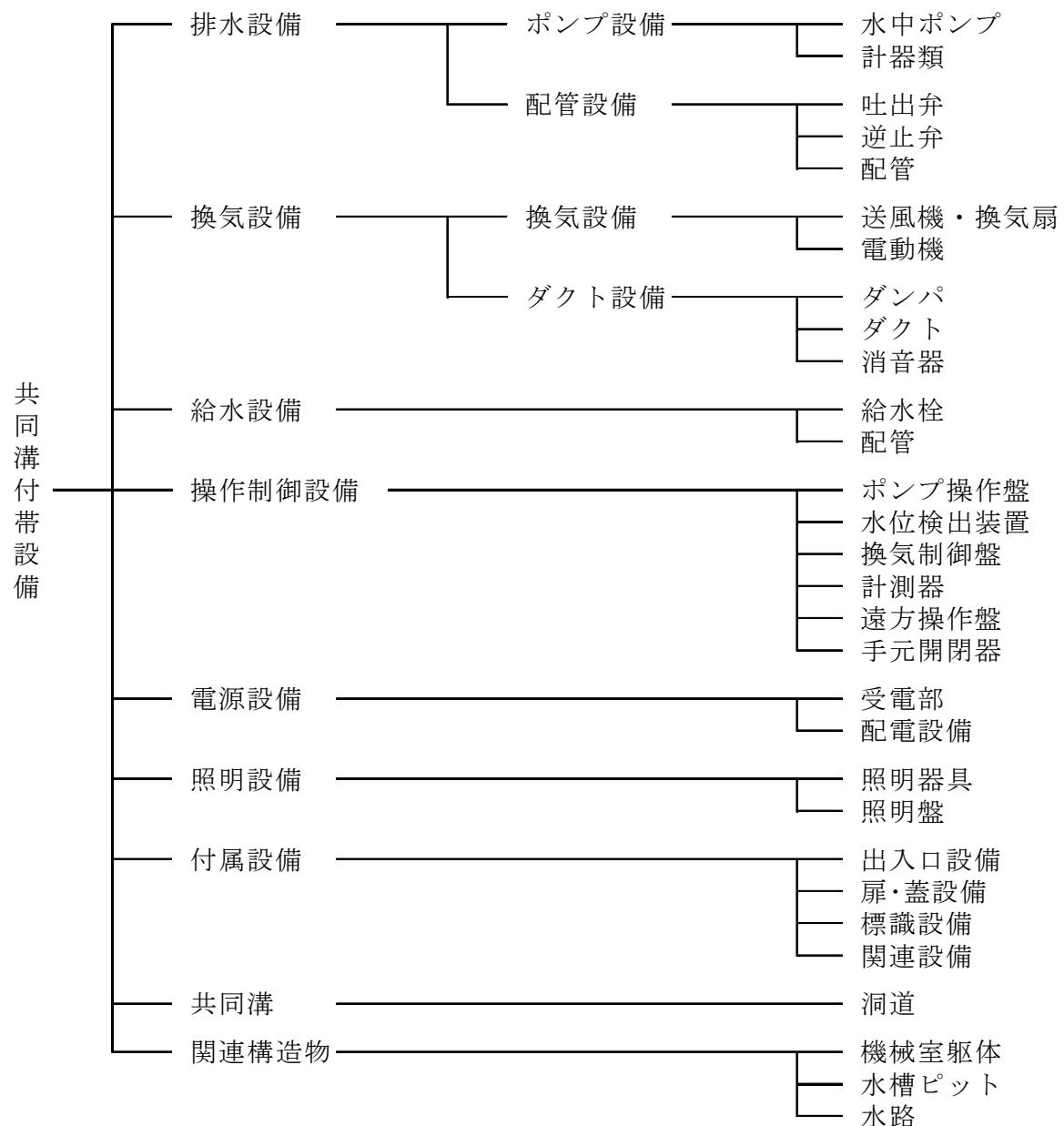


図 1－1 共同溝付帯設備の設備区分と構成例

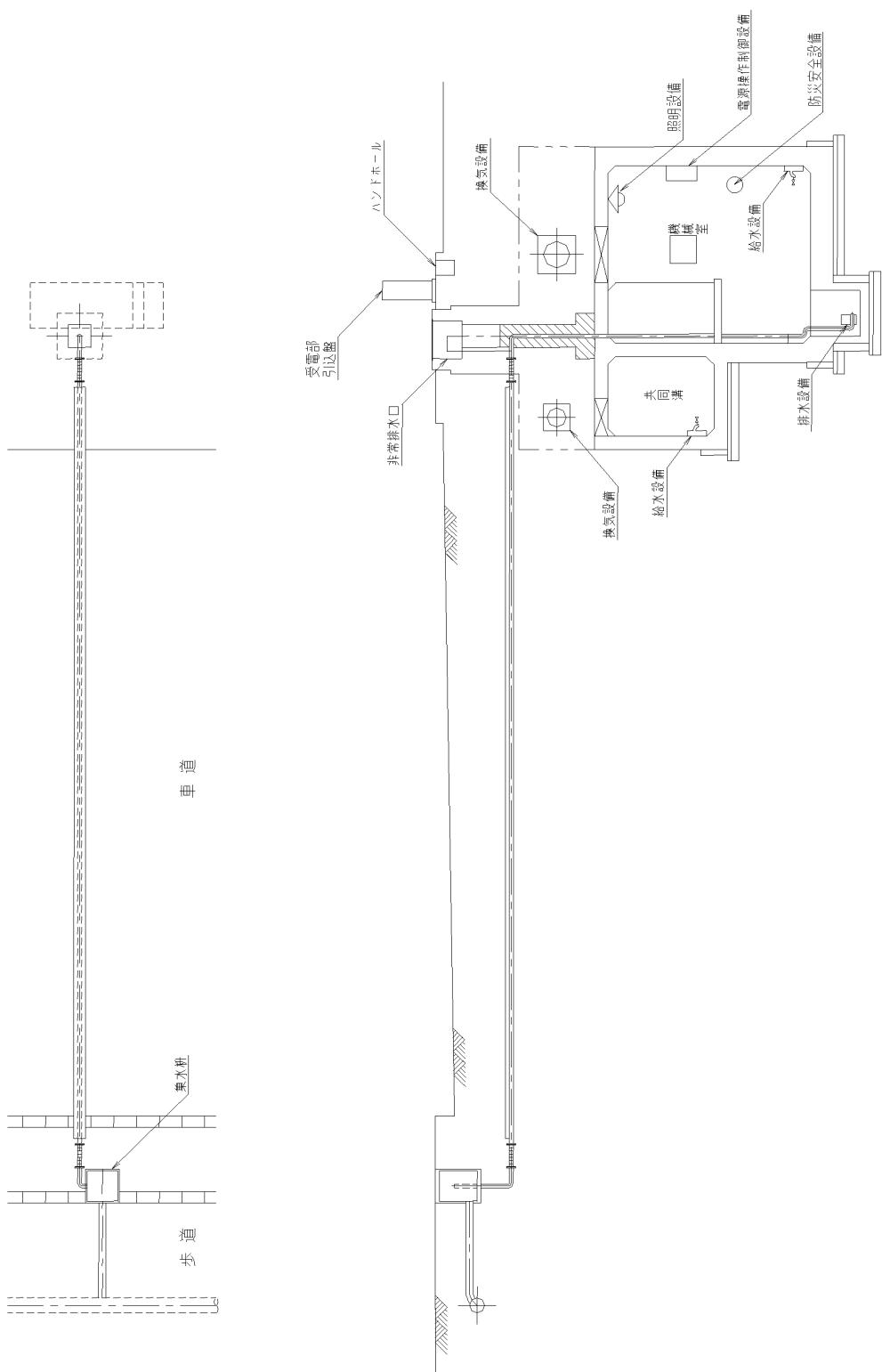


図 1－2 共同溝付帯設備の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を行なう実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【 解説 】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 共同溝付帯設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【 解 説 】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記 録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【 解 説 】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータは継続的に管理基準値と併記して整理しておくことが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。

また、定期点検は月点検と年点検とを区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、月点検と年点検に区分する。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 月点検 )

**第7条** 月点検は、原則として月1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 月点検は、共同溝付帯設備を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持の観点から機器の整備状況、作動確認、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 月点検では各機能が損なわれていないかを、主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 月点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。
4. 月点検は月1回が原則であるが、設備の機能・目的、構造等により必要に応じた点検周期に設定することができるものとする。なお、月点検の項目の周期を延長する検討を行うにあたっては、過去の点検整備の実績と不具合の内容と傾向から判断し、月点検周期を延ばしても設備の信頼性確保に問題ないと認められる場合に限り可能とする。なお、その場合は維持管理計画にその理由を明記すること。

### ( 年点検 )

**第8条** 年点検は、適切な時期に年1回実施するものとする。

なお、年点検を実施した月の月点検は省略できる。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として運転時間の累積による劣化・損傷等の発見並びに共同溝付帯設備全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

**( 管理運転 )**

**第9条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

**【 解 説 】**

定期点検時には、原則として管理運転を実施する。

排水設備に関しては、月点検では、運転用の水の不足等により連続運転が困難なときでも吐出弁を閉とするなどして少なくとも寸動運転は行うこと。また年点検においては、数分間程度の短時間であっても連続運転を行うこと。

**( 臨時点検 )**

**第10条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

**【 解 説 】**

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第11条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 共同溝付帯設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。

保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第12条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【解説】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、月点検や年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、その実施する時期の選定について配慮する必要がある。

### ( 保全整備 )

**第13条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【解説】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、各部の清掃、作動調整等を行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第14条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備は各共同溝付帯設備の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第15条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表2「点検・整備総括表」、別表3「点検・整備記録表」、別表4「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保 管

#### ( 予備品 )

**第 16 条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認しきろくしておくものとする。

#### 【 解 説 】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第 17 条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【 解 説 】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第 18 条** 共同溝付帯設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【 解 説 】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第19条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表(例)

記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	月点検	年点検			
点検・整備総括表	○	○	○	○	○
点検・整備記録表	○	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	△	△	△	△	△
故障記録表	△	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成     △…必要に応じて作成

### (運転記録)

**第20条** 運転記録は、共同溝付帶設備の運転状況を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の運転に際しては、可能な限り運転の状況のデータを収集・記録し、以降の点検・整備の計画に資するものとする。詳細な運転の記録が不可能な場合には、少なくとも経年的な運転時間と記録し、点検・整備の計画の基礎資料とする。

運転記録表の一例を付表2記録表の別表1「運転記録表」に示す。

### (故障記録)

**第21条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表5「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第22条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表6「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 1

### 点検・整備チェックシート

1. 一般事項
2. 用語の定義
3. 排水設備
4. 換気設備
5. 給水設備
6. 電源設備
7. 操作制御設備
8. 遠隔監視設備
9. 照明設備
10. その他
11. 付属設備・共同溝
12. 関連構造物

## 1. 一般事項

本点検・整備チェックシートは、「共同溝付帯設備点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 定期整備の周期は設備の状況を十分考慮しつつ決定する必要がある。
- 3) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられた場合にあつては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

X [ 取 替 ]	主に経時的に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。
C [ 清 掃 ]	ストレーナ、水位検知器、水槽、水路等ではゴミや水垢等が堆積したり付着することによって機能の障害が起きやすいので、点検等において当該箇所を分解（点検の目的に合わせて必要な程度に）して付着物を除去するなどのものである。
W [ 分 解 ]	容易には内部の点検ができないが、経時的に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断をする）ものである。
E [ 目 視 ]	目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。
A [ 調 整 ]	計器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。
M [ 測 定 ]	機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（機付の計器がある場合はそれ以外の計器）を用いて確認するものである。
T [ 増 締 ]	締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認を兼ねて所要のトルクで締めることも含む。
H [ 指触・打診 ]	機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認したり、テストハンマ等で打撃を加えて割れやゆるみなどの異常を確認するものである。
D [ 動作確認 ]	手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。
S [ 聴 覚 ]	機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。

## 排水設備(1/4)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		不良時の処置の方針		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備	点検条件	不良時の処置の方針		良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述		
			月	年	月	年			休	汚損、塗装の剥離や劣化が ないこと。				
ポンプ設備 (口径65MM以上)	全般 漏水	外観 外観を確認する。 接合部の緩みやシール部の損傷のないことを確認する。	E	E	(E)	E	(-)	E	運	水漏れがないこと。	修理、又は取替える。	○ 良好	良否の判定	
	振動 音	外観や回転体の異常がないことの確認のため実施する。	E	E	(-)	E,H	運	E,H	運	異常な振動がないこと。 異音がないこと。	原因を調査し対処する。	△ 異常傾向有り	△ 異常傾向有り	
	水流	閉塞や回転体の異常がないことの確認のため実施する。	S	S	(-)	S	(-)	S	運	水流の著しい減少がないこと。 ど。	原因を調査し対処する。	×	故障又は機能に支障有り	
	吊り金具 着脱装置・ワイヤード	ポンプの機能が低下羽根車の損耗など)していないことを確認する。 有無と損耗の程度を確認する。	-	E	(-)	E	(-)	E	休	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。	修理、又は取替える。	○ 良好	良否の判定	
	吸込ストレーナ・ケーシング・羽根車	外観を確認する ゴミの詰まり	-	E	(-)	E	(-)	E	休	損傷、腐食、脱落がないこと。	修理、又は取替える。	○ 良好	良否の判定	
	外観	外観又はポンプ分解時に確認する。	E	E	(-)	C	休	(-)	E	ストレーナ部等、吸込部にゴミの詰まらないこと。	ゴミを除去する。	○ 良好	良否の判定	
	メカニカルシール	ドレンから油をとり確認する。	-	E	(-)	W	休	(-)	X	休	異常な油の変質・減少がないこと。	修理、又は取替える。	○ 良好	良否の判定
	電動機	ポンプ分解時に確認する。	-	E	(-)	E	(-)	M	休	異常な摩耗がないこと。	取替える。	○ 良好	良否の判定	
	接地	絶縁抵抗値を測定する。	-	E	(-)	E	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。	○ 良好	良否の判定	
	腐食	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	(-)	W	休	接地線が正常に結線されて いること。	修理する。	○ 良好	良否の判定	

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運・運転中 休:休止中

・水中ポンプは、そのポンプの構造や入出手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径65MM以下のものと、しない前提の口径50MM以下のものとで取扱いを分けている。

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

点検・整備チエックシート

(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)。

・点検条件の記号は、運転中休止中

・水中ポンプは、そのポンプの構造や入手性、経

設備名:

## 点検・整備チェックシート

実施年月日

排水設備(3/4)

点検・整備の種類		点検指⽰事項								良否の判定			
区分	点検項目	定期点検				定期整備				点検条件	不良時の処置の方針	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触・打診				
ボンプ・システム ポンプ・羽根車 （口径50mm以下）	全般 着脱装置・ガ イド 吸込ストレー ナ・ケーシン グ・羽根車 外観	損傷、腐食、脱落を確認する。 ゴミの詰まり 外観を確認する。	-	E (-)	E (-)	休	損傷、腐食、脱落がないこと。 ストレーナ部等、吸込部にゴミの詰りがないこと。	修理、又は取替える。 ゴミを除去する。					
電動機 （カニカル部 シール部 以下）	油量、質 絶縁抵抗	油量、質 （レンガから油をとのり確認する。 絶縁抵抗値を測定する。	-	E (-)	E (-)	休	腐食、摩耗がないこと。 異常な油の変質・減少がないこと。	修理、又は取替える。 取替える。					
接地	接地線の状態を確認する。	-	E (-)	E (-)	E (-)	休	接地線が正常に結線されていること。 基準値以下に低下している原因を調査し対処する。	修理手直しする。 原因を調査し対処する。					
電流 電圧	入力電流によりポンプの運転が正常であることを確認する。 正常であることを確認する。	E M (M)	E M (M)	E M (M)	E M (M)	運	定格電流値以内であること。 定格電流値以内であること。 電圧が基準値以内である原因を調査し対処する。	修理手直しする。 原因を調査し対処する。					
水中ケーブル ケーブルホルダ 計器類	露出部の外観を確認する。 動作 指示	-	E (E)	E (E)	E (E)	休	著しい損傷がないこと。 通常に比べて異常な指示が表示される。	取替える。 取替る。					
連成計	動作することを確認する。	-	E (-)	E (-)	E (-)	運	通常に比べて異常な指示が表示される。	取替る。					
水位検知器	指示が故障していないことの目 安として確認する。 動作	-	E (-)	E (-)	E (-)	休	指針は零を示していること。 指針は零を示していない時には取替る。	取替る。					
外観	接点が正常に動作することを確認する。	D D (-)	D D (-)	A A (-)	D D (-)	休	動作が正常であること。	調整、又は修理する。					
	外観を確認する	E E (-)	E E (-)	C C (-)	E E (-)	休	損傷、ゴミなどのからみ付き が無いこと。	ゴミを除去・清掃する。					

・臨時点検を行なときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運動中、休:休止中  
・水中ポンプは、そのポンプの構造や入手性、経済性などの面から、分解整備をする前提の口径65MM以上のものと、しない前提の口径50MM以下のものとで取扱いを分けている。  
・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

## 点検・整備チェックシート

実施年月日

排水設備(4/4)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		不良時の処置の方針		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備	点検条件	不良時の処置の方針		良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
			月	年	月	年			休	休				
配管設備	弁箱 吐出弁	外観 洩れ	外観を確認する。 アラート等外観を確認する。	—	E	(-)	E	(E)	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	塗装、修理又は取替える。 修理、又は取替える。	○ 良好	異常傾向有り 故障又は機能に支障有り	
	弁体 逆止弁	開閉操作 外観	開閉操作し確認する。 外観を確認する。	—	D	(-)	D	休	運動	動作が円滑で全開すること。 腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	修理、又は取替える。	△		
	弁箱 閉塞	外観 閉塞	外観を確認する。 閉塞状態を外部より確認する。	E	E	(-)	E	(E)	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	塗装、修理又は取替える。 修理、又は取替える。	○ 良好		
	配管本体 配管類	閉塞 外観	閉塞状態を外部より確認する。 閉塞状態を外部より確認する。	—	D	(-)	D	運	運動	水流の異常が減少や振動がないこと。 異物による閉塞、異物の堆積がないこと。	異物の除去、修理又は取替える。 修理する。	△		
	配管維手	外観 洩れ	外観を確認する。 外観を確認する。	E	E	(-)	E	(E)	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	塗装、修理又は取替える。 修理、又は取替える。	○ 良好		
	取付具	外観	外観を確認する。	E	E	(-)	E	(E)	休	腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。	塗装、修理又は取替える。	△		
		洩れ	外観を確認する。	E	E	(-)	E	(E)	運	水漏れがないこと。	修理、又は取替える。	○ 良好		
		取付具	員数や取付状態を確認する。	—	E	(-)	E	休	休	所要のものがゆるみなく取付所要のものを取付ける、又は増締めする。		△		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

### 点検・整備チェックシート

実施年月日

換気設備(1/2)

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
換気扇	外観	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
換気扇	点検内容	A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
換気扇	点検箇所 点検方法	D	動作確認	S					

点検・整備		定期点検と点検方法				点検条件		点検結果	
定期点検	臨時点検	定期整備	点検	方針	不良時の処置	方針	良否の判定	参考	
月	年	定期整備	点検						
点検	点検	点検	点検						
音	外観	外観を確認する。	E	E	休	汚損、錆斑、塗装の剥離や劣化がないこと。	清掃、塗装、又は修理する。		
振動	音	運転に異常がないことを確認する。	S	S	(-) S	異音がないこと。	原因を調査し対処する。		
ケーシング	組立部の緩みやシール等の漏れがないことを確認する。	運転	E	E	(-) E,H	異常な振動がないこと。	原因を調査し対処する。		
羽根車	性能状況	組立部の緩みやシール等の漏れがないことを確認する。	—	H	(-) H	運	緩みや漏れがないこと。		
軸受	油量、質	ファン分解時に確認する。	—	E	(-) E	運	風量に著しい低下がないこと。	修理する。	
電動機	絶縁抵抗	換気ファン分解時に測定する。	—	—	(-) X	休	異常な変質がないこと。	定期的に取替える。	
接地	接地	絶縁抵抗値を測定する	—	M	(-) M	休	基準値以下に低下していないこと。		
電流	電圧	接地線の状態を確認する。	—	E	(-) E	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	
Vベルト、Vブーリ	外観	入力電流によりファンの運転が正常であることを確認する。	E	M	(M) M	運	定格電流値以内であること。	原因を調査し対処する。	
		正常であることを確認する。	E	M	(M) M	運	電圧が基準値以内であること。		
		電圧	外観を確認する。	E	(-) E	休	異常な損傷がないこと。	取替える。	
		張り具合	動力が確実に伝達ができることを確認する。	H	H	(H) A	休	張りすぎや異常なタルミがないこと。	張り具合を調整する。

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上での地震時に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

実施年月日

換気設備(2/2)

## 点検・整備チェックシート

区分	点検整備		点検の目的						定期点検と点検方法						点検条件		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検			臨時点検			定期整備			点検方針			不良時の処置		良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
			月	年	点検	月	年	点検	E	(-)	E	(E)	E	(-)	E	(E)	異常による閉塞・堆積がないこと。	修理する。		
ダクト類 換気設備	ガリ	外観 閉塞	グリル等に異常のないことを確認する。 異物等による閉塞状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	休	(E)	(-)	E	(E)	異常による閉塞・堆積がないこと。	修理する。		
ダクト 全般	ダクト 外観 振動	外観を確認する。 外観を確認する。 動作に異常がないことの確認のため実施する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	休	休	(E)	(-)	E	(E)	腐食、破損、塗装の剥離や劣化がないこと。 錆・汚損がないこと。	修理、又は塗装する。 修理する。		
モータ コントロール	モーター ケーシング	正常に動作することを確認する。 異物の侵入、堆積の有無、異音の有無を確認する。	-	D	(-)	D	運	運	運	運	運	運	(-)	(-)	D	(-)	異音、異物の侵入がないこと。	原因を調査し対処する。		
翼 軸受	動作 翼 動作性	シール部及び翼本体の変形のないことを確認する。 異常な損傷がないかどうか、動作時に確認する。	-	D	(-)	D	運	運	運	運	運	運	(-)	(-)	S	(-)	異音、異物の侵入がないこと。	修理、又は修理する。		
全般 消音器 計装	外観 温度センサー 外観 動作	外観を確認する。 外観を確認する。 正常に動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	休	休	(-)	(-)	E	(-)	開閉操作が円滑で異常な漏れがないこと。 動作が円滑であること。 損傷、取付部の緩みがないこと。	原因を調査し対処する。 修理、又は取替える。 塗装、又は修理する。		

・臨時点検を行ったときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

給水設備(1/1)

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
給水設備	給水栓 外観 漏水	点検箇所 外観を確認する。 アランド部等外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	不良時の処置 の方針 塗装、又は修理する。 修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
配管本体 配管類	外観 漏水	開閉操作 外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	異物の除去、修理、又は取替える。 塗装、修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 動作が円滑で全閉すること。 異物の噛み込みがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
配管継手	外観 漏水	外観を確認する。 外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	修理、又は取替える。 塗装、修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 損傷、腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
	取付具	員数や取付状態を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	修理、又は取替える。 所要のものがゆるみなく取付所要のものを取付ける。 又は増縮めする。	良否の判定 及び 判定基準 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診
給水設備	給水栓 外観 漏水	点検箇所 外観を確認する。 アランド部等外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	不良時の処置 の方針 塗装、又は修理する。 修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
配管本体 配管類	外観 漏水	開閉操作 外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	異物の除去、修理、又は取替える。 塗装、修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 動作が円滑で全閉すること。 異物の噛み込みがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
配管継手	外観 漏水	外観を確認する。 外観を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	修理、又は取替える。 塗装、修理、又は取替える。	良否の判定 及び 判定基準 損傷、腐食、塗装の剥離や劣化がないこと。 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り
	取付具	員数や取付状態を確認する。	定期点検 月 年 点検	臨時点検 休	定期整備 休	定期整備 休	修理、又は取替える。 所要のものがゆるみなく取付所要のものを取付ける。 又は増縮めする。	良否の判定 及び 判定基準 水漏れがないこと。	○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り

・臨時点検を行ふときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

電源設備(1/5)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		不良時の処置の方針		点検結果		参考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備		判定方法及び判定基準		良否の判定			
			月	年	月	年	E	E	(E)	(E)	H	S	目視	
電源受電部	引込柱	汚損、ひび割れ 傾斜	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	汚損、ひび割れがないこと。 修理、又は清掃する。				○ 良好	良否の判定
電源設備	電線の断き及び 他の工作物樹木との 離隔距離の状況	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	傾斜、転倒の恐れがないこと。 修理する。				△ 異常傾向有り	△ 異常傾向有り	
	電線の断き及び 他の工作物樹木との 離隔距離の状況	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	発錆、変形、腐食がないこと。 修理、又は取替える。				×	故障又は機能に支障有り	
	支持クリップ の脱落	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	脱落がないこと。 取替える。						
	支持の緩み	外観を確認する	-	-	(H)	H	休	緩みがないこと。 増結めする。						
	電線・支持物	電線の断き及び 保護柵の状況	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	接触の恐れがないこと。 十分な離隔距離をとる。					
	支線クリップ の脱落	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	汚損、破損がないこと。 修理、又は清掃する。						
	電柱、隣木、碍 子、支線、保護柵 等の損傷、腐食	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	脱落がないこと。 取付ける。						
	電線の碍子 捕縛状況	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	損傷、腐食がないこと。 修理、又は取替える。						
ケーブル	外観	外観を確認する	-	-	(E)	E	休	緩みや外れがないこと。 修理する。						
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する	-	M	(-)	M	休	亀裂、損傷がないこと。 修理又は取替える。						
								基準値(MΩ)以下に低下していない こと。 原因を調査し対処する。						

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運転・運転中(休止中)、休止中、測定、動作確認、動作確認。

・詳細の記述が必要な項目については、別表4-4に記入する。

設備名：

実施年月日

## 点検・整備チェックシート

電源設備(2/5)
-----------

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
電源設備	盤面	外観	外観を確認する。	E	(E)	休	発錆・汚損がないこと。	修理、又は清掃する。	
	扉の開閉、施錠	外観	保安扉と機能面を確認する。	H	(H)	休	部品の緩みがないこと。開閉、施錠・開錠が容易であること。	調整、増締め、又は取替え。	
盤内	外観	外観を確認する	E	(E)	休	汚損、異物、小動物等の侵入、結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する	-	M	(-)	休	雨水の侵入、結露がないこと。	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	
接地	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	休	基準値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。		
	接続部	外観を確認する	-	E	(E)	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。	
保護絶縁電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	設定値での動作が正常なこと。	
	取付状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	取替え。	
盤内器具	配線状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	盤内機器の取付、筐体に緩みがあること。	
	端子、端子台の状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増締めする。	
主回路導体の状態	動作することを確認する。	-	E	(E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増締めする。		
	端子符号の脱落	外観を確認する。	-	E	(E)	休	異物・塵埃の付着、接続部の緩み、又は原因を調査し取替え。	清掃、増締め、又は取替え。	
操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	運	脱落、読取不良のないこと。	取替え。	
	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	休	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替え。	

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
電源設備	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	運	取付部の緩み、汚損、変色、增締め、又は清掃する。	接点部の荒れがないこと。	
	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	休	原因を調査し取替え。	清掃する。	

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

電源設備(3/5)

区分	点検整備	点検・整備の種類										点検指⽰事項										良否の判定	
		定期点検		臨時点検		定期整備		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		点検結果		良否の判定		点検結果の内容と提案事項の記述		備考			
		X A D	取替 調整 動作確認	C M	清掃 測定	W	分解	E	H	目視 指触・打診	S	増締 観察	休	休	休	休	△ X	良好 異常傾向有り 故障又は機能に支障有り	△ X	△ X	△ X	△ X	
電源設備	計器 動作確認 (零点、指示) 取付状態、 汚損 切換開閉器の 動作	動作することを確認する。 外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	休	取付部の緩み、目盛板、カバー の汚損、破損がないこと。	調整、又は取替える。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	表示器、 表示灯 警報装置	動作確認 取付状態、 汚損	動作することを確認する。 外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
盤面	警報装置 盤内	動作確認 扉の開閉、施 錠	動作することを確認する。 外観を確認する。	-	D	(D)	D	運 転	運 転	運 転	運 転	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	取替する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
動力分電盤	盤面	動作確認 外観	動作することを確認する。 外観を確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	動作不良、誤動作がないこと。	取替する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	盤内	扉の開閉、施 錠	扉の開閉、施 錠	H	H	(H)	H	休	休	休	休	部品の緩みがないこと、開閉、 施錠・開錠が容易であること。	調整、増締め、又は取替え る。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	接地	絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗値を測定する。	E	E	(E)	E	休	休	休	休	汚損、異物、小動物等の侵入、 雨水の浸入・結露がないこと。	修理する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	シーケンス チェック	接地線の状態を確認する。	-	M	(-)	M	休	休	休	休	休	基準値以下に低下していること。	修理する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	保護装置	運転制御が確実に行えることを 確認する。	-	E	(-)	E	休	休	休	休	休	運動、単独操作を行ひ停滞・跳動 がないこと。導線入力し正しく動作 すること。	修理する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						
電源設備	動作	機器の保護が確実に行えること を確認する。	-	D	(-)	D	休	休	休	休	休	設定値での動作が正常なこと。	修理する。	点検結果	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考						

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の中間に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止 中  
・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

電源設備 (4/5)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		点検結果		参考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備									
			月	年	月	年	E	(E)	M	測定	T	S	H	指触・打診	目視	感覚
電源設備	盤内器具	取付状態 配線状態	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	増締めする。					○ 良好	良否の判定
	端子、端子台の状態	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増締めする。					△ 異常傾向有り	△ 異常傾向有り	
	端子符号の脱落	外観を確認する。	—	—	(-)	E	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。	清掃、増締め、又は原因を調査し取替える。					×	故障又は機能に支障有り	
	操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	—	D	(-)	D	運	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。						
	取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	取付部の緩み、清掃、又は原因を調査し取替える。							
指示計	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。	—	E	(-)	E	休	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。							
	取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。							
	表示器・表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	—	D	(D)	D	休	ランプテストで正常に点灯すること。	ランプテストで正常に点灯すること。						
	取付状態、汚損	外観を確認する。	—	E	(-)	E	休	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。							
照明分電盤	盤面	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	発錆、汚損がないこと。	修理、又は清掃する。							
	扉の開閉、施錠	保安面と機能面を確認する。	—	H	(H)	H	休	部品の緩みがないこと、開閉、施錠が容易であること。	調整、増締め、又は取替える。							

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

- ・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中
- ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

電源設備 (5/5)

		点検・整備の種類						点検指⽰事項						良否の判定				
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			定期整備			点検条件			不良時の処置の方針	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	備考	
		X	取替	C	調整	M	清掃	W	分解	E	H	指触・打診	S	感覚				
電源設備 分電盤	盤内 照明	外観 絶縁抵抗	外観を確認する。 絶縁抵抗値を測定する。	-	E	(E)	休	汚損、異物、小動物等の侵入、雨水の浸入・結露がないこと。	清掃、除去、乾燥させる。						○ 良好	△ 異常傾向有り	× 故障又は機能に支障有り	
	盤内 器具	接地	接地線の状態を確認する。	-	M	(-)	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。						基準値(MΩ)	測定値(MΩ)		
	操作スイッチ	保護遮電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	E	(-)	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。									
	操作スイッチ	取付状態	外観を確認する。	-	D	(-)	休	設定値での動作が正常なこと。	取替える。									
	指示計	配線状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	修理する。									
	指示計	端子、端子台の状態	外観を確認する。	-	E	(E)	休	設定値での動作が正常なこと。	取替える。									
	表示器・表示灯	端子符号の脱落	外観を確認する。	-	-	(-)	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	修理する。									
	表示器・表示灯	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	運	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増結めする。									
	指示計	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。	清掃、増結め、又は原因を調査し取替える。									
	指示計	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。	-	E	(-)	休	脱落、読取り不良がないこと。	取替える。									
	指示計	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	休	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。									
	指示計	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	運	取付部の緩み、汚損、変色、増結め、清掃、又は原因を調査し取替える。	取付部の緩み、汚損、変色、増結め、清掃、又は原因を調査し取替える。									
	指示計	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	-	D	(D)	休	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。									
	指示計	表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	-	E	(-)	休	ランプテストで正常に点灯すること。	ランプテストで正常に点灯すること。								
	指示計	表示灯	取付状態、汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	休	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。								

\*臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、運転中 休:休止中)

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

\*詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(1/7)

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			E	目視
		X 取替	C 清掃	W 分解	M 測定	T 増結	H 指触・打診		
操作制御盤	盤面 点検内容 外観 扉の開閉、施 設内	外観 外観を確認する。 保安面と機能面を確認する。	E H	E (E)	E (H)	E (E)	E (E)	休	休
操作制御盤	絶縁抵抗 接地	絶縁抵抗値を測定する。 接地線の状態を確認する。	— —	M (—)	M (—)	M (—)	M (—)	休	休
操作制御盤	シーケンス 動作	運転制御が、確実に行えることを確認する。 機器の保護が確実に行えることを確認する。	— —	D (—)	D (—)	D (—)	D (—)	休	休
操作制御盤	配線状態 端子、端子台 端子符号の 脱落	取付状態 外観を確認する。 外観を確認する。	— — —	E (E)	E (E)	E (E)	E (E)	休	休
操作スイッチ	動作確認 取付状態、 汚損	動作することを確認する。 外観を確認する。	— —	E (—)	D (—)	D (—)	E (—)	休	休

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			E	目視
		X 取替	C 清掃	W 分解	M 測定	T 増結	H 指触・打診		
操作制御盤	盤面 点検箇所 点検方法 外観 扉の開閉、施 設内	外観 外観を確認する。 保安面と機能面を確認する。	E H	E (E)	E (H)	E (E)	E (E)	休	休
操作制御盤	絶縁抵抗 接地	絶縁抵抗値を測定する。 接地線の状態を確認する。	— —	M (—)	M (—)	M (—)	M (—)	休	休
操作制御盤	シーケンス 動作	運転制御が、確実に行えることを確認する。 機器の保護が確実に行えることを確認する。	— —	D (—)	D (—)	D (—)	D (—)	休	休
操作制御盤	配線状態 端子、端子台 端子符号の 脱落	取付状態 外観を確認する。 外観を確認する。	— — —	E (E)	E (E)	E (E)	E (E)	休	休
操作スイッチ	動作確認 取付状態、 汚損	動作することを確認する。 外観を確認する。	— —	E (—)	D (—)	D (—)	E (—)	休	休

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			E	目視
		X 取替	C 清掃	W 分解	M 測定	T 増結	H 指触・打診		
操作制御盤	盤面 点検箇所 点検方法 外観 扉の開閉、施 設内	外観 外観を確認する。 保安面と機能面を確認する。	E H	E (E)	E (H)	E (E)	E (E)	休	休
操作制御盤	絶縁抵抗 接地	絶縁抵抗値を測定する。 接地線の状態を確認する。	— —	M (—)	M (—)	M (—)	M (—)	休	休
操作制御盤	シーケンス 動作	運転制御が、確実に行えることを確認する。 機器の保護が確実に行えることを確認する。	— —	D (—)	D (—)	D (—)	D (—)	休	休
操作制御盤	配線状態 端子、端子台 端子符号の 脱落	取付状態 外観を確認する。 外観を確認する。	— — —	E (E)	E (E)	E (E)	E (E)	休	休
操作スイッチ	動作確認 取付状態、 汚損	動作することを確認する。 外観を確認する。	— —	E (—)	D (—)	D (—)	E (—)	休	休

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			E	目視
		X 取替	C 清掃	W 分解	M 測定	T 増結	H 指触・打診		
操作制御盤	盤面 点検箇所 点検方法 外観 扉の開閉、施 設内	外観 外観を確認する。 保安面と機能面を確認する。	E H	E (E)	E (H)	E (E)	E (E)	休	休
操作制御盤	絶縁抵抗 接地	絶縁抵抗値を測定する。 接地線の状態を確認する。	— —	M (—)	M (—)	M (—)	M (—)	休	休
操作制御盤	シーケンス 動作	運転制御が、確実に行えることを確認する。 機器の保護が確実に行えることを確認する。	— —	D (—)	D (—)	D (—)	D (—)	休	休
操作制御盤	配線状態 端子、端子台 端子符号の 脱落	取付状態 外観を確認する。 外観を確認する。	— — —	E (E)	E (E)	E (E)	E (E)	休	休
操作スイッチ	動作確認 取付状態、 汚損	動作することを確認する。 外観を確認する。	— —	E (—)	D (—)	D (—)	E (—)	休	休

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(2/7)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		点検結果		参考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備									
			月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年		
操作ボンブア操作制御設備	指示計	動作確認(零点,指示)	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	電点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	増締め、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	
	表示器・表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	-	E	(-)	E	休	ランプテストで正常に点灯すること。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	増締め、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	△	異常傾向有り	
	運転時間計	指示状態	動作することを確認する。	-	D	(D)	D	休	運転時間に正確に追随していること。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	増締め、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	良好の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	
	タイマ	動作状態	動作することを確認する。	-	E	(-)	E	休	設定時間で正常に動作する。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	増締め、清掃、又は取替える。	取付部の緩み、清掃、又は取替える。	△	故障又は機能に支障有り	
	配線用遮断器	取付状態、汚損	取付を確認する。	-	D	(-)	M	休	所定の設定値にセットされて調整する。	取付部の緩みがないこと。	取付部の緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。	取付部の緩みがないこと。	△	運転中	
	変色	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	休	所定の設定値にセットされて調整する。	取付部の汚損がないこと。	取付部の汚損がないこと。	増締め、又は清掃する。	取付部の変色していないこと。	○	良好	
	開閉動作	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休	手動及びテストボタンで遮断する。	手動及びテストボタンで遮断する。	手動及びテストボタンで遮断する。	手動及びテストボタンで遮断する。	手動及びテストボタンで遮断する。	△	運転中		
	接続部	外観を確認する。	-	E	(E)	T	休	休	接続部の緩みがないこと。	接続部の緩みがないこと。	接続部の緩みがないこと。	接続部の緩みがないこと。	接続部の緩みがないこと。	△	運転中	

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(3/7)

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
操作ボンブ操作部	電磁接触器	D	動作確認	S					X 故障又は機能に支障有り
	操作盤								

区分	点検整備	点検の目的			定期点検と点検方法			不良時の処置		点検結果	参考
		定期点検	臨時点検	定期整備	点検条件	判定方法及び判定基準	方針	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
操作部	電磁接触器	点検内容	外観を確認する。	- E	(E)	E	休	取付部が緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
操作部	操作盤	変色	外観を確認する。	- -	(E)	E	休	変色がないこと。	著しく変色していれば取替える。		
操作部	配線用遮断器	音	音の発生状況により異常を確認する。	- S	(-)	S	運	閉路中に異音がないこと。	分解調整、又は取替える。		
操作部	計器用変成器	動作状態	動作することを確認する。	- D	(-)	D	運	動作不良、誤動作がないこと。	分解調整、又は取替える。		
操作部	計器用変成器	接觸面の状態	外観を確認する。	- E	(-)	E	休	接觸面に荒れがないこと。	荒れが著しければ取替える。		
操作部	計器用変成器	接続部	外観を確認する。	- E	(E)	T	休	緩みがないこと。	増締めする。		
操作部	計器用変成器	配線用遮断器	外観を確認する。	- E	(E)	E	休	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
操作部	計器用変成器	ヒューズの異常	外観を確認する。	- E	(-)	E	休	変色がないこと。	著しく変色していれば取替える。		
操作部	計器用変成器	ヒューズの異常	動作することを確認する。	- D	(-)	D	休	手動及びテストボタンで遮断する。	増締めする。		
操作部	計器用変成器	ヒューズの異常	外観を確認する。	- E	(E)	T	休	緩みがないこと。	増締めする。		
操作部	計器用変成器	ヒューズの異常	外観を確認する。	- E	(-)	E	休	汚損による変色がないこと。	汚損は清掃する。腐食、変色は取替える。		
操作部	計器用変成器	ヒューズの異常	音の発生状況により異常を確認する。	- S	(-)	S	運	ヒューズホルダの緩み、ヒューズ切れがないこと。	増締め、調整、又は取替える。		
								異音がないこと。	原因を調査し取替える。		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート

		点検・整備の種類						点検指⽰事項						良否の判定			
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			定期整備			点検条件			不良時の処置の方針	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	備考
		X	取替	C	調整	M	清掃	測定	T	分解	E	H	目視	指触・打診			
操作制御盤	動作確認	D						S							○ 良好	△ 異常傾向有り	× 故障又は機能に支障有り
操作制御盤	接続部	外観	接地線の状態を確認する。	-	E	(E)	T	休	緩みがないこと。	増結め調整する。							
操作制御盤	外観	外観を確認する。	音の発生状況により異常を確認する。	-	-	(E)	E	休	汚損、油漏れ、振動、変形、過熱による変色ががないこと。	清掃、又は原因を調査し取替える。							
操作制御盤	接地	外観	音の発生状況により異常を確認する。	-	S	(-)	S	休	異音がないこと。	原因を調査し取替える。							
操作制御盤	接地	外観	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。							
操作制御盤	接続部	外観	外観を確認する。	-	E	(E)	T	休	緩みがないこと。	増結めする。							
操作制御盤	外観	外観を確認する。	扉の開閉、施錠	H	H	(H)	H	休	部品の緩みがないこと、開閉、調整、増結め、又は取替える。								
操作制御盤	盤内	外観	保安面ヒジキ面を確認する。	E	E	(E)	E	休	施錠・開錠が容易であること。								
操作制御盤	絶縁抵抗	外観	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	M	休	汚損、異物、小動物等の侵入、雨水の浸入・結露がないこと。	清掃、除去、乾燥させる。							
操作制御盤	接地	外観	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	基準値以下に低下していること。	修理する。							
操作制御盤	シーケンス	運転制御	確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	休	運動、単独操作を行ひ停滞・跳動	原因を調査し不良部品類を取替える。							
操作制御盤	動作	保護絶電器	機器の保護が確実に行えること	-	D	(-)	D	休	動作がないこと。導線入力し正しく動作すること。	設定値での動作が正常なこと。							
			動作														

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運転中(休止中)、休止中。

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設 備 名 :

点検・整備チェックシート

実施年月日

操作制御設備(5/7)

区分	点検整備		点検・整備の種類						点検指⽰事項						良否の判定				
	点検項目	点検内容	定期点検			臨時点検			定期整備			点検条件			不良時の処置の方針			良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述
			月	年	点検	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)	(E)		
操作制御設備盤	盤内器具	取付状態 配線状態	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(E)	休	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	汚損、取替え、又は増締めする。								
	端子、端子台の状態	外観を確認する。 端子、端子台の状態	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(E)	休	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩みがないこと。	清掃、増締め、又は原因を調査し取替える。									
	端子符号の脱落	外観を確認する。	外観を確認する。	-	-	(-)	休	休	脱落、説明不良のないこと。	脱落、説明不良のないこと。	取替える。								
	操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	-	D	(-)	運	運	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。									
	取付状態、汚損	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(-)	休	休	取付部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	取付部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	清掃、又は原因を調査し取替える。								
指示計	動作確認(零点、指示)	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	E	(-)	休	休	零点及び指示計値が正常なこと。	零点及び指示計値が正常なこと。	調整、又は取替える。								
	取付状態、汚損	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(-)	休	休	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	取付部の緩み、目盛板、カバーの汚損、破損がないこと。	増締め、清掃、又は原因を調査し取替える。								
	表示器・表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	-	E	(-)	休	休	ランプテストで正常に点灯すること。	ランプテストで正常に点灯すること。	取替える。								
	取付状態、汚損	外観を確認する。	外観を確認する。	-	D	(D)	休	休	取付部の汚損、破損がないこと。	取付部の汚損、破損がないこと。	増締め、清掃、又は取替える。								
運転時間計	指示状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	E	(-)	休	休	運転時間に正確に追随して運転すること。	運転時間に正確に追随して運転すること。	調整、又は取替える。								
	取付状態	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(-)	休	休	取付部の汚損、破損がないこと。	取付部の汚損、破損がないこと。	増締め、清掃、又は取替える。								
タイマ	動作状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	E	(-)	M	休	設定時間で正常に動作すること。	設定時間で正常に動作すること。	取替える。								
	設定値の確認	設定値が正常であることを確認する。	設定値が正常であることを確認する。	-	E	(-)	E	休	所定の設定値にセットされていること。	所定の設定値にセットされていること。	調整する。								

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名：

実施年月日

操作制御設備(6/7)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指⽰事項							良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診	△ 異常傾向有り
		D	動作確認	S						×

区分	点検整備	点検の目的			定期点検と点検方法			不良時の処置		点検結果	備考
		定期点検	臨時点検	定期整備	点検条件	判定方法及び判定基準	方針	取付部に緩みがないこと。	増締め、又は清掃する。		
操作制御設備盤	配線用遮断器 点検内容	取付状態、 外観を確認する。	（E）	休	取付部に緩みがないこと。 汚損がないこと。	（E）	休	変色がないこと。	増締め、又は清掃する。		
操作制御設備	変色	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	手動及びテストボタンで遮断する。	著しく変色していれば取替える。			
	開閉動作	動作することを確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	接続部	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	電磁接触器	取付状態、 外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	変色	取付状態、 外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	音	音の発生状況により異常を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	動作状態	動作することを確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	接觸面の状態	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	接続部	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	配線用漏電遮断器	取付状態、 外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	変色	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	開閉動作	動作することを確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		
	接続部	外観を確認する。	（E）	休	（E）	休	（E）	休	著しく変色していれば取替える。		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検欄」に点検方法を記入し用いる。(上表では、運転中:休止中)

・点検条件の記号は、運転中:点検欄に点検方法を記入する。

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

### 点検・整備チェックシート

操作制御設備(7/7)	
-------------	--

点検・整備の種類	
X 取替	C 清掃
A 調整	M 測定
D 動作確認	T 分解
	H 増結
	S 撥
	観 察

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
									○ 良好
									△ 異常傾向有り
									× 故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件	良否の判定方法及び判定基準	不良時の処置の方針	点検結果	良否の判定	参考
	点検項目	点検内容	点検箇所	点検方法	定期点検	臨時点検						
操作制御設備盤	計器用変成器外観ヒューズの 異常	外観を確認する。	外観を確認する。	（E）休	（E）休	汚損、外観、過熱による変色 が無いこと。						
	音	音の発生状況により異常を確認する。	外観を確認する。	（E）休	（E）休	ヒューズホルダの緩み、 ヒューズ切れがないこと。						
接続部			外観を確認する。	（-）S	（-）S	異音がないこと。						
接地		接地線の状態を確認する。	接地線の状態を確認する。	（E）休	（E）休	緩みがないこと。						
進相コンデンサ	外観	外観を確認する。	接地線の状態を確認する。	（-）E	（-）E	接地線が正常に結線されて いること。						
	音	音の発生状況により異常を確認する。	接地線の状態を確認する。	（E）休	（E）休	修理する。						
接地			接地線の状態を確認する。	（-）S	（-）S	汚損、油漏れ、振動、変形、 過熱による変色がないこと。 音						
接続部	外観を確認する。	外観を確認する。	接地線の状態を確認する。	（E）休	（E）休	原因を調査し取替える。						

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

### 点検・整備チェックシート

実施年月日

遠隔監視設備(1/5)

点検・整備の種類		点検指⽰事項							良否の判定				
区分	点検項目	定期点検			臨時点検			点検条件	良否の判定方法及び判定基準	不良時の処置の方針	点検結果	良否の判定	参考
		月	年	点検	H	E	(E)						
遠隔監視設備	盤面	外観	外観を確認する。	－	E	(E)	休	発錆、汚損がないこと。	修理、又は清掃する。				
中央監視装置	扉の開閉、施錠距離	外観	保安扉と機能面を確認する。	－	H	H	休	部品の緩みがないこと。開閉、施錠・開錠が容易であること。	調整、増締め、又は取替える。				
盤内	外観	外観を確認する。	－	E	(E)	休	雨水の侵入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。					
絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	－	M	(-)	M	休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対応する。					
接地	接地線の状態を確認する。	－	E	(-)	E	休	接地線が正常に結線されていること。	修理する。					
シーケンス	運転制御が、確実に行えることを確認する。	－	D	(-)	D	運	運動、単独操作を行い滑滞・誤動作がないこと。複数入力し正しく動作すること。	原因を調査し不良部品類を取り替える。					
保護絶縁器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	－	D	(-)	D	休	設定値での動作が正常なこと。	修理する。					
盤内器具	取付状態	外観を確認する。	－	E	(E)	休	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	取替える。					
配線状態	端子、端子台の状態	外観を確認する。	－	E	(E)	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、増締めする。					
端子符号の脱落	端子符号の脱落	外観を確認する。	－	E	(E)	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩め、過熱による変色がないこと。	清掃、増締め、又は原因を調査し取替える。					
操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	－	D	(-)	D	動作不良、誤動作がないこと。	調整、又は取替える。					
	取付状態、汚損	外観を確認する。	－	E	(-)	E	取付部の緩み、汚れ、変色、接点部の荒れがないこと。	清掃、接觸部の緩め、又は原因を調査し取替える。					

点検・整備の種類		点検指⽰事項							良否の判定				
区分	点検項目	X 取替			C 清掃		W 分解	E 目視	A 調整	M 測定	T 増締	H 指触・打診	S 感覚
		X	A	D	動作確認	動作確認	休	休	休	休	休	休	休

•臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

•点検条件の記号は、運転運転中、休止中  
•点検条件が必要な項目については、別表4に記入する。

•詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

点検・整備チエックシート

名 告

日 月 施 実

遠端監視設備(2/5)

点検・整備の種類	点検指示事項							
	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診	
D	動作確認			S			瞳	管

点検・整備の種類									
点検指示事項									
区分	定期点検			点検・整備周期と点検方法			点検結果		
	点検項目	点検内容	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月 点検	臨時 点検	定期 整備	不良時の処置 の方針	良否の判定	備考
	指示計 中央監視盤 遠隔監視設備	動作確認 (零点、指示) 取付状態、 汚損 点灯確認 表示器・ 表示灯	動作することを確認する。 外観を確認する。 正常に点灯することを確認す る。	- - - - -	E E D D E	(-) (-) (D) (-) (-)	E 休 休 休 休	響点及び指示計値が正常な こと。 取付、接続部の緩み、目盛板、 カバーの汚損、破損がないこ と。 ランプテストで正常に点灯す ること。	調整、又は取替える。 増締めする、汚損は清掃、 破損は取替える。 取替える。
グラフィクパネル	取付状態、 汚損 動作確認 (点灯・指示)	外観を確認する。 点灯・指示値が正しいか確認す る。	- -	E D	(-) (-)	E 休	取付、接続部の緩み、汚損、 増締め、清掃、又は取替 え。	修理、又は取替える。	
タイマー	取付状態 汚損	外観を確認する。	-	E	(-)	E	取付部の緩み、汚損、破損 がないこと。	増締め、清掃、又は取替 え。	
PLC	動作確認 設定値の確認	動作することを確認する。 設定値が正常であることを確認す る。	- -	D M	(-) (-)	M E	設定時間で正常に動作する こと。 所定の設定値にセットされて いること。	取替える。	設定値(秒) 测定値(秒)
電源電圧	電源電圧	電源が正常であるかを確認す る。	-	M	(-)	M	電圧が基準値以内であるこ と。	原因を調査し対処する。	設定値(V) 测定値(V)
入出力信号	入出力信号	入出力信号を確認する。	-	D	(-)	D	信号が正常に入出力されて いること。	原因を調査し対処する。	
内蔵電池	内蔵電池	機能を保持しているかを確認す る。	-	-	-	X	容量があること	取替える。	
変換器	電源電圧	電源が正常であるかを確認す る。	-	M	(-)	M	電圧が基準値以内であるこ と。	原因を調査し対処する。	設定値(V) 测定値(V)
入出力信号	入出力信号	入出力信号を確認する。	-	D	(-)	D	信号が正常に入出力されて いること。	原因を調査し対処する。	

・臨時点検を行うときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例です。)

・横模条件の記号は、運転申込書に記入する。  
・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

遠隔監視設備(3/5)

点検・整備の種類		点検指⽰事項						良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増締	H	指触・打診
遠隔監視設備	動作確認	D			S				△ 故障又は機能に支障有り
									○ 良好

点検・整備		点検・整備周期と点検方法						点検結果	
定期点検 月	定期点検 年	定期整備		定期点検		定期整備		不良時の処置 の方針	
		点検箇所	点検方法	点検条件	点検条件	点検条件	点検条件	点検結果	良否の判定
記録計	動作状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作のないこと。
取付状態	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	取付に緩みがないこと。
盤面	外観	外観と機能面を確認する。	外観と機能面を確認する。	-	E	(E)	E	休	発錆・汚損がないこと。
扉の開閉、施錠	外観	扉の開閉、施錠	扉の開閉、施錠	-	H	(H)	H	休	部品のごえみがないこと。扉閉鎖が容易であること。
盤内	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	扉閉鎖が容易であること。
絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	M	休	清掃、除去、又は乾燥させる。
接地	接地線の状態を確認する。	接地線の状態を確認する。	接地線の状態を確認する。	-	E	(-)	E	休	水の浸入や結露がないこと。
シーケンス	運転制御が確実に行えることを確認する。	運転制御が確実に行えることを確認する。	運転制御が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	運	基準値以下に低下していないこと。
チェック	機器の保護が確実に行えることを確認する。	機器の保護が確実に行えることを確認する。	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	E	(-)	E	休	接地線が正常に結線されていること。
保護絶電器の動作	機器の保護が確実に行えることを確認する。	機器の保護が確実に行えることを確認する。	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	D	(-)	D	休	原因を調査し不具合部品類を取替える。
動作	取付状態	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	運動、單独操作を行って動作すること。
盤内器具	配線状態	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	模擬入力で正しく動作すること。
	端子、端子台の状態	端子台を確認する。	端子台を確認する。	-	E	(E)	E	休	設定値での動作が正常なこと。
	端子符号の脱落	端子符号の脱落	端子符号の脱落	-	-	(-)	E	休	設定値での動作が正常なこと。

点検・整備		点検指⽰事項						点検結果	
定期点検 月	定期点検 年	定期整備		定期点検		定期整備		不良時の処置 の方針	
		点検箇所	点検方法	点検条件	点検条件	点検条件	点検条件	点検結果	良否の判定
記録計	動作状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	-	D	(-)	D	休	動作不良、誤動作のないこと。
取付状態	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	取付に緩みがないこと。
配線状態	外観	外観を確認する。	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休	汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。
端子、端子台の状態	端子台を確認する。	端子台を確認する。	端子台を確認する。	-	E	(E)	E	休	異物、塵埃の付着、接続部の緩み、過熱による変色がないこと。
端子符号の脱落	端子符号の脱落	端子符号の脱落	端子符号の脱落	-	-	(-)	E	休	脱落、読み取れないこと。

・臨時点検を行うときは「臨時点検欄」に点検方法を記入する。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中

・詳細な項目については、別表4に記入する。

設備名:

実施年月日

遠隔監視設備(4/5)

## 点検・整備チェックシート

		点検・整備の種類											
		点検・整備の種類										点検結果	
区分	点検項目	点検整備		定期点検と点検方法		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述
		点検内容	点検箇所	定期点検	臨時点検	定期整備	臨時点検	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
現場盤 監視装置	操作スイッチ	動作確認	動作することを確認する。	-	D (-)	休	動作不良、誤動作がないこと。	A 調整	M 清掃	T 分解	H 指触・打診	×	故障又は機能に支障有り
指示計	動作確認 (零点及び指示)	動作することを確認する。	外観を確認する。	-	E (-)	休	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。	D 動作確認	S 憲覚				
表示器・ 表示灯	動作確認 (零点及び指示)	動作することを確認する。	外観を確認する。	-	E (-)	休	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。						
運転時間計	点灯状態	正常に点灯することを確認する。	外観を確認する。	-	D (D)	運	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。						
運転時間計	指示状態	ランプテスト。指示が正しいか。	外観を確認する。	-	E (-)	休	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。						
タイマ	動作状態	動作することを確認する。	外観を確認する。	-	E (-)	休	取付・接続部の緩み、汚損、変色、接点部の荒れがないこと。						
PLC	電源電圧	設定値の確認	動作することを確認する。	-	D (-)	休	設定時間で正常に動作する。					設定値(秒)	測定値(秒)
	入出力信号	電源が正常であるかを確認する。	電源が正常であるかを確認する。	-	E (-)	休	所定の設定値にセットされて調整する。						
	内蔵電池	機能を保持しているかを確認する。	入出力信号を確認する。	-	D (-)	休	電圧が基準値以内であることを調査し対処する。					設定値(V)	測定値(V)
				-	(-) X	休	信号が正常に入出力されていること。						
				-	(-) X	休	寿命があること。						
							取替える。						

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運動中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

遠隔監視設備(5/5)

点検・整備の種類		点検指⽰事項								良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向有り
		A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触・打診	×	故障又は機能に支障有り
遠隔監視盤	記録計	D	動作確認	S							

区分	点検整備	点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		良否の判定	点検結果		参考
		定期点検	臨時点検	定期整備	定期点検	休	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。	設定値(V)	測定値(V)	点検結果の内容と提案事項の記述		点検結果	参考	
現場監視盤	変換器	電源電圧	電源が正常であるかを確認する。	-	M (-)	M 休	電圧が基準値以内であること。	原因を調査し対処する。							
遠隔監視盤	入出力信号	入出力信号	入出力信号を確認する。	-	D (-)	D 休	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。							
	記録計	動作状態	動作することを確認する。	-	D (-)	D 休	動作不良、誤動作のないこと。	調整、又は取替える。							
		取付状態	外観を確認する。	-	E (E)	E 休	取付に緩みがないこと。	増縮めする。							

・臨時点検を行ふときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運転中(中止中):休

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

区分	点検整備		点検・整備固期と点検方法						点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検			臨時点検			点検条件	不良時の処置の方針		
			月	年	点検	(D)	(D)	運				
照明器具 設備	器具本体 動作状態 (点灯) 外観	正常に点灯することを確認する。 外観を確認する。	-	D	(D)	(D)	(-)	E	取付部の緩み、汚損、破損がないこと。	取替える。		
	接続部 外観	外観を確認する。	-	T	(E)	T	休		緩みがないこと。	増結めする。		
	配線 絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	M	(-)	M	休		基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。		
	外観 外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休		汚損、亀裂がないこと。	清掃、又は取替える。		
照明盤	扉の開閉、施錠 外観	保安面と機能面を確認する。	-	E	(E)	E	休		発錆・汚損がないこと。	修理、又は清掃する。		
	外観	外観を確認する。	-	H	(H)	H	休		部品の緩みがないこと、開閉、施錠が容易であること。	調整、増結め、取替え、又は清掃する。		
盤内	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	-	E	(E)	E	休		汚損、異物、小動物等の侵入、雨水の浸入や結露がないこと。	清掃、除去、又は乾燥させる。		
	接地	接地線の状態を確認する。	-	M	(-)	M	休		基準値以下に低下していないこと。	原因を調査し対処する。		
	保護離電器の動作 取付状態	機器の保護が確実に行えることを確認する。	-	E	(-)	E	休		接地線が正常に結線されていること。	修理する。		
盤内器具	配線状態 外観	外観を確認する。	-	E	(E)	E	休		整定値での動作が正常なこと。	取替える。		
			-	E	(E)	E	休		接地線が正常に結線されて修理する。			
			-	E	(E)	E	休		盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。	修理する。		
			-	E	(E)	E	休		汚損、亀裂、接続部の緩みがないこと。	清掃、取替え、又は増結めする。		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)  
 ・点検条件の記号は、運:運動中、休:休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

照明設備(2/2)

区分	点検整備	点検・整備の種類										点検指⽰事項										良否の判定	
		定期点検		臨時点検		定期整備		点検条件		良否の判定方法及び判定基準		不良時の処置の方針		点検結果		良否の判定		点検結果の内容と提案事項の記述		備考			
		X A	取替 調整	C M	清掃 測定	W T	分解 増縮	E H	目視 指触・打診	S 感覚									○ 良好	△ 異常傾向有り	×	故障又は機能に支障有り	
照明設備	盤内器具	点検項目 点検内容	点検箇所 点検方法	外観を確認する。	端子、端子台 の状態	外観を確認する。 端子符号の 脱落	休	(E) 休	(E) 休	異物、塵埃の付着、接続部の緩 み、過熱による変色がないこと。 脱落、訛取不良のないこと。	清掃、増縮め、又は原因を 調査し取替える。	取替える。											
操作スイッチ	動作確認	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	運	(-) D 運	(-) D 運	動作不良、誤動作がないこと。 と。	調整、又は取替える。												
指示計	動作確認 (零点、指示)	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	動作確認する。	休	(-) E 休	(-) E 休	取付の緩み、汚損、又は原因を 調査し取替える。													
表示器、 表示灯	点灯状態	正常に点灯することを確認す る。	正常に点灯することを確認す る。	正常に点灯することを確認す る。	正常に点灯することを確認す る。	正常に点灯することを確認す る。	運	(-) D 運	(-) D 運	取付部の緩み、皿盛板、カバー の汚損、破損がないこと。 ランプテストで正常に点灯す ること。	調整、又は取替える。	取替える。											
電磁接触器	取付状態、 汚損	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	休	(-) E 休	(-) E 休	取付の緩み、汚損、破損が ないこと。	取付部に緩みがないこと。 取付部に緩みがないこと。	増縮め、又は取替える。											
動作状態	取付状態、 汚損	音の発生状況により異常を確認 する。	音の発生状況により異常を確認 する。	音の発生状況により異常を確認 する。	音の発生状況により異常を確認 する。	音の発生状況により異常を確認 する。	運	(-) E 休	(-) E 休	取付部に緩みがないこと。 取付部に緩みがないこと。	取付部に異音がないこと。 取付部に異音がないこと。	分解調整、又は取替える。											
	接觸面の状態	動作することを確認する。	動作することを確認する。	動作することを確認する。	動作することを確認する。	動作することを確認する。	休	(-) D 運	(-) D 運	動作不良、誤動作がないこと。 と。	接觸面に荒れがないこと。	荒れが著しければ取替える。											
	接続部	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	外観を確認する。	休	(E) 休	(E) 休	緩みがないこと。	増縮めする。												

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、運転中休止中)

・点検条件の記号は、運転中点検欄に点検方法を記入する。(上表では、運転中休止中)

・詳細の記述が必要な項目については、別表4に記入する。

設備名:

点検・整備チェックシート

実施年月日

その他 (1/1)

点検・整備の種類	
X	取替
A	調整
D	動作確認

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検と点検方法			点検条件 定期整備	良否の判定方法 及び 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果			備考
			定期点検 月	年 点検	臨時 点検				E	(E)	E	
その他の配線類	支持部	支持材料の外観を確認する。	—	E	(E)	休	脱落がないこと。	修理、又は取替る。				
		外観	外観を確認する。	—	E	休	汚損がないこと。 損傷がないこと。	清掃、又は取替える。				
ケーブル	ケーブル	外観	外観を確認する。	—	E	休	腐食、亀裂、損傷がないこと。	取替る。				
		絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	—	M	(-)	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。				

・臨時点検を行なときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運転中(休止中)

・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

点検・整備チェックシート

実施年月日

付属設備、共同溝(1/1)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		不良時の処置の方針		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備	点検条件	不良時の処置の方針		良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
			月	年	月	年			休	著しい損傷や水漏れがないこと。				
付属設備	天井、壁、床 外観	外観を確認する。 清掃状況	-	E	(E)	E	休	休	休	著しい損傷や水漏れがないこと。	修理する。			
扉蓋設備	扉 扉 蓋	開閉、施錠 外観 取付状態	外観を確認する。 保安面と機能面を確認する。 外観を確認する。	-	H	(H)	休	休	休	有害なものや汚損がないこと。	清掃する。			
標識設備	標識 外観	取付状態 外観を確認する。	外観を確認する。 外観を確認する。	-	E	(E)	休	休	休	開閉が円滑で施錠が容易なこと。	修理、又は取替える。			
共同溝	洞道 検知器類、警報器類 標識	天井、壁、床 外観 清掃状況 動作 取付状態 外観	外観を確認する 動作することを確認する。 外観を確認する 動作することを確認する。	-	E	(E)	休	休	休	破損や発錆がないこと。 外れや移動がないこと。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	破損や発錆がないこと。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	取付、接続部に緩みがないこと。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	取付、接続部に緩みがないこと。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	修理、又は取替える。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	修理、又は取替える。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	修理、又は取替える。	修理、又は取替える。			
				-	E	(E)	休	休	休	修理、又は取替える。	修理、又は取替える。			

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)  
 ・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

設備名：

### 点検・整備チェックシート

実施年月日

関連構造物(1/1)

区分	点検整備		点検の目的		定期点検と点検方法		点検条件		点検結果		備考	
	点検項目	点検内容	定期点検		臨時点検		定期整備	点検方針	不良時の処置			
			月	年	月	年			休	著しい損傷や水漏れがないこと。		
機械室躯体 関連構造物	天井、壁、床 戸、窓	外観 清掃状況	外観を確認する。 外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	休	有害なものや汚損がないこと。	修理する。	
	開閉、施錠	保安面と機能面を確認する。	—	E	(-) E	H	H	休	休	開閉が円滑で施錠が容易なこと。	修理、又は取替える。	
	外観	外観を確認する。	—	E	(E)	E	休	休	休	破損や発錆がないこと。	修理、又は取替える。	
水槽 槽ビット類	ゴミの堆積、 滞留	ボンブ槽内に有害なゴミの堆積 や帶留がないか確認する。	E	E	(-) E	C	休	休	休	大形、多量のゴミの堆積、滯留がないこと。	修理、又は取替える。	
	土砂の堆積	ボンブ槽内に土砂が異常に堆積していないことを確認する。	E	E	(-) C	E	休	休	休	土砂等が障害となるほど堆積していないこと。	修理、又は取替える。	
	外観	外観を確認する。	E	E	(E)	E	休	休	休	大きなクラックなどがないこと。	修理する。	
計装品取付部	外観を確認する	—	—	(-) E	休	休	休	休	取付部に緩みやガタがないこと。	増し締め、又は修理する。		
床面グレーチング、蓋	外観を確認する	—	—	(-) E	休	休	休	休	損傷、腐食、汚れがないこと。	修理、又は清掃する。		
流入路	土砂やゴミの堆積、詰り	流路として閉塞等の不具合の原因 因どならないように確認する。	E	E	(-) C	E	休	休	流路に堆積、詰りがないこと。	清掃、又は除去する。		
排水路	土砂やゴミの堆積、詰り	流路として閉塞等の不具合の原因 因どならないように確認する。	E	E	(-) C	E	休	休	流路に堆積、詰りがないこと。	修理、又は更新する。		
水路類	クラック、破損	異常な水の流出や外部からの 異物の侵入がないこと。	—	E	(E)	E	休	休	流体の流下に支障がないこと。	修理、又は更新する。		
	クラック、破損	異常な水の流出や外部からの 異物の侵入がないこと。	—	E	(E)	E	休	休	流路に堆積、詰りがないこと。	清掃、又は除去する。		

・臨時点検を行なうときは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の震度階級が4以上の地震に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
・詳細の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 運 転 記 錄 表

別表 2. 点 檢 ・ 整 備 総 括 表

別表 3. 点 檢 ・ 整 備 記 錄 表

別表 4. 点 檢 ・ 整 備 詳 細 記 錄 表

別表 5. 故 障 記 錄 表

別表 6. 設 備 の 改 良 ・ 更新 記 錄 表

## 運転記録表(1/2)

設備名 平成 年 月 日

(注) 本表は、点検時に作成する記録表の例を示す。

整理番号

責任者	記録者
-----	-----

点検箇所		点検項目		点検内容		平成 年																
区分	名称	電流	絶縁抵抗	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
1 号 機 器	水中ポンプ	電動機	絶縁抵抗 (MΩ) ( 2.0 )																			
		電流	( A ) ( 14.5 )																			
		電圧	( V ) ( 200 )																			
	サーマルプロテクタ	導通	( Ω ) ( 0 )																			
	浸水検知器	導通	( Ω ) ( 0 )																			
	累計運動時間		( h r ) ( 185 )																			
2 号 機 器	運転時間		( h r ) ( 20 )																			
	電動機	絶縁抵抗 (MΩ) ( 1.8 )																				
		電流	( A ) ( 15.0 )																			
		電圧	( V ) ( 200 )																			
	サーマルプロテクタ	導通	( Ω ) ( 0 )																			
	浸水検知器	導通	( Ω ) ( 0 )																			
3 号 機 器	累計運動時間		( h r ) ( 150 )																			
	運転時間		( h r ) ( 5 )																			
	電動機	絶縁抵抗 (MΩ) ( 2.0 )																				
		電流	( A ) ( 15.0 )																			
		電圧	( V ) ( 200 )																			
	サーマルプロテクタ	導通	( Ω ) ( 0 )																			
換気ファン 換気扇	浸水検知器	導通	( Ω ) ( 0 )																			
	累計運動時間		( h r ) ( 130 )																			
	運転時間		( h r ) ( 5 )																			
	電動機	絶縁抵抗 (MΩ) ( 10 )																				
	1 号 機	電流	( A ) ( 25 )																			
	累計運動時間		( h r ) ( 560 )																			
2 号 機	運転時間		( h r ) ( 35 )																			
	電動機	絶縁抵抗 (MΩ) ( 8 )																				
	2 号 機	電流	( A ) ( 26 )																			
	累計運動時間		( h r ) ( 480 )																			
	運転時間		( h r ) ( 30 )																			

運転記録表 (2/2)

日 月 年 月 日

点検箇所		点検項目		点検内容		備考															
区分	名称			(記入例)	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	年
受電部	電線・支持物			絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
	ケーブル			絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )															
配電設備	盤内			絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
動力分電盤	盤内			絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
照明分電盤	盤内			絶縁抵抗	(MΩ)	( 15 )															
ボンブ操作盤	1号機	盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
	タイマー			動作状態	(秒)	( 15 )															
2号機	盤内			絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
	タイマー			動作状態	(秒)	( 10 )															
3号機	盤内			絶縁抵抗	(MΩ)	( 15 )															
	タイマー			動作状態	(秒)	( 15 )															
換気設備盤	1号機	盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
	タイマー			動作状態	(秒)	( 10 )															
中央監視盤	2号機	盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )															
	タイマー			動作状態	(秒)	( 10 )															
現場盤		盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 15 )															
	変換器			動作状態	(秒)	( 10 )															
P L C		盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 15 )															
	変換器			動作状態	(秒)	( 10 )															
照明器具		配線		絶縁抵抗	(MΩ)	( 20 )															
照明盤		盤内		絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															
配線類		ケーブル		絶縁抵抗	(MΩ)	( 10 )															

- 2 - 3 -

別表2 >

点検・整備総括表

名備設

平成 年 月 日



<別表4>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内容状況	処置結果
(記入例) (1)	(ポンプ設備) (排水設備)		(ケーシング入口にゴミの詰り)	(清掃・ゴミ除去)

写真等の添付資料

有

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

## &lt;別表5&gt;

故障記録表

設備名	平成 年 月 日			修理完了年月日	修理完了年月日	故障対策内容	写真等の資料添付 有・無	改良希望事項等	受注者
	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	故障発生までの運転時間						
故障発生設備・箇所	故障状況	原因・推定要因	写真等の資料添付 有・無	原因・推定要因	受注者				

<別表6>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備・機器名と概要					
処置内容					
改良理由					
改良・更新前後の写真等の資料添付 有 無 無					
改良・更新前の写真等の資料添付 有 無 無					

# 機械式駐車場設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 機械式駐車場設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	4
第4条 点検・整備 -----	5
第5条 記 錄 -----	5
第2章 点 検 -----	6
第6条 点検の種類 -----	6
第7条 月 点 検 -----	6
第8条 管理運転 -----	6
第9条 臨時点検 -----	6
第3章 整 備 -----	7
第10条 整備の種類 -----	7
第11条 定期整備 -----	7
第12条 保全整備 -----	7
第4章 点検・整備内容 -----	8
第13条 点検・整備内容 -----	8
第14条 点検・整備記録 -----	8
第5章 維持管理 -----	9
1. 保 管 -----	9
第15条 予 備 品 -----	9
第16条 工 具 類 -----	9
第17条 図 書 及 び 記 録 類 -----	9
2. 記 錄 -----	10
第18条 設 備 履 歴 簿 -----	10
第19条 故 障 記 録 -----	10
第20 条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	10
参考資料 -----	(別添)

# 機械式駐車場設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 機械式駐車場設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、機械式駐車場設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 機械式駐車場設備は道路利用環境の向上のために設置されたもので、車両の乗載荷重に対して安全な強度を有し、確実に運転できることが要求される。  
機械式駐車場設備が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。
2. 本標準要領は機械式駐車場設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。  
なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、それらの環境に応じた内容を本標準要領に準じて追加・修正し運用しなければならない。
3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。  
また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての機械式駐車場設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

1. 本標準要領は、道路利用環境の向上のために設置する機械式駐車場設備を対象とする。
2. 図1-1及び図1-2に機械式駐車場設備の設備区分と構成例を示す。
3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。
4. 機械式駐車場設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。
5. 点検・整備に当たっては、「機械式駐車場技術基準・同解説」に準拠するものとする。

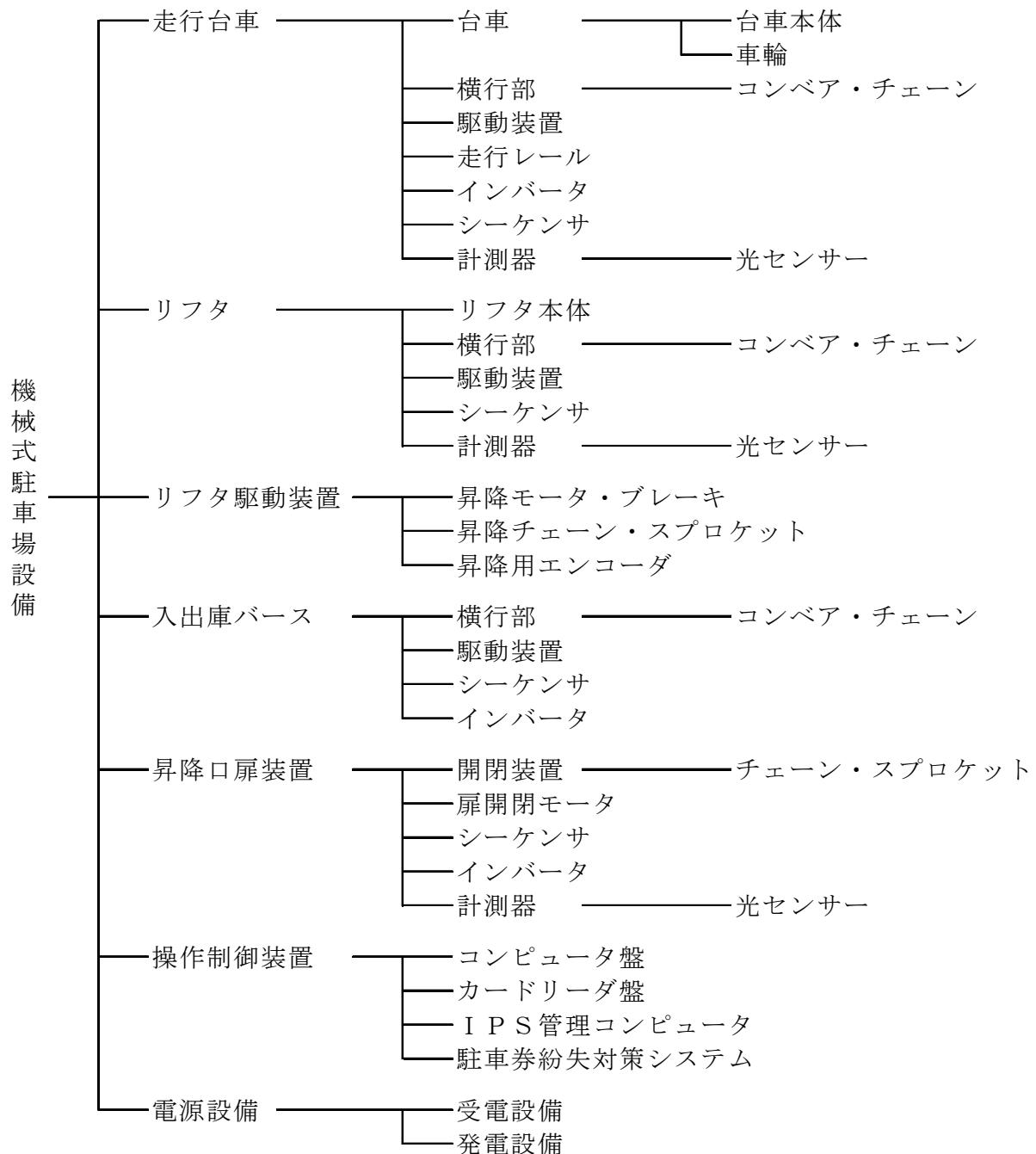


図 1－1 機械式駐車場設備の設備区分と構成例

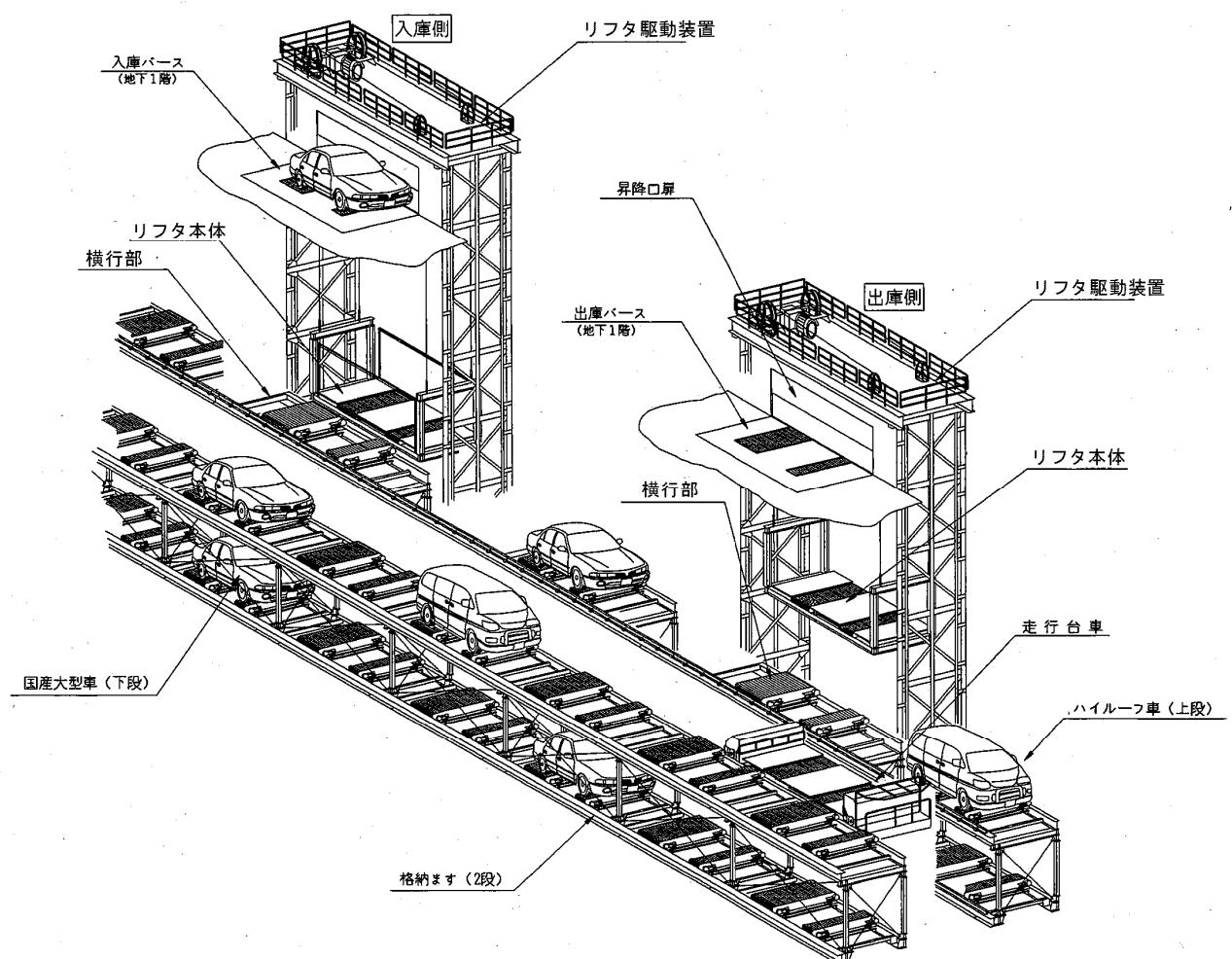


図 1－2 機械式駐車場設備の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を目的に行う実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 機械式駐車場設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【 解 説 】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記 録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【 解 説 】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータは継続的に管理基準値と併記して整理しておくことが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。  
また、定期点検は毎月実施する月点検を指す。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、毎月実施する月点検を指す。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 月点検 )

**第7条** 月点検は、原則として月1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 月点検は、機械式駐車場設備を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持の観点から機器の整備状況、作動確認、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 月点検では各部機能が損なわれていないかを主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 月点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

### ( 管理運転 )

**第8条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

#### 【解説】

定期点検時には、原則として管理運転を実施し、機器が正常に動作することを確認しておくことが重要である。

### ( 臨時点検 )

**第9条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

#### 【解説】

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第10条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【 解 説 】

1. 機械式駐車場設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を定期的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第11条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【 解 説 】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
3. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、月点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
4. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、実施の際にはその実施時期を設備利用者に事前に告知する等の配慮が必要である。

### ( 保全整備 )

**第12条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【 解 説 】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、各部の清掃、作動調整等行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第13条** 点検・整備は、機械式駐車場技術基準・同解説に示す内容をもとに行うものとする。

#### 【 解 説 】

点検・整備に際しては各機械式駐車場設備の実態を十分に把握し、「機械式駐車場技術基準・同解説」に示す内容をもとに、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第14条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【 解 説 】

点検・整備は、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保管

#### ( 予備品 )

**第15条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第16条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第17条** 機械式駐車場設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記 録

### ( 設備履歴簿 )

**第 18 条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

### 【 解 説 】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。

### ( 故障記録 )

**第 19 条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

### 【 解 説 】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

### ( 設備の改良・更新の記録 )

**第 20 条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

### 【 解 説 】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

# 車両重量計設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 車両重量計設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	4
第4条 点検・整備 -----	5
第5条 記 錄 -----	5
第2章 点 檢 -----	6
第6条 点検の種類 -----	6
第7条 年点検 -----	6
第8条 臨時点検 -----	6
第3章 整 備 -----	7
第9条 整備の種類 -----	7
第10条 定期整備 -----	7
第11条 保全整備 -----	7
第4章 点検・整備内容 -----	8
第12条 点検・整備内容 -----	8
第13条 点検・整備記録 -----	8
第5章 維持管理 -----	9
1. 保 管 -----	9
第14条 予備品 -----	9
第15条 工具類 -----	9
第16条 図書及び記録類 -----	9
2. 記 錄 -----	10
第17条 設備履歴簿 -----	10
第18条 故障記録 -----	10
第19条 設備の改良・更新の記録 -----	10
付表1 点検・整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 車両重量計設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 車両重量計設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、車両重量計設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

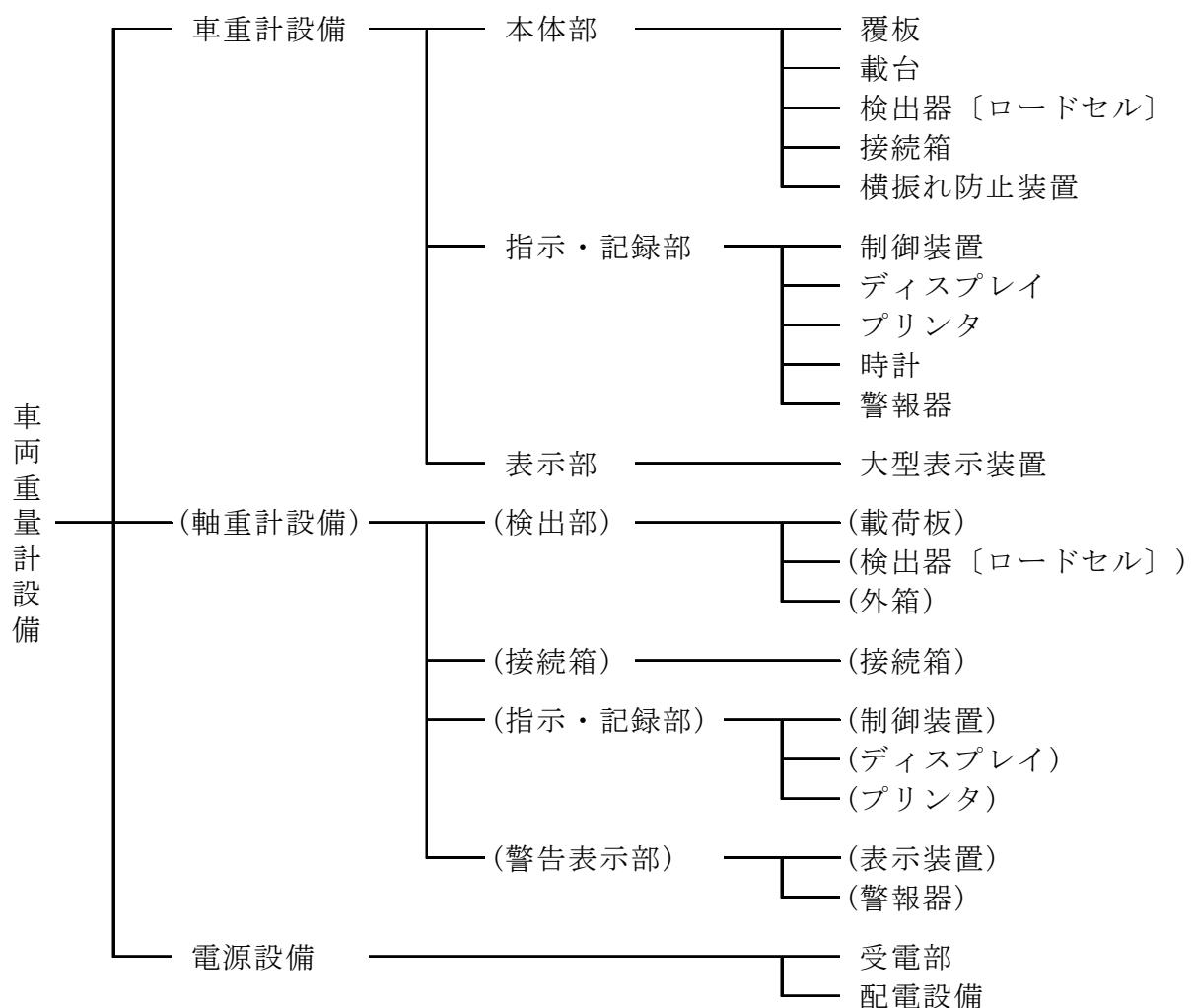
1. 車両重量計設備は道路の構造を保全し又は交通の危険防止を目的として、一般的制限値を超える車両の総重量などを停止状態で計測する設備であり、計量法に合致した性能が要求される。  
車両重量計設備が道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。
2. 本標準要領は車両重量計設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。  
なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、その環境に応じた内容を本標準要領準じて追加・修正し運用しなければならない。
3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。  
また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての車両重量計設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

1. 本標準要領は、特殊車両通行許可制度に違反している車両の取締りを実施するため、一般的な制限値を越える車両の総重量などを停止状態で計測する設備である車両重量計設備を対象とする。
2. 図1-1及び図1-2に車両重量計設備の設備区分と構成例を示す。
3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。
4. 車両重量計設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。
5. 点検・整備に当たっては、「計量法」に準拠するものとする。



(注) ( )の設備は設置数が少ないため、標準的な設備を対象としている点検整備チェックシートでは省略する。

図 1－1 車両重量計設備の設備区分と構成例

## 車両重量計設備（車重計設備）

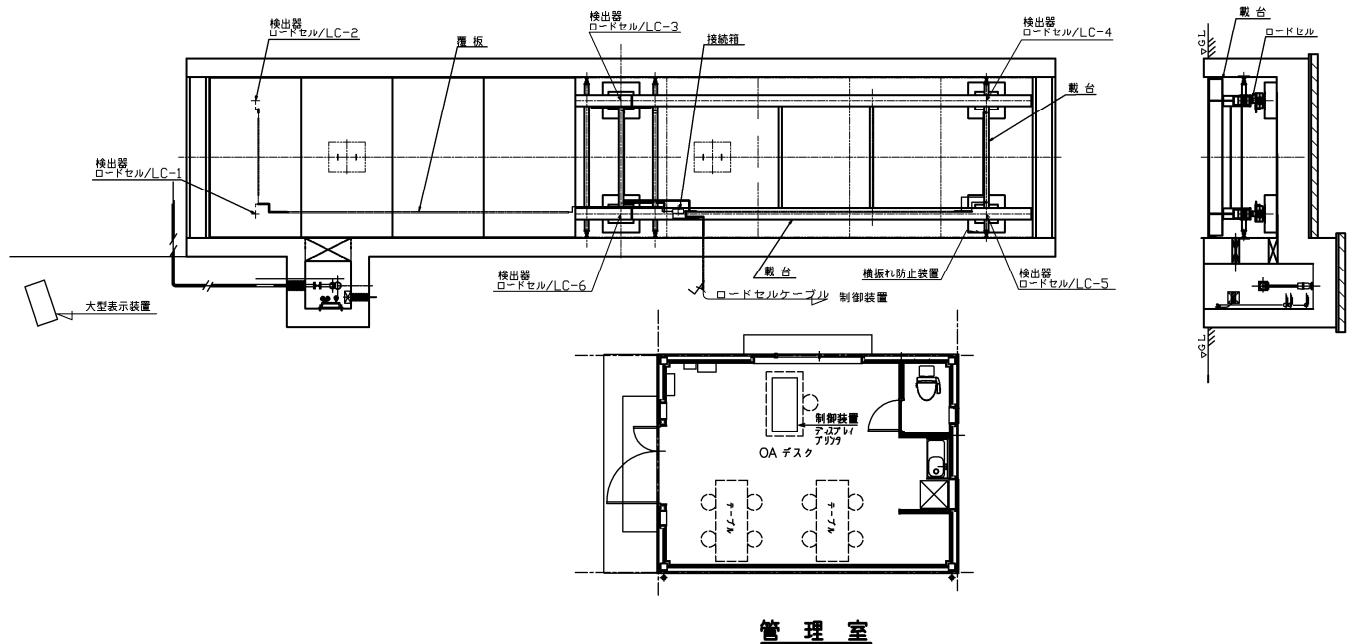


図 1－2 車両重量計設備の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【 解説 】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 車両重量計設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【 解 説 】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記 録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【 解 説 】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータは継続的に管理基準値と併記して整理しておくことが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。  
また、定期点検は2年に1回の年点検を指す。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、2年に1回の年点検を指す。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 年点検 )

**第7条** 年点検は、適切な時期に2年1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として運転時間の累積による劣化・損傷等の発見並びに車両重量計設備全体の機能確認に主眼をおき、計量法の定期検査に合わせて実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

### ( 臨時点検 )

**第8条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

#### 【解説】

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第9条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【 解 説 】

1. 車両重量計設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第10条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【 解 説 】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、その実施する時期の選定について配慮する必要がある。

### ( 保全整備 )

**第11条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【 解 説 】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、各部の清掃、作動調整等行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第12条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備に際しては各車両重量計設備の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第13条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表1「点検・整備総括表」、別表2「点検・整備記録表」、別表3「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保管

#### ( 予備品 )

**第14条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第15条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第16条** 車両重量計設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第 17 条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表（例）

記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	—	年点検			
点検・整備総括表	—	○	○	○	○
点検・整備記録表	—	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	—	△	△	△	△
故障記録表	—	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成     △…必要に応じて作成

### (故障記録)

**第 18 条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表4「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第 19 条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表5「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 1

### 点検・整備チェックシート

1. 一般事項
2. 用語の定義
3. 本体部
4. 指示・記録部
5. 表示部

## 1. 一般事項

本点検・整備チェックシートは、「車両重量計設備点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 定期整備の周期は設備の状況を十分考慮しつつ決定する必要がある。
- 3) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられた場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

X [ 取 替 ]	主に経時に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。
C [ 清 掃 ]	ゴミや塵埃の付着によって機能の障害が生じることがあるので、点検等において当該箇所を分解（点検の目的に合わせて必要な程度に）して付着物を除去するなどのものである。
W [ 分 解 ]	容易には内部の点検ができないが、経時に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断を要する）ものである。
E [ 目 視 ]	目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。
A [ 調 整 ]	計器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。
M [ 測 定 ]	機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（機付の計器がある場合はそれ以外の計器）を用いて確認するものである。
T [ 増 締 ]	締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認を兼ねて所要のトルクで締めることも含む。
H [ 指 觸 ]	機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認するものである。
D [ 動作確認 ]	手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。
S [ 聴 覚 ]	機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。

設 備 名 :

実施年月日

本体部 (1/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類	
X 取替	C 清掃
A 調整	M 測定
D 動作確認	T 分解

点検・整備の種類		点検指示事項		良否の判定	
X	C	W	E	○ 良好	
A	M	T	H	△ 異常傾向有り	
D		S	V	×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検条件 定期点検 月点検 年点検	良否の判定方法 および 判定基準	点検結果 不良時の処置 の方針		備考 点検結果の内容と 提案事項の記述
	点検項目	点検内容							
車両重量計測設備 本体部	全般	外観	外観を確認する。		E	休	汚れ、損傷、腐食がないこと。 と。	清掃、又は修理する。	
振動			損傷、変形、取付状態等機器全般の状態を確認する。		H	運転	異常な振動がないこと。	原因を調査し対処する。	
音			損傷、変形、取付状態等機器全般の状態を確認する。		S	運転	異音がないこと。	原因を調査し対処する。	
載台(積載面)	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	取付に緩みがないこと。	増締めする。	
外観			外観を確認する。		E	休	摩耗、損傷、変形がないこと。 と。	修理、又は取替える。	
載台(桁部)	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	取付に緩みがないこと。	増締めする。	
腐食			目視する。		E	休	腐食がないこと。	報告する。	
載台(基礎部)	腐食		外観を確認する。		E	休	腐食、汚れ、損傷がないこと。 と。	清掃、又は修理する。	
横振れ防止装置	外観		外観を確認する。		E	休	汚れ、腐食がないこと。	清掃、又は修理する。	
位置	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	取付に緩みがないこと。	増締めする。	
	間隔		5MMプレートにて確認する。		E	休	規定より大きめ小さいこと。	調整する。	

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設 備 名 :

実施年月日

本体部 (2/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
区分	点検整備	点検の目的		点検条件		点検方法		点検結果		備考
		点検項目	点検内容	定期点検 月点検	定期点検 年点検	および 判定基準	不良時の処置 の方針	良否の判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
車両重量計測設備	検出部(ロードセル)	外観	外観を確認する。	E	休	汚れ、腐食、損傷を確認する。	清掃、又は修理する。			
	グリス	グリスを確認する。		E	休	グリスの変質、減少等がないこと。	取替、又は補充する。			
	取付状態	取付状態を確認する。		E	休	取付に緩みがないこと。	増締めする。			
	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。		M	休	基準値以上であること。	原因を調査し対処する。			
	入出力信号	入出力信号を確認する。		M	休	信号が正常に入出力されていること。	原因を調査し対処する。			
	和算箱	外観を確認する。		E	休	汚れ、又はビスに緩みがないこと。	清掃、又は増締めする。			

\*点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中  
\*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名：

実施年月日

指示・記録部、表示部（1/2）

## 点検・整備チェックシート

		点検・整備の種類											
		点検指示事項					点検結果						
区分	点検項目	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検条件 定期点検 月点検 年点検		点検の判定方法 良否の判定 および 判定基準		不良時の処置 の方針		備考	
		点検内容	動作状況を確認する。	表示状況を確認する。	動作することを確認する。	D	運	E	休	E	休	調整、又は修理する。	
車両重量計測設備	メインユニット	本体	ディスプレー	動作確認（零点及び指示）	動作する外観を確認する。	E	休	E	休	E	休	調整、又は修理する。	
	重量指示計 収納ボックス		外観	外観を確認する。	動作状況を確認する。	E	休	E	休	E	休	汚れがないこと。 清掃する。	
	無停電装置	外観	外観を確認する。	動作状況を確認する。	E	休	E	休	E	休	E	汚れがないこと。 清掃する。	
	プリンター (伝票発行用)	外観	外観を確認する。	動作状況を確認する。	E	休	E	休	E	休	E	汚れ、損傷、取付部の緩み がないこと。 取替時期に達していれば取 替える。	
	印字動作		動作確認する。	動作状況を確認する。	D	運	E	休	D	運	E	汚れ、損傷、取付部の緩み がないこと。 正しく印字していること。	
	プリンター (集計用)	外観	外観を確認する。	動作状況を確認する。	E	休	E	休	E	休	E	汚れ、損傷、取付部の緩み がないこと。 清掃、調整、修理又は増締 する。	
		印字動作	動作状況を確認する。	D	運	D	運	D	運	D	運	正確に動作し、正しく印字し ていること。	

- 点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名：

実施年月日

指示・記録部、表示部 (2/2)

## 点検・整備チェックシート

点検・整備の種類		
X 取替	C 清掃	W 分解
A 調整	M 測定	E 目視
D 動作確認	T 増縮	H 指触

良否の判定		
○ 良好		
△ 異常傾向有り		
× 故障又は機能に支障有り		

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	定期点検 月点検 年点検	点検条件 E 休	良否の判定方法 および 判定基準	不良時の処置 の方針	点検結果		備考
	点検項目	点検内容						良否の判定 の結果	点検結果の記述	
車両重量計測設備 指示・記録部	定電圧装置	外観	外観を確認する。		E	休	汚れ、腐食がないこと。	清掃、又は修理する。		
	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	ゆるみがないこと。	増締めする。		
	入出力電圧	正常	正常であるか確認する。		M	休	基準値以内であるか確認する。	原因を調査し対処する		
避電器	外観		外観を確認する。		E	休	汚れ、腐食がないこと。	清掃、又は修理する。		
	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	ゆるみがないこと。	増締めする。		
	荷重指示計	指示値	指示状況を確認する。		E	休	正常な指示値であること。	調整、又は取替える。		
表示部	外部表示器	外観	外観を確認する。		E	休	汚れ、腐食がないこと。	清掃、又は修理する。		
	取付状態		取付状態を確認する。		E	休	ゆるみがないこと。	増締めする。		
	表示機能		表示状況を確認する。		E	休	正常に表示すること。	調査、又は取替える。		
	総合試運転	機器全般	動作状況を総合的に確認する。		D	運	機器全般の動作状況が正常であること。	原因を調査し対処する。		

- 点検条件の記号は、運：運転中 休：休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 点検・整備総括表

別表 2. 点検・整備記録表

別表 3. 点検・整備詳細記録表

別表 4. 故障記録表

別表 5. 設備の改良・更新記録表

<別表1>

点検・整備総括表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
分類	年点検	臨時点検	定期整備(年)	保全整備	仕様、規格等
作業期間	開始	終了			設置年月日
作業内容					備品名
					部品交換
					実施(部品名: ) , 未実施
					土木建築構造物の点検所見(必要に応じ写真を添付)
(記入例)					(記入例)
					・積載部の外観確認。
					・現状では特に変形・損傷もないで問題ない。
考					
					立会者
					作業責任者
					作業者
					受注者
					察

點檢・整備記録表

整理番号

点検指示事項							良否の判定			責任者	記録者
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好		
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	△	異常/傾向有り		
D	動作確認			S		聴	覚	×	故障又は機能に支障有り		

点検・整備チェックシートにおいて、「要調査△」「異常×」となつたもののみまとめ本表に記載する。  
本表に記載できない詳細を記録するときは、「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表3>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内容状況	処置結果
(記入例)				

写真等の添付資料

有

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

別表4

故障記録表

故障記録表			
整理番号	責任者	記録者	
設備名	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	修理完了年月日
故障発生設備・箇所	故障対策内容		
故障状況	写真等の資料添付 有・無		
原因・推定要因	改良希望事項等		
受注者			

<別表5>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備・機器名と概要					
処置内容					
改良理由					
改良・更新前後の写真等の資料添付 有 無 無					
改良・更新前の写真等の資料添付 有 無 無					

# 車両計測設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 車両計測設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	4
第4条 点検・整備 -----	5
第5条 記 錄 -----	5
第2章 点 檢 -----	6
第6条 点検の種類 -----	6
第7条 年点検 -----	6
第8条 臨時点検 -----	6
第3章 整 備 -----	7
第9条 整備の種類 -----	7
第10条 定期整備 -----	7
第11条 保全整備 -----	7
第4章 点検・整備内容 -----	8
第12条 点検・整備内容 -----	8
第13条 点検・整備記録 -----	8
第5章 維持管理 -----	9
1. 保 管 -----	9
第14条 予備品 -----	9
第15条 工具類 -----	9
第16条 図書及び記録類 -----	9
2. 記 錄 -----	10
第17条 設備履歴簿 -----	10
第18条 故障記録 -----	10
第19条 設備の改良・更新の記録 -----	10
付表1 点検・整備チェックシート -----	付 1-1
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 車両計測設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 車両計測設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、車両計測設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 車両計測設備は、道路の構造を保全し又は交通の危険防止を目的として、通行する車両のうち一般的制限値を越える車両の総重量、軸重などを自動計測し、特殊車両通行許可制度に違反している車両を特定するため、車両情報を取得する設備であり、連続的に稼働することが要求される。

車両計測設備が、道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領は車両計測設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、それらの環境に応じた内容を本標準要領に準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての車両計測設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

1. 本標準要領は、一般的制限値を超える車両の総重量、軸重などを自動計測し、特殊車両通行許可制度に違反している車両を特定するため、車両情報を取得する設備である車両計測設備を対象とする。

2. 図1-1及び図1-2に車両計測設備の設備区分と構成例を示す。

3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。

4. 車両計測設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。

5. 点検・整備に当たっては、「車両重量自動計測装置に係る精度管理指針（案）」に準拠するものとする。

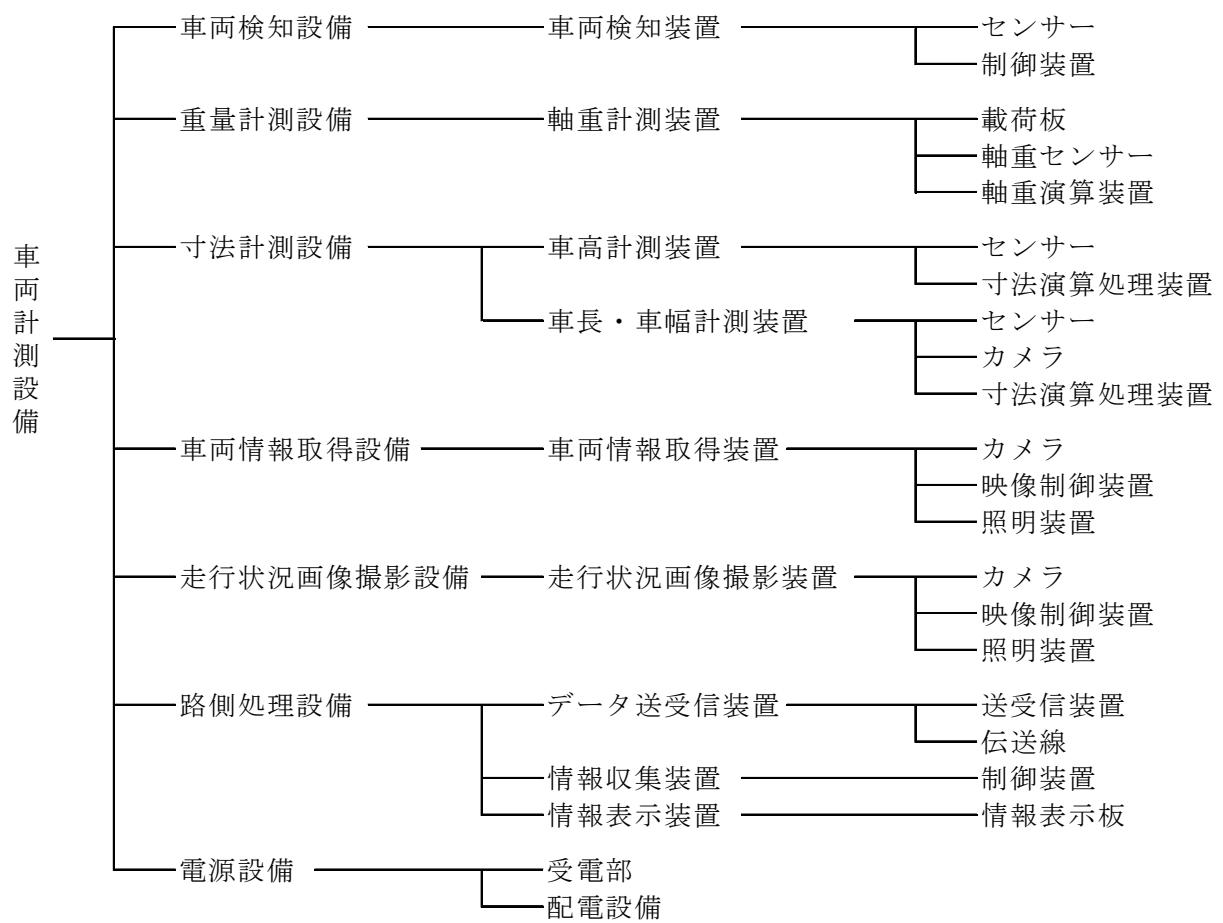


図 1－1 車両計測設備の設備区分と構成例

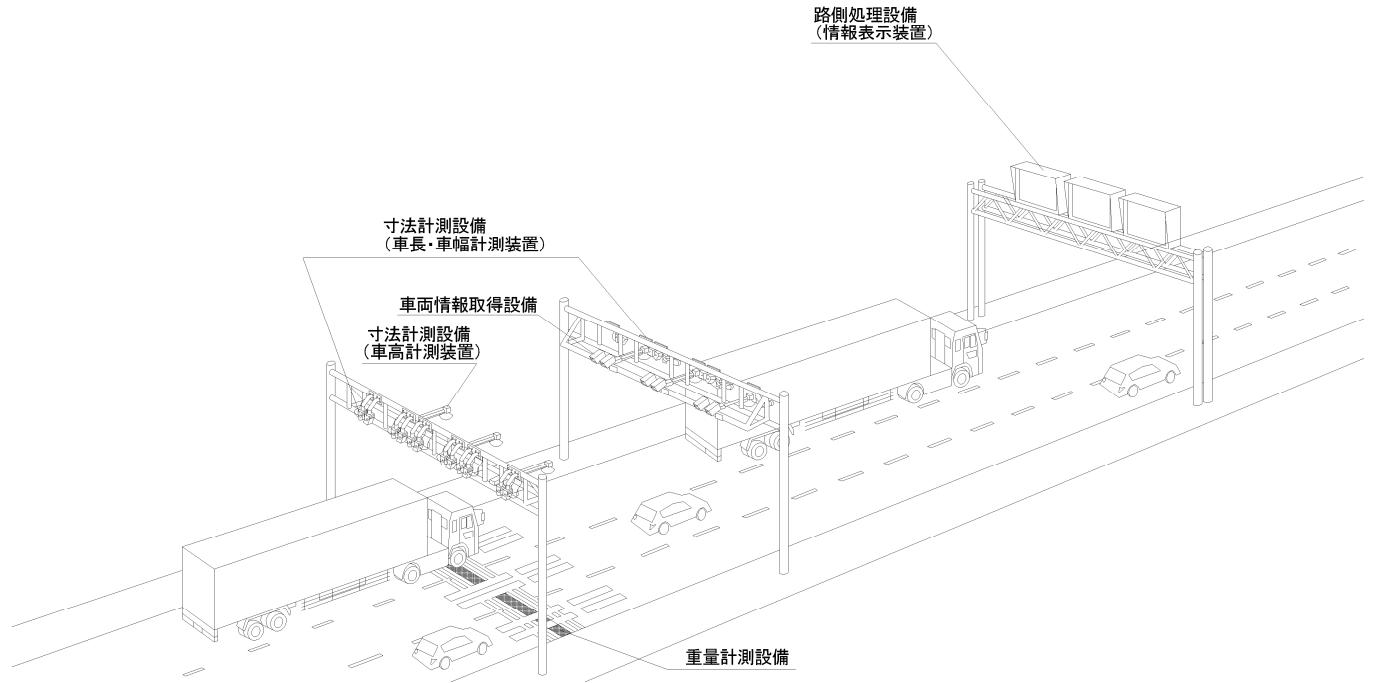


図 1－2 車両計測設備の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【 解説 】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 車両計測設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【 解 説 】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無、機器等の取付け状況等の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記 録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【 解 説 】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータは継続的に管理基準値と併記して整理しておくことが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。  
また、定期点検は年1回の年点検を指す。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、年1回の年点検を指す。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 年点検 )

**第7条** 年点検は、適切な時期に年1回実施するものとする。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保、落下防止を目的として、稼働時間の累積による劣化・損傷等の発見、取付け状況の確認及び車両計測設備全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

### ( 臨時点検 )

**第8条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

#### 【解説】

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認等に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

## 第3章 整 備

### ( 整備の種類 )

**第9条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【 解 説 】

1. 車両計測設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を計画的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。

保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

### ( 定期整備 )

**第10条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【 解 説 】

1. 定期整備は、稼働時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、その実施する時期の選定について配慮する必要がある。

### ( 保全整備 )

**第11条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【 解 説 】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての部品取替、各部の清掃、作動調整等を行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第12条** 点検・整備は、本標準要領に示すチェックシートをもとに行うものとする。

#### 【解説】

付表1点検・整備チェックシートは、点検・整備に際し、各機器の信頼性確保、機能維持、落下防止のための標準的な点検整備項目及び指示事項を示すものである。点検・整備に際しては各車両計測設備の実態を十分に把握し、このチェックシートをもとに設備毎に点検・整備チェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

### ( 点検・整備記録 )

**第13条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容をチェックシート等により、所定の手順で漏れないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2記録表の別表1「点検・整備総括表」、別表2「点検・整備記録表」、別表3「点検・整備詳細記録表」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保管

#### ( 予備品 )

**第14条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を把握し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できるものについて、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第15条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第16条** 車両計測設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

1. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。

設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。

2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。

3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。

4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記 録

### ( 設備履歴簿 )

**第 17 条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【 解 説 】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表 5-1 に示す。

表 5-1 必要な記録表（例）

点検・整備 記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	—	年点検			
点検・整備総括表	—	○	○	○	○
点検・整備記録表	—	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	—	△	△	△	△
故障記録表	—	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成     △…必要に応じて作成

### ( 故障記録 )

**第 18 条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【 解 説 】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表 2 記録表の別表 4 「故障記録表」に示す。

### ( 設備の改良・更新の記録 )

**第 19 条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【 解 説 】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表 2 記録表の別表 5 「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 1

### 点検・整備チェックシート

1. 一般事項

2. 用語の定義

<点検チェックシート（A）>

1. 車両検知設備

2. 重量計測設備

3. 寸法計測設備

4. 車両情報取得設備

5. 走行状況画像撮影設備

6. 路側処理設備

<点検チェックシート（B）>

1. 車両検知設備
2. 重量計測設備
3. 車両情報取得設備
4. 走行状況車両撮影設備
5. 路側処理設備
6. データ処理設備

## 1. 一般事項

本点検・整備チェックシートは、「車両計測設備点検・整備標準要領（案）」の主旨に基づき標準的な要領として作成されている。各設備に適用する場合には、次の点に注意する。

- 1) 各チェックシートの項目は、各設備の当該設備機器の構成、特質、並びに運転操作や維持管理方式等を十分に勘案し、それぞれに適合したチェックシートを作成すること。
- 2) 定期整備の周期は設備の状況を十分考慮しつつ決定する必要がある
- 3) 法令などに基づく点検の項目等はこのチェックシートには含んでいない。
- 4) 車両計測設備はメーカーにより二型式があり、その形式に合わせて点検チェックシートの（A）または（B）を選択使用すること。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられる場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

- |            |   |
|------------|---|
| X [ 取 替 ]  | 主に経時に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に取替えるものである。   |
| C [ 清 掃 ]  | ゴミや塵埃の付着によって機能の障害が生じことがあるので、点検等において当該箇所を分解（点検の目的に合わせて必要な程度に）して付着物を除去するなどのものである。                                       |
| W [ 分 解 ]  | 容易には内部の点検ができないが、経時に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を取替える（次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断を要する）ものである。 |
| E [ 目 視 ]  | 目で見える範囲で異常の有無を確認（機付の計器の指示値の確認を含む）するものである。   |
| A [ 調 整 ]  | 計器の零点を調整したり、充電を実施する等、機能維持のために付属の計器等の一部を動かす（調整する）作業である。  |
| M [ 測 定 ]  | 機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するため、計器（機付の計器がある場合はそれ以外の計器）を用いて確認するものである。  |
| T [ 増 締 ]  | 締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認をかねて所用のトルクで締め付けることも含む。                          |
| H [ 指触 ]   | 機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認するものである。  |
| D [ 動作確認 ] | 手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。必要に応じて計器などを使用する。   |
| S [ 聴覚 ]   | 機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。  |

設備名:

## 点検・整備チェックシート(A)

実施年月日

車両検知設備 (1/1)

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	T 増結	H 指触	S 聴覚	A 調整	M 測定	D 動作確認
		点検・整備周期と点検方法	定期点検	定期基準	不良時の処置	方針	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述	参考	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述
車両計測設備	車両検知装置	外観	外観を確認する。	E 休	汚損、塗装の剥離、劣化がないこと。	清掃、又は修理する。	増結めする。				
車両計測設備	接続・端付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ脚合が緩んでないことを確認する。	E 休	ゆるみがないこと。							
車両計測設備	直流抵抗	端子台よりレープコイル自身を外し直流抵抗値を測定する。	M 休	直流抵抗値が基準値以下であること。	原因を調査し対処する。						
車両計測設備	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	M 休	基準値以下に低下していること。	原因を調査し対処する。						
車両計測設備	接続・端付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ脚合が緩んでないことを確認する。	H 休	ゆるみがないこと。	増結めする。						

・点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。  
 ・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート(A)

重量計測設備 (1/1)
--------------

点検・整備の種類		点検指示事項							
X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視						
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触						
D 動作確認	S 聴覚								

点検・整備の種類		点検結果							
		点検結果の内容と提案事項の記述							

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 点検	点検条件 年 点検	不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準	点検結果		備考
	点検項目	点検内容						点検結果	良否の判定	
重量計測装置	外観	外観を確認する。	各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。	/	E 休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	清掃、又は修理する。			
取付状態	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。	端子台・基板及びケーブルのコネクタ潤滑が緩んでないことを確認する。	H /	H 休	ゆるみがないこと。	増締めする。			
接続・締付状態	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ潤滑が緩んでないことを確認する。	センサ前後の重量計測センサ前後の舗装表面破損、段差を確認する。	/ E	H 休	ゆるみがないこと。	増締めする。			
センサ前後の舗装確認	センサ前後の舗装確認	センサ前後の舗装確認	電圧が正常であることを確認する。	/ M	M 休	基準値以内であること。	原因を調査し対処すること。			
専用電源	専用電源	信号処理部の電圧が正常であることを確認する。	電圧が正常であることを確認する。	/ M	M 休	基準値以内であること。	原因を調査し対処すること。			
制御電源	制御電源	信号処理部の電圧が正常であることを確認する。	絶縁抵抗値を測定する。	/ M	M 休	基準値以下でないことを。	原因を調査し対処すること。			
絶縁抵抗	絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	交通流の状態を確認しながら、表示LEDの点灯状況を確認する。	/ M	M 休	基準値以下でないことを。	原因を調査し対処すること。			
検知動作	検知動作	交通流の状態を確認しながら、表示LEDの点灯状況を確認する。	交通流の状態を確認しながら、表示LEDの点灯状況を確認する。	/ E	E 運	LEDの正常に点灯すること。	原因を調査し対処すること。			
重量計測動作	重量計測動作	重量計測動作	路面平坦性	/ E	E 運	通過中に正常に点灯すること。	原因を調査し対処すること。			
路面平坦性	路面平坦性	路面平坦性	路面わだち	/ M	M 休	おうとつ、波打ちがないこと。	報告すること。			
路面ひび割れ	路面ひび割れ	路面ひび割れ	ひび割れがないかを確認する。	/ M	M 休	深いわだちがないこと。	報告すること。			
			ひび割れがないこと。	/ M	M 休	ひび割れがないこと。	報告すること。			

- 点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。
- 詳細の記述

設備名:

## 点検・整備チェックシート(A)

実施年月日

寸法計測設備 (1/1)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視				良否の判定
		A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触				○ 良好
		D 動作確認	S 聴覚				△ 異常傾向あり	×	× 故障又は機能に支障有り
寸法計測設備 車両計測センサー	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 年 点検	点検条件 定期 E 休	不良時の処置 方針 及び 判定基準 汚損、剥離・錆の発生がないこと。 ゆるみがないこと。	良否の判定方法 及び 判定基準 H 休	点検結果 の記述 良否の 判定 点検結果の内容と 提案事項の記述	備考	
	外観	外観を確認する。 各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。							
	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。							
	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ脚合が緩んでないことを確認する。							
	商用電源	電圧が正常であることを確認する。							
	レーザセンサ電圧	レーザセンサへのAC電源電圧が正常であることを確認する。							
	処理部電圧	処理部の電圧が正常であることを確認する。							
	検知動作	交通流の状態を確認しながら、LEDの点灯状況を確認する。							
	レーザ動作	レーザハワーの点灯を確認する。							
	寸法計測センサー	外観を確認する。							
	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。							
	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ脚合がゆるんでないことを確認する。							
	装置の取付状態	取付用雲台のボルト・ナットのみ取るみがないことを確認する。							
	授受光窓	授受光窓を布等で清掃する。							

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート(A)

車両情報取得設備 (1/2)
----------------

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
		D	動作確認	S			聽	観	

○ 良好
△ 異常傾向有り
× 故障又は機能に支障有り

点検・整備		点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 年 点検		点検条件 点検 休		不良時の処置 の方針 汚損、剥離・錆の発生のない こと。		点検結果 の判定 及び 判定基準		参考	
区分	点検項目	点検内容	外観	各構成部の固定ネジの緩みが ないかを確認する。	E	H	休	ゆるみがないこと。	増結のみする。	H	良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	
処理部	取付状態	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みが ないかを確認する。	E	H	休	ゆるみがないこと。	増結のみする。					
	接続・締付状態	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコ ネクタ結合がゆるんでないことを 確認する。	H	M	休	ゆるみがないこと。	増結のみする。					
車両情報取得設備	専用電源	専用電源	電圧が正常であることを確認す る。	H	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。			基準値(V) 测定値(V)		
車両計測設備	撮像認識部1 電圧	撮像認識部1 電圧	電圧が正常であることを確認す る。	H	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。			基準値(V) 测定値(V)		
	撮像認識部2 電圧	撮像認識部2 電圧	電圧が正常であることを確認す る。	H	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。			基準値(V) 测定値(V)		
	処理部電圧	処理部電圧	電圧が正常であることを 確認する。	H	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。			基準値(V) 测定値(V)		
	認識動作	認識動作	車両情報認識と画像撮影及び 通信を確認する。	H	D	運	車両情報と画像撮影が路側処理 装置に接続した保守ツール で確認できること。	原因を調査し対処する。			基準値(V) 测定値(V)		

- 点検条件の記述が必要な項目については、  
休:休止中
- 詳細の記述

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート(A)

車両情報取得設備 (2/2)
----------------

点検・整備の種類		点検指示事項							
X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視						
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触						
D 動作確認	S	運	観						

点検・整備の判断	
○ 良好	△ 異常傾向あり
△ 故障又は機能に支障有り	

区分	点検整備		点検の目的		点検箇所		点検条件		点検・整備周期と点検方法		不良時の処置		点検結果		参考
	点検項目	点検内容	点検箇所	点検方法	定期点検	年点検	定期基準	判定方法	方針	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	修理する。	良否の判定	点検結果の内容と提案事項の記述		
車両情報取得設備	撮像認識部	外観	外観を確認する。		E	休									
車両計測設備	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みがないか確認する。			H	休									
	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ等がゆるんでないことを確認する。			H	休									
	装置の取付状態	取付用雲台のボルト・ナットのゆるみがないことを確認する。			H	休									
	前面清掃	認識カメラ前面を布等で清掃する。			C	休									
	商用電源電圧	電圧が正常であることを確認する。			M	休									
	保守コンセント電圧	保守コンセントの電圧が正常であることを確認する。			M	休									
	制御電源電圧	制御電源の電圧が正常であることを確認する。			M	休									
	カメラ	モニタにてカメラ視野を確認する。			E	運									

•点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。  
 •詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

## 点検・整備チェックシート(A)

実施年月日

走行状況画像撮影設備 (1/2)

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定		
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向あり
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触	×	故障又は機能に支障有り

点検・整備		点検指示事項							良否の判定		
区分	点検項目	点検の目的	点検箇所	点検方法	点検・整備周期と点検方法	定期点検	年点検	条件	不良時の処置	方針	参考
		外観	外観を確認する。	各構成部の固定ネジの緩みが ないかを確認する。	月点検	年点検	E	休	汚損、剥離・錆の発生のない こと。	△ 傷害の 判定基準	点検結果の内容と 提案事項の記述
走行状況画像撮影設備	取付状態	取付状態	背面の排気スリット付近を清掃 する。	各構成部の固定ネジの緩みが ないかを確認する。	H	休	ゆるみがないこと。	ゆるみがないこと。	増結めする。		
車両計測設備	排気スリット	排気スリット	背面の排気スリット付近を清掃 する。	背面の排気スリット付近を清掃 する。	C	休	排気スリットとその周囲に雜 草、ゴミ等がないこと。	異物を取り除く。			
走行状況画像撮影設備	接続・締付け状態	接続・締付け状態	端子台・基板及びケーブルのコ ネクタ割合がゆるんでないことを 確認する。	端子台・基板及びケーブルのコ ネクタ割合がゆるんでないことを 確認する。	H	休	ゆるみがないこと。	ゆるみがないこと。	増結めする。		
車両計測設備	専用電源	専用電源	電圧が正常であることを確認す る。	電圧が正常であることを確認す る。	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。		基準値(V) 測定値(V)	
走行状況画像撮影設備	AC電源電圧	AC電源電圧	撮像部へのAC電源が正常であ ることを確認する。	撮像部へのAC電源が正常であ ることを確認する。	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。		基準値(V) 測定値(V)	
走行状況画像撮影設備	エアコン電圧	エアコン電圧	エアコンの電圧が正常であるこ とを確認する。	エアコンの電圧が正常であるこ とを確認する。	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。		基準値(V) 測定値(V)	
走行状況画像撮影設備	エアコン	エアコン	エアコンの動作を確認する。	エアコンの動作を確認する。	D	運	エアコンが正常に動作するこ と。	原因を調査し対処する。		基準値(V) 測定値(V)	
走行状況画像撮影設備	撮影動作	撮影動作	撮影動作が正常であることを確 認する。	撮影動作が正常であることを確 認する。	D	運	計測車両の画像が路側処理 装置に接続した保守ツール で確認できること。	原因を調査し対処する。			

- 点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

## 点検・整備チェックシート(A)

実施年月日

走行状況画像撮影設備 (2/2)

点検・整備の種類		点検指示事項								良否の判定	
区分	点検項目	X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○ 良好	△ 異常傾向あり
		A	調整	M	測定	T	増結	H	指触	×	故障又は機能に支障有り

点検・整備		点検指示事項								点検結果	
区分	点検項目	点検の目的		点検箇所		点検条件		不良時の処置		良否の判定	参考
		点検内容	点検方法	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述		
区分	点検項目	外観	外観を確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	取付状態	各構成部の固定ネジの緩みがないかを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	接続・締付状態	端子台・基板及びケーブルのコネクタ結合がゆるんでないことを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	装置の取付状態	取付用雲台のボルト・ナットのゆるみがないことを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	前面清掃	認識カメラ前面を布等で清掃する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	制御電源	カメラ用電源電圧が正常であることを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	走行状況画像撮影設備	温熱ガラス電源電圧が正常であることを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	車両計測設備	照明電源の電圧が正常であることを確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考
区分	点検項目	モニタ	モニタにてカメラ視野を確認する。	年	月	定期点検	定期基準	方針	記述	良否の判定	参考

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。





設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート(B)

車両検知設備 (1/1)
--------------

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	良否の判定			
		A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	○ 良好	△ 異常傾向有り	×	故障又は機能に支障有り
車両検知装置	外観	X	C	W	E	○ 良好	△ 異常傾向有り	×	故障又は機能に支障有り

区分	点検整備	点検の目的		点検箇所		点検条件		点検・整備周期と点検方法		不良時の処置 の方針		良否の判定方法 及び判定基準	点検結果	参考
		点検内容	点検方法	年点検	年点検	月点検	月点検	定期点検	定期点検	点検結果				
車両検知装置	外観	外観を確認する。	X	休	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	清掃、又は修理を行う。							
接続状態	ケーブル、コネクタの接続を確認する。	X	休	休	休	ゆるみがないこと。	ゆるみがないこと。							
筐体・前面ガラス	筐体・前面ガラスの清掃する。	X	休	休	休	汚れがないこと。	清掃する。							
電源電圧	各部の電源電圧をデジタルメータで測定し、規格範囲内であることを確認する。	X	休	休	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。							
デフロスター動作確認	デフロスターが正常に動作することを確認する。	X	休	休	休	デフロスター動作がおこなわれていること。	原因を調査し対処する。							
カメラ角度	カメラ角度が問題ないことを確認する。	X	運	運	運	映像の角度が設置当初と同じであること。	映像の角度を調整する。							
信号出力	車両検出信号が、処理部に出力されることを通過車両により確認する。	X	運	運	運	車両検出信号が処理部に正常に出力されること。	原因を調査し対処する。							

- 点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

重量計測設備  
(1/2)

## 点検・整備チェックシート(B)

		点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定		
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	○ 良好						
		A 調整	M 測定	T 増結	H 指触	△ 異常傾向あり	×	故障又は機能に支障あり	×	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	
重量検出部(載荷板)	外観 接続状態	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検を確認する ケーブル、コネクタの接続状態 を確認する。	定期点検 年 点検	点検条件 E 休	不良時の処置 の方針 汚損、剥離・錆の発生がないこと。 ゆるみがないこと。	良否の判定方法 及び 判定基準	基準値以下に低下していること。 ゆるみがないこと。	基準値以下に低下していること。 ゆるみがないこと。	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	基準値(MΩ) 測定値(MΩ)	
段差 清掃	軸重計の上を車両が通過した際、段差がないことを確認する。 筐体・検出部を清掃する。		H 休	E 休	H 休	段差がないこと。 報告をする。						
ロードセルの絶縁抵抗 一般事項	各ロードセルの絶縁抵抗値を測定する。 ロードセルの入出力抵抗 一般事項		C 休	M 休	C 休	汚れがないこと。 清掃する。						
重量計測設備 (ハニカム)	各ロードセルのイニシャル出力・ 入出力抵抗 接続状態		M 休	M 休	M 休	抵抗値が基準範囲内である こと。 汚損、剥離・錆の発生がないこと。 報告をする。						
車両	軸重計の上を車両が通過した際、段差がないことを確認する。 筐体・検出場部を清掃する。		D 休	H 休	D 休	段差がないこと。 報告をする。						
計測装置	各ロードセルの絶縁抵抗値を測定する。 ロードセルの入出力抵抗		C 休	C 休	C 休	汚れがないこと。 清掃する。						
測定装置			M 休	M 休	M 休	基準値以下に低下している こと。 原因を調査し対処する。						
備考												

- 点検条件の記述は、運転中(休止中)について、  
<別表3>に記入する。
- 詳細の記述が必要な項目については、  
<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

重量計測設備 (2/2)

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X 取替		C 清掃		W 分解		E 目視	
		A 調整	M 測定	D 動作確認	S	T 増結	H 指触	U 聴覚	V
		○ 故障又は機能に支障有り	△ 異常傾向あり	□ 良好	×	□ 良好の判定	○ 良好	△ 異常傾向あり	×
車両重量計測設備	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 年 点検	点検条件 年 月 点検	点検結果 不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準	点検結果 の良否の 判定	点検結果の内容と 提案事項の記述	備考
	外観	外観を確認する。	E	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	清掃、又は修理を行う。			
	接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態 を確認する。	H	休	ゆるみがないこと。	増結みをする。			
	清掃	筐体・内外の清掃する。	C	休	汚れがないこと。	清掃する。			
	電源・電圧の 測定	各部の電圧電圧をデジタルボル トメータで測定し規格範囲内で あることを確認する。	M	休	基準値以内であること。	原因を調査し対処する。			
	単体機能 動作確認	各表示管及びスイッチ類を確認 する。	D	運	正常に動作すること。	取替を行ふ。			
	模擬入力により各表示を確認す る。	模擬信号で動作すること。	D	運	模擬信号で動作すること。	取替を行ふ。			
	零点調整試験	無負荷時、零点の確認を行い 調整する。	A	休	零点であること。	零点調整する。			
	車重警報機能 の確認	車重超過の警報信号が出力さ れることを確認する。	D	運	警告信号が正しく出力され ること。	原因を調査し対処する。			
	計測制御部と の接続確認	車重計測データが計測制御部 へ送出されることを確認する。	D	運	計測処理部でデータが確認 できること。	原因を調査し対処する。			

・点検条件の記号は、運・運転中 休：休止中

・詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

車両情報取得設備  
走行状況車両撮影設備 (1/1)

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定		
区分	点検項目	点検整備		点検の目的		点検箇所		点検方法		不良時の処置の方針	良否の判定
		点検内容	外観	取替	C	清掃	W	分解	E		
車両情報取得設備	車両情報取得部	接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態を確認する。	E	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	H	休	基準値及び判定基準	増締めする。	△
車両計測設備	走行状況車両撮影部	接続状態	各部の電原電圧が正常であることを確認する。	M	休	基準値以内であること。	D	運	ナンバー切り出しが正常であること。	原因を調査し対処する。	○
		清掃	筐体・内外を清掃する。	C	休	汚れがないこと。	M	休	ナンバー切り出しが正常であること。	原因を調査し対処する。	△
		電源・電圧測定	調整用ツールにより、ナンバー切り出し認識動作が正常であることを確認する。	E	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	E	運	計測制御部に正常にデータ出力されること。	原因を調査し対処する。	○
		機能確認	調整用ツールにより、ナンバー認識結果が計測制御部に出力されることを確認する。	H	休	ゆるみがないこと。	H	休	ナンバー切り出しが正常であること。	原因を調査し対処する。	△
		走行状況車両撮影設備	外観	外観を確認する。	E	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	E	休	基準値以内であること。	清掃、修理を行う。	○
			接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態を確認する。	H	休	ゆるみがないこと。	M	休	基準値以内であること。	△
			清掃	筐体・内外を清掃する。	C	汚れがないこと。	C	休	基準値以内であること。	清掃する。	○
			電源・電圧測定	各部の電原電圧をデジタルボルトメータで測定し規格範囲内であることを確認する。	M	休	映像状態が規定範囲内であること。	D	運	映像状態が規定範囲内にあらること。	△
			機能確認	調整用ツールにより、車両検出状態が正常に行われていることを確認する。							×

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

路側処理設備  
(1/3)

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視				良否の判定
		A 調整	M 測定	T 増結	H 指触				○ 良好
		D 動作確認	S						△ 異常傾向あり × 故障又は機能に障害あり
車両計測設備	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検条件	点検方法 定期点検 月 年 点検	点検条件 定期点検 月 年 点検	不良時の処置 の方針	不良時の処置 の方針	点検結果	備考
路側処理部	外観	外観を確認する		E 休	E 休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	汚損、剥離・錆の発生がないこと。 ゆるみがないこと。	点検結果の内容と 提案事項の記述	
	接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態 を確認する		H 休	H 休	ゆるみがないこと。	ゆるみがないこと。 増結みする。		
	電源・電圧の 測定	各部の電源電圧が正常であるこ とを確認する		M 休	M 休	基準値以内であること。	基準値以内であること。 原因を調査し対処する。		
	ファン動作確 認	ファンの動作を確認する。		D 動	D 動	ファンが正常に動作するこ と。	ファンが正常に動作するこ と。 原因を調査し対処する。		
	機能確認	調整用ツールにより、ナンバー 切り出し、認識動作が正常に行 われていることを確認する。		D 動	D 動	認識動作が正常におこなわ れれていること。	認識動作が正常におこなわ れれていること。 原因を調査し対処する。		
		ナンバー認識結果が測定制御 部に出力されることを確認する。		E 動	E 動	ナンバー認識が正常におこ なわれていること。	ナンバー認識が正常におこ なわれていること。 原因を調査し対処する。		
		センサーから送信要求により蓄 積データが正常に送信されてい ることを確認する。		E 動	E 動	データが正常に送信され ていること。	データが正常に送信され ていること。 原因を調査し対処する。		

- 点検条件の記号は、運転中 休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項						良否の判定	
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	○ 良好		△ 異常傾向あり	
		A 調整	M 測定	T 増結	H 指触	× 故障又は機能に支障有り			
路側処理設備 (2/3)		D 動作確認	S						

区分	点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法		点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 年 点検		不良時の処置 方針		点検結果 の良否の判定		参考 点検結果の内容と 提案事項の記述	
		点検内容	外観	接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態 を確認する。	H 休	汚損、剥離・錆の発生がない こと。	E 休	汚損、剥離・錆の発生がない こと。 ゆるみがないこと。	M 休	基準値範囲内であること。 ゆるみがないこと。
計測制御部	外観	電源・電圧の測定	各部の電源電圧が正常であることを確認する。	H 休	基準値範囲内であること。 ゆるみがないこと。	M 休	原因を調査し対処する。				
ファン動作確認	ファンの動作を確認する。	信号処理部機能確認	信号処理部機能を正常に動作すること。取替える。	D 動	信号処理部が正常に動作すること。	D 動	信号処理部が正常に動作すること。				
機能確認(調整ツールによる)	アイリス制御動作確認	夜間ストロボ配光状況確認	アイリス制御動作を確認する。	D 動	アイリス制御が正常に動作すること。	D 動	アイリス制御が正常に動作すること。				
車両計測設備	車両高検出部カメラ角度確認	車高検出機能確認	夜間ストロボ配光状況を確認する。	E 動	ストロボ配光状況が設置時と変わらないこと。	E 動	ストロボ配光状況が設置時と変わらないこと。				
路側処理設備	車両検出機能確認	車両検出機能確認	車両検出部カメラ角度を確認する。	E 動	カメラ角度がかわっていないこと。	E 動	カメラ角度がかわっていないこと。				

\*点検条件の記号は、運転中 休：休止中  
 \*詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

## 点検・整備チェックシート(B)

実施年月日

路側処理設備 (3/3)

点検・整備の種類		点検指示事項							
区分	点検項目	X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視				良否の判定
		A 調整	M 測定	T 増結	H 指触				○ 良好
		D 動作確認	S	R	G				△ 異常傾向あり × 故障又は機能に障害あり
点検整備	点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備周期と点検方法 定期点検 月 年 点検	点検条件 年 月 点検	不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準	点検結果			備考
情報表示板	外観	外観を確認する。		E 休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。 ゆるみがないこと。				良否の判定 点検結果の内容と 提案事項の記述
接続状態	ケーブル、コネクタの接続状態 を確認する。		H 休		増結みする。				
電源・電圧の 測定	各部の電源電圧が正常であるこ とを確認する。		M 休	基準値範囲内であること。	原因を調査し対処する。				基準値(V) 測定値(V)
車両計測設備	機械操作部のランプテスト操作 による表示動作を確認する。 機械操作部による表示動作を確 認する。		E 動	表示が全ておこなわれてい ること。	取替える。				
路側処理設 備	音測制御部との通信を確認す る。(運動表示確認)		E 動	表示が正確におこなわれて いること。	原因を調査し対処する。				
			E 動	こと表示が正確におこなわれ ている。	原因を調査し対処する。				

\*点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。  
•詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

設備名:

実施年月日

データ処理設備 (1/2)

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項							良否の判定	
区分	点検項目	点検の目的		点検箇所		点検方法		不良時の処置		点検結果の内容と提案事項の記述
		X 取替	C 清掃	W 分解	E 目視	A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	
	D 動作確認	S								
車両計測設備	データ処理設備システム	外観 接続状態	外観を確認する。 ケーブル、コネクタの接続状態を確認する。	休	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。 ゆるみがないこと。	設定基準	方針	修理を行う。 増締みする。	
各部	設定確認	ネットワーク、Hostファイル等の設定が正しいことを確認する。		H 休	E 動	設定値と同じであること。		設定値に調整する。		
入力部	機能確認	キーボード、マウスが正常に動作することを確認する。		D 動	D 動	動作が正常であること。		取替える。		
HDD部	容量確認	HDDの空き容量が規定範囲以上あることを確認する。		E 動	E 動	規定範囲以上あること。		データの削除、又は移行をおこなう。		
表示部	機能確認	表示部の調整機能におり表示範囲・明るさ・コントラスト等が正常であることを確認する。		E 動	E 動	正常に表示されていること。		修理する。		
出力部	機能確認	出力部(プリンタ)が正常に動作することを確認する。		D 動	D 動	印字が正常におこなわれていること。		原因を調査し対処する。		
データ転送部	機能確認	データが正常に上位転送されていることを確認する。		E 動	E 動	上位転送がおこなわれていること。		原因を調査し対処する。		
本線及び基地システム	運用確認	入力部の操作により指定画面が正常に表示されていることを確認する。		D 動	D 動	画面が正常に表示されていること。		原因を調査し対処する。		
表示	表示確認	本線現在状況画面にリアルタイムでのデータが表示されることを確認する。		E 動	E 動	データ表示が更新されていること。		原因を調査し対処する。		
データ処理設備	蓄積データの表示及び検索機能が指定した項目のとおりデータが表示されることを確認する。			D 動	D 動	データ表示及び検索ができること。		原因を調査し対処する。		
印刷	印刷確認	帳票印刷画面にて、指定した項目のとおりデータが印刷されることを確認する。		D 動	D 動	指示された内容が印字されていること。		原因を調査し対処する。		
		FD/MQにバックアップデータが取得できることを確認する。		D 動	D 動	バックアップできること。		原因を調査し対処する。		

- 点検条件の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。
- 詳細の記述

設備名:

実施年月日

データ処理設備 (2/2)

## 点検・整備チェックシート(B)

点検・整備の種類		点検指示事項						
	X 取替 A 調整 D 動作確認	C 清掃 M 測定	W 分解 T 評価	E 目視 H 指触 S 聴覚				良否の判定
								○ 良好 △ 異常傾向有り × 故障又は機能に支障有り

区分	点検整備		点検の目的 点検箇所 点検方法	点 檢 定期点検 月 点 檢	点 檢 年 点 檢	不良時の処置 の方針	良否の判定方法 及び 判定基準	良否の判定	点検結果 の記述	備考
	点検項目	点検内容								
筐体部	外観	外観を確認する。	ケーブル、コネクタの接続状態を確認する。	E	休	汚損、剥離・錆の発生がないこと。	清掃、又は修理を行う。			
ハブ部	機能確認	各スイッチ類及びランプ類による機能が正常に動作することを確認する。	各スイッチ類及びランプ類による機能が正常に動作することを確認する。	H	休	スイッチ及びランプが正常に動作すること。	増締めする。			
UPS部	機能確認	UPSの設定をUPS本体ペネレ及びUPS管理ソフトにて確認する。	データ処理装置からUPSの状態監視ができるることを確認する。	D	休	スイッチ及びランプが正常に動作すること。	取替える。			
データ計測設備	設定確認	UPSの設定をUPS本体ペネレ及びUPS管理ソフトにて確認する。	各部の電源電圧が正常であることを確認する。	E	休	データ処理装置で監視できること。	データ処理装置で監視できること。	調整する。		
各部	電源・電圧の測定	各部の電源電圧が正常であることを確認する。	バッテリーの過負荷LEDが点灯していないことを確認する。	M	休	設定値以内であること。	設定値が正常であること。	調整する。		
バッテリ一部	確認	バッテリー交換用LEDが点灯していないことを確認する。	バッテリー交換用LEDが点灯しないことを確認する。	E	休	点灯していないこと。	取替える。			
		停電時の動作が問題ないことを確認する。	停電時の動作が問題ないことを確認する。	E	休	点灯していないこと。	取替える。			
図書	確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。	図書類が整理・保管されていることを確認する。	D	休	シャットダウン動作できること。	取替える。			
				E	休	図書が完備されていること。	報告する。			

- 点検条件の記号は、運:運転中 休:休止中
- 詳細の記述が必要な項目については、<別表3>に記入する。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 点検・整備総括表

別表 2. 点検・整備記録表

別表 3. 点検・整備詳細記録表

別表 4. 故障記録表

別表 5. 設備の改良・更新記録表

<別表1>

点検・整備総括表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
分類	年点検	臨時点検	定期整備(年)	保全整備	仕様、規格等
作業期間	開始	終了			設置年月日
作業内容					備品名
					部品交換
					実施(部品名: ) , 未実施
(記入例)	土木建築構造物の点検所見(必要に応じ写真を添付)				
(記入例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両検知装置の外観確認。</li> <li>・現状では特に変形・損傷もないで問題ない。</li> </ul>				
考	立会者 作業責任者 作業者 受注者 察				

## 點檢・整備記録表

整理番号

点検指示事項							良否の判定		記録者	
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	○	良好	
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	△	異常傾向有り	
D	動作確認			S	聴	覚		×	故障又は機能に支障有り	

点検・整備チェックシートにおいて、「要調査△」「異常×」となつたもののみまとめ本表に記載する。本表に記載できない詳細を記録するときは、「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表3>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内容状況	処置結果
(記入例)				

写真等の添付資料

有

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

## &lt;別表4&gt;

故障記録表

設備名	平成 年 月 日			修理完了年月日	修理完了年月日	故障対策内容	写真等の資料添付 有・無	改良希望事項等	受注者
	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	故障発生までの運転時間						
故障発生設備・箇所	故障状況	原因・推定要因							

<別表5>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備・機器名と概要					
処置内容					
改良理由					
改良・更新前後の写真等の資料添付 有 無 無					
改良・更新前の写真等の資料添付 有 無 無					

# 道路用昇降設備

## 点検・整備標準要領（案）

平成28年3月

国 土 交 通 省  
総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

# 道路用昇降設備点検・整備標準要領（案）

## 目 次

第1章 総 則 -----	1
第1条 目 的 -----	1
第2条 適用範囲 -----	1
第3条 用語の定義 -----	6
第4条 点検・整備 -----	7
第5条 記 錄 -----	7
第2章 点 檢 -----	8
第6条 点検の種類 -----	8
第7条 月 点 檢 -----	8
第8条 年 点 檢 -----	8
第9条 管理運転 -----	9
第10条 臨時点検 -----	9
第3章 整 備 -----	10
第11条 整備の種類 -----	10
第12条 定期整備 -----	10
第13条 保全整備 -----	10
第4章 点検・整備内容 -----	11
第14条 点検・整備内容 -----	11
第15条 点検・整備記録 -----	11
第5章 維持管理 -----	12
1. 保 管 -----	12
第16条 予 備 品 -----	12
第17条 工 具 類 -----	12
第18条 図 書 及 び 記 録 類 -----	12
2. 記 錄 -----	13
第19条 設 備 履 歴 簿 -----	13
第20条 故 障 記 録 -----	13
第21条 設 備 の 改 良 ・ 更新 の 記 録 -----	13
付表1 点検・整備チェックシート（建築保全業務共通仕様書によるため省略）	
付表2 記録表 -----	付 2-1
参考資料 -----	(別添)

# 道路用昇降設備点検・整備標準要領（案）

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 道路用昇降設備点検・整備標準要領(案)（以下「本標準要領」という）は、道路用昇降設備を良好な状態に保持し、常に必要な機能の維持と信頼性を確保することを目的として、維持管理における点検・整備の標準的な要領を示したものである。

### 【解説】

1. 道路用昇降設備は道路利用者の利便性向上、バリアフリーのために設置されるもので、建築基準法に準拠し利用者の安全が確実に確保されることが要求される。

道路用昇降設備が、道路管理施設として信頼性を確保し、不測の事故を未然に防止し、その機能を十分に発揮するためには、管理運転を含め日頃からの点検・整備を適切に実施することが重要である。

2. 本標準要領は、道路用昇降設備で実施しなければならない点検・整備の標準的な要領を示し、設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的としている。

なお、個別の設備において、特殊な条件下にあるものは、それらの環境に応じた内容を本標準要領に準じて追加・修正し運用しなければならない。

3. 設備が設置されている現場では、的確な点検・整備業務を経済的、効果的かつ安全に実施する必要がある。そのために、点検・整備に際して標準的な作業内容を統一し、不必要的作業が生じないようにするとともに、周期、対象、作業内容、管理体制を明確化する必要がある。

また、作業を系統立てるとともに、項目とその作業の目的・必要性を点検作業者が認識した上で、作業内容を的確にとらえ、かつ効果的に実施できるようにしなければならない。

### （適用範囲）

**第2条** 本標準要領は、道路管理施設としての道路用昇降設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

1. 本標準要領は、道路利用者の利便性向上、バリアフリーのために、主に道路歩道橋、地下横断歩道に設置するエレベータ又はエスカレータを対象とする。

2. 図1-1～図1-4に道路用昇降設備の設備区分と構成例を示す。

3. 点検・整備においては、設備の本質的な機能を正常に発揮させるのに不可欠な関連設備機器や土木建築構造物においても、それらの機能が維持されていることを確認する。

4. 道路用昇降設備は、設備毎に管理体制や機能形態の相違があり、その設備の点検・整備については、それらの特徴にも配慮する必要がある。したがって、本標準要領を適宜その設備に合わせ、追加・修正し運用しなければならない。

5. 点検・整備に当たっては、「建築保全業務共通仕様書」に準拠するものとする。

なお、法定点検については建築基準法に準拠し実施するものとする。

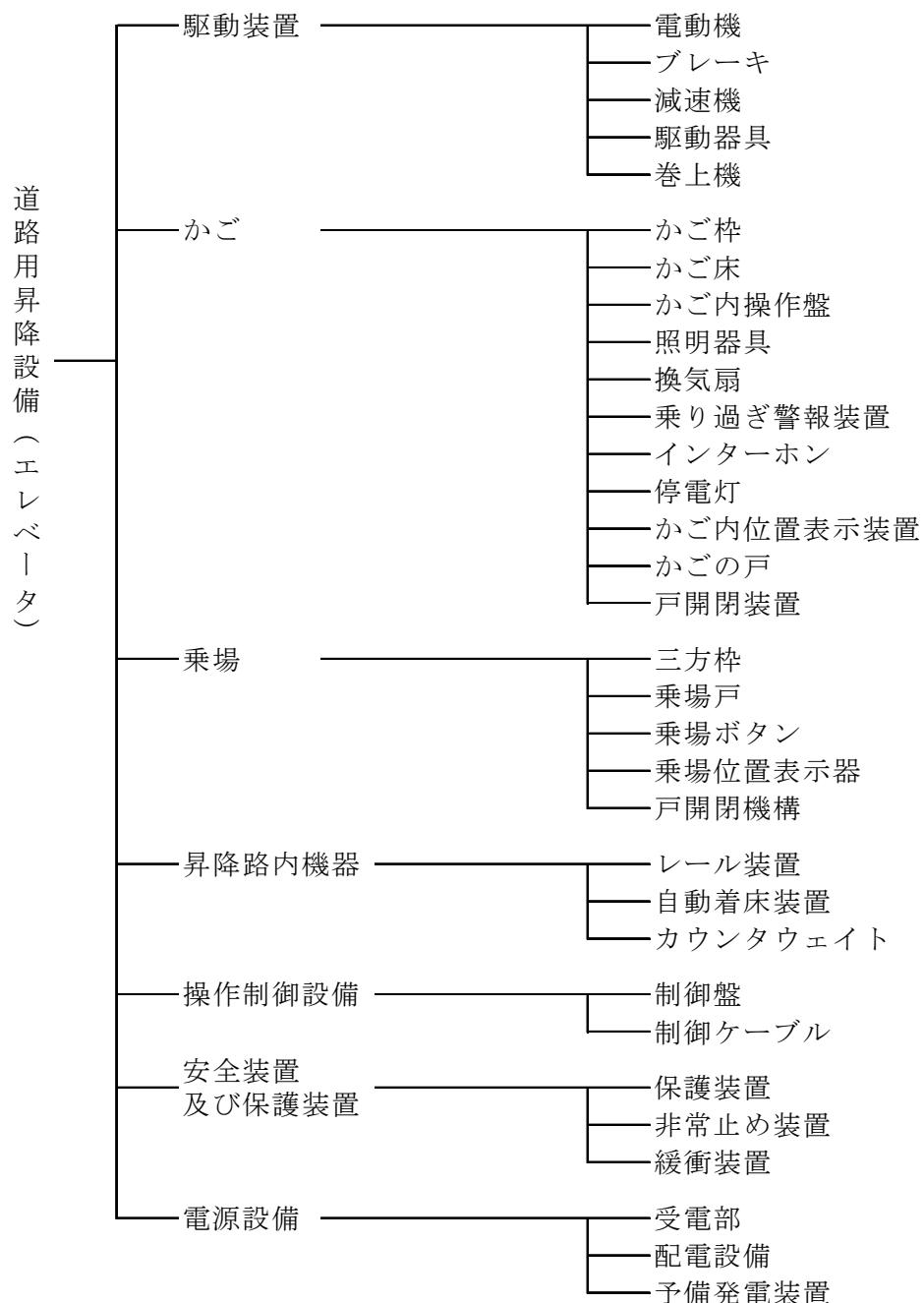


図 1－1 道路用昇降設備（エレベータ）の設備区分と構成例

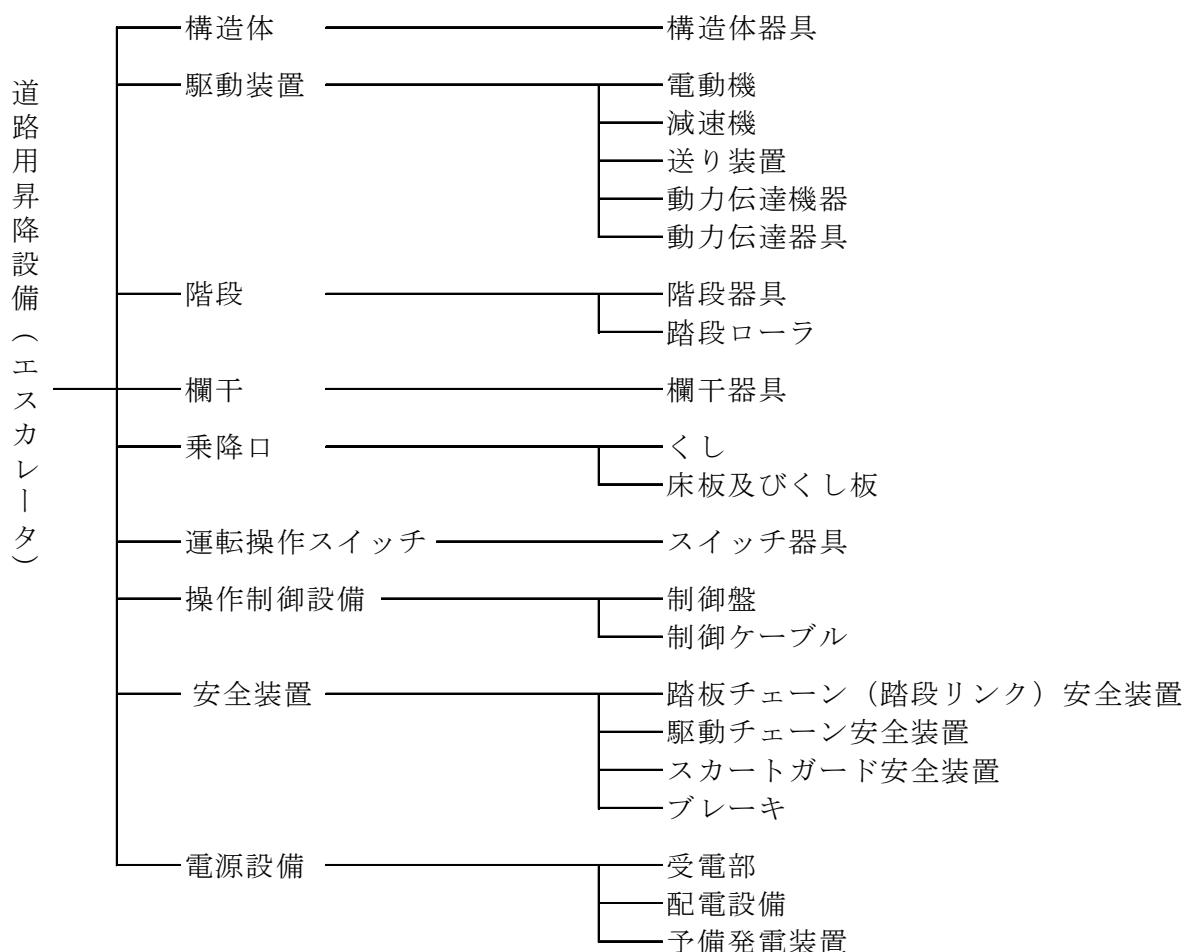
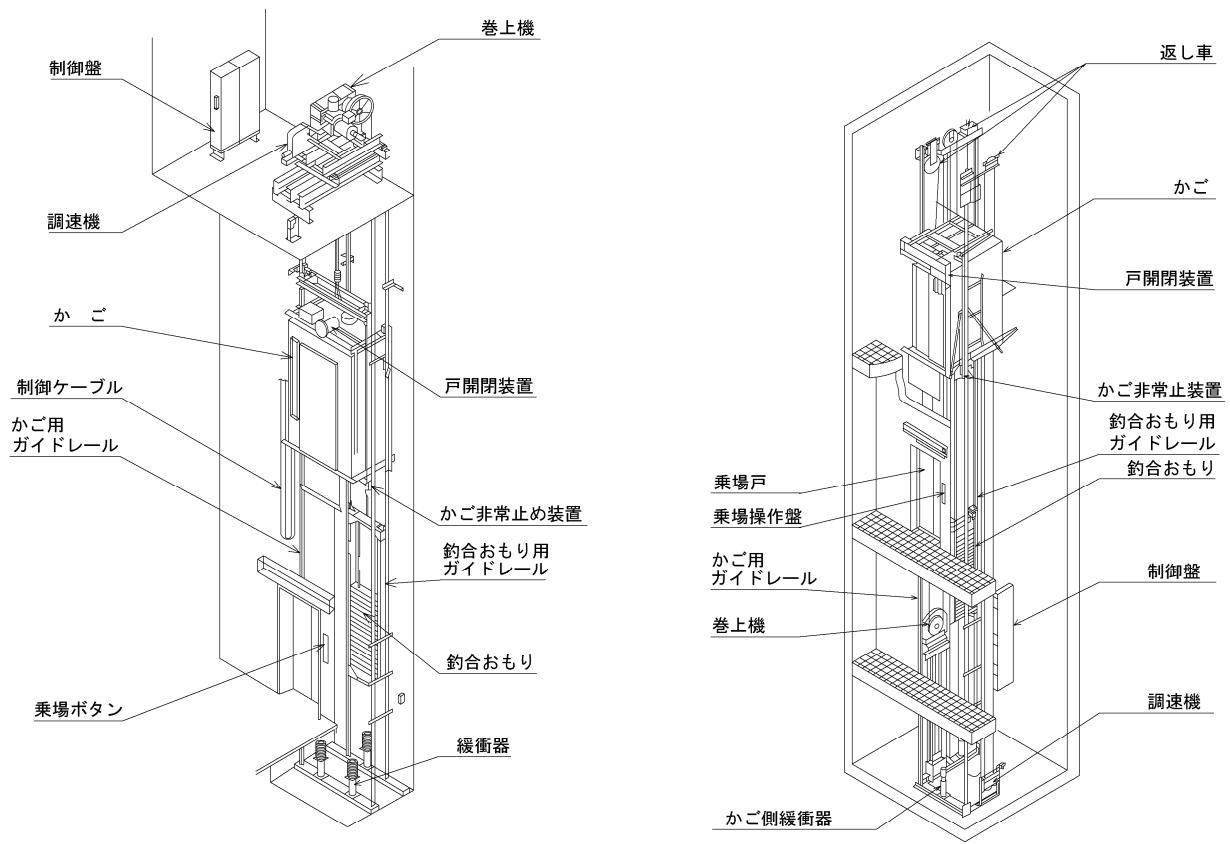


図1－2 道路用昇降設備（エスカレータ）の設備区分と構成例



ロープ式エレベータ（機械室あり）

ロープ式エレベータ（機械室なし）

図1-3 道路用昇降設備（ロープ式エレベータ）の設備区分と構成例

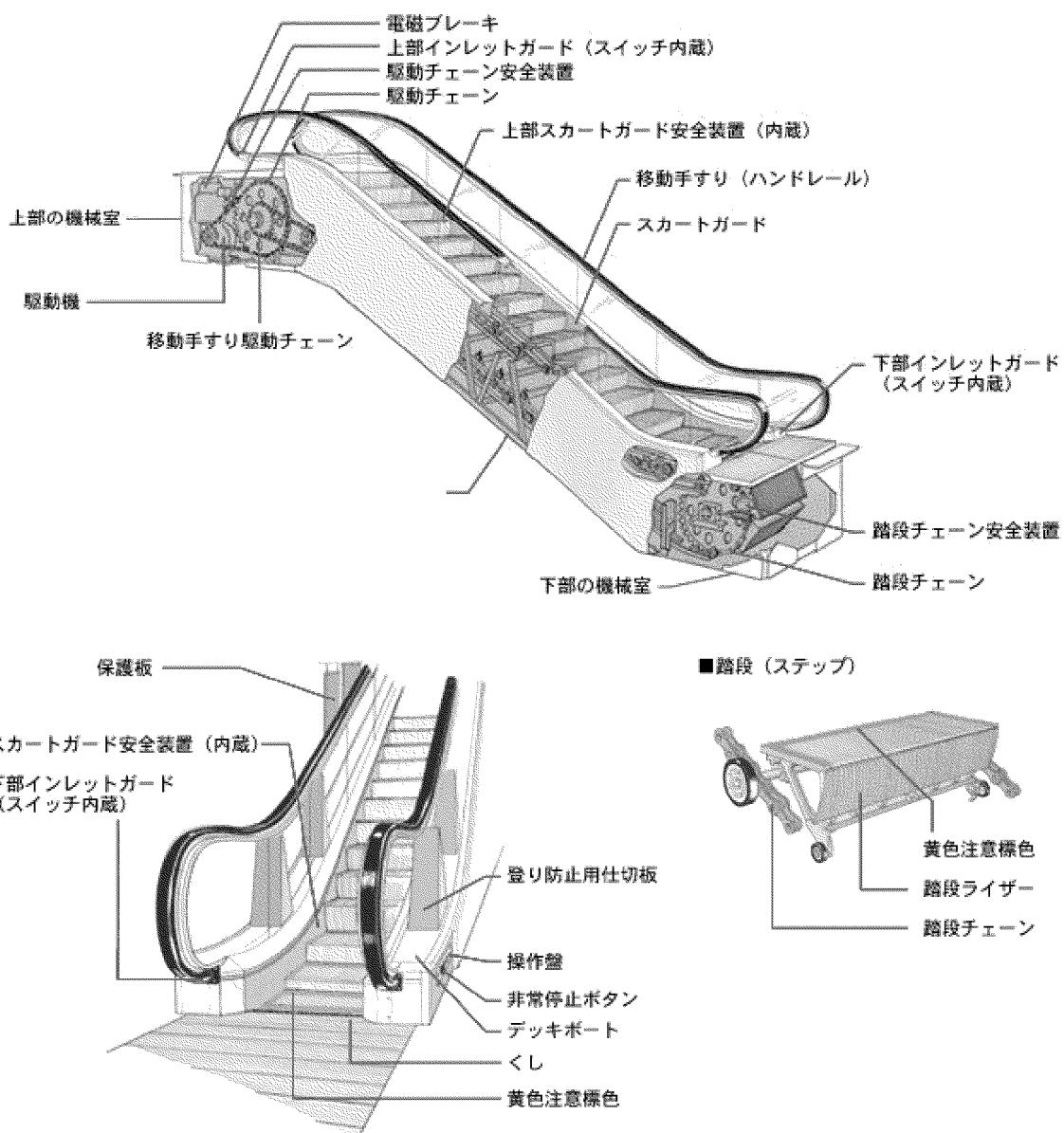


図1－4 道路用昇降設備（エスカレータ）の設備区分と構成例

### ( 用語の定義 )

**第3条** 本標準要領において、主な用語の定義は次による。

- 保全 : 設備、装置、機器、部品が、必要な機能を発揮できるようにするための点検、整備、更新をいう。
- 予防保全 : 故障発生を未然に防止するために実施する保全をいう。
- 事後保全 : 故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全をいう。
- 点検 : 設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト等の作業をいう。
- 整備 : 設備の機能維持のために定期的に、又は点検結果に基づき適宜実施する清掃、給油脂、調整、修理、機器、部品の取替、塗装等の作業をいう。
- 定期整備 : 設備の機能維持や機能回復を目的に、設備の損傷、異常予防のためあらかじめ時期を定めて実施する整備作業をいう。
- 保全整備 : 点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備をいう。
- 管理運転 : 設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保等を目的に行う実負荷運転又はそれに近い総合試運転をいう。
- 機能維持 : 機能及び性能を、正常かつ良好な状態に維持することをいう。
- 信頼性確保 : 確実な始動と長時間の連続運転ができるように、設備の機能及び性能を確保することをいう。
- 機能回復 : 運転及び経年により低下した機能又は性能を、正常かつ良好な状態に回復させることをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備のほかに、設備の維持管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能維持、信頼性確保、機能回復について、実務上の定義を定めている。

ここに定めのない用語については、各章、各条の解説を参照のこと。

**( 点検・整備 )**

**第4条** 道路用昇降設備の機能維持、機能回復、信頼性確保等を図るため計画的な点検・整備を行わなければならない。

**【解説】**

設備の機能を維持するためには、効果的な点検・整備が不可欠である。点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時的に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて、計画的に行うことが必要である。

点検・整備の区分概要を表1-1に示す。

表1-1 点検・整備の区分

	点 検	整 備
目的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止もしくは機能の回復
方法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、作動テスト（動作確認）及び簡単な器具（温度計、水位計、スケール等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、給油脂、調整、修理、機器・部品の取替等を工具、用具を用いて行う。

**( 記録 )**

**第5条** 点検・整備、故障、運転等に関する事項については記録し整理しておくものとする。  
なお、整理した資料は以降の点検・整備、更新等に有効に利用する。

**【解説】**

点検・整備記録表は、各点検・整備毎に記録し、以降の点検・整備に対し有効に利用しなければならない。また、計器の読み等のデータのうち、機器の経年劣化（変化）の把握、あるいは不具合事象の予測を行うために有効な項目（傾向管理項目）については、継続的に計測値をグラフ化し、管理基準値と比較する等データ変化の傾向を把握することが大切である。

これらについては、第4章及び第5章に記す。

## 第2章 点 檢

### ( 点検の種類 )

**第6条** 点検は、定期点検と臨時点検に区分し行うものとする。

また、定期点検は月点検と年点検とを区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 定期点検は、設備の劣化及び老朽化等による損傷箇所の発見を目的に周期を定めて行うもので、月点検と年点検に区分する。
2. 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施するものである。

### ( 月点検 )

**第7条** 月点検は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月に分けて実施するものとする。

#### 【解説】

1. 月点検は、道路用昇降設備を常に運転可能な状態に維持することを目的とし、設備の信頼性確保、機能維持の観点から機器の整備状況、作動状況、発錆の有無、給油状況、並びに偶発的な損傷などの発見に主眼をおき実施する。
2. 月点検では各機能が損なわれていないかを、主として分解を伴わず、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診等の方法を主体として実施する。
3. 月点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。
4. 月点検は建築保全設備共通仕様書に準拠し、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月に分けて行う。

### ( 年点検 )

**第8条** 年点検は、適切な時期に年1回実施するものとする。

なお、年点検を実施した月の月点検は省略できる。

#### 【解説】

1. 年点検は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として、運転時間の累積による劣化・損傷等の発見並びに道路用昇降設備全体の機能確認に主眼をおき実施する。
2. 年点検では、目視、聴覚、嗅覚、指触、打診、計測、動作確認等によるほか、総合的な設備全体の機能確認を行う。
3. 年点検の時期は、設備の特性及び不具合を発見したときの保全整備のための所要期間を考慮し、効果的な時期に行う。
4. 年点検の結果、設備に不具合が認められた場合は、必要に応じて速やかに保全整備を実施する。

**( 管理運転 )**

**第9条** 定期点検時には、設備の作動確認、装置・機器内部の防錆やなじみの確保を目的とし、原則として管理運転を実施する。

**【 解 説 】**

定期点検時には、原則として管理運転を実施し、機器が正常に動作することを確認しておくことが重要である。

**( 臨時点検 )**

**第10条** 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等により、設備に影響があると予想される場合に、必要に応じて実施する。

**【 解 説 】**

1. 臨時点検は主として、外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認に主眼をおいて行うものとし、その項目や内容は臨時点検を必要とした事由に応じて決定する。
2. 「気象庁の震度階級が4以上の地震」に見舞われた設備にあっては、設備機器のほか、関連する土木構造物や建屋構造物の被害状況にも注意を払う。

### 第3章 整 備

#### ( 整備の種類 )

**第11条** 整備は、定期整備と保全整備に区分して行うものとする。

#### 【解説】

1. 道路用昇降設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を定期的に行うものと、それ以外のものとに分離し、それぞれ定期整備と保全整備としている。
2. 定期整備は、経年及び運転時間の累積による劣化部の機能維持並びに機能回復を目的に、一定の周期（間隔）で実施する整備である。
3. 保全整備は、点検により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する整備である。  
保全整備のうち消耗品の取替等の軽微なものについては、各点検作業に合わせて実施するのが一般的である。

#### ( 定期整備 )

**第12条** 定期整備は、運転状況、設備の状況等で適切な時期に実施するものとする。

#### 【解説】

1. 定期整備は、運転時間の累積による劣化や経年による劣化を防ぎ、機能維持や機能回復を目的として一定の期間毎に行う整備であり、予防保全（時間計画保全）の考えに基づくものである。  
定期整備の周期は、構成設備機器の特性、点検・整備の結果や運転状況に応じて最適なものを設備毎に決定する。
2. 定期整備の時期・項目は、年点検の時期・項目と合わせて実施することが望ましい。
3. 整備は設備の種類、使用状況、環境条件等により異なるため実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。
4. 定期整備では、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、月点検や年点検時に整備できない箇所の修理、一部構成部品の取替を行う。
5. 定期整備は分解を必要とするため、稼動不能期間が長くなることもあるので、実施の際にはその実施時期を設備利用者に事前に告知する等の配慮が必要である。

#### ( 保全整備 )

**第13条** 保全整備は、点検等により、機能維持又は機能回復が必要と判断された部位について、適宜実施する。

#### 【解説】

1. 保全整備は、定期点検、臨時点検で発見された故障の修理及び日常的な整備としての給油脂と部品取替、各部の清掃、作動調整等行うものであり、事後保全に相当するものである。緊急を要しない場合は各点検に合わせて行ってもよい。
2. 保全整備は、修理が必要となった部位を、単に元と同じ部品に取替することで対応するのではなく、故障の原因を追求し、必要に応じて改良品の適用や設備全体としての改善をも視野に入れて取り組むことが重要である。

## 第4章 点検・整備内容

### ( 点検・整備内容 )

**第14条** 点検・整備は、建築保全設備共通仕様書に示す内容をもとに行うものとする。

#### 【解説】

点検・整備に際しては各道路用昇降設備の実態を十分に把握し、「建築保全業務共通仕様書」の点検項目をもとに、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

なお、法定点検については建築基準法に準拠して実施するものとする。

### ( 点検・整備記録 )

**第15条** 点検・整備記録は、設備の点検・整備の内容と結果を記録しておくものとする。

#### 【解説】

点検・整備は、機器毎に点検・整備項目、内容を、所定の手順で漏れのないように実施するとともに、その結果を点検・整備記録に記入し保管する。点検・整備記録には、管理運転の有無、部品取替の有無についても記載し、次回以降の点検・整備計画に反映させる。

点検時に不適合が発見された場合は、その内容を詳細に記録すると同時に、以降の整備で速やかに対応する。整備においては、その前後の状態を記録する。

点検・整備記録表の例を付表2「記録表の別表1 「点検・整備総括表」、別表2 「点検・整備記録表」、別表3 「点検・整備詳細記録表」」に示す。

点検・整備に係る費用についても、資料として整理し保管する。

## 第5章 維持管理

### 1. 保 管

#### ( 予備品 )

**第16条** 設備の故障や、機器の破損に備えてあらかじめ必要な予備品を確保し、保管しておくものとする。また点検・整備実施の際には、その数量を確認し記録しておくものとする。

#### 【解説】

予備品は、点検時に取替の必要のある消耗品及び過去の実績から予測できる故障で、その頻度が多く簡単に取替できる物について、必要数を保有するものとする。また、予備品を使用した場合には、不足分は補給を行う必要がある。

#### ( 工具類 )

**第17条** 工具類は、緊急時に直ちに使用できるよう配慮し保管しておくものとする。

#### 【解説】

設備機器が故障した場合には、緊急かつ迅速に対応しなければならないため、特殊分解工具をはじめとする工具類は日常より整理・整頓して、必要時にすぐ使用できるように設備の近傍などに保管しておく必要がある。

#### ( 図書及び記録類 )

**第18条** 道路用昇降設備の点検・整備に有効な図書及び記録類は、整理の上、保管しておくものとする。

#### 【解説】

3. 図書（設備台帳、完成図書等）及び記録類（設備履歴簿、点検・整備記録、故障記録等）は、損傷や散逸させることなく、目録を付けるなど整理の上、点検・整備に際し、いつでも利用できる状態で確実に保管する必要がある。  
設備の変更あるいは修理等を行った場合は、その都度図書及び記録類を補正し、その履歴、理由等を記録し、管理する必要がある。
2. これらの図書及び記録類は極力電子化を図り、情報の共有化を推進するとともに、電子媒体としても保管を行う。
3. 点検項目によっては、法令により点検記録の保管期間が定められているものもあるので注意すること。
4. 図書及び記録類は、事務所（出張所）のみではなく、可能であれば現地の施設に保管しておくことも有効である。

## 2. 記録

### (設備履歴簿)

**第19条** 点検・整備に関し、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新の記録等からなる設備履歴簿を作成・整理し、日常の設備管理に役立てるものとする。

#### 【解説】

設備履歴簿には、点検・整備記録、故障記録、設備の改良・更新記録等の履歴を記録し一元管理する。点検・整備種類毎に作成する記録表を表5-1に示す。

表5-1 必要な記録表(例)

点検・整備 記録	定期点検		臨時点検	定期整備	保全整備
	1ヶ月点検	3ヶ月点検			
点検・整備総括表	○	○	○	○	○
点検・整備記録表	○	○	○	○	△
点検・整備詳細記録表	△	△	△	△	△
故障記録表	△	△	△	△	△
設備の改良・更新記録表	—	△	△	○	○

○…必ず作成    △…必要に応じて作成

### (故障記録)

**第20条** 故障記録は、設備に故障を生じた場合に、その状況、原因、対策等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

故障の箇所や状況は、可能な限り写真により記録することが望ましい。

また、故障記録には、故障状況、対策とともに、故障の原因も記載しておく。故障の原因により、設備に対する改善が必要な場合は、改良品を適用するなど適切に対応すること。

故障記録表の一例を付表2記録表の別表4「故障記録表」に示す。

### (設備の改良・更新の記録)

**第21条** 設備の改良・更新を実施した場合は、その内容、取替部品等を記録しておくものとする。

#### 【解説】

設備の改良・更新記録には、具体的な改良・更新対象設備・機器名、処置内容とともに、改良・更新理由も記載しておき、次回の改良・更新計画の立案に役立てるものとする。

設備の改良・更新記録表の一例を付表2記録表の別表5「設備の改良・更新記録表」に示す。

## 付表 2

### 記 錄 表

別表 1. 点検・整備総括表

別表 2. 点検・整備記録表

別表 3. 点検・整備詳細記録表

別表 4. 故障記録表

別表 5. 設備の改良・更新記録表

別表1 >

表 括 總 備 整 檢 点

名備設

平成 年 月 日

點檢・整備記録表  
設備名 PLC成 年 2011 月 10 日 15

良否の判定		記録者
○	△	×
良好	異常傾向有り	故障又は機能に障害あり

点検・整備チェックシートにおいて、「修理時期が近づいている△」「修理交換が必要×

本表に記載できない詳細を記録するときは、「点検・整備詳細記録表」を用いる。

<別表3>

点検・整備詳細記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号	責任者	記録者

No.	区分	機器	内容状況	処置結果
(記入例) (1)	(かご)	(蛍光灯)	(劣化のため点滅)	(取替え)

写真等の添付資料

有

無

「点検・整備記録表」にて記載できない詳細を記録するときは、本表を用いる。

## &lt;別表4&gt;

故障記録表

設備名	平成 年 月 日			修理完了年月日	修理完了年月日	写真等の資料添付 有・無	受注者
	故障発生年月日	故障発生までの運転時間	故障対策内容				
故障発生設備・箇所							
故障状況							
原因・推定要因							

<別表5>

設備の改良・更新記録表

設備名

平成 年 月 日

整理番号		責任者		記録者	
工事名	工期	工事金額	受注者	作業完了年月日	年月日
改良・更新対象設備					
機器名と概要					
処置					
内容					
改良・更新理由					
改良・更新前の写真等の資料添付 有・無					
改良・更新前の写真等の資料添付 有・無					

# 参 考 資 料

(点 檢 ・ 整 備 の 解 説)

## 参考資料 目次

I.	共通事項	-----	参-3
1.	作業要領	-----	参-3
2.	点検作業の留意事項	-----	参-6
3.	共通の作業要領	-----	参-7
3.1	管理運転	-----	参-7
3.2	計器類	-----	参-7
3.3	監視操作制御設備・電源設備	-----	参-8
3.4	照明設備	-----	参-24
3.5	水槽（ポンプ槽など）の土砂・ゴミの堆積	-----	参-26
II.	各設備特記事項	-----	参 27
1.	トンネル換気設備・非常用施設	-----	参 28
2.	道路排水設備・共同溝付帯設備	-----	参 45
3.	消融雪設備	-----	参 50
4.	車両重量計設備	-----	参 53

# I . 共通事項

## 1 . 作業要領

1 ) 施設の概要・運転管理状態の把握、設備の点検作業に当っては、関連書類や過去の来歴・記録などについて十分なる事前調査を行った上、計画的に実施する必要がある。

一般的な月点検の作業要領を図 1 - 1 に、また年点検の作業要領を図 1 - 2 に示す。

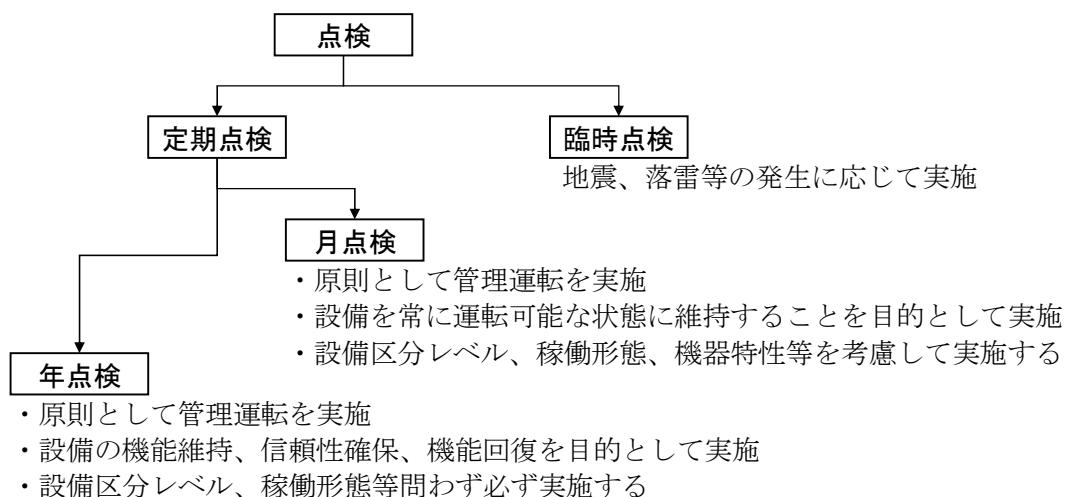
また、最近の運転記録等により設備の近況やチェックポイントについて検討を加えておく。

## 2 ) 施設全体の概観

現場においては、まず主要土木構造物や主要設備を概観し、その状況を把握するとともに紛失や侵入等の異常がないことを確認する。

## 3 ) 設備の点検

設備の個々の構成設備を日常的に稼動する常用系のものと、通常（日常的）には稼動しない待機系のものとに分類して点検する。



## 4 ) 土木構造物の点検

関連土木構造物についても、機能が維持されていることを確認する。

## 5 ) 特記事項

設備として特有の課題や特に点検すべき事項のあるときには、それらについて点検する。

## 6 ) 健全度の評価と方向付け

点検結果をもとに健全度の評価を実施し、機能的耐用限界の評価により整備・更新等の保全方策を検討し、さらに今後の維持管理の見直し等につなげるものとする。

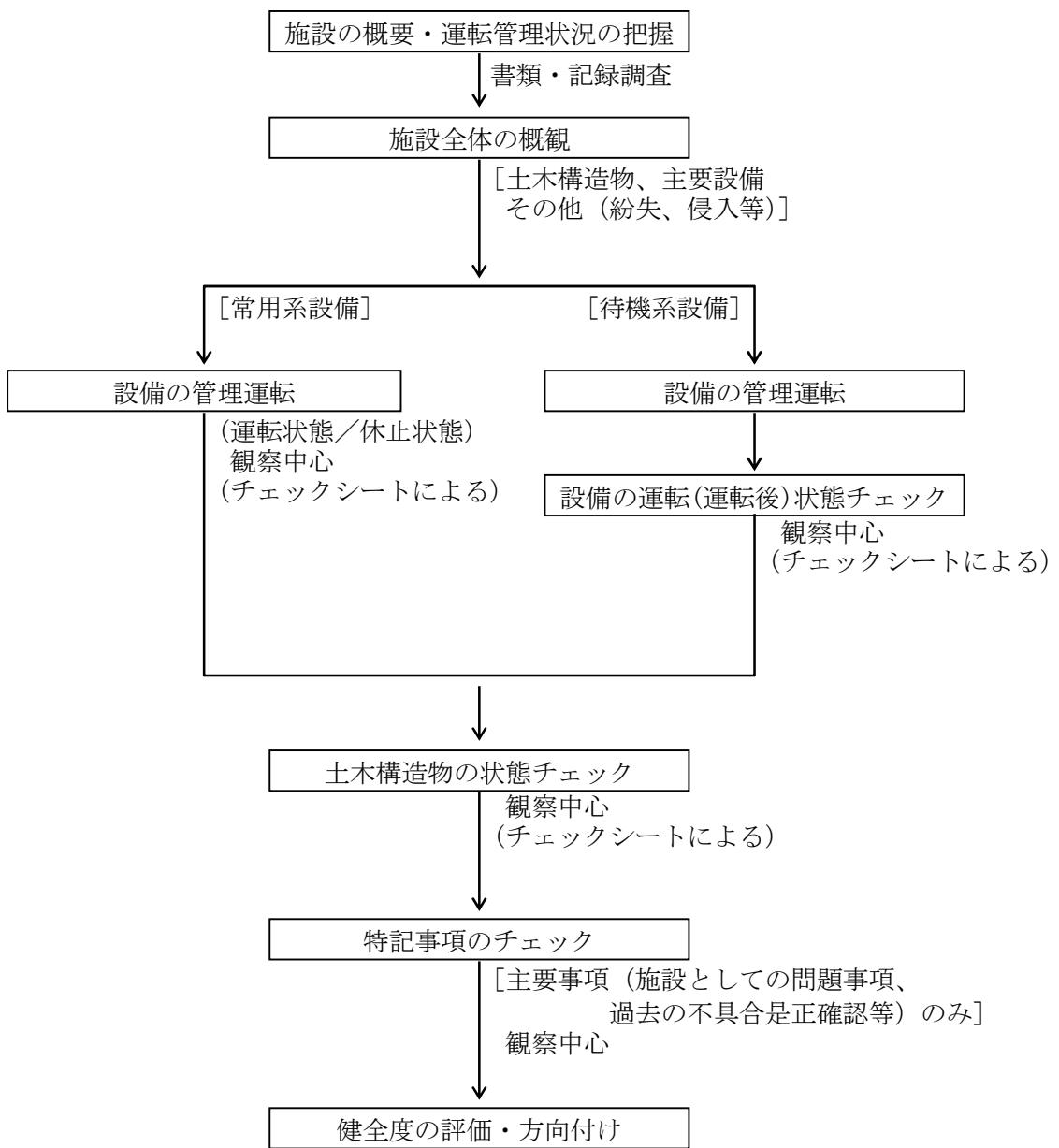


図 1－1　月点検の作業要領

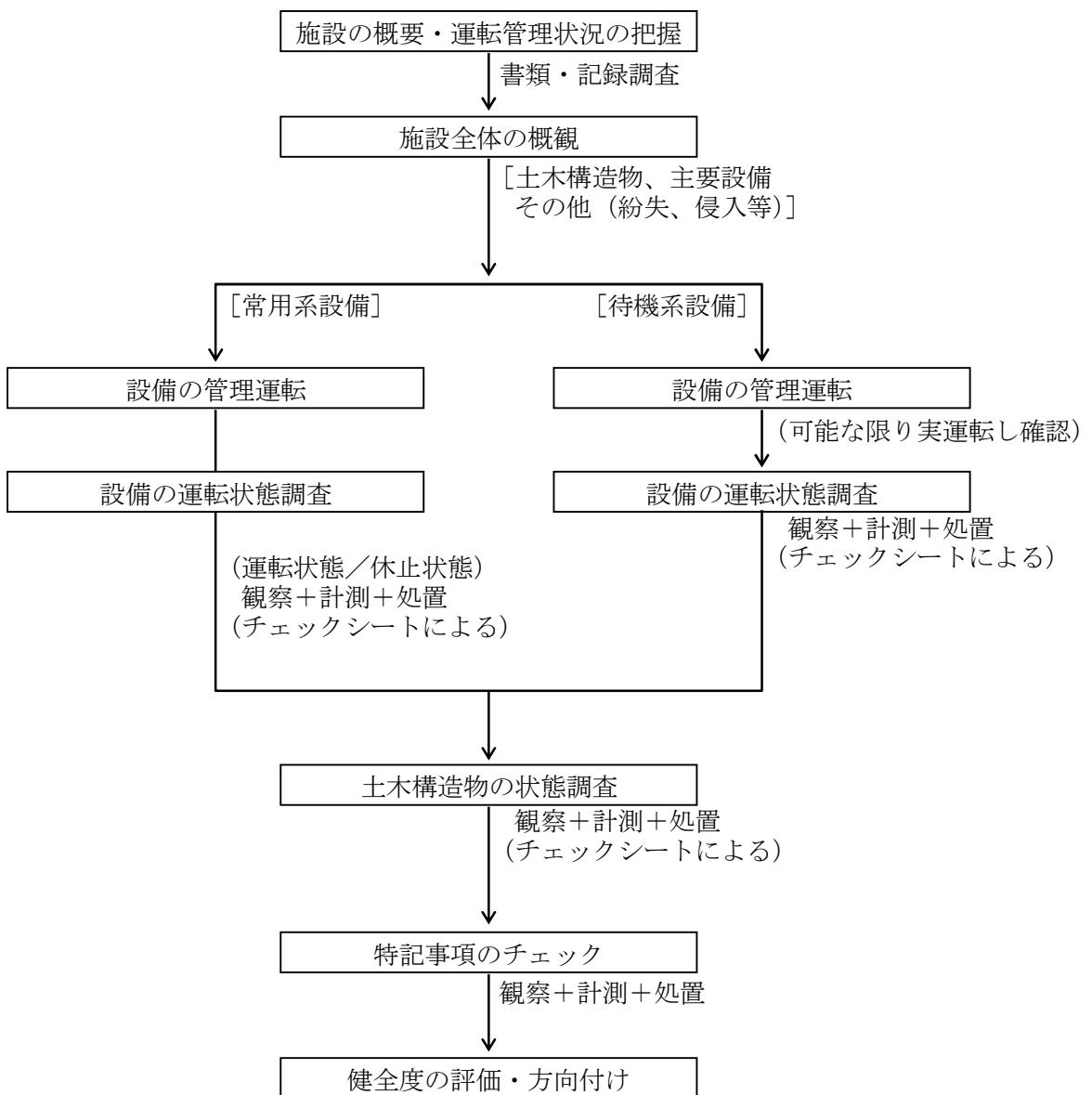


図 1－2 年点検の作業要領

## 2. 点検作業の留意事項

点検にあたっては、次の事項についても留意するものとする。

- 1) 点検の開始前には、設備の現状を十分に把握してから作業に入るものとする。
- 2) 点検作業では安全保護具、安全帽を着用し、高所での点検等にあたっては、安全帯を使用し、転倒事故が起きないよう安全対策を確実に実施するものとする。
- 3) 点検を開始するときには、点検箇所が不測に稼動しないよう、元スイッチを切るなどの対処を行う。また、点検完了後は、操作切替ボタンが通常の運転状態になっているか、必ず確認を行うものとする。また、施錠が必要な箇所は確実に実施するよう注意する。
- 4) 点検時に酸欠、有毒ガスによる中毒事故に備え、必要な措置を講ずるものとする。
- 5) 管理運転にあたっては、周辺の状況に十分留意し行うものとする。
- 6) 操作制御設備については、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。
- 7) 設備機器の状態を判断するのに、計測機器を使用し、その値が設備機器に定められている規定値内であることが必要である。規定値については原則としてメーカーが推奨する値（取扱説明書記載事項）によるほか、機器の過去の運転履歴から決めるものとする。
- 8) 目視、指触、嗅覚、聴覚など、人間の五感によるものについては個人差が生じうる。客観的、定量的な判断が下せるよう点検・整備チェックシートに目安を記載する。
- 9) 客観的な判断基準には、過去の実績、履歴等との対比による評価が必要となる。このため、点検時には傾向判断ができるよう過去の履歴を記録・保管するよう努めなければならない。

### 3. 共通の作業要領

#### 3. 1 管理運転

##### (1) 管理運転の目的

管理運転は、運転状態において装置、機器等の状態を確認する点検手法であり、不具合箇所の発見に有効な手段であることから、特段の理由がない限り定期点検時に実施することを基本とする。その目的は次の3点に要約できる。

###### 1) 作動確認

実運転に極力近い状態で設備を運転させることにより、主要機器の運転状況のほか、センサーやリレーの作動や導通、運転シーケンスのチェックなどがまとめて行え、システム全体の作動確認を行うことができる。

###### 2) 鑄付き、部分劣化等の回避

機器は長期間休止すると、環境条件により様々な劣化を生じる。

例えば、油膜切れによる鑄付きや、気中部と没水部などの設置環境の違いによる部分劣化、長期間の1方向への応力によるたわみなどである。これらは、運転休止中に定期的に管理運転を行うことによりある程度は低減させることができる。

##### (2) 設備の形態と管理運転

###### 1) 常用系設備の管理運転

常用系設備は運転時間が非常に長く、普段の日常点検で設備の状況を把握できる。  
定期点検時にも管理運転を行い機能確認するものとする。

###### 2) 待機系設備の管理運転

待機系設備は運転時間が短いが、実運転時には確実な作動が要求される。定期点検時は管理運転を行い、機能の確認を行うものとする。

##### (3) 管理運転方式

管理運転はその目的から実運転と同じ運転状況で行うことが望ましい。

しかしながら種々の制約から長時間実運転が出来ない場合、短時間でも運転を行うなどの工夫が必要である。

管理運転の方式については、計画当初から考慮し、確実に行え、より実運転に近い方が選定できるよう設備の構成を検討する。

#### 3. 2 計器類

1) ゲージ類の破損や狂いは実際に圧力をかけてみないと、正常に作動するか否かが判らないが、零点が狂っている場合にはおおむね取替えた方が良い。

2) オイルゲージ類は、しばしば付着物によって見難くなり、実際の油面を誤認したりする場合が多いので、簡単に清掃できるものは、その都度行う。

### 3. 3 監視操作制御設備・電源設備

監視操作制御設備、電源設備における事故・故障原因としては、一般的には次のような項目があげられている。

- ・雨漏り、結露、汚損、亀裂、小動物の侵入等による地絡、短絡事故
- ・絶縁不良、接続不良、緩み等による機器の過熱・焼損事故
- ・汚損、破損、経年劣化等による機器の騒音、振動、動作不良故障
- ・施錠不良等による感電事故
- ・雷による絶縁体の損傷、強風による屋外機器の損傷、地震による機器の損傷

これらの事故、故障を防止するため定期点検・整備が行われるが、日常の巡回時等にも異常の早期発見に努めることが必要である。

巡回時における監視操作制御設備の点検の例を図2に示す。

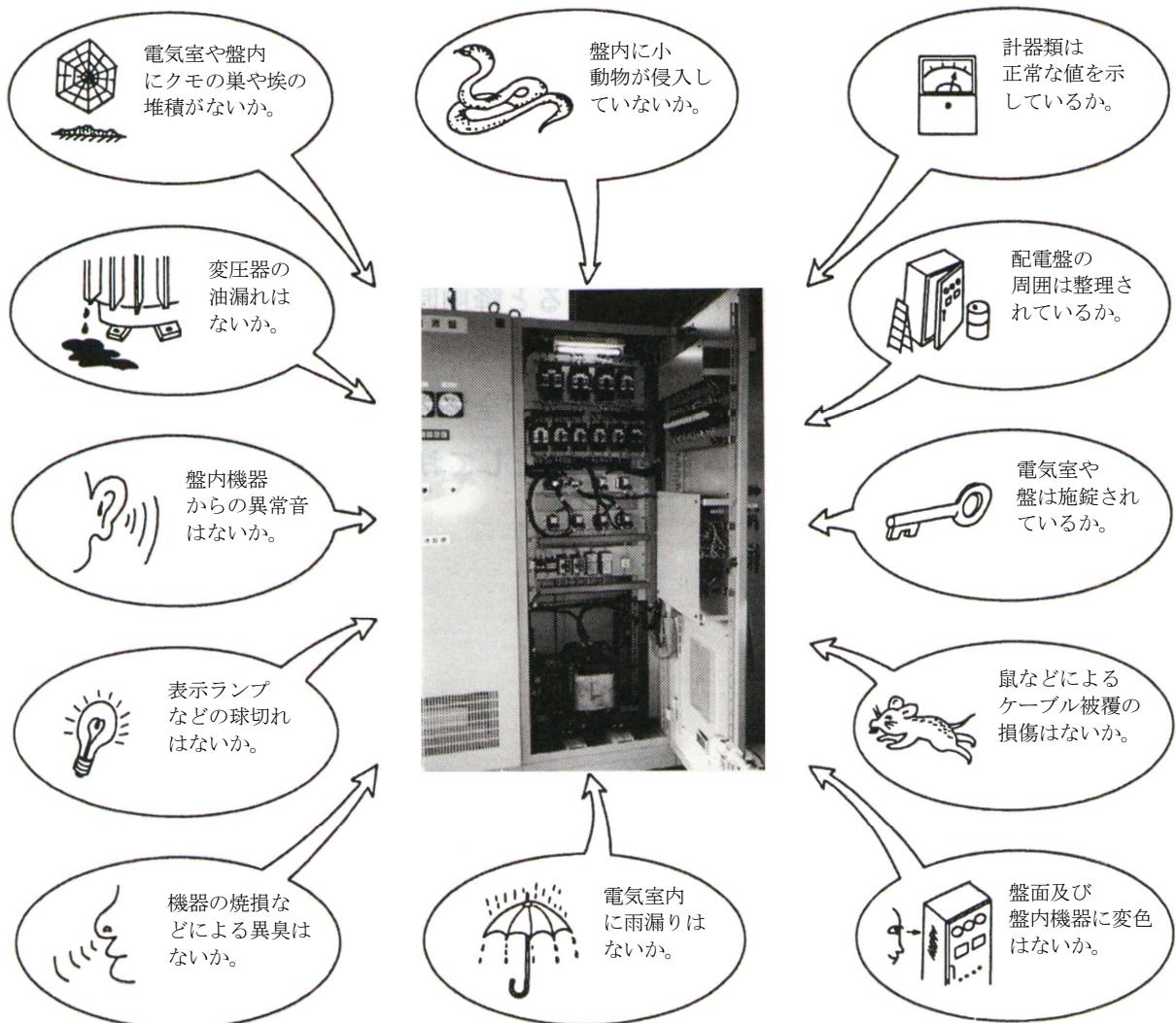


図2 巡回時における監視操作制御設備の点検例

配電盤の保守点検については、自家用電気工作物保安規程に定められている。

本要領と自家用電気工作物保安規程での点検・整備周期と点検方法の整合性については、およそ表1の通りと考える。

表1 自家用電気工作物保安規程と本要領の整合（参考）

本 要 領		自家用電気工作物保安規程
定期点検	月点検	日常巡視点検（1回／月）
	年点検	定期巡視点検（1回／年） 測定（1回／年， 2年， 3～5年）
運転時点検		—
臨時点検		—
定期整備		精密巡視点検（1回／2年， 3年， 5～10年）

### 3.3.1 絶縁抵抗

#### (1) 絶縁

電源設備及び監視操作制御設備の電気回路は、大地及び線間相互を絶縁し使用している。万一絶縁が悪くなると漏れ電流によって感電や火災等の危険が発生する。従って設備の絶縁状態を定期的に測定する必要がある。

#### (2) 絶縁状態の測定

絶縁状態の測定には、絶縁抵抗測定と絶縁耐力試験がある。

電気設備技術基準では低圧電路の絶縁抵抗値の規定があるが、高圧・特別高圧の電路や機器については絶縁抵抗の規定はなく、絶縁耐力試験が規定されている。

しかし、絶縁耐力試験は機器の使用電圧を超える高い電圧を印加するため、これを繰り返すと機器・配線の絶縁を破壊してしまう恐れがある。従って、高圧電気設備の新設時、増設時、あるいは修理再使用時等に絶縁耐力試験を行い、定期点検・整備時には日本工業規格等で定められた方法により絶縁抵抗の測定を行うことが一般的である。低圧回路における絶縁抵抗測定の例を図3に示す。

なお、特別高圧受電設備の絶縁状態の測定は、メーカーの取扱説明書を基に行い、基準値以内であることを確認するものとする。

また、最近の監視操作制御設備にはプログラマブル・ロジック・コントローラ（PLC）、演算処理装置、変換器、CCTV装置、伝送装置などの弱電機器が多数採用されている。これらの半導体基板の入出力部には高電圧に耐えられないものがあるため、充電部一括の測定が行えないことから事前に取扱説明書によるか或いはメーカーに相談し、方法を決定しておく必要があるので注意を要する。

#### (3) 絶縁抵抗の基準値

各規格・基準で定められている絶縁抵抗値を表2に示す。

表2の測定箇所「高・低圧盤の装置一般」に示す絶縁抵抗値は、電気機械器具と電線・ケーブルを接続した状態のものである。この測定において絶縁抵抗値が不足している場合は、機器に接続されている配線を取り外し、それぞれの機器、電線、ケーブル毎について測定し、どの箇所で絶縁が低下しているのか見極め処置する必要がある。機器単体における絶縁抵抗の基準値を表3に示す。

なお、絶縁抵抗の測定値は、温度、湿度及び塵埃の付着等の状況によって大きく変化するため、その時の測定値だけで判断せずに、メーカーの試験データ或いは以前の測定記録と比較し、測定環境と測定値の傾向を把握した上で判定することが大切である。

表2 絶縁抵抗の基準値

測定箇所	絶縁抵抗値			関連規格	備考
低压電路	電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備技術基準 第16版 省令58条</li> <li>・内線規定 (JEAC8001-2011) 1345-2条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備技術基準では高圧・特別高圧電路や機器についての絶縁抵抗値は特に規定されていない。</li> </ul>
	300V 以下	対地電圧 150V 以下の場合	0.1 MΩ以上		
		その他の場合	0.2 MΩ以上		
	300Vを越えるもの		0.4 MΩ以上		
誘導機	$\frac{\text{定格電圧(V)}}{\text{定格出力(kW又はkVA) + 1000}}$ $\frac{\text{MΩ以上 又は}}{\text{定格電圧(V) + 1/3 × 定格回転数(min}^{-1}\text{)}}$ $\frac{\text{定格出力(kW又はkVA) + 2000}}{\text{+ 0.5 MΩ以上}}$			<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEC-2137-2000</li> <li>・JEC-2100-2008</li> </ul>	・主に高圧電動機に適用される。
水中ポンプ	1MΩ以下になった場合はメーカーに連絡するか修理を行う。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS-B8314-2006</li> <li>・JIS-B8318-2006</li> <li>・JIS-B8324-2013</li> <li>・JIS-B8325-2013</li> </ul>	
一般用低压 三相かご形 誘導電動機	1MΩ以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS-C4210-2010</li> </ul>	
高・低压盤 の装置一般	測定箇所		絶縁抵抗値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEM-TR122-2008</li> </ul>	
	高压 回路	各相一括と 大地間	5MΩ以上		
	低压 回路	充電部一括と 大地間	1MΩ以上		
	(但し温度 20°C、相対湿度 65%、 盤5面一括の場合) ・絶縁抵抗値が不足の場合は、以前 のデータと比較検討するとともに、 回路に接続されている機器毎につ いてのチェックを表1-2によっ て行うこと。				
発電機関係	測定箇所		絶縁抵抗値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)日本内燃力 発電設備協会 「非常用自家発電設備 保全マニュアル」 (NEGA G701-2000)</li> </ul>	
	電機子巻線及び 主回路配線	高圧	4MΩ以上		
		低圧	2MΩ以上		
	界磁巻線		2MΩ以上		
	配電盤 など	高圧側と大地間	4MΩ以上		
		低圧側と大地間 制御回路と 大地間	1MΩ以上		

注) J I S : 日本工業規格 J E C : 電気規格調査会標準規格 J E M : 日本電機工業会標準規格



表3 機器の絶縁抵抗値

測定箇所	絶縁抵抗値						関連規格	備考		
主回路遮断器、 断路器（交流 負荷開閉器を 含む）	主導電部	500MΩ以上				<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> <li>• JEM-TR174-2012</li> <li>• JEM-TR178-1991</li> </ul>				
	低圧制御回路	2MΩ以上								
変成器 (油入形)	周囲温度 ℃	20		30	40		<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> </ul>			
	1次巻線と2次巻線 外箱一括間 MΩ	500		250	130					
	2次巻線と外箱間 MΩ	2								
変成器 (モールド形)	周囲温度 ℃	20		30	40		<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> </ul>			
	1次巻線と2次巻線 外箱一括間 MΩ	200		150	50					
	2次巻線と外箱間 MΩ	2								
変圧器 (油入形)	回路 電圧	測定箇所	油温 ℃				<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> <li>• JEM-TR171-2010</li> </ul>			
			20	30	40	50				
	22kV 以上	1次巻線と 2次巻線鉄芯	300	150	70	40				
			250	120	60	40				
	—	2次巻線と 1次巻線鉄芯 (大地)間 MΩ	—			5				
変圧器 (乾式)	電压 kV	1以下	3	6	10	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> <li>• JEM-TR124-1979</li> </ul>	25℃		
	絶縁抵抗 MΩ	5	20	20	30	50				
油入 リアクトル	三相リアクトル、3本ブッ シング及び単相リアクトル	端子一括と外箱 間MΩ			100	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> </ul>	油温 40℃ 以下			
	三相リアクトル、6本ブッ シング	端子一括と外箱 間並びに巻線相 互間MΩ			100					
電力用 コンデンサ	全線路端子一括と外箱間 MΩ				100	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JEM-TR122-2008</li> <li>• JEM-TR182-2003</li> </ul>				

#### (4) 絶縁抵抗計

絶縁抵抗計は、J I S - C 1 3 0 2 - 2 0 1 4 「絶縁抵抗計」によって性能等が規定されている。測定前に電池の消耗度をチェックする必要がある。

測定電圧はレンジを切り替えることができ、高圧回路と低圧回路の両方を測定できるようになっている。

なお、表 2 の各相一括、充電部一括とは、図 3 に示すように、各相あるいは充電部を裸銅線等にて電気的に連結し、これとアース端子間の絶縁を測定する方法である。但し測定終了後は必ず銅線を外し、確認後に通電しないと危険である。



デジタル絶縁抵抗計

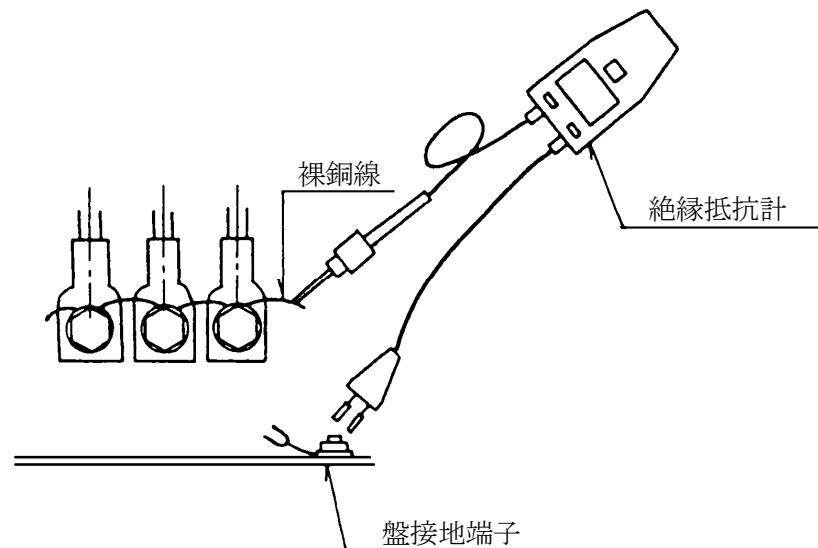


図 3 絶縁抵抗測定

## (5) 絶縁抵抗値の管理

絶縁抵抗の測定は、年点検時及び定期整備時に行われ記録される。

絶縁抵抗値は、測定時の周囲温度、湿度及び塵埃の付着状況によって変化する。一般的に温度、湿度が高いほど又は塵埃の付着量が多いほど絶縁抵抗値は低下する。従って、機器絶縁体の真の抵抗値を測定するためには、機器表面の塵埃を清掃した後に行う必要がある。また、絶縁抵抗値の良否判定の材料として温度、湿度を測定しておく必要がある。

なお、正常な電気機器は、基準値以上の機器固有の絶縁抵抗値で安定しているものである。機器固有の絶縁抵抗値とは、同じ機器でも基準値を超えた付近の値で安定しているものもあれば、基準値を大きく超えた値で安定しているものなどの状態を言うが、どちらも使用上は問題ない。しかし、基準値以上のある値で安定していたものが、急激に低下する場合は勿論であるが、徐々に低下する場合も要注意である。このため、人の血圧と同様な傾向管理が望ましい。

以上のことから、絶縁抵抗を管理するためには、

- ① 測定値は表2に示す基準値以上であることが必要である。
- ② 測定値が基準値以上であっても、以前の値に比べ大きく異なる場合は、測定時の温・湿度を勘案して判定する必要がある。
- ③ 年点検時の測定データを継続的に記録保管し、傾向管理を行う。

絶縁抵抗値の傾向管理に必要な記録項目は以下の通りである。

- ・機器又は装置名称
- ・基準値
- ・測定年月日
- ・測定値
- ・測定時の周囲温度、湿度

## (6) 絶縁抵抗に関するその他の規格

絶縁抵抗に関する規格には、前項で述べた以外に次のような規格があるので参考にされたい。

- 1) JEM-1021-1996  
「制御機器の絶縁抵抗及び耐電圧」
- 2) JEM-TR104-2015  
「建設用受配電設備点検保守のチェックリスト」
- 3) JEM-TR121-2012  
「建設用負荷設備機器点検保守のチェックリスト」
- 4) JEM-TR119-1983  
「配線用遮断器の適用及び保守点検指針」
- 5) JEM-TR156-2008  
「保護継電器の保守・点検指針」
- 6) JEM-TR160-1987  
「一般用低圧三相かご形誘導電動機の取り扱い及び保守点検指針」
- 7) JEM-TR167-1990  
「電磁接触器の耐久性と保守点検」
- 8) JEM-TR168-2011  
「高圧限流ヒューズの保守点検指針」
- 9) JEM-TR172-1991  
「高圧交流電磁接触器の保守・点検指針」
- 10) JEM-TR173-2012  
「高圧交流負荷開閉器の選定と保守・点検指針」
- 11) JEM-TR179-2011  
「高圧避雷器の保守・点検指針」
- 12) 高圧受電設備指針-付録5  
「ケーブルの保守・点検方法について」

### 3.3.2 接地抵抗

#### (1) 接地の種類

地絡電流の発生による電位上昇、混触による低圧電路への高電圧の侵入、また絶縁が破壊された電気機器への接触等による人体への危害及び物件の損傷を防止するため、A種～D種の接地工事が電気設備技術基準に定められている。

各接地工事の適用は表4の通りである。

なお、道路機械設備では、これ以外に計装用接地工事が施工される事が多いが、接地工事の種類（D種又はC種）については計装機器メーカーによって異なることがあるので確認が必要である。

表4 接地工事の適用（電気設備の技術基準の解釈17条）

接地工事の種類	適用
A種接地工事	特別高圧計器用変成器の2次側電路、高圧又は特別高圧用機器の金属製外箱等の接地等、高電圧の侵入のおそれがあり、かつ危険度の高い場合に要求されるものにおいて施す。
B種接地工事	高圧又は特別高圧が低圧と混触する恐れがある場合に低圧電路の保護のために施設される。
C種接地工事	300Vを超える低圧用機器の金属製外箱等の接地など漏電による感電の危険度の大きい場合に施設される。
D種接地工事	300V以下の低圧用機器の金属製外箱等の接地など、漏電の際に、簡単なものでも接地工事を施してあれば、これによって感電等の危険を減少させることができる場合に施す。

#### (2) 接地抵抗の基準値

接地抵抗の許容値及び接地線の太さは、電気設備の技術基準の解釈により表5～表7のように定められている。なお、解釈では、接地線の最低太さについて定められており、内線規定1350節等で、より具体的な定めがあるので注意を要する。

表5 接地抵抗値（電気設備の技術基準の解釈17条）

接地工事の種類	接 地 抵 抗 値
A種接地工事	10Ω以下
B種接地工事	下記以外の場合、150Ω/Lg以下 (高圧又は35,000V以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路を結合するもので、当該変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により、低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、自動的に高圧又は特別高圧の電路を遮断する装置を設ける場合の遮断時間が1秒を超え2秒以下の場合は、300Ω/Lg以下 1秒以下の場合は、600Ω/Lg以下)
C種接地工事	10Ω以下（低圧電路において、地絡を生じた場合に0.5秒以内に当該電路を自動的に遮断する装置を施設するときは、500Ω以下）
D種接地工事	100Ω以下（低圧電路において、地絡を生じた場合に0.5秒以内に当該電路を自動的に遮断する装置を施設するときは、500Ω以下）

表6 接地線の太さ（電気設備の技術基準の解釈 17条）

接地工事の種類	接 地 線 の 種 類
A種接地工事	引張強さ 1.04 kN 以上の容易に腐食し難い金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線
B種接地工事	引張強さ 2.46 kN 以上の容易に腐食し難い金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線 (設置工事を施す変圧器が高圧電路又は第 108 条に規定する特別高圧架空電線路の電路と低圧電路とを結合するものである場合は、引張強さ 1.04 kN 以上の容易に腐食し難い金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線)
C種接地工事及びD種接地工事	引張強さ 0.39 kN 以上の容易に腐食し難い金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線

表7 移動用機器の接地線の太さ（電気設備の技術基準の解釈 17条）

接地工事の種類	接 地 線 の 種 類	断面積
A種接地工事 及び B種接地工事	3種クロロレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプロレンキャブタイヤケーブル若しくは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルの1心又は多心キャブタイヤケーブルの遮へいその他の金属体	8 mm <sup>2</sup> 以上
C種接地工事 及び D種接地工事	多心コード又は多心キャブタイヤケーブルの1心 可とう性を有する軟銅より線	0.75 mm <sup>2</sup> 以上 1.25 mm <sup>2</sup> 以上

### （3）接地抵抗計

接地抵抗計には、電位差計式(図4、図6)と定電流式(図5)がある。

測定方法は、被測定接地板からの接地線を機器から外し、計器の端子Eに接続する。接地板から直線距離で10m、20m離れた位置に補助接地棒を埋め込み、それぞれの計器のP、C端子に接続する(図7)。数種・数箇所の接地線を要するときには、図8のような接地端子箱を設け、補助接地棒も常設とし、抵抗測定時にいちいち機器から接地線を外さず、この盤で測定するのが便利である。

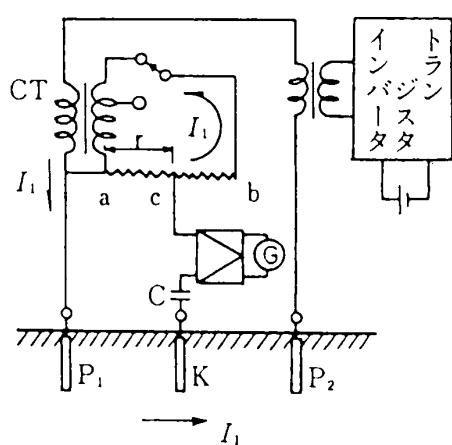


図4 電位差計式接地抵抗計

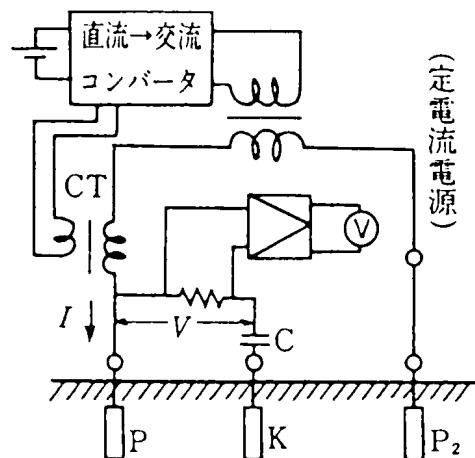


図5 定電流式接地抵抗計



図6 接地抵抗計の例  
(デジタル式)

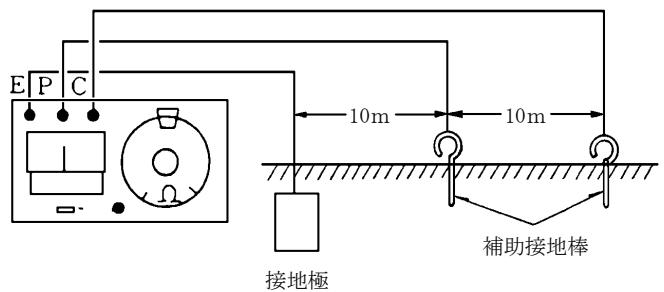


図7 接地抵抗測定回路

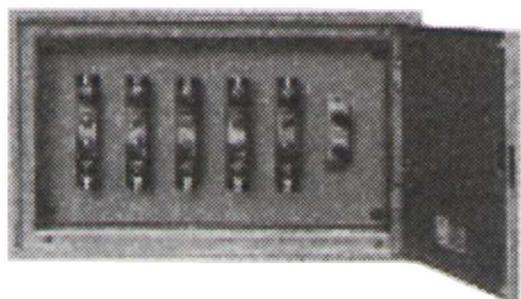


図8 接地端子箱  
(試験端子付 5 端子用)

### 3.3.3 保護継電器

短絡、過負荷、地絡などの電気事故を検出して系統を遮断する継電器を、補助継電器などと区別して保護継電器と称し、機能的に図9に示すように分類される。

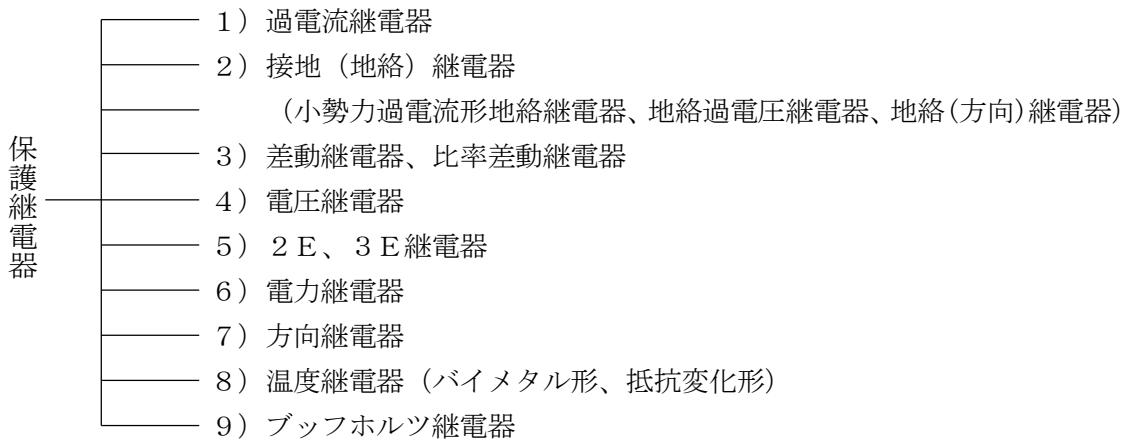


図9 保護継電器（機能による分類）

#### (1) 過電流継電器

過電流継電器は、近年は誘導円板形に代わりデジタル形が使用される。回路図を図10に示す。

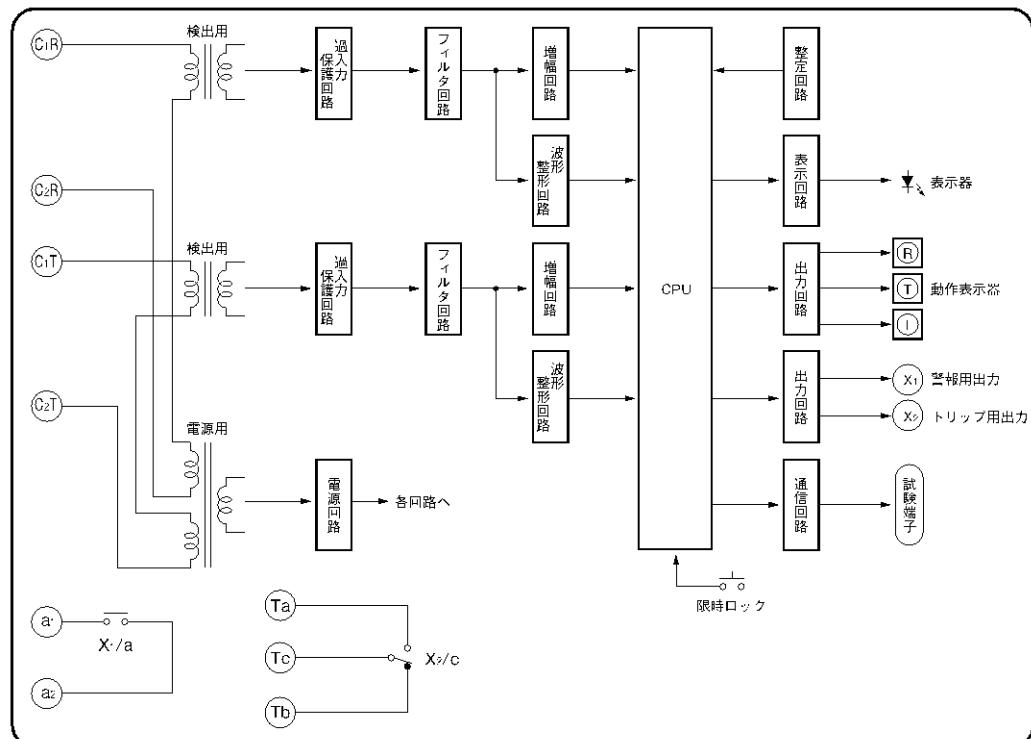


図10 デジタル形過電流継電器回路図

継電器の特性試験は、1～2年に1度程度の間隔で行うことが望ましい。

## (2) 地絡（地絡過電流）継電器

電路が正常の場合は図11の模式図に示すように往復する電路が発生する磁界は方向反対で、大きさが等しく、両方が相殺しあってバランスしているが地絡が発生すると $i$ と $i'$ が異なる磁界が発生する。この現象を利用して図12に示す零相変流器（ZCT）を電路に取り付け、地絡継電器（GR）で地絡を検知する。

地絡継電器は一般に静止形で、点検項目も誘導円板形とは若干異なる。

特性試験項目は、試験用端子に試験器から電流を流し、動作電流、動作時間を測定する。

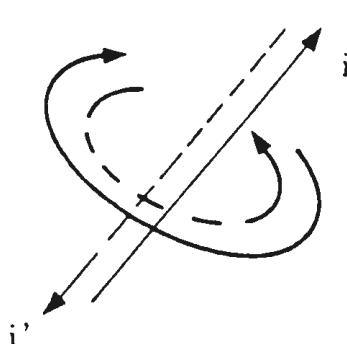


図11 往復電路による磁界

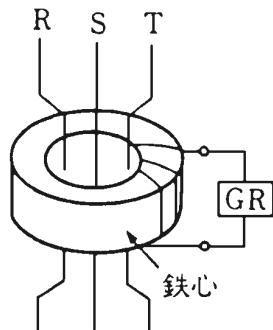


図12 三相零相変流器（ZCT）

## (3) その他の継電器

### 1) 熱動形過負荷（サーマルリレー）継電器

サーマルリレーの原理を図13に示す。主として低圧電動機の過負荷保護用として、電磁開閉器と組み合わせて取付けられる。図13は定常状態を示すが、電流が大きくなると熱により主バイメタルが湾曲し矢印の方向へ連動板が動かされ、P4を押し、スナップアクションばねが反転して端子95～98がONとなる。

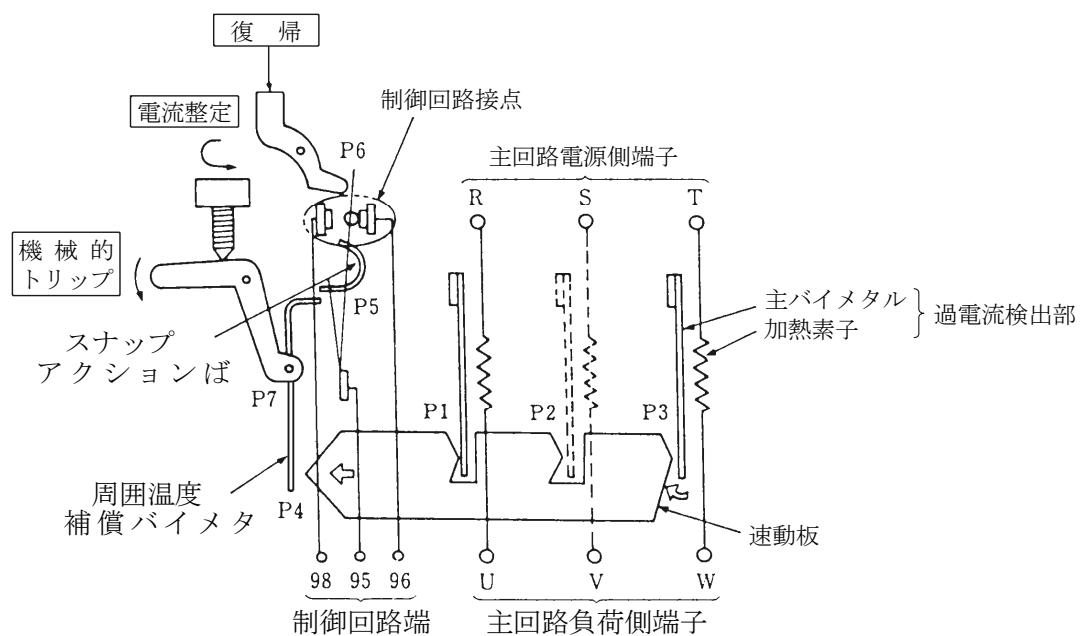


図13 サーマルリレーの原理構造

この継電器は構造上簡単に特性試験を行えないで、点検が主となる。日本電機工業会技術資料 第154号に点検間隔と点検項目があげられているので、表8及び表9を参考にする。

表8 点検間隔の基準

程 度		環 境	具 体 例	点検間隔の基準	備 考
標準使用状態	1	空気がいつも清浄で乾燥している場所。	防じん、空調された電気室など。	2~3年に1回	標準仕様のサーマルリレーを使用する。 状況に応じて点検間隔を考慮する。
	2	屋内でじんあい等の少ない腐食性ガスのない場所。	防じん、空調のない個別電気室の配電盤、制御盤及び箱入りのもの。	1年に1回	
悪 環 境	1	二酸化硫黄、硫化水素、塩分、高湿等のガスが含まれじんあいの少ない場所。	地熱発電所、汚水処理場、製鉄、紙パルプ工場等。	6ヶ月に1回	ガス濃度約0.1ppm以上。 適当な処理を考慮する必要あり。
	2	人間が長時間滞在できず、腐食性ガス、じんあいの特にひどい場所。	化学薬品工場、採石場、鉱山現場等。	1ヶ月に1回	

表9 点検事項と点検方法

点 検 項 目	点 検 要 領	処 置
(1) 端子ねじの緩み	端子ねじ、電線締付ねじ等の増締めによって緩みがないか確認する。 標準工具を使用のこと。	ねじの材質に対してあらかじめ規定の締付トルクを調べ締付不足又は過剰締付にならないこと。
(2) じ ん あ い	サーマルリレーの表面、特に上部電源側表面にじんあいが積っていないか、及び油などの付着がないかなどを点検する。	クリーナでじんあいを吸い取ったのち乾燥したきれいな布で拭きとる。
(3) トリップ動作	機械的トリップの開閉動作を行い接点の開閉動作を確認する。	数回動作させても導通がない場合は新品と交換する。
(4) 端子部の変色	端子や接続導体の変色が極度に進んでいないかを点検する。	変色が極度に進んでいるものは新品と交換する。銀めつきの場合は多少の変色は問題ない。
(5) 絶 縁 抵 抗	500V絶縁抵抗計によって相間及び対地間の絶縁抵抗を測定する。 導体は外して測定する。	5MΩ以下のものは新品と交換する。
(6) 電 流 整 定 装 置	電流整定値が正しいかを点検する。	正しい整定値に修正する。

## 2) 3E (2E) リレー

過電流・欠相・反相(逆相)を検知し遮断器、開閉器を開路する。主としてモータ保護用の継電器で反相(逆相)検知のできるものを3E、できないものを2Eと称している。

メーカによっては、モータ・リレーと称しているところもある。変流器を内蔵しているものと、外付けものがある。

この継電器は静止形であるため、点検項目は前出の(1)と同様である。

### 3.3.4 コンピュータ機器

昨今の監視操作制御設備の高度化・システム化により導入が進められている監視操作制御システムなどのコンピュータ機器やプログラマブルロジックコントローラ（P L C）については、維持管理を行う上で従来の監視操作制御設備とは異なった特徴を有している。よって、点検・整備を行う上では、以下の項目に留意し、行う必要がある。

1) コンピュータ交換部品の保管期間は、ほかの設備に比べて短い傾向にあり、必要となる交換部品の保管期間を調査の上、施設毎に適切な整備計画を立案する必要がある。

なお、一般的に交換が必要となる部品としては次のものがある。

- ドライブユニット（ハードディスク、CD、FD等）
- C P U冷却用ファン、電源冷却用ファン等

また、制御用等の目的で導入された汎用計算機を使用している場合については、上記部品のほかに各種ボード類の交換が必要になる場合もあるため、部品の在庫確認などに留意する必要がある。

2) コンピュータにはC P U冷却用、電源冷却用等のファンが設置されているが、ファンの性能低下やフィルタの目詰まり等により、換気が低下するとコンピュータ内部の温度が上昇し、誤動作を起こす可能性がある。よって、コンピュータを適切な環境で使用するため、点検・整備時には留意する必要がある。尚、一般的に運転支援システムなどに使用されているコンピュータは工業用であり、温度環境としては0～50°Cで動作保証されている。

3) コンピュータなどの電子機器は耐電圧が低いため、直接雷が落雷する直撃雷以外に、施設周辺での雷に起因する雷サージによる故障も発生しやすいという側面も持っている。

雷サージは、通信線や電源線などの屋外から引き込まれているケーブルから侵入し、ケーブルに接続されている施設内や、オンライン化されているほかの施設・管理事務所等の通信機器やコンピュータ等に大きな被害をもたらす。遠雷であっても、ケーブル長が長ければ誘導雷として高電圧が端末機器まで伝搬していく。

したがって、雷対策機器の維持管理は、施設内のみならずオンライン化された広域全体の電子機器を正常に保つために非常に重要なことであり、定期的にこれらの点検業務を実施しなければならない。但し、雷対策機器はメーカによりシステム構成が異なる場合が多いため、該当メーカの取扱説明書などにより点検を実施する必要がある。

4) P L Cの点検・整備については、以下の点に留意する必要がある。

a) 月点検では、管理運転時に併せて行われるシーケンスチェックにてP L Cへの入力信号、内部プログラムの動作、及び出力信号が正常であり、その結果として機器が正常に運転されることによってシステム全体としての健全性を確認する。

b) 点検や整備では、通常の操作信号に加え、保護インターロック信号などを模擬入力し、出力信号を測定することによりP L Cが正常に動作していることを確認する。この時、P L Cで実現する運転モードが複数ある場合は全ての運転モードに対して実施する。

また、P L Cの入出力信号が画面表示される場合は、計測した入出力信号と画面表示が一致していることを確認する。

c) P L Cの入出力信号を計測する場合は、メーカの取扱説明書に従い、専用の計測機器を準備し、実施する必要がある。

## (1) 開閉器

開閉器はその回路に過負荷及び短絡が生じた場合に電気機器、配線の過熱焼損を防止するため設けるもので、カバー付スイッチ、配線用遮断器、箱形開閉器等が使用される。

各開閉器には用途、ヒューズ容量が明記されているのが通常である。

なお、電動機回路に使用する開閉器は電動機保護用NFB等が使用されている。

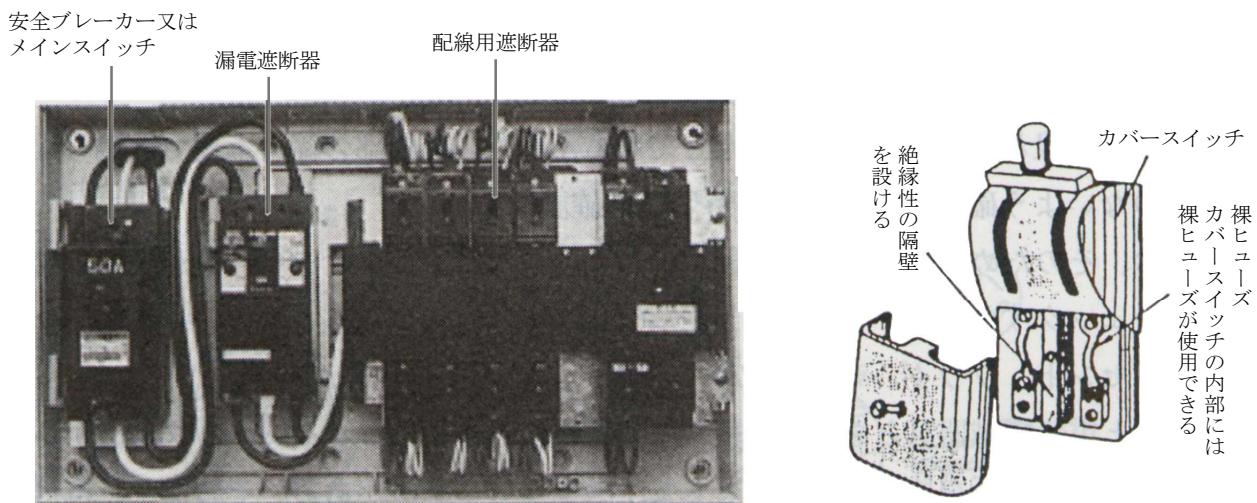


図14 開閉器（例）

- 注) (1) 各接続部の締付状態のチェック。
- (2) 加熱による変色はないか。
- (3) 漏電遮断器についてはテストボタンによる動作テストを実施する。
- (4) カバー付スイッチについてはヒューズ容量及び取付状態を確認する。

## (2) ヒューズ

ヒューズは、電気回路で短絡が生じた場合に瞬時に遮断し、電気機械器具や配線を保護する重要な役目を果たすものである。また、ヒューズは、多少の過電流に対しては動作が不確実であるので(図1-5)短絡保護用として用いる。過負荷保護用には配線用遮断器を用いる。

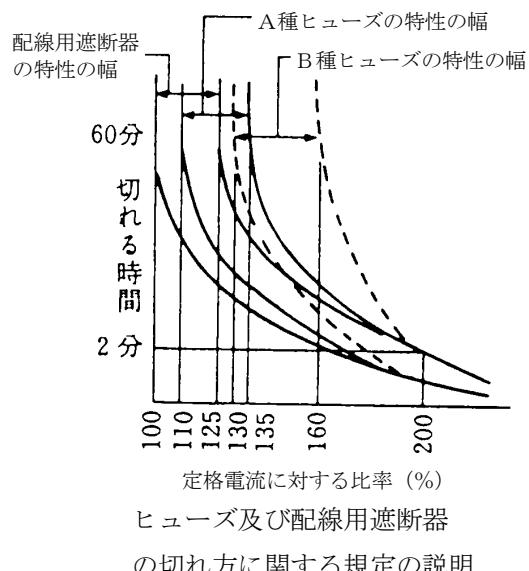


図15 ヒューズ及び配線用遮断器の切れ方に関する規定

### (3) 電子機械器具の端子と電線との接続部

端子と電線との接続部は、振動などでゆるんだり、接続部の締付不良で過熱したりすることのないよう確認に接続していることを確認する。

なお、そのためにも端子、接続部には座金、スプリングワッシャー等が脱落していないかをチェックすること。

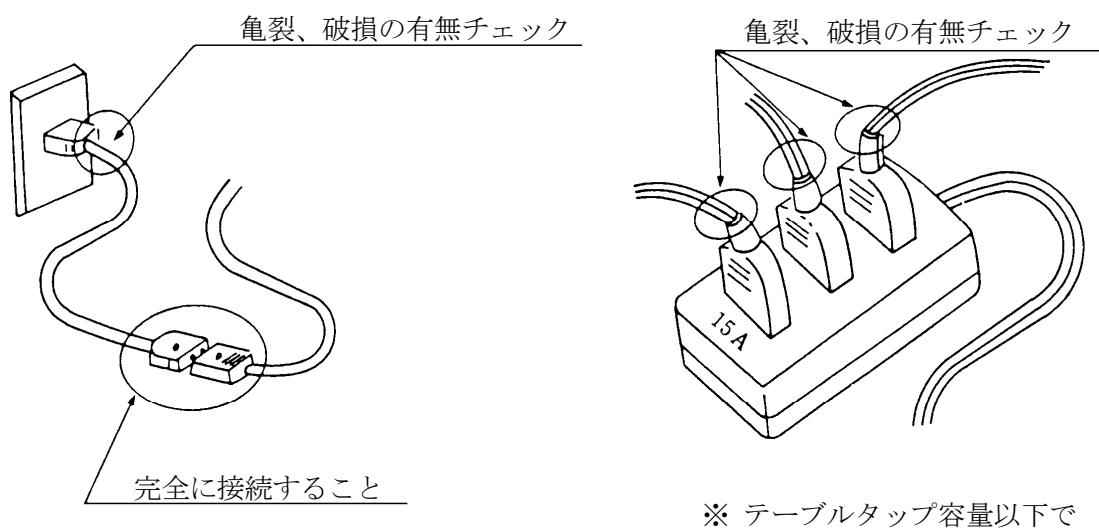
### (4) コンセント、プラグ、コネクタ等

電源と電気機械器具とを簡便に接続して使用するものにコンセントとプラグがあり、また、移動電線相互を接続するものとしてケーブルコネクタがある。そのほか、電灯など小容量の電気機械器具を簡便に接続するための器具としてテーブルタップがある。

これらは、いずれも一般の職場でよく使用され、使用頻度も高いため破損し危険になりやすいので、注意が必要である。

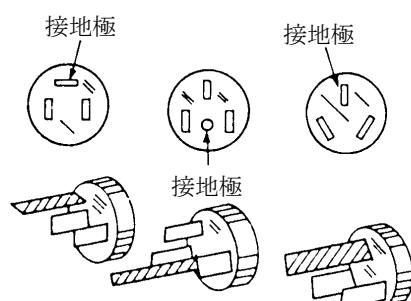
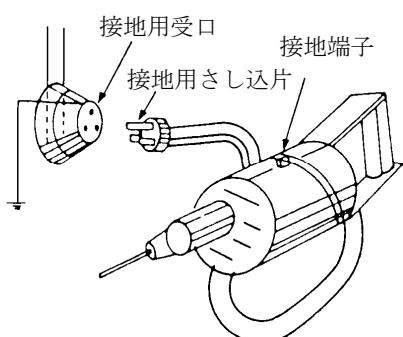
動力用など接地を必要とする電気機械器具に使用する場合には、接地極付のものを用い、かつ接地極には接地線を間違なく取り付けておく必要がある。

なお、電気機械器具を運転したままの状態でプラグやコネクタによって負荷電流を切らないようにする。



※ 負荷運転中の引抜き不可

使用のこと (発熱状態をチェック)



※ 機器を停止後にプラグ引抜きのこと

図 16 コンセント等 (例)

### 3. 5 水槽（ポンプ槽など）の土砂・ゴミの堆積

水の透明度がよければ、目視によりおよその堆積程度が判別できるが、一般的には水槽の底まで見通せないので、「ポール」又は「竿」あるいは「下げ振り」を用意し、床から堆積層までの距離を出し、据付図面上で層厚を推定する。この際、ポンプの吸込口付近は、前回の運転によって、擂鉢状になっていることが多いので、なるべく測定可能な広い区域にわたって測定し、堆積層の厚みを推定する。

しかし、ふつう実態を正しく把握できるような測定をすることは困難なことが多いので、事前に測定方法を確認しておくことが望ましい。土砂・ゴミの堆積が進行すると、性能低下や渦の発生による有害な振動やポンプにおける閉塞などが発生する恐れがあるので、早い機会に清掃を行うようにしたほうがよい。

なお、土砂やビニール布、木材、鉄筋あるいは枯草等は吸込水槽のみならず、導水路においても堆積し閉塞事故を生じうる恐れがあるので、これらの清掃を行うことが非常に効果的である。

## II. 各設備の関連資料

1. トンネル換気設備・非常用施設
2. 道路排水設備・共同溝付帯設備
3. 消・融雪設備
4. 車両重量計設備

# 1. トンネル換気設備・非常用施設

## 関連資料

- 1. 1 判定基準決定時の留意点
- 1. 2 分解を伴う整備時期の留意点
- 1. 3 点検整備前の留意事項
- 1. 4 安全対策
- 1. 5 点検整備作業時の留意事項
- 1. 6 振 動
- 1. 7 軸受温度
- 1. 8 騒音、異音
- 1. 9 グリースの補給
- 1. 10 潤滑油類
- 1. 11 電動機の電圧、電流
- 1. 12 電動機の絶縁抵抗
- 1. 13 羽根先端とケーシングの隙間（チップクリアランス）
- 1. 14 鑄、腐食
- 1. 15 ダストの付着
- 1. 16 ボルトナット類の緩みと増締め
- 1. 17 ジェットファン・ブースターファンの判定ランク
- 1. 18 ジェットファンの吊金具類の異常検知技術

## 1. 1 判定基準決定時の留意点

(1) 機器の状態を判断するのに、計測機器を使用し、その値が機器に定められている規定値内であることが必要である。規定値については同種、同性能の機器であっても、製造業者により判定基準等が異なるため原則として製造業者が推奨する値（取扱説明書記載事項等）によるほか、機器の過去の運転履歴から決めるものとする。

本要領添付のチェックシートでは、基本的な判断基準の考え方について記載している。

(2) 目視、指触、臭覚、聴覚等によって判断を行う場合には、基準として過去の実績、履歴等との対比が必要となるので、点検時には傾向判断ができるよう履歴の他申し送り事項等を残すよう努めなければならない。

## 1. 2 分解を伴う整備時期の留意点

分解を伴う整備（以下、分解整備）は、大型機器の場合、工場への持ち帰り整備となる場合が多く、その間の設備運用への配慮が難しくまた、コストも大きいため分解整備を行う時期の判断は難しいものがある。

点検による振動、音、電流、目視状況などの傾向管理により機器の状態をよく把握し、管理値を超えた時点ではなく、管理値付近まで近付きつつある傾向をとらえて実施時期を決定することが理想であるが、目に見える傾向のないまま進行する不具合もあり得るため総合的な判断は難しい。

ジェットファン等のように、主な分解整備にいたる要因が外板の腐食に有る場合には、状態、傾向管理しやすいが、電動機のベアリングなど運転時間による経年劣化に対応することは軸受振動計などの保全機器が設置されていない場合難しい。ゆえに、状態管理に加えて従来の時間管理を組み合わせることにより、的確な分解整備時期の設定を行うことで対応しているのが現状である。

運転時間から来る軸受寿命を送排風機、ジェットファンについて示すと、「機械工事共通仕様書（案）」において以下のように規定されている。

機器名	軸受け寿命とされる運転時間
送排風機	寿命係数 5 以上
ジェットファン	20,000 時間以上

ここで、寿命係数とはベアリングの基本定格寿命（同一の軸受を個々に一定速度で回転させたとき、その 90 % が転がり疲れによるフレーキングを生じる事なく回転できる総回転時間）を決める係数であり運転時間に換算すると約 60,000 時間以上となる。しかし潤滑グリースを交換給油できないグリース封入型の場合は、軸受けメーカは運転時間が達していなくとも、内部のグリース経年劣化などを考慮し 5 年のスパンでの交換を推奨している。

また換気機は、通常予備機が設置されていないことから、残存設備で最低限の換気

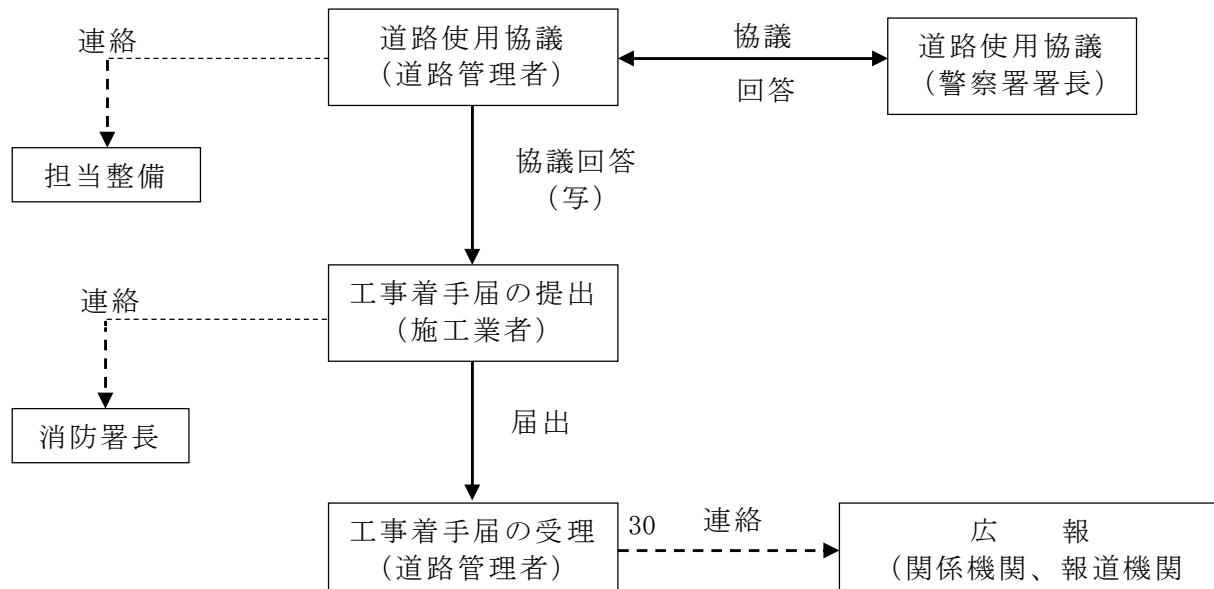
が行えることを考慮する必要がある。

さらに設備の性格上長期間停止を伴う一時に集中した整備は好ましくないため、総括的な施設の停止期間が最小となるように、機器毎に順次の工程を計画すべきである。

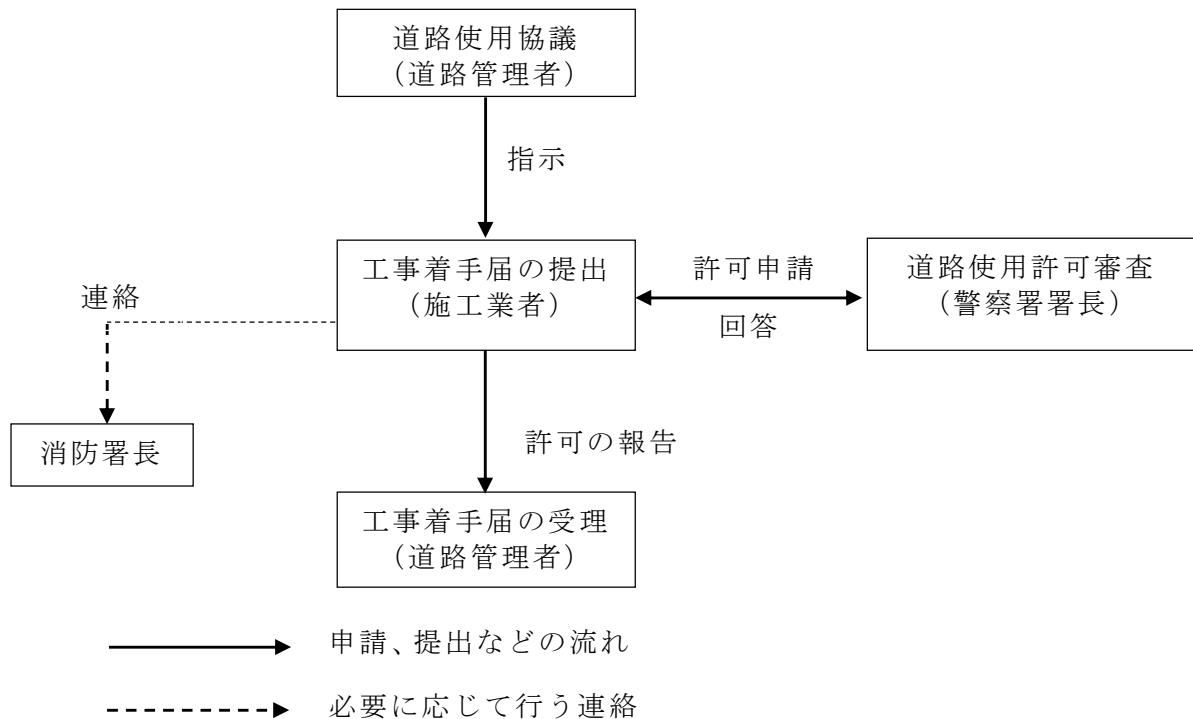
### 1. 3 点検整備前の留意事項

- (1) トンネル内の工事又は作業に伴う道路の使用にあたっては、所轄警察署長と協議するものとする。なお、「道路交通法（80条）」、「工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令の制定について」（昭和35年12月5日警察庁次長・建設事務次官通達）、「工事又は作業を行う道路管理者と警察署長との協議に関する命令」（昭和35年12月3日 総理府令・建設省令第2号）、「工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令の運用について」（昭和35年12月5日 警察庁保安局長・建設省道路局長通達）に留意する必要がある。
- (2) 目視、指触、臭覚、聴覚等によって、判断を行う場合には、基準として過去の実績、履歴等との対比が必要となるので、点検時には傾向判断ができるよう履歴の他申し送り事項等を残すよう努めなければならない。
- (3) 交通規制は「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日道路局長通達）、道路工事保安施設設置基準（案）（昭和46年5月27日）、維持修繕工事保安施設設置基準（案）（昭和40年10月）によるものとする。
- ジェットファンやブースターファンの取外し、取付けなどでは規制時間が長期にわたる場合が考えられるため全面交通止（迂回路がある場合等）を含め十分な配慮が必要である。
- (4) トンネル内及び坑口付近に設置されている非常用施設は、通常は消防法の適用を受けないが、点検整備中に火災が発生した場合、直ちに施設を使用することができない場合も考えられるため、管轄の消防署と連絡を取ることが望ましい。
- (5) 交通規制によって消防等の緊急活動に影響を及ぼす可能性があるので、規制による影響が大きいと思われるときには消防署に届け出ることが望ましい。

#### 道路使用協議フロー（例）



## 道路使用許可フロー（例）



\* このフローは一例であり、所轄地域における取り決め等、所定のルールに従った手続きを行わなくてはならない。

### 1. 4 安全対策

点検整備作業を行うにあたり、機器の操作手順などに留意することは、1. 5で述べるが、安全対策に関して留意すべき点を代表してあげる。

実施時には、ここで上げる例を踏まえつつ施工請負者は作業内容について作業要領書等を作成し監督員と協議しなくてはならない。また、作業開始前にKY活動に代表される作業者による安全に関する確認活動を実施しなくてはならない。

#### (1) 人員構成

無線や電話などで連絡を取れない場所での点検を行う場合は、単独ではなく必ず2人以上で作業しなくてはならない。

#### (2) 転落

安全柵のない立坑などの穴や段差もしくは高所で作業を行う場合は、安全帯や足場などを利用し転落防止対策を行わなくてはならない。

#### (3) 暗所

照明のない暗所に入る場合には、必要により投光器を準備し視野を確保しなくてはならない。

#### (4) 交通規制

規制開始、終了時の一般車両との事故をさけるため、規制開始のタイミングと終了時の撤収方法には、該当道路の交通量、規制時間帯、車線数を十分考慮した計画を立てなくてはならない。

片側規制の場合、通行車両との接触事故が予想される。規制開始地点には注意を促すための看板位置や信号、保安員の配置等を実施しなくてはならない。また、作業にあたっては、車両通行側にむやみに接近しないように作業員一人一人が注意を怠らない事が最も重要である。

トンネル内規制の場合は部分的な作業であっても、トンネル内は該当車線全線を通行止めにすることが望ましい。

#### (5) 他業者との連絡体制

作業は同時期に他設備の業者とともにに行われる場合が多い、この場合連絡体制の不備から設備を起動させたり、電源を投入したりして思わぬ事故につながる場合がある。

作業開始前には、当日作業を行う施工業者同士で事前に協議を行い、設備を動作させて良いもしくは動作させてはならない時間帯等の設備の稼働条件、作業工程について決めておかなくてはならない。また、設備の電源管理、操作管理について幹事となる施工業者を取り決めておくことが望ましい。

### 1. 5 点検整備作業時の留意事項

- (1) 点検整備作業は、本要領による項目、手順を十分理解して行うとともに、過去の点検整備、故障記録などにより、各機器の特有な状況を熟知した上で行う必要がある。  
点検整備作業の開始と終了、必要に応じた作業中の問題についての報告、協議を監督職員と施工請負者は欠かしてはならない。
- (2) 点検整備中は安全のための機側の手動運転を基本とし、運転前の安全確認を行った後の運転を行うものとする。非常の場合や換気量が不足してきた場合には、速やかに通常の運転に切り替えられるように、関係者は密接な連絡を保つ必要がある。  
点検整備作業の開始と終了、必要に応じた作業中の問題についての報告、協議を監督職員と施工請負者は欠かしてはならない。
- (3) マンホールを開けて風路内に入ったり、回転部分にふれるような場合には、電源を遮断するとともに、電源操作部に操作禁止の札をつけ、さらに人員を配置するなど、十分な安全対策を行うものとする。当該機器と並列運転する機器がある場合には、相手機器の運転を考慮して、危険のないように安全措置をとらなければならない。
- (4) 試運転の前には、風路内に人や残留物がないか、マンホールや安全カバーなどが適切に取り付けられているか、トンネル内に誤って放水するようなことがないかなど、十分安全を確認するものとする。
- (5) 絶縁抵抗測定時において保守員の安全を図るために機器を停止し、その機器に入っているあらゆる電源、主回路はもちろんスペースヒータ、電動短絡装置その他の制御回路の電源の遮断を確認し、コイルの残留電荷を接地線で放電させて測定にかかるよう

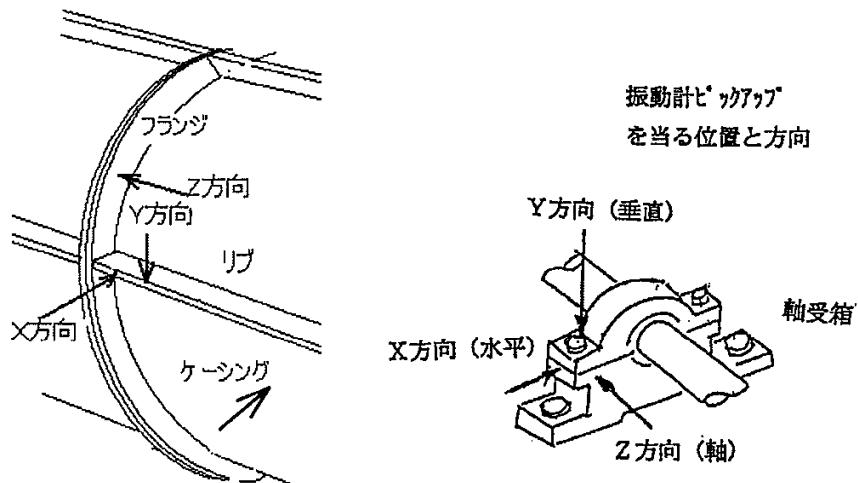
にする。

- (6) 非常用施設をトンネル内の機器に送水せずに試運転する場合に、常時運転と異なる通水回路への切り替えが生じる。ポンプの運転などの動作確認後は通常の回路に切り替えなければならない。
- また、警報信号の試験を行う場合、信号が関係機関（警察、消防、管理者等）に送られるため、事前の届け出とは別に試験直前に再度連絡をとることが望ましい。
- (7) 試運転、管理運転を行う場合、単独で確認できる内容の他、関連設備の運転が当該設備の信頼性を確保する上で重要な位置を占める場合には、関連設備であっても監督職員との協議の上、出来る限り運転を行い総合的な運転の中で当該設備の機能、性能に問題ないことを確認することが望ましい。
- (8) 点検・整備後は確実に設備を作業前の運転（制御）状態に復帰させ、通常運転が可能な状態となっていることを確認しなければならない。また、現場設備だけでなく遠隔監視設備における表示状態についても復帰していることを確認することとする。

## 1. 6 振動

振動測定の対象機器として、換気設備では送排風機、減速機、主電動機、ジェットファンがある。また、非常用施設では消火ポンプがある。振動は軸受部の振動を測定するが、ケーシング内部の軸受は直接測定できない。ケーシング外部のリブ、フランジ部などの振動力を伝える部分で、設置時のデータと比較できる位置で測定する。

振動の測定は、通常回転軸に直角なX、Y方向と軸方向の3方向について振幅の測定を行う。

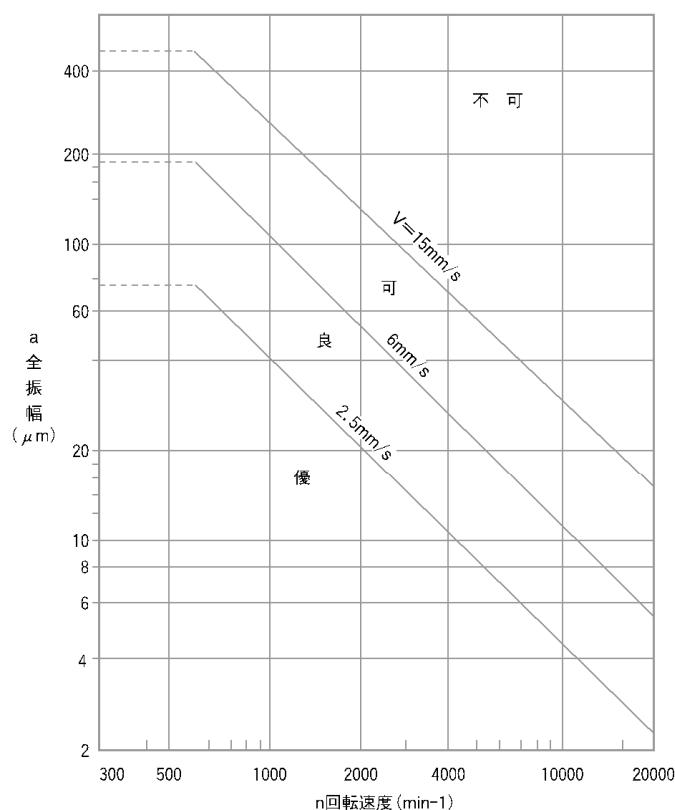


振動計の振幅表示には片振幅と両振幅（Peak to Peak）が有り、2倍の差があるので注意が必要である。

回転体の振動としては、回転体のアンバランスに起因した振動が多いが、この場合の振動周波数は回転周波数となる。このように振動の原因を究明するには、振幅とともに周波数を合わせて計測する必要があるが、加速度センサなどの保全機器が備えられていない場合に周波数を測定する事は容易でないため、点検時では振幅の計測にとどめる。

また、振動を測定する箇所が毎回異なると数値の信頼性が薄れるため、測定箇所に個人差が出ぬよう明示するなど注意が必要である。

振動振幅の判定基準、許容値は製造業者の取扱説明書の判定基準によるが、JIS規格に工場試験時について示されているので参考として示す。



参考：全振幅a(μm)と振動速度V(mm/s)の関係は、次の通りである。

$$V = \frac{a \cdot \omega}{2 \times 10^3} = \frac{a \pi n}{6 \times 10^4} \quad \text{ここで } \omega : \text{角速度 } \frac{2\pi n}{60} (\text{rad/s})$$

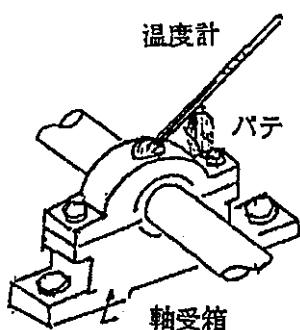
振動の許容値（軸受け箱上、参考値）（出典：JIS B 8330(2000)）

(ジェットファンは天井部設置のため、振動計測は常時直接に指触や計測判断ができない。そこで、振動センサをジェットファン本体や電動機に取付け経年的な変化を計測するシステムを採用する事などにより、点検の簡易化に向けた予防保全機器の採用が進められている。)

## 1. 7 軸受温度

軸受温度の計測は設置当初に警報接点付き温度計が取り付けてあるものは、その指示による。温度計の付いてない軸受温度計測はパテなどで温度計を軸受箱に取り付けるが、このとき温度計の感温部を軸受箱に隙間なく密着させる。温度の上昇には通常1～2時間を要するので、この間連続運転し、最初1時間は10分間隔、次の1時間以降を20分間隔で測定し安定した温度を確認する。

軸受温度は特に指示のない場合は、周囲温度（室温）+40°C以下であること。



運転中温度上昇が変化する場合の例を次に示す。

- ①グリースの不足、劣化などの潤滑不良による発熱、
- ②グリースの過剰注入による攪拌抵抗の影響による発熱、
- ③転がり軸受のボール又はコロや内外輪のキズ、保持器の欠陥等による発熱、等が考えられる。

## 1. 8 騒音、異音

### (1) 送排風機、ジェットファン

送排風機、ジェットファンの正常時騒音には羽根車の羽根枚数と回転速度の積およびその倍数の卓越した周波数をもつ羽根通過騒音と広範囲の周波数成分からなる磁気振動、乱流気流による騒音および減速機の歯車のかみ合い騒音とがある。これらはいずれも連續した騒音である。

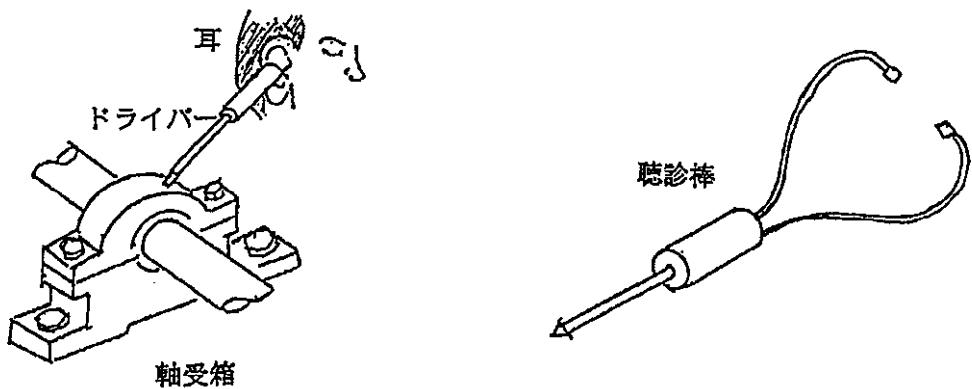
一方、羽根先端の接触、軸受あるいは歯車の異常などによる騒音は金属音であったり、間欠音であったりして異音として区別される。ただし、2台並列運転では2台のファンのわずかな回転速度の差により、ファン騒音が相互干渉しあうなりを生じることがあるが、機械として異常ではない。

騒音、異音の判断には正常時の音について記憶し、その音響との比較判断で異常か否かが判断されるものである。常に正常な音を聞き記憶する経験を積むことが必要である。

### (2) 転がり軸受の音

転がり軸受の良否を診断するのに、音を聞いて判断する方法が最も手軽な方法である。しかし、音ばかりでなく振動と温度にも注目し、実用上支障のないものまで不良品と診断することのないようにすることが必要である。

診断のための用具としては、棒の一端に共鳴器を取り付けた専用の聴診棒が市販されているが、ドライバー（ネジまわし）あるいは単なる金属棒を用いても十分目的を達することができる。これらの一端を軸受カバーに接触させ、他端を耳に当てて音を聞くが、共鳴器を取り付けた聴診棒では音が拡大されて聞こえるので音のレベルを判定するに注意を要する。



転がり軸受の正常音は、金属製の澄んだむらのない連続音であり、ボールやローラベアリングといった転がり軸受には、リテーナ音、コロ落ち音、キシリ音、キズ音、ゴミ音などがある。これらにはそれぞれ特徴がある音として判断されるが、特にボールベアリング（玉軸受）では周波数の高い固い音として聞こえる。ローラベアリング（コロ軸受）では多少ゴロゴロという感じの音が混じることがあるが、運転に対しては何ら支障はない。このように、数多く音の種類について経験していないと、判断に大変難しいところがある。

軸受異音の判断は、以上で述べた事に注意を払い日常から正常音を聞き、これとの対比で異常を検出することが重要である。判断に迷う場合は、簡易には連続音は正常、その中に時々断続音が入っているときは何か異常があると考えるものとして対処を行うべきである。

### 1. 9 グリースの補給

実際の機械について適切なグリースの補給周期と補給量は機械の運転条件すなわち荷重、振動、据付場所の環境（温度、湿度、塵埃等）により、機械それぞれで異なり一様には決められない。グリースの補給周期、補給量、油種については取得説明書又は注意銘板に従って補給する。

一般に1分間に1,800回転以下の中速度回転機では補給量が多少多くなっても軸受温度に変化はないが、3,000～3,600回転の高速回転機では、グリースが過剰になった場合、運転により攪拌され、その熱のため軸受の温度が異常に上昇することがある。高速度回転機の軸受にグリースを補給する場合は過剰にならぬよう少量ずつ行う注意が必要である。

グリース補給により軸受温度が高くなった場合は、グリース過剰の疑いがあるので、グリース排出口を開くか、軸受カバーを取り外して過剰なグリースを取り除く。

電動機の軸受で、密封式ボールベアリングを使用した外部からの補給が出来ない構造を採用している場合があり、この場合は交換時期前に交換することが重要である。例としてジェットファンの軸受ベアリングについて述べると、製造業者が一般的に推奨する軸受ベアリングの交換時期は、20,000 時間又は5年経過後であるが、実績的に見ると軸受の不具合が原因で工場分解整備をした例は、工場分解整備中の数%程度である。しかし、分解整備を行う頻度は限られるため、その他要因による工場分解整備時にあっても同時に軸受ベアリングの交換を行うことが望ましい。

オイルバス式転がり軸受の油量は、日常の点検項目として油面計をチェックし、油面が油面計の上限線と下限線の間にあることを確認する。油面のチェックは原則として機械の停止時に行う。油面が下限線近くになった場合は油を上限線まで補給する。油漏れがない場合でも油は蒸発し 10cc／月程度の消耗がある。

## 1. 10 潤滑油類

歯車減速機、動翼可変装置等の給油装置が付属する機械では油量、油圧、油温等が規定値内にあることをチェックする事が基本であるが、構造が複雑であるため製造業者の取扱説明書内容に従うことが重要である。実際には油濾過器（オイルストレーナ）のフィルタが目詰まりしていくと油圧が低下してくるので、この場合はフィルタを清掃、交換する。また、フランジ等から油漏れがある場合はボルトの増締めを行うか、パッキン等の取り替えをする。潤滑油は使用によって次第に劣化するので、取扱説明書に指示された交換周期、指示された油種に従って交換するといった作業が主となる。

## 1. 11 電動機の電圧、電流

電動機は、銘板に記された定格電圧、定格電流以下で運転される事が標準であるが、配電線から得られる電圧等は、必ずしも定格値に安定しているとは限らない。特に電圧、電流は負荷の状態により変動しやすい。

電圧が定格値に対して±10%以上の変動があつたり、電流が経年に大きくなっている。運転中に大きな電流変動があるなどの兆候は、設備に何らかの異常な負荷がかかっているか配電系の不具合が推測されるため、設備を停止させた総合的な点検を検討しなくてはならない。

### 1. 1.2 電動機の絶縁抵抗

絶縁抵抗値は電気機械の絶縁物の良否を判断するために重要な資料となる。JEC-146には参考値を求める式として次のような式があげられている。

$$\text{絶縁抵抗値} \geq \frac{\text{定格電圧 (V)}}{\text{定格出力 (kW) } + 1000} \text{ (M}\Omega\text{)}$$

この式を用いて計算して得られる値は前述の通りひとつの参考値であって、この値以上での絶縁抵抗がなければ運転できないというものではない。よって、異常が認められる場合には製造業者と連絡をとり今後の方針や対策について協議することが重要である。

また、電動機の分解整備を行う場合は、軸受ベアリングの交換が主な作業となるが分解整備を行う頻度は限られるため、同時に絶縁回復のための再ワニス処理を行うことが望ましい。

### 1. 1.3 羽根先端とケーシングの隙間（チップクリアランス）

送排風機は、機械工事施工管理基準（案）では、製作時の規定値として外筒内部と羽根車の羽根先端との隙間は、「羽根車径の 0.25%以下」とあるが、使用年月の経過したものは多少塵埃などにより摩耗していることがある。隙間管理は、羽根車径に対する 100 分率管理よりも、隙間の相対的に均一であるかの管理と、運転時の振動が許容値以内であるかの確認が必要である。

ジェットファンには 0.25% の隙間の規定はないが、整備時においては隙間が相対的に均一であることを管理する必要がある。羽根車との隙間計測の対象となるケーシングの内面は、SS 材の場合塗装を施工してあるが、場合によっては、凍結防止剤の散布が原因と見られる腐食のため、ブリスト（塗装の浮き）が発生していることがあるので、計測には注意を要する。

ジェットファンを現地取付状態で点検する場合は、自然風の影響で電源を遮断しても空回転をするので、点検前に回り止めをしてから行うこと。

### 1. 1.4 鑄、腐食

鑄び、腐食に関する判断は個人差がありかなり難しい判断となる。送排風機、非常用施設においては、小中程度の鑄、腐食が致命的となることは少ないため、ジェットファンを代表例に取り、1. 1.7 に判断資料を示した。

#### (1) 送排風機、非常用施設

鑄の発生程度では、サンダーをかけ、タッチアップ補修塗装。

鑄が腐食に発展し、もとの肉厚に食い込んでいる場合は、製造業者と協議をして対処方法について決定する。

また、配管などがラギングしてある場合は、配管の状態を確認するためには、ラギング材をいったん除去しなくてはならない。この作業が簡易である場合は問題ないが復旧

が困難な場合がほとんどであるので、当初から腐食に耐性のある配管材料を選定しておく等の検討が必要である。

## (2) ジェットファン

1. 17 に腐食状態のランクと整備の必要性について、参考写真とともに示してあるので、現物と対比して判断する。

### 1. 15 ダストの付着

ダストの付着は、送排風機にも起こることであるが、ジェットファンを代表例に取り、1. 17 に判断資料を示した。

羽根車にダストが付着することによって、アンバランスで振動を起こしているような場合も有るため、ダストを取り去り清掃をする。羽根車がダストの影響で腐食しているようであれば、強度について検討し必要に応じ工場交換をする。

### 1. 16 ボルトナット類の緩みと増締め

ボルトナット類の緩みについては、ハンマリング、増締めにより確認する。増締めの程度は基本的には、指定されたトルクにトルクレンチで締めることが望ましい。

ハンマリングによる判断は、音響によるものもあることから、正常時の音について留意する必要がある。

合いマークをつけた場合には、塵埃を清掃した上で合いマークにずれのないことを確認する。ずれている場合は増締めにより調整する。

特に、ジェットファン吊り金具について、回り止めの座金を使用している箇所では、舌の折り曲げの片方がナット又はボルトの頭部側に、もう片方は相手側に曲げられていることを確認する。ダブルナットにより緩み止めがされている箇所は増締めにより緩みのないことを確認する。

### 1. 17 ジェットファン・ブースターファンの判定ランク

#### (1) 発錆、腐食状態のランク

「A」ランク：全く発錆、腐食の無い状態

「B」ランク：部分的に発錆・腐食の有る状態。・・・腐食判定写真－1

更に塗装面に小さなブリスター(ふくれ)が認められ1年毎の点検を要する状態。

「C」ランク：腐食割合が対象部位（面積等）の5～10%

・・・腐食判定写真－2

更に塗装面に浮き上がりが認められ錆が進行している状況で1年以内の点検を要する状態。

「D」ランク：腐食割合が対象部位（面積等）の11～30%

・・・腐食判定写真－3

発錆・腐食が深く進行し始めており、一部穴あきがみとめられる。また、腐食部の板厚が新製時の70%前後であり1年以内で整備を要する状態（但し、対象部

が内筒部の場合は半年以内に整備を要する)

「E」ランク：腐食割合が対象部位（面積等）の 31%

・・・腐食判定写真－4

発錆・腐食が著しく穴あき（亀裂）が生じていて、ハンマーにて軽く打撃すると更に穴があく状況で半年以内に整備を要する状態。（但し、対象部が内筒部の場合は 3ヶ月以内に整備を要する）

#### （2）塗装状態のランク

「A」ランク：剥離が無い状態（ハンマリングしても剥離しない）

「B」ランク：部分的に剥離が有るが問題無い状態（ハンマリングすると剥離する）

「C」ランク：広い範囲に剥離が有る状態で整備が必要な状態（ハンマリングの有無にかかわらず剥離する）

#### （3）ダスト付着状態のランク

「有」：多量に堆積している状態で整備が必要な状態

・・・ダスト付着状態判定写真－5， 6

「無」：薄く付着しているか殆ど無い状態。

付着物、堆積物が有っても現場で清掃、除去すれば問題がない状態。

腐食判定写真

写真－1 発錆、腐食状態のランク [B]



注 記 :

部分的に発錆、腐食があり、塗装面に小さなブリスター（ふくれ）が認められる。

写真－2 発錆、腐食状態のランク [C]



注 記 :

錆による塗装剥離部は経年劣化により発生したものである。

## 腐食判定写真

写真－3 発錆、腐食状態のランク [D]



注 記 :

錆による塗装剥離部は経年劣化により発生したものである。発生腐食部の塗装をハンマーで打撃して一部はがしたところが茶色くなっている。同部分の板厚は新製時の 70 % 前後となっている。

写真－4 発錆、腐食状態のランク [E]



注 記 :

錆による塗装剥離部は経年劣化により発生したものである。発生腐食部の塗装をハンマーで打撃して一部はがしたところが茶色くなっている。更に軽くハンマーで打撃すると穴があく状態である。板厚は新製時の 50 % 前後となっているところがある。

ダスト付着状態判定写真

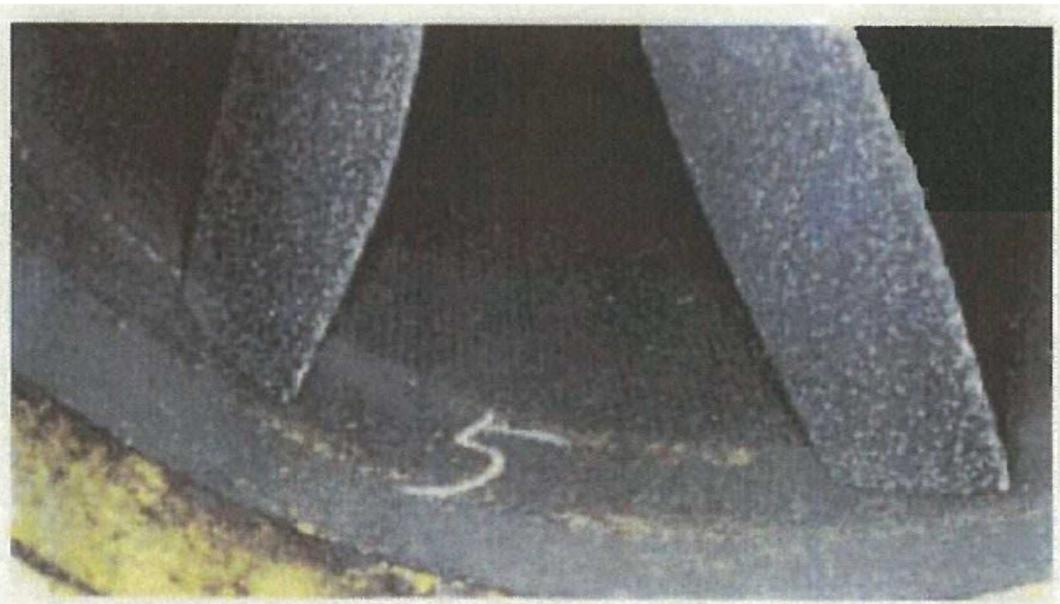
写真－5 ケーシング内部のパンチングプレート部：ダスト付着 [有]



注　記：

ケーシング内部のパンチングプレート上に、ダストが大量に堆積している状態。

写真－6 羽根車：ダスト付着 [有]



注　記：

羽根車にダストが多量に付着して固執している状態。更にパンチングプレートが目詰まり状態である。

## 1. 1.8 ジェットファンの吊金具類の異常検知技術

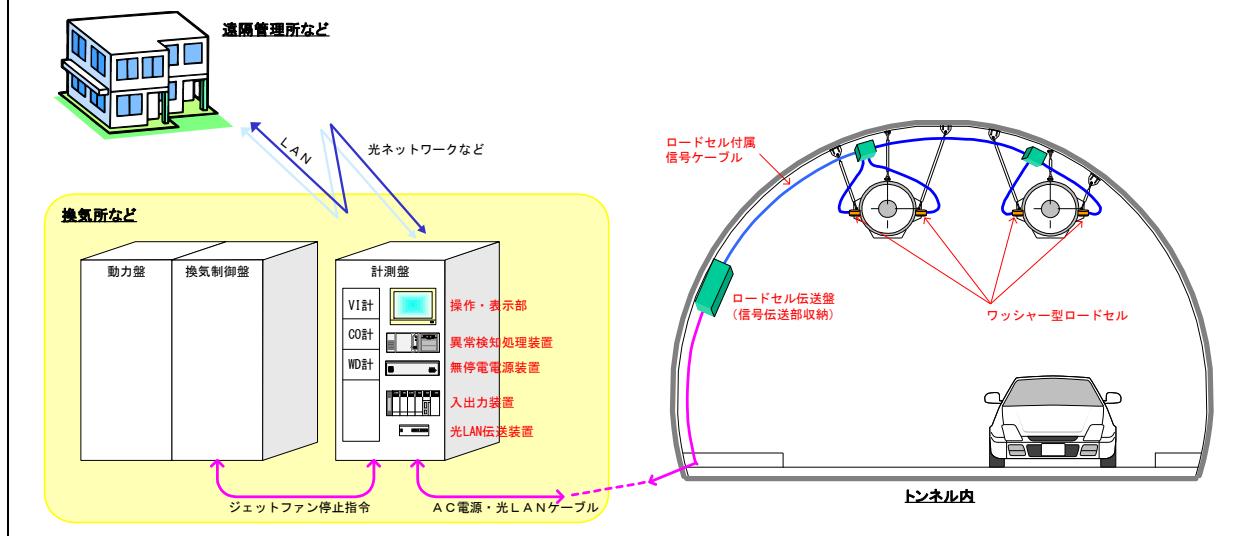
ジェットファンの吊金具類の異常検知技術については、「NETIS維持管理支援サイト」に以下の技術の登録があり、ジェットファンの保全に有効であると思われる。

- 技術名称 : ジェットファンの事後保全管理方式  
 ジャンル : トンネル内付属物（道路）  
 技術概要 : トンネル通行車両等の安全性を確保した上で、ジェットファンにかかる維持管理コストを縮減するために、必要最小限の項目を常時監視し異常検知を行う。この方式により、従来の時間基準型予防保全方式から、状態基準型事後保全管理方式に切替可能となるため、交通規制を必要とする定期点検回数の縮減を図れる管理技術である。  
 期待効果 : (1)常時監視による維持管理の信頼性向上  
                  (2)車両等の衝突情報を検知し、その後の取付状態が把握できる。  
                  (3)異常信号を換気制御回路へ伝達することにより危険状態での継続運転防止

### 新規性及び期待される効果

- 1) ロードセルは4箇所のジェットファン吊りボルト部に装着のため、特殊な加工が不要である。
- 2) センサからの信号は、統計的な手法により管理され、異常発生の初期段階で検知が可能である。
- 3) ジェットファンの吊り下げ状態は、ジェットファンの運転・停止に関わらず、常時監視可能である。
- 4) 車両等の衝突情報を検知し、その後の取り付け状態が把握できる。
- 5) 異常信号を換気制御回路へ伝達することにより危険状態での継続運転を防止する。
- 6) 必要な時にメンテナンスが実施でき、交通規制回数を削減できる。

点検項目	振動計方式	ロードセル方式
アンバランス(ダスト付着・羽根車損傷)	○	○
指示部材の緩み	×	○
アンカーボルトの緩み	×	○
車両等の衝突	×	○
羽根車とケーシングの接触	○	○
軸受損傷	○	○



## 2. 道路排水設備、共同溝付帶設備

### 関連資料

2. 1 ポンプ設備

2. 2 換気設備

2. 3 センサー類

## 2. 1 ポンプ設備

ポンプの型式としては、一般に水中モータポンプが用いられる。

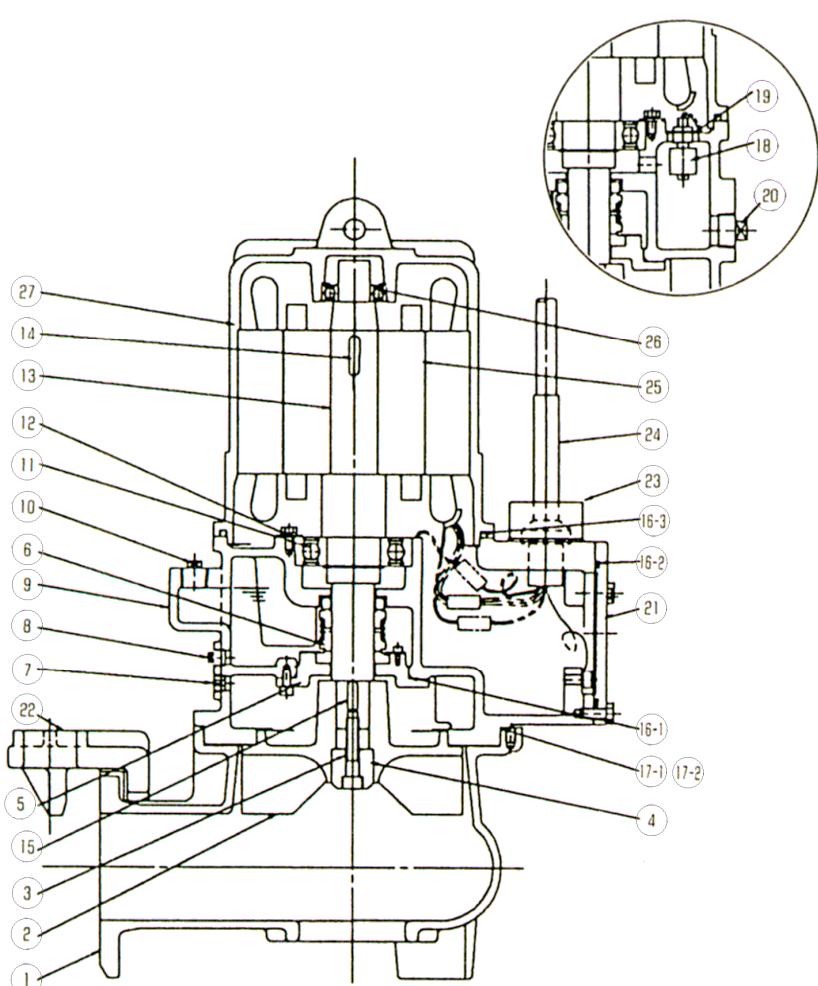
水中モータポンプは、羽根車と水中モータを連結一体化したもので、水中モータの密封方式に乾式、水封式などがある。

乾式モータは、モータ内部が空気中にある、メカニカルシールにより浸水を防いでいる。また羽根車やモータのローター等の回転体は、普通ころがり軸受により支承される。

ポンプは、排水中のゴミなどを詰りにくくするため、ボルテックス型やスクリュー型などの羽根車を採用することが多い。一般的な乾式モータのボルテックス型水中ポンプの構造を下図に示す。

水中モータポンプは、据付方式により、フランジ接続型、着脱型、コラム型などに分類できる。着脱型やコラム型などは配管を外すことなくポンプを水槽より引き上げることができるので、点検・整備の面で好ましいが、やや大きな容量に限られる。

一般に、ポンプの口径が 50mm 以下のものは汎用的に製造され、耐久性がやや低い点や、価格が安いことなどから、点検・整備・修理の面において、新規に更新するときの費用を十分に念頭において対処することが必要である。



No.	部品名称
1	ケーシング
2	羽根車
3	フジロックボルト
4	羽根車押工
5	シールカバー
6	メカニカルシール
7	空気抜き
8	プラグ
9	ケーシングカバー
10	プラグ
11	玉軸受
12	ワッシャー
13	主軸
14	平行キー
15	平行キー
16-1	Oリング(1)
16-2	Oリング(2)
16-3	Oリング(3)
17-1	継丸ゴム(1)
17-2	継丸ゴム(2)
18	浸水検知器
19	検知器取付板
20	プラグ
21	力バー
22	受け金
23	ケーブル押さえ
24	水中ケーブル
25	ビルトイントモータ
26	玉軸受
27	モータフレーム

## 2. 2 換気設備

(1) 強制排氣には、天井形換気扇などにより排氣を行い、強制給氣には、多翼形換気ファンなどにより給氣を行う。

下図に天井形換気扇、及び多翼形換気ファンの例を示す。

(2) フード、ケーシング等各部の取付ボルトの緩み、脱落があると共振による騒音及び破損の原因となる。

(3) ファンの清掃について

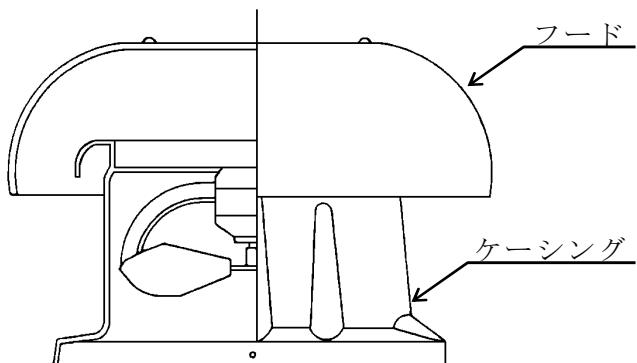
塵埃などが異常に付着した場合、アンバランスによる振動、過負荷あるいはファン破損などの原因となりやすいので、常に清潔に保つようとする。

(4) 電動機の点検について

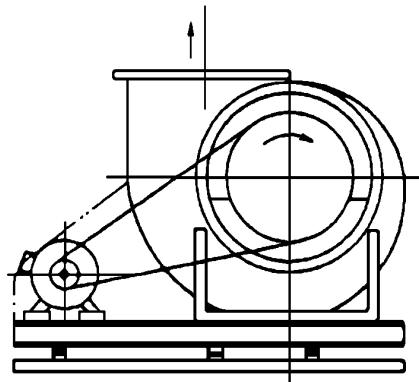
1) 取付状態に異常はないか確認する。異音の発生に注意する（不連続音が発生し騒音が高くなるなど）。

2) 軸受について

軸受けは通常、密封式ボールベアリングを使用しているので注油の必要はないが、異常が出た場合にはベアリングを交換する。



天井形換気扇（例）



多翼形換気ファン（例）

## 2. 3 センサー類

一般に用いられるセンサー類には表1のようなものがある。設備の機能を適正に保つためには、これらセンサーが正常に作動するよう維持することが不可欠である。個々のセンサー、スイッチ類の整備又は調整方法についてはメーカーの取扱説明書によるものとする。

表1 センサー（例）

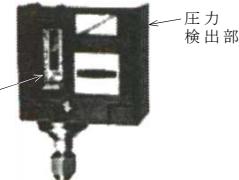
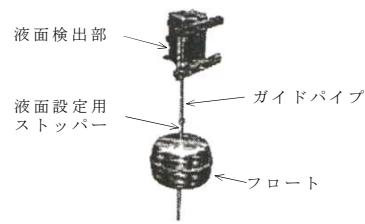
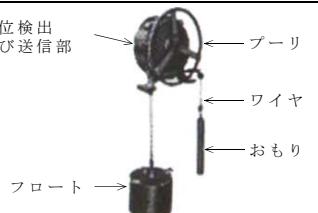
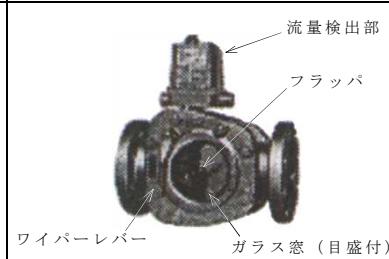
機器名	項目	良否の判定方法及び基準	整備又は不具合時の処理方法	外形図
吐出弁 リミットスイッチ	接点 制御ケーブル	正常に導通すること 緩みがないこと	内部、電極棒の清掃 ドライバにより増締め	
圧力開閉器	接点 制御ケーブル	正常に導通すること 緩みがないこと	接点の清掃 ドライバにより増締め	
電極式 レベルスイッチ	電気部分 制御ケーブル	正常に導通すること 緩みがないこと	電極棒の清掃 メーカーへ連絡 ドライバにより増締め	
フロート式 レベルスイッチ	機械部分 接点 制御ケーブル	正常に動作すること 正常に導通すること 緩みがないこと	リンク機構点検 接点清掃 ドライバにより増締め	
フロート式 水位計	機構部分 制御ケーブル	正常に動作すること 緩みがないこと	分解調整 ドライバにより増締め	
差圧式 フローリレー	接点 制御ケーブル	正常に導通すること 緩みがないこと	接点の清掃 ドライバにより増締め	

表 1 の続き

機 器 名	項 目	良否の判定方法 及び基準	整備又は不具合時の 处理方法	外 形 図
スイング式 フローリレー	接点 制御ケーブル	正常に導通すること 緩みがないこと	接点の清掃 ドライバにより増締め	
温度リレー	機構部分 接点 制御ケーブル	正常に動作すること 正常に導通すること 緩みがないこと	接点の清掃 接点の清掃 ドライバにより増締め	

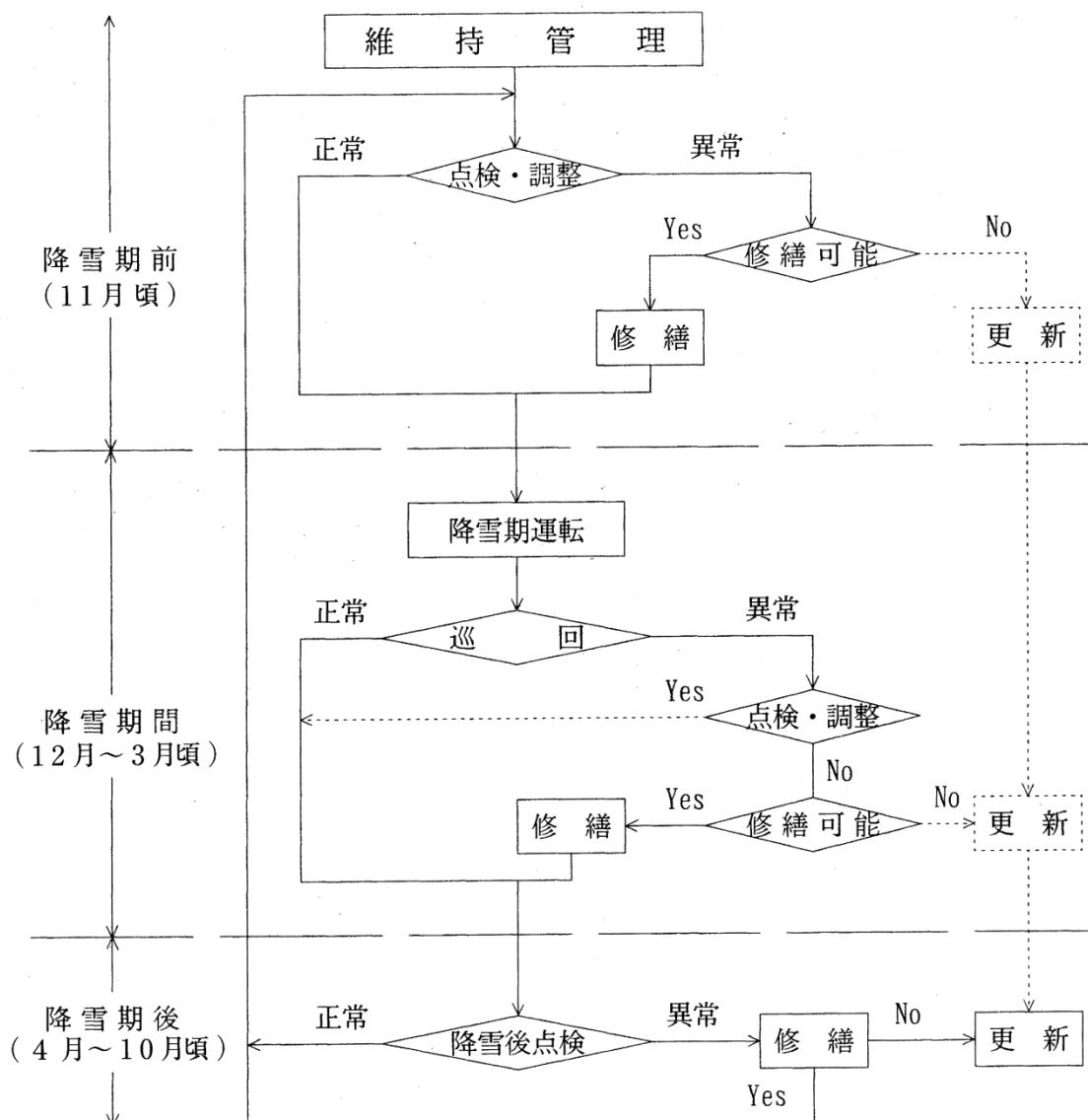
〔注〕 センサ類が「正常に動作すること」の確認方法は、模擬信号を与えればできることもあるが、模擬信号の入れ方を間違うと計器を壊す恐れもあるので、専門家の指導を受けて行うのが良い。  
 また、リレーなどが盤に組込まれた状態では「導通」の有無を確認できない場合もある。

### 3. 消融雪設備

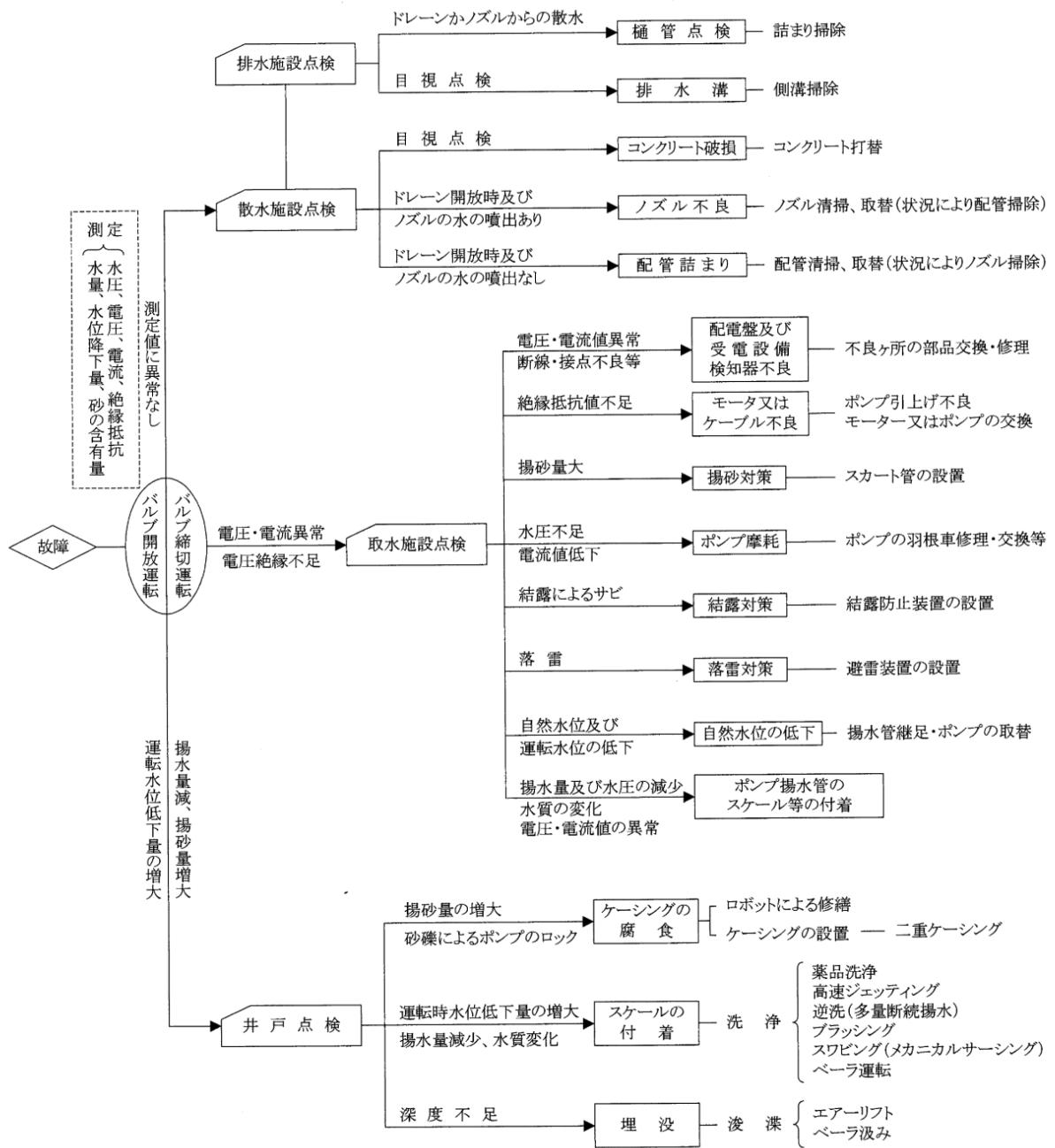
関連資料

<消融雪設備>

維持管理を行うに当っての手順フロー（参考）、及び点検・修繕の標準（参考）を以下に示す。



維持管理の手順フロー



点検・修繕の標準

## 4. 車両重量計設備

### 関連資料

#### 4-1. 本体部構造

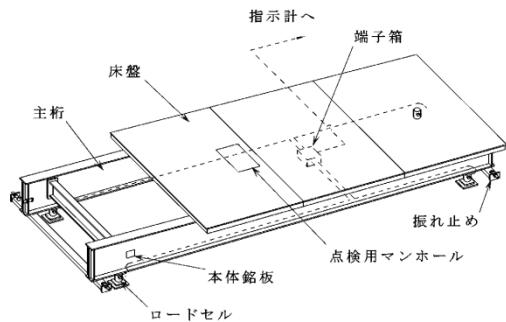
- (1) 各部名称
- (2) 載台
- (3) 振れ止め
- (4) 荷重検出部

#### 4-2. 保守及び点検

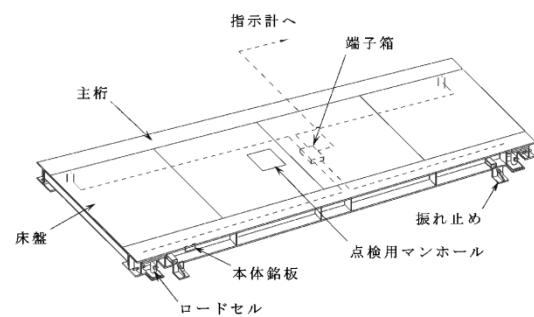
- (1) 本体部の点検
- (2) ロードセルの点検
- (3) 計量精度検査

## 4-1. 本体部構造

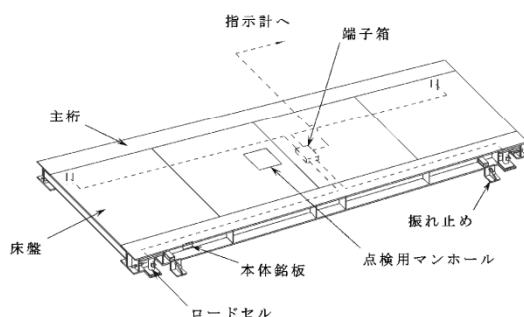
### (1) 各部名称



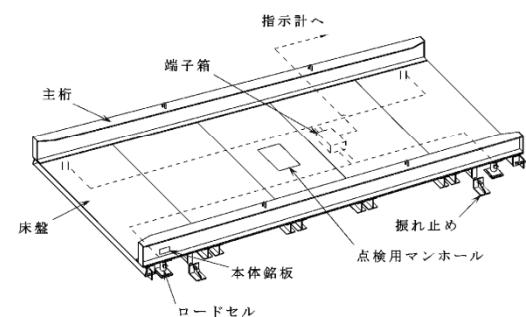
ピットタイプ



ピットレスタイプ（ガードなし）



ローピットタイプ



ピットレスガードタイプ

## (2) 載台

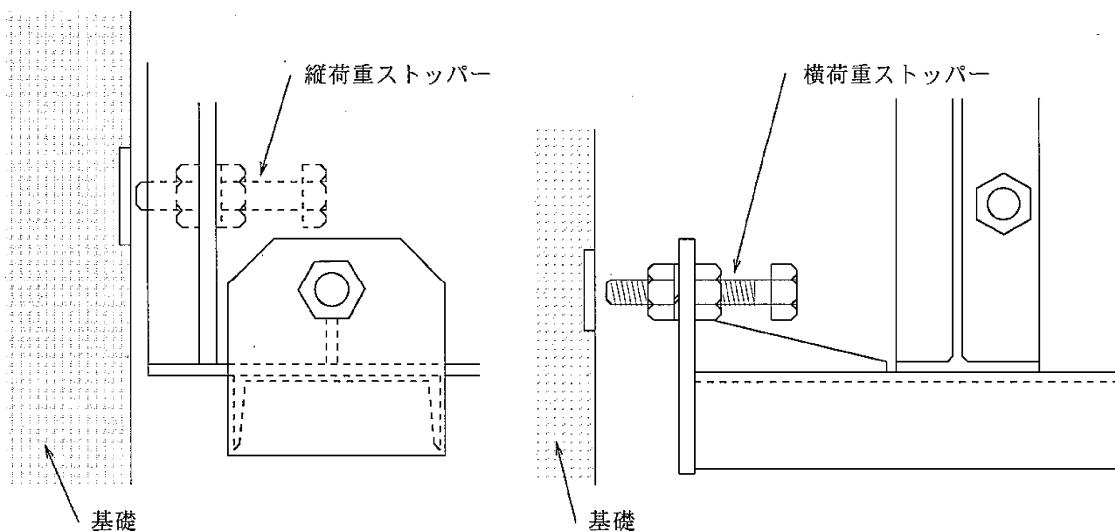
載台は、床盤、主桁、横桁等で構成され、被計量物の重量に十分耐え得る構造となっている。

上部には、点検用のマンホールを設け、下部には、荷重を検出するロードセルが取り付けられている。

## (3) 振れ止め

正確な計量を行うために、載台はフリーに保たれ、前後左右に横揺れする構造となっている。しかし、横揺れの変位量が大きいと載台が基礎内部に接触し、基礎又は載台が損傷する恐れがある。そこで、振れ止めにより、その横揺れを制限している。

ストッパー形式による振れ止めの例を示す。



#### (4) 荷重検出部

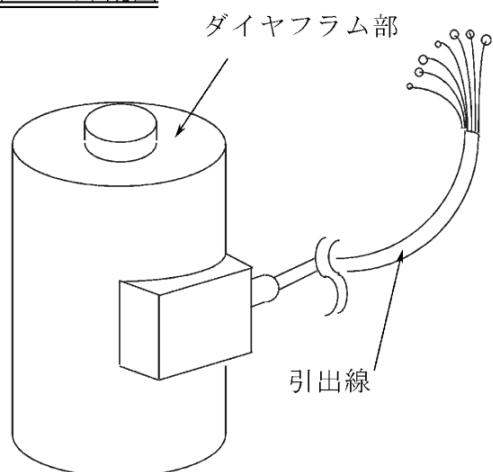
##### 1) ロードセル

ロードセルとは、荷重をその大きさに比例した電気信号に変換する変換機である。

参考にストレインゲージ式の圧縮型ロードセルを示す。

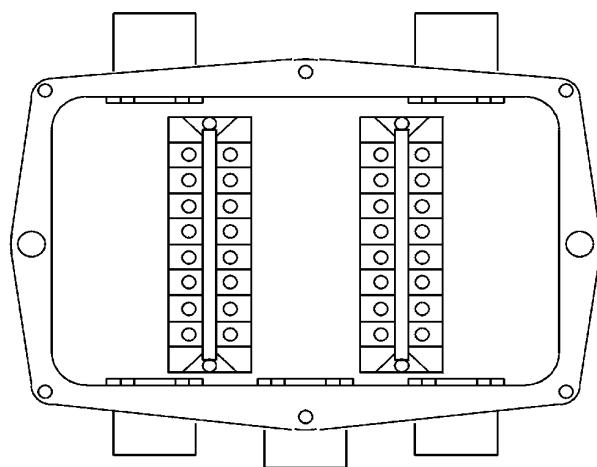
このロードセルは、トラックの乗り込みによる横揺れ等に対してロードセルに自動調芯機能持たせるため、受圧構造がダブルコンベックス方式となっている。

ロードセル外観図



##### 2) ターミナルボックス（端子箱）

これは、各ロードセルからのケーブルを 1 本にまとめるもので、各ロードセルのチェックが容易である。

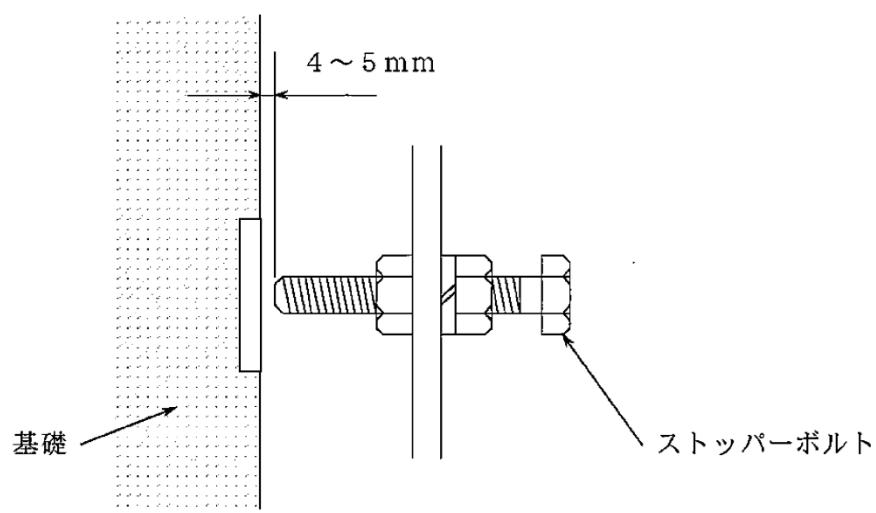


## 4 – 2. 保守及び点検

### (1) 本体部の点検

1) ストップバーの隙間は据え付け時に調整してあるが、長期間の使用により、載台の横揺れ等の原因で隙間の量が変わることがある。この場合ストップーボルトを調整して正常な状態にすること。

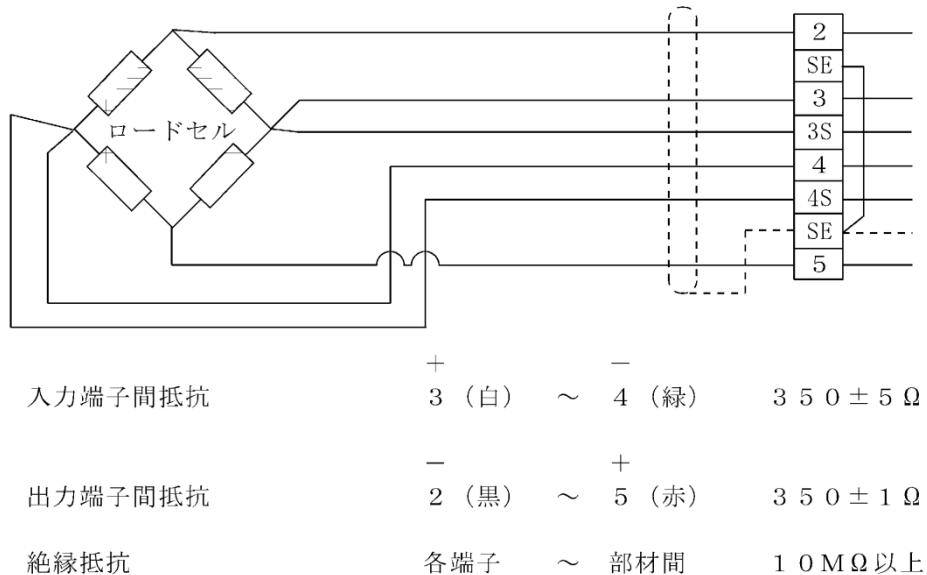
また定期点検時、ストップーボルトのネジ部にグリスを塗布すること。



ストッパーの正常な状態

## (2) ロードセル部の点検

- 1) ロードセルは不可逆ガス封入の密閉構造になっているが、長期間安定した精度維持のため、水、脂及び誇り等が直接当たらないように注意する。
- 2) ロードセルが上下受け金具に正常にはまっていることを確認する。
- 3) 表示値がちらついたり安定しない場合、周囲の環境から起こる振動によるもの他に、ロードセルの絶縁不良等も考えられる。  
この場合、載台中央のターミナルボックスの蓋を開け、各ロードセルの絶縁をチェックする。



(注) ロードセルの絶縁耐圧はDC30~50V程度であるので、絶縁抵抗測定は50V以下の測定電圧でチェックすること。メガ等の高電圧での測定は絶縁破壊のもとになるので絶対に避けること。

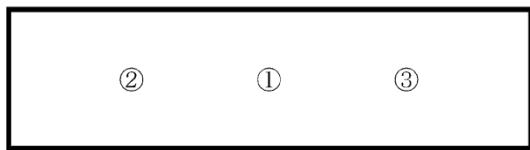
絶縁抵抗が低下すると、平衡点（ゼロ点）の移動現象が現れる。ロードセル単体で $10M\Omega$ 以下に下がったときは、修理が必要である。

## (3) 計量精度検査

以下の手順で、計量精度検査を定期的に行う。

- 1) 操作手順に従って、指示計を操作し、零点調整を行う。
- 2) 指示計の表示を確認しながら、分銅をひょう量まで積む。
- 3) スパンを確認する。
- 4) 感量分銅を積み、+1目盛を表示することを確認する。
- 5) オーバースケールを確認する。
- 6) 指示計の表示を確認しながら、分銅をひょう量の半分まで降ろす。

7) 下図のように、二隅の誤差を確認する。



8) 指示計の表示を確認しながら分銅をすべて降ろし、零点を確認する。

9) ひょう量の半分の分銅を3回載せ降ろしする。

分銅の準備が困難な場合は、トラック、重機等の重量が分かっている車両を利用して簡易的に検査する方法もある。